

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

令和5年3月9日（木）午前9時開会

1. 開 会
2. 挨拶
3. 審査事項
 - (1) 予算の概要
 - (2) 主な重点施策
 - ①総務課
 - 1 災害時避難場所の確保及び周辺整備
新規 (1) 災害時避難場所確保事業（安全安心係）
 - ②企画財政課
 - 1 災害時避難場所の確保及び周辺整備
拡充 (2) 町有施設維持管理事業（旧北小学校プール撤去等工事）（財政係）
 - ③都市建設課
 - 1 災害時避難場所の確保及び周辺整備
拡充 (3) 町単独道路整備事業（建設係）
 - 7 八間樋橋撤去
重点 (1) 八間樋橋解体撤去事業（建設係）
 - ④産業振興課
 - 2 企業誘致、商業施設誘致
重点 (1) 産業施設及び商業施設誘致促進奨励事業（誘致推進係）
 - 3 水辺の観光振興、賑わいの創出
拡充 (1) 観光振興事業（観光行事实施）（商工観光係）
 - ⑤教育委員会事務局
 - 4 体育施設修繕
拡充 (1) 小学校体育館改修事業（総務学校係）
拡充 (2) 社会体育施設管理事業（海洋センター体育館修繕）（スポーツ振興係）
 - 5 文化財整備
拡充 (1) 文化財保存活用事業（離山貝塚周辺整備）（生涯学習係）
 - ⑥福祉課
 - 6 町立保育園の一園化等の検討
拡充 (1) 子ども・子育て会議運営事業（子育て支援係）
 - ⑦健康介護課

8 高校生相当世代の医療費の無料化

拡充 (1) 福祉医療費支給事業 (保険医療係)

(3) 総務課

秘書人事係 / 行政庶務係 / 安全安心係 / 情報広報係

・ 予算説明

・ 質 疑

(4) 都市建設課

計画管理係 / 建設係

・ 予算説明

・ 質 疑

(5) その他

4. 閉 会

○出席委員 (12名)

亀 井 伝 吉	委員長	本 間 清	副委員長
小 野 田 富 康	委員	森 田 義 昭	委員
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也	委員
荒 井 英 世	委員	延 山 宗 一	委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫	委員
市 川 初 江	委員	今 村 好 市	委員

○欠席委員 (なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原 実 町 長
中 里 重 義 副 町 長
赤 坂 文 弘 教 育 長
峯 崎 浩 総 務 課 長
新 井 智 秘 書 人 事 係 長
本 田 明 子 行 政 庶 務 係 長
長 谷 見 晶 広 安 全 安 心 係 長
飯 塚 哲 也 情 報 広 報 係 長
伊 藤 良 昭 企 画 財 政 課 長
高 際 淳 至 財 政 係 長
塩 田 修 一 都 市 建 設 課 長
青 木 英 世 計 画 管 理 係 長

福	知	光	徳	建	設	係	長
橋	本	貴	弘	産	業	振	興
川	野	辺	晴	男	誘	致	推
宇	治	川	信	子	商	工	観
小	林	桂	樹	教	育	委	員
齊	藤	弘	之	総	務	学	校
根	岸	信	之	ス	ポ	ー	ツ
小	野	寺	雅	明	福	祉	課
田	子	好	美	子	育	て	支
玉	水	美	由	紀	健	康	介
栗	原	正	明	保	險	医	療

○職務のため出席した者の職氏名

荻	野	剛	史	事	務	局	長
小	野	田	裕	之	庶	務	議

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

- 荻野剛史事務局長 皆さん、おはようございます。
本日は定例会3日目、予算決算常任委員会となります。
ただいまより予算決算常任委員会を開会いたします。
-

○委員長挨拶

- 荻野剛史事務局長 初めに、亀井委員長より挨拶を申し上げます。
- 亀井伝吉委員長 改めまして、おはようございます。本委員会へ付託されました令和5年度各会計の当初予算について、本日から15日までの4日間の日程で審査を行います。
- 審査の方法でございますが、冒頭に予算の概要及び主な重点施策の審査を行い、その後に課局別の審査を行います。また、最終日の課局別の審査終了後、予算案全体に対する総括質疑を行います。
- 事業の説明につきましては、審査時間の多くを質疑に充てたいと思いますので、要点説明により簡潔にお願いいたします。また、各委員からの質疑につきましては、慣例により行いたいと思います。限られた時間ではありますが、慎重なる審査のほど、委員及び執行部の皆様、よろしくをお願いいたします。
- 荻野剛史事務局長 それでは、次第3番に移ります。
- これから審査事項につきましては、亀井委員長の進行でお願いいたします。それではお願いします。
-

○予算の概要及び主な重点施策

- 亀井伝吉委員長 審査に入る前に追加の資料がお手元に配られておりますので、よろしくお願いいたします。
- それでは、3番、審査事項、1、予算の概要、2、主な重点施策について審査を行います。
- 初めに、予算の概要について、その後主な重点施策につきまして、担当課より通しで説明をしていただき、全ての説明が終了した後に質疑を行いたいと思います。
- それでは、予算の概要から順に説明をお願いいたします。
- 伊藤企画財政課長。
- 伊藤良昭企画財政課長 それでは、私のほうからは予算案の概要についてまず説明をさせていただきたいと思います。
- 説明資料につきましては、議員皆様にお配りをしてございます、こちらのつづりを使って説明をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。これはページを、つづり一番最初に審査の日程表がございませぬけれども、私のほうからは3ページから13ページまで、こちら予算の概要と本年度の予算の編成方針について説明をさせていただきたいと思います。
- まず最初に、11ページを御覧ください。これは令和4年10月24日付、町長から各課局長宛てに予算編成方針が通知されたものでございます。
- めくっていただきますと12ページ、13ページになりますが、まず予算編成方針といたしまして、1番、経済情勢と国の予算編成の動向が記されてございます。2番目に当町の財政状況、3番目に令和5年度当初予

算編成における基本方針が示されてございます。4つ目には町長の基本政策として、新年度予算計上について重点的に検討する事項が示されてございます。5番目といたしましては、その他全般的な事項について示されてございまして、この予算編成方針を基に2月の中旬まで各課、検討を行い、財政担当のヒアリング、町長ヒアリングを重ねまして予算編成を行ったものでございます。

その結果ですが、予算の概要について3ページから説明をさせていただきたいと思っております。3ページには、予算案の概要について示されてございますが、町長初日の施政方針においても申し上げているところでございますが、改めて概要について説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。こちらは会計別の予算規模でございます。一般会計及び特別会計の合計は9億8,535万7,000円となりまして、令和4年度と比べて3.4%、約3億4,000万円の減となりました。一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計が令和4年度当初予算と比べて減少、後期高齢者医療特別会計、下水道特別会計が増加している状況となります。

6ページ、7ページをお願いいたします。一般会計の歳入歳出の状況でございます。一般会計については、令和4年度比4.1%、2億5,200万円の減、58億3,000万円といたしました。歳入区分の1行目、町税につきましては、法人町民税が堅調でございまして、固定資産税も増額が見込めることから、4.5%、8,764万2,000円の増、20億4,792万1,000円で過去最大となりました。令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響から経済が縮小傾向になり、税収が減少するものという見込みもしてございましたが、令和5年度につきましては、国の税収見込みなどを参考にした結果、全体的に増加というふうに見込みをいたしました。

町税の下の行、地方譲与税から地方交付税までにおきましては、国の財政計画の数値と過去の歳入額、これを基に算出をしております。増加が多い状況となっております。地方交付税は4.9%、6,000万円の増、12億8,000万円を見込みました。

その下、分担金、また国庫支出金、県支出金など特定の事業に対する歳入につきましては、事業費の増減、この影響を受けることとなりますので、緊急避難場所整備事業の減少によりまして、国庫支出金は23%、1億5,506万9,000円の減、5億2,023万4,000円といたしました。

町債につきましては、事業費の減少により減っているほか、臨時財政対策債、こちらも国の見込みに合わせて減少させたことから、68.1%、2億7,200万円の減、1億2,720万円というふうに見込んでございます。

歳入につきましては、10ページを御覧いただきますと、主要・重点施策が並んでございますが、そちらの災害時の緊急避難場所の確保と周辺整備、また既存施設の修繕、維持管理、町の魅力を高める観光振興や文化財の整備のほか、国や県の施策でございます新型コロナウイルスワクチン関連、また医療費の無料化の拡大など、周辺自治体と住民サービスの格差が生じないよう事業の効果を検討、精査いたしまして、予算化をしたところでございます。

8ページにつきましては、性質別の歳出の状況でございますが、大規模な緊急避難場所の整備、こちらの終了によりまして、普通建設費、こちら大きく減少したものの、原油をはじめといたします物価高騰の影響によりまして、光熱水費を含む物件費が増加、施設の維持修繕費、こちらも増加している状況でございます。人口減少、少子化の影響などにより扶助費は減少、また人件費、公債費も減少している状況となります。

9ページを御覧ください。こちら一般会計地方債現在高の状況でございます。返済額が借入額を上回ることから、約2億9,000万円減少するものと見込みました。

その下、一般会計積立金残高の状況につきましては、当初予算の歳入の部で約5億1,700万円を基金から繰り入れることによりまして、減少する見込みとさせていただきますけれども、令和4年度の決算余剰金による積立でも生じるということが予想されます。極端な減少にはならないものというふうには見込んでございます。

10ページにつきましては、主要・重点施策となります。このうち新規重点事業につきましては、この後各担当課のほうからご説明を申し上げます。

以上、予算の概要について説明とさせていただきます。

○亀井伝吉委員長 総務課、峯崎課長。

○峯崎 浩総務課長 それでは、続きまして総務課より、重点事業、災害時避難場所確保事業についてご説明申し上げます。

新規事業であります災害時避難場所確保事業についてご説明申し上げます。現在、正副議長、常任委員長にも委員として入っていただき検討を進めております洪水時住民避難計画におきましては、住民の命を守ることに加え、生活に必要不可欠である貴重な財産である車を守るための避難計画とするものでありまして、北地区及び西地区の方は北の避難所へ、東地区及び南地区の方は東の避難場所へ1世帯1台の車の駐車場を確保することとしております。限られた避難スペースであり、避難想定台数を確保するため、全ての避難場所において駐車区画以外に通路部分まで使用する計画でございますが、北の避難場所においては、同じく新規事業として挙げられている旧北小学校プール撤去等工事を実施し、避難スペースを拡充しても、なお収容率は全体で超過いたしている状況となっております。また、東の避難場所においては、公共施設以外にも12区の各集会所を借用しなければ確保できないため、さらなる避難場所の確保が必要となることから、今回この事業を進めるものでございます。

内容としましては、北部公民館の東側の敷地でございますが、北部公民館東の事業予定地につきましては、約1,300平方メートル、2名の地権者がおり、買収を行い、事業地を確保していく考えでございます。地権者には、事業の目的、予定地となったことについては、おおむね現在理解を得ているところでございます。今後、本格的な交渉を進めるに当たり、現在不動産鑑定を進めている状況となっております。事業計画でございますが、駐車区画42台、通路分18台、計60台の駐車を予定をいたしており、砂利の駐車場としての整備を考えております。工事費300万円、用地購入費700万円を見込んでいるところでございます。

もう一つ、東の共盛集会所の事業予定地でございます。共盛集会所の事業予定地につきましては、約1,400平米ありまして、共有名義の土地で行政区と墓地管理組合が管理しているところでございます。行政区及び墓地管理組合とは、事業の目的、予定地となったことについては、おおむね理解を得ているところでございまして、整備後においては平常時は行政区の管理、非常時には避難場所として利用できるよう、覚書等を締結していく予定、考えております。事業の内容、計画ですが、駐車区画57台、通路部で18台、合計75台の駐車を予定し、北部公民館東の事業予定地と同様、砂利の駐車場としての整備を考えております。工事費として350万円を見込んでいるところでございます。

以上、災害時避難場所確保事業についての説明を終わりたいと思います。

○亀井伝吉委員長 次に、伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 それでは、議員の皆様、予算審査資料の19ページをお開きいただきたいと思いま

す。あわせまして、本日資料として配付させていただきました、カラー印刷 1 枚物をちょっとお手元に用意していただければと思います。

企画財政課からは、災害時避難場所の確保及び周辺整備のうち町有施設の維持管理事業、内容的には旧北小学校プール撤去等工事について説明をさせていただきます。19ページの歳出の見積書です。事業名称といたしましては、右上に町有施設管理事業となっております。このうち北小学校のプールの撤去工事につきましては、21ページを御覧いただきたいと思ひます。21ページ、12節の委託料がございますが、01番といたしまして建設事業委託料、旧北小学校プール撤去等工事設計監理委託料200万円を計上いたしました。

23ページを御覧いただきたいと思ひます。こちらと同じく委託料でございますけれども、ちょうど上の段、5行目ぐらいです。旧北小学校樹木伐採委託料150万円を見込んでございます。

一番下でございますが、14節の工事請負費でございます。ちょっとページがまたがっておりますので、次のページを御覧ください。24ページになります。上から2行目です。旧北小学校プール撤去等工事費ということで3,000万円を見込んでございます。カラーの印刷を御覧いただきたいと思ひますけれども、北小学校の校庭の南側、西側になりますけれども、プールがございます。その左側には空き地がございますが、高木が植栽されている状況になります。まず、樹木の伐採ということで、大型の樹木につきましてはヒマラヤスギ、また桜がございます。こちらについては伐採、抜根を予定したいと。中低木約20本ございます。そのほか校庭に植樹されております桜の木等がございますが、大きく伸び切った枝等については剪定をしていきたいというふうにも考えてございます。解体につきましては、プールが低学年用、中高学年用というふうに分かれてございます。付属の建物といたしましては、ポンプ小屋、トイレがあそこがございます。あわせまして、周辺の施設といたしまして、フェンス、また魚類観察池がございますが、こちらのほうも解体、撤去したいと思ひます。あわせまして、最終的には避難場所といたしまして、車が入ってこれるといふような整備に結びつけるために、校庭東側等に遊具がございますが、この辺につきましては避難路等の整備に併せまして障害になるもの、また十分に管理できない、今後利用の見込みがない遊具については撤去、それも想定をさせていただきます。抜根、整地につきましては、赤い線で囲ってある部分が約3,500平米ございます。そのうちプールの敷地が約1,300平米となっております。

以上、雑駁ですが、説明とさせていただきます。

○亀井伝吉委員長 塩田都市建設課長。

○塩田修一都市建設課長 お世話になります。都市建設課より災害避難場所確保及び周辺整備の拡充事業としまして、町単独整備事業についてご説明申し上げます。

歳出見積書の25ページをお願いいたします。令和5年度単独道路整備事業の歳出予算につきましては、1億3,058万円を計上させていただいております。前年度当初の歳出予算に対しまして3,185万円の増額となっております。増額分につきましては、工事請負費及び物件補償費が主に増額となっております。

単独道路整備事業の主な事業につきましてご説明申し上げます。事業箇所をまとめました位置図を用意させていただきましたので、そちらも併せて御覧いただきたいと思ひます。歳出見積書26ページをお願いいたします。中段がございます、12節用地調査設計業務委託料につきまして、位置図の1ページがございます町道1130号線、岩田地内、町道6024号線、大曲地内、位置図2ページにあります町道7090号線、ほか西岡地内の継続路線3路線におきまして、道路詳細設計業務委託を実施する計画でございます。

また、災害時避難場所の確保及び周辺整備拡充事業としまして、位置図2ページにあります町道7174号線、3ページにあります町道7178号線が北地区緊急避難地へのアクセス道路といたしまして、また同じく3ページにあります町道7185号線が北小学校校庭へのアクセス道路としまして、測量設計業務委託を実施する計画でございます。この3路線につきましては、令和5年度内での用地補償契約の締結完了を目指し、緊急避難地へのアクセス道路強化対策として積極的に進め、早期完成を目指す計画としております。

次に、歳出見積書27ページをお願いします。上段にあります14節道路整備工事費におきまして、位置図4ページにあります町道2362号線、下五箇地内の路盤までの拡幅整備工事を実施する計画でございます。同じく4ページ、町道3171号線、海老瀬地内、5ページの町道1272号線、板倉地内、町道1328号線、岩田地内、6ページの町道2179号線、大高鳴地内、町道3128号線、海老瀬地内、7ページの1186号線、板倉地内の6路線につきましては、舗装までの工事を完了し、完成する計画としております。7ページにあります町道4121号線につきましては、東地区の緊急避難地へのアクセス向上を目指し、隅切り部の拡幅工事を実施する計画でございます。

次に、歳出見積書28ページをお願いいたします。21節物件補償費におきまして、緊急避難地へのアクセス道路を含む6路線の個人物件の移転、撤去等の補償、2路線につきましては電柱等の移転補償を実施する計画でございます。

以上で単独道路整備事業の説明を終わらせていただきます。

続きまして、7の重点事業、八間樋橋解体撤去事業についてご説明申し上げます。歳出見積書51ページをお願いいたします。令和5年度の八間樋橋解体撤去事業の歳出予算は6,000万円でございます。前年度当初予算の歳出予算と同額でございます。八間樋橋解体撤去事業につきましては、令和4年度より3か年事業として着手しており、2年目の事業となります。今年度の1年目に実施した撤去工事は、上部工の床板や橋桁等の撤去と下部工分の橋脚6本ある中の5本の地面より上に露出している部分の撤去工事を実施いたしました。令和5年度では、地中内に存在する右岸側の橋台と、右岸側と河道内にある橋脚4本の撤去と併せまして河川管理者からの指示深さまでの基礎杭の撤去を計画しております。3年目となります令和6年度において撤去完了となる計画でございます。八間樋橋解体撤去工事につきましては、国庫補助事業である道路メンテナンス補助事業の認可を受けており、事業費に対する55%の補助を受け実施しております。

以上で八間樋橋解体撤去事業の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございました。

続きまして、橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 お世話になります。産業振興課からです。産業振興課からにつきましては、2事業を説明させていただきたいと思っております。産業施設及び商業施設誘致促進奨励事業と観光振興事業である観光行事実施内容についてご説明をしたいと思います。

まず初めに、予算書の29ページのほうをお開きください。産業施設及び商業施設誘致促進奨励事業についてでございます。本年度予算額につきましては3,285万円で、前年度592万円の増額となっております。内訳としますと、30ページを御覧いただきますと、主なものですけれども、産業施設の立地促進奨励金ということで、支払う企業の名前が入っていると思うのですけれども、令和5年度につきましては一応8社が該当になっております。その中で増減したものの理由なのですけれども、主なものですけれども、イートアンドフ

ーズの第三工場が稼働したということで、償却資産とか建物の奨励金が増加したと、それと一番下の部分のシーピー化成がオフィスと倉庫が稼働を開始したことによる増でございます。令和4年、今年度までに奨励金の交付が終了した企業につきましては3社でございます。来年度から交付を予定する企業については、先ほどのシーピー化成さんになっておるところでございます。

30ページの一番下の部分ですけれども、商業施設立地促進奨励金ということでトライアルの部分があるのですけれども、これは前年とほぼほぼ変わらないような状況なのですけれども、トライアルにつきましては、一応令和5年度が最終年ということになっております。

産業施設については、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきたいと思います。

続いて、観光振興事業の観光行事実施内容についてなのですけれども、観光振興事業の予算的には206万7,000円という予算を計上させてもらっているわけなのですけれども、そのうち新たな事業として、観光行事実施ということで100万円を一応予算立てさせてもらったのですけれども、その説明のほうをさせていただきたいと思います。

見積書の34ページの下の方の2つを見ていただきますと、12節の委託料で50万円、それと13節の使用料及び賃借料で50万円を取って、それで合計100万円となっております。この100万円の中で何をやるかということなのですけれども、昨日の荒井議員さんの中の一般質問でちょっと観光ツアーをという話があったわけなのですけれども、町長と企画財政課、それと産業振興課のほうでいろいろ検討した中で、板倉町の魅力発見をするような観光バスツアーを実施しようということで今計画をし、募集をかけているところでございます。

実施する日取りなのですけれども、令和5年5月3日、雷電様が、一応例大祭が始まる日に合わせて観光のバスツアーをしようという形で考えております。募集人員なのですけれども、一応観光バスを借り上げるということで、1台約30名ほどの募集人員を予定しております。参加費については一応3,000円ということで、これについてはお昼代とか、あとちょっとコースの中で揚舟に乗っけるとか、そういったことを考えておりますので、そういった負担金を考えております。

このバスツアーの目的なのですけれども、関東どまんなかサミット会議の関連自治体の住民を対象に、今回1回目のバスツアーを行いたいというふうに思っております。当然その参加者の対象なのですけれども、関東どまんなかサミット会議関連の自治体である4市1町に居住している方が対象となります。古河市、小山市、栃木市、加須市、それと野木町の居住している方が一応対象という形になります。

ツアーのコースなのですけれども、まず渡良瀬遊水地のほうの見学をさせていただくことと、その後三県境を見学をすると、その後ちょっとお昼を食べまして、イチゴの施設見学及び試食、季楽里の西側にあるグリーンファームというイチゴのハウスのところを視察すると、その後雷電様の例大祭を見学していただきながら、ご祈祷もちょっと今検討しているところでございます。それが終わったら揚舟体験ということで、いつもの揚舟だと1時間のフルコースなのですけれども、その揚舟をちょっと時間を短くして20分ぐらいで全員を乗っけてしまおうという企画に今考えているところでございます。この揚舟が終わったら、南地区の高鳥天満宮で天井の絵の見学をしながら一応解散をするということで、1日の観光バスツアーを計画しているところでございます。これに充てる経費が100万円ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、産業振興課からの説明を終わりにしたいと思います。よろしくお願ひします。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。

続きまして、小林教育委員会事務局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 それでは、続きまして、教育委員会事務局より令和5年度の主な重点施策であります、小学校体育館改修事業、社会体育施設管理事業、海洋センター体育館修繕、文化財保存活用事業、離山貝塚周辺整備の3事業につきまして、続けて説明をさせていただきます。

初めに、小学校体育館改修事業でございます。見積書につきましては、37ページからとなります。小学校体育館改修事業につきましては、老朽化しています東小学校、西小学校の両体育館を改修するもので、令和4年度から令和10年度までの7か年をかけまして、改修、整備を行うものでございます。令和5年度につきましては、令和4年度に設計業務を実施いたしました東小学校体育館の屋根及び外壁の改修工事、また令和6年度に実施を予定しております西小学校体育館の屋根・外壁改修工事の設計業務を行うものでございます。

予算書の38ページを御覧になっていただきたいと思います。まず、建設事業委託料の1段目でございます。西小学校体育館屋根・外壁改修工事設計業務委託料として284万9,000円の計上でございます。2段目が東小学校体育館屋根・外壁改修工事監理業務の委託料で114万4,000円でございます。

次に、工事請負費ですが、東小学校体育館屋根改修工事請負費といたしまして、2,556万4,000円の計上でございます。

小学校体育館事業につきましては以上となっております。

次に、社会体育施設管理事業、海洋センター体育館修繕につきましてご説明申し上げます。見積書は39ページからとなります。社会体育施設管理事業、海洋センター体育館修繕につきましては、この海洋センター体育館が昭和58年に竣工以来、40年を経過いたしております、雨漏りをはじめ、外壁や室内の塗装、トイレなど各所に老朽化が進んでいることから、令和5年度に改修工事設計業務を実施いたしまして、令和6年度に改修工事の実施を計画をしているところでございます。

見積書の41ページをお願いいたします。中段の委託料の1段目になります。令和5年度の当初予算といたしましては、この海洋センター体育館改修工事設計業務委託費といたしまして、200万円の計上でございます。なお、この改修の事業につきましては、B&G財団の地域海洋センター修繕助成事業、これを活用いたしまして、改修工事費の50%の助成をいただきまして実施をしたいということで計画をしております。

次に、文化財保存活用事業、離山貝塚周辺整備につきましてご説明申し上げます。見積書につきましては、45ページをお願いいたします。この離山貝塚につきましては、現在大字海老瀬地内にございますが、縄文時代には東京湾の海岸線が現在の海老瀬付近までであったということから、当時の縄文人が使わなくなった炉穴、火を起こした穴でございますが、その炉穴に食糧であったヤマトシジミ等の貝類や土器等を投棄した遺跡でございます。町の重要文化財に指定をしております。この離山貝塚につきましては、群馬県内では板倉町のみで確認されている大変貴重な遺跡でございますが、現在の状況は雑木や雑草が生い茂っておりまして、この貴重な遺跡を確認することが難しい状況になっております。また、この貝塚を目的に訪れました見学者に対しましても、周辺に案内看板等がないということから、見過ごされてしまうという状況になっております。このため、令和5年度において案内板の設置や貝塚へアクセスする歩道の整備を行いまして、離山貝塚に多くの方々が訪れていただけるよう整備を行うものでございます。

見積書につきましては、47ページをお願いいたします。まず、12節委託料の3段目でございます。離山貝塚管理委託料といたしまして、まず樹木剪定費40万円、雑草等維持管理費10万円、合わせて50万円の計上でございます。

その下、工事請負費でございますが、2段目、離山貝塚整備工事費といたしまして、190万円を計上しております。

以上で説明とさせていただきます。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。

続きまして、小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 お世話になります。福祉課の新規重点事業につきましては、町立保育園の一園化等の検討でございます。

予算では49ページをお願いします。予算につきましては、子ども・子育て会議の運営事業の拡充ということで、通常2回実施していることから、4回への委員報酬の増となっています。これは、保育園の今後について検討していく中で、子育て会議の委員の意見が必要となった場合の予算措置でございまして、実際には町立保育園の今後の在り方について、あらゆる面から令和5年度については検討していきたいというふうに考えております。具体的な検討につきましては、今のところまだ決まっていることはないのですが、考えられる範囲であらゆる検討を加えていきたいというふうな考えとなっています。

説明は以上です。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。

続きまして、玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 よろしくをお願いいたします。資料は53ページからになります。健康介護課からは、福祉医療の拡充部分についてのご説明になります。

まず、福祉医療でございますが、保険診療の自己負担分を助成するものでございまして、通常7割が保険から給付され、自己負担が3割となりますが、この3割部分を公費で負担するものでございます。今回子育て支援、あるいは移住促進といった目的を含めまして、県内でも多くの市町村が取り組む事業になりました。町といたしましても、子供の福祉医療につきまして対象の拡大を図るものでございます。これまでは中学生までの通院、入院費を、またそれに加えまして、町単独事業として入院についてのみ高校生相当まで給付してまいりましたが、今回は新年度より通院につきましても高校生相当世代まで給付することといたしました。昨年より条例改正やシステム改修に係る補正予算などご審議いただいたところでございます。現在、新たな対象となる高校生相当の方々への申請を受け付け、4月1日から利用する受給券を交付する準備を進めております。予算につきましては、福祉医療の総額が1億1,727万円でございます。前年度比654万9,000円の増額になります。このうち高校生相当世代の医療費といたしましては、約900万円と見込んでおります。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井委員。

○荒井英世委員 教育委員会なのですけれども、文化財整備、離山貝塚周辺の整備なのですけれども、先ほ

どの説明の中で整備工事費190万円ですか、計上してあるのですけれども、その説明の中で歩道、それから看板の設置ということなのですけれども、以前遊歩道ということをちょっとお聞きしたのですけれども、その歩道は離山の西の部分に予定しているのですか。まず、そこをお聞きします。

○亀井伝吉委員長 小林教育委員会事務局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 それでは、ただいま荒井委員さんからのご質問にお答えしたいと思います。

遊歩道というような前に説明したかと思うのですが、実際に今回計画してきております歩道につきましては、ここを周遊するような歩道ではなく、貝塚までのアクセスをするというような形になっておりますので、あえて歩道というふうに申し上げたのですが、その整備の位置につきましては、現在離山貝塚の、離山公園の坂を登っていったすぐ左側に離山貝塚という案内看板が設置してございますが、その西側といいますか、奥が貝塚の本体になるわけなのですが、そこがやぶや雑木に覆われて全く中が確認できないというような状況になっておりますので、その看板の脇あたりから雑木を刈り払いいたしまして、約20メートルから25メートルぐらい奥に入っただいて、その入っただいた奥がこんもりと山になっておりまして、その山がおおむね貝塚のある、埋蔵されている地点となっておりますので、その山の手前のところまで歩道を整備をして、そこまでアクセスしていただくというような形で考えているものでございます。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 今看板が立っていますよね。それから西の方面にちょっと行きますよね、貝塚がありますけれども、気をつけてほしいのは、要するに埋蔵文化財包蔵地ですから、貝塚の。その辺をいろいろ注意してほしいのですけれども、私もちょっと見たのですけれども、雑木がいっぱいあります。それは当然伐採するでしょうけれども、そこで例えば整備計画案をこれからつくっていくのでしょうか、遊歩道とか、その辺を中心に。それをつくる際の例えばスタッフではないけれども、やはり専門の、例えば考古の専門とか植物の専門とか、例えば雑木の中でも貴重なものってありますよね、あそこの離山付近は。だから、その辺はスタッフをある程度集めて計画案をつくっていったのがいいのではないかと思うのです。今文化財調査員が3名いますけれども、そういった3名というのはどういった専門の方が今委嘱しているのですか。

○亀井伝吉委員長 小林教育委員会事務局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 文化財調査員につきましては、植物であったりとか、考古学といいますか、文化財の専門家を委嘱をしております。それから、今回の工事場所が埋蔵文化財の包蔵地になっておりますので、むやみに地面を掘り返したりということはできないというのは当然承知をしております。そのために、あくまでも必要最小限の歩道の部分だけの雑木、雑草の処理といいますか、刈り払いを行いまして、実際の歩道につきましてもコンクリートの柵板を上置いていっただけ。ですから、掘ったり形状を変更することなく、コンクリート柵板、コンクリート板を並べていって上に置くだけで作っていかうというふうに考えておりますし、また両脇に柵も考えているのですが、それも打ち込むということはしないで、下におもりをつけた、上に木の支柱があって、それを並べていって柵にするというような形で、現状を極力変更しないようにということで、工事の整備のほうは考えているところでございます。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 現地を見ますと、あそこの例えば歩道を造る場合にしても、南と北はかなりの斜面になっています。当然真ん中に歩道を造ったとしても、その辺のうまく柵を作らないと下へ危険がありますよね。

その辺で案をつくる段階で、例えば雑木の伐採とかいろいろ当然ある程度整備するでしょうから、先ほどおっしゃった文化財調査員、その中に植物なんかの専門の先生いるわけですよね。その先生に参考でもいいから、参考意見でも伺って進めていったのがいいのかなという感じするのですけれども、その辺はどうなのですか。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 参考にすべき意見だとは思いますが。本来そのために例えば文化財の調査員とかいらっしゃるわけですから、ですが今話していることは、まさにほとんどいじらないと、極端に言うと言進んでいく目的に奥へ、要は山の中へ入って行って、今でもかき分ければ入っていけるので、ただそれだと、ですから幅2メートルぐらいに、目的地奥に20メートルぐらい、その先に丸くか四角か、ちょこっと回って出てこられるというような、そんなイメージの計画をしています。それに差し当たって当たるのは、俗に言うシノダケのぶつかる所をちょっと刈り払わせていただくと、地上部を。それから、雑木といっても根元から恐らく倒すものは、本当のいわゆる歩いて入るのに邪魔になる程度のもので、それも二、三本かな、全く我々が見て影響もないだろうと、あと頭にちょっとかかって、せつかく入る方が頭をどかして入ってもひっかかって乱れてはしようがないから、それらの雑枝を何本か刈り払う程度で十分対応できるのかなと、全て埋蔵文化財ですから、先ほどの小林君からの説明のとおり、杭一本打てないということも踏まえ、あるいは土一ついじれないという前提も含め、それは表面を頼んだ業者さんが、それを前提に頼みますからですが、もちろん例えば入って行って1メートルの約40センチぐらいの、俗に言う畦畔ブロックを平に並べて往路復路とすると、真ん中が50センチか70センチになるか、2メートル、90の45の40の幅が往路復路ですから、その1メートルを20メートルでいけば、計算上は20枚ということですから、ただその1枚の板が平らにがたがたしないように押さえるという程度の表面の地ならしというか、ならずことは十分やらなくてはならないと思うのですけれども、そういったことだけで、その両端を笹が出ていますから、笹が目に入ったりできればないようにということと、これから中にはそこへは入らないようにということも含めての杭を先ほど言ったように、本来なら杭を打って、そこへロープを多少垂らしながら、あるいはぴんっと張りながら2段にでも通して杭にという方法も考えるが、それもやむを得ないので、洗濯の物干しみたいに下へあれしたブロックをつけて、コンクリをつけて、それを1メートル置きに2尺とか3尺の杭を穴を空けたもの、そこにロープを通していくというような形で、基本的には注意すべきことは一切注意をしながら、だからもちろんそういう計画で文化財の先生方にも話はしてもいいと思います。それで見たいと思ったら見てもいいと思いますが、極端に言うと言今まで例えば水郷公園の、過去荒井君がこの場所は重要な場所だからと言って、でもそんな場所も何百万円かけたか知らないけれども、野焼きで燃してしまったり、タチスミレだっけ、あそこはあったけれども、既に多分ないと思いますけれども、何か行おうとすると、ある意味で強いブレーキがかかる場合もありますので、町の私としては責任者として、そういう意味で一切の現状に結果が大きな左右するようなものが出ないということを含めて、教育長あるいは副町長も含め、担当課長も局長も含めて判断をした上での工事ということで進めたいということで、実はもう既に水面下で発注の動きをしております、額が小さいですから、ちゃんとした入札方式なんかでやると、重機を入れたり大変な大騒ぎになって、大騒ぎになるのは別に構わないのですけれども、非常にお金が高くとくと、それだけの簡単な整備でも。ということで、いずれにしても地元の業者さん、いわゆる100万円か200万円以下の中小企業、建設業に登録し

てあるような業者さんに見積りを取っていただいて一番安いところに、ほとんど簡単な一番超小型の、あれはブルと言ってもいいかどうか、ユンボの小さいやつか、せいぜいそんなものか、あとは手作業でやっていただくような形になると思ひまして、そんな計画をしているものでございます。

その他看板が2か所か3か所、おおむね平地を真っすぐ西に移動すると、忠霊塔の広場へ上がっていく道だから、それを右に行くと忠霊塔の広場になりますし、境があるわけですが、そこを左の山の中へちょっと入っていただいて、貝塚といってもどこだか分からないと、全くそういうことでせつかくの群馬県で1か所か2か所の貝塚の観光、観光的に使えるような名所をもう少し目に具体的にさらすことができないか。過去私も写真等で貝塚のいわゆる地層、これは荒井委員も見たことあると思うのだけれども、そういうものをどこへ行けばこれが見えるのって、だけれども現状としては全く見えないのだそうです、風化をしたのといろいろで。ですから、少なくともここから先のこの下へという埋まっているという探知機で精査したものの写真を一番直近が2メートルの4メートルぐらいの看板を立てて、それに文章と写真とを含めてあれするとか、何か所か立てながら現場への誘導と、あとは横穴の墓だけ。

〔「横穴墓」と言う人あり〕

○栗原 実町長 横穴墓についても、だから急勾配を上がってそこへ行くというイメージではありません。上の平らなところを奥へちょっと入って、それも手前にシノダケが生えていなければ、そこをちょっと刈り払うぐらいで、何も手を加えないほうがいだろうということも言ったのですけれども、でも落ち葉がこんなに積もっているわけですから、そこらはちょっと鎮圧して、その上を人が歩くだけの畦畔と、その畦畔も含めて今ほかの課で土地改良を進めていて、畦畔ブロックが山のようにではないですが、ありますので、それを一面表に出る面だけ表せて、だから捨てるのはごみ、そういった有効利用も含めてということで、中には観光客に見せる場所だから、そういったものは新品を使っても1万1,500円かそこらで、これは小林コンクリに聞いたら、もとは作っていたというのだから、そしたらそんなものだったけれども、でも片やそういうふうにいっぱい廃物もあるということも含め、廃物でもいいものを汚れを落として並べていただくというふうなことで、おおむねその工事がどのぐらいなのだから、六、七十万円ぐらい。

〔「そのぐらい」と言う人あり〕

○栗原 実町長 みたいな形で一応見積りは上がってきておりますが、その他が看板とかいろいろなものとなっております。ぜひあそこの地元の飯塚、直接は関係ないですけれども、釣堀、あそこの人の池など年に3回ぐらい来るのですが、まさに貴重な場所を訪ねてくるけれども、どこからどういうふうになって、上に上がっても小さい看板が1つあるだけで、何をやっているのだ、教育委員会はというようなことを何回も指摘をされておまして、個人に指摘をされたからやるとか、そういうものではないのですが、群馬県で幾つかだけしかないそのうちの最もそういう場所であるということできれば観光とか周遊コースとかの中に入れるにもということで、そういう意味でも簡単な整備を考えているということでもあります。一応文化、そういう方にもちょっと話をして、幾らかかってもいいでしょう、でもやるということです。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 要望というか、提案というか、進めるに当たって先ほどの文化財調査員3名、できるだけ参考意見をお聞きになったほうがいいと思います。

それから、先ほど町長から出ましたけれども、周辺、例えば道路のすぐ左側、シノダケかなりありますよ

ね。だから、あの辺は、いろんな金額的な問題もあるでしょうけれども、シノダケをある程度整備していくと、切ったりすれば、横穴って大体真ん中辺りですよ、こうって。だから、そのちょっと端のほうですけども、シノダケを整備したりすれば、ある程度全体のあれが見えてくるのではないかという感じがするのですけれども、その辺を踏まえてやっていただきたいと思います。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 取りあえずまずは個人の松本家の所有地でもありまして、もう1年先にかかって交渉させていただいておりまして、今まではニュータウンの駅のほうから飯塚、釣堀屋さんのほうへ行くあの道があるでしょう、南側が田んぼで。あれに対して今言っても、時とすると雨でも降るとシノダケがかぶさってしまうような状況なのです。それを年間で文化財の管理料になっているのか何だか分かりませんが、個人の所有者に対しては2万円という非常に少額で、それを多額にするわけにもいかないんで、雪が降ったり雨が降ったときに倒れてしまう、あるいは車で通行するのに上のほうががらがら擦ったりするような状況にならないような管理をその場所につき、個人の土地ではあるのだけれども、片や町が指定をして文化財という形でカウントしているわけですから、その管理は、ただその道に対して片方左側が山になるわけですから、そこをきれいに刈り払ってしまうとかというと、中は確かによく見えるようになるのですが、洗われて崩れるとか、それは向こうの忠霊塔のほうで一生懸命やっていた別のグループもいるわけです、ヒガンバナの。これに対して切り過ぎだとか、いろんな批判も出ているのです。それをやる前にどちらの意見もまともなところもあるし、やはり聞くべきところもあるので、折衷案を含めて、現状をあまりいじらないようにということも含めて開発を進めたい。だから、開発と言えるのかどうか分かりません。開発ではなくて、もっと見学をしやすい簡単なちょっといじるといって承知していただければと、図面はあるので、しっかりと図面を。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 おはようございます。針ヶ谷です。よろしく願いをいたします。総務課の災害時避難場所確保事業につきまして質問をさせていただきたいと思います。

今回西岡地区と海老瀬地区のが一応完成を見て、今避難計画掲げているわけですけども、話の中でも台数に余裕がない、あるいは足りないということで今回の事業かなと思います。ただ、この新たな事業に関しては、集会所、公民館周辺ですので、開発した後管理きちんとできるかと思うのですが、現在終了しました2か所、大型の避難場所についてなのですけれども、雨水時が一番可能性が高くなるかと思うのですが、年間のうち長くても3分の1程度かなと、期間的にはと思うのですが、それ以外の利用方法については、町長がどう考えているかというのは一番誰か質問されたかと思うのですけれども、あれだけの面積で活用したい、利用したいという人が、バザー等でできるかなと思うし、あるいはいろんなイベントもできるかなと思うのですけれども、そういった人たちが手が挙がった場合に、総務課としては許可の程度をどのように考えているのか、今現在頭にあるのであれば答弁をお願いしたいのですが。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 基本的に前に申し上げたものが基本ラインだと思っています。それは、いざいつ起こるか分からないけれども、そのときには即座に立ち退いていただくような条件が多分入れば、それぞれ了解していただければ、あとは長期的に建物を置いてしまったり、だからすぐ撤去できないという条件がクリアでき

れば、どんな相談でも受けられるのではないかと。例えば長期間にわたって、こちらがむしろ心配しているのが、砂利ということですが、砂利はだんだん沈んで細かいものが浮き上がってきますから、最終的には西風のときのほこりの心配とか、それは学校周辺の校庭を抱えた東側のうちはみんなそれで苦しんでいるのです。あるいは南側、北から東、南へ、そういう心配が1つ、あるいは幾ら砂利で整地しましても、多分アスファルトの上にも2年ぐらいたつと草が生えるのです、吹っ飛んできたほこりがたまって。したがって除草剤を年間でどのくらいかけなくてはならないか、でもこれはやってみないと分からないけれども。その何十年という蓄積があるわけです。それも多分これから先管理上の、あるいは管理上というよりも健康安全上の問題なんかが状況の変化、状況の変化とはいわゆる環境変化に対する基準値が変わってくると、非常にそういう意味では雑草の問題とかいろいろありますので、できれば休みの日にあそこを使って何をやりたい、これをやりたい、その条件としてはきれいに貸して返していただくとか、生えた草は取ってとか、そういう一挙両得的なものも含めて、総合的に町民の皆さんが基本的に要望するものについてはできるだけ、これは空き教室も同じことだと思う。平常時は全く使わないわけですから、だけれども保存をしておかなくてはならない、電気も水も。だけれども、貸すよとって僅かなお金に目をくらんで借地権とか借家権がついて、いざというときに使えなかったら何のための施設かということにもなるわけですから、ですから避難所というのは非常にそういう意味では厳しい面があるわけです。それは簡単に例えれば、皆さんの地元にある集落で使っている集会所のようなもの、1年間で1回か2回の会議のためにみんなが出し合って、率的には使わないけれども、必ず必要なものというのでつくっておきまして、それが今だんだん合併化されて行政区に1つとか、そういうふうになってきますけれども。だから、特別制約すべきものは、ただ申込み時にそういう条件と、あと使う条件を精査してもらって、させていただいて貸し出すということは何ら差し支えないと思いますよね。どう思いますでしょうか。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。町長おっしゃるとおりだと思ひまして、人や車を入れていたほうがやはりいざ使うときにも安定するかなと思います。そのままにしておくということは、やはり雨水や風に影響多くなると思ひます。コロナも大分落ち着いてきましたので、対面のイベントということで、以前コロナ前は旺盛でありましたフリーマーケット等、あとは館林の城跡の公園でやっている食のグランプリなんかも、あれぐらいの面積があればある程度のものでできるかなと思うのです。だから、やはり考えようによっては非常に有効に使える空き地になるのだと思ひますので、情報発信しないとなかなか使われる方もアイデアが湧いてこないかと思ひますので、ホームページはもちろんのこと、工夫していただいて情報発信していただきながら、期間を切ってもいいと思ひます。何月から何月までは使えませんよという期間を切ってもいいと思ひますので、その空いた期間で使用できるような工夫をしていただければなと思ひますが、よろしくお願ひできればと思ひます。

○亀井伝吉委員長 回答はよろしいですか。

延山委員。

○延山宗一委員 よろしくお願ひをいたします。33ページなのですけれども、産業振興課、水辺の観光振興ということで、先ほど課長のほうから説明があったということです。この水辺の観光ということの難しさは十分理解をしております。そんな中で、今年度につきましては200万円ということの予算の中で、4市1町

を対象にした……

〔「基本的には、今年は」と言う人あり〕

○延山宗一委員 基本的に4市1町を対象にしたバスツアーということなのです。その区域を区切ったということの一つの、何のために区域を区切ったツアーを計画をするのかということと、あとバスツアーということは、なかなか難しさもあると思うのです。いろんな行程の作り方の問題、また案内人がつくのかなとかと、そういうものをクリアして今回の計画に至っているのかなという理解はしているのですけれども、それについて伺いたいと思います。

○亀井伝吉委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 お答えします。

区域を区切った理由なのですけれども、当初は県内の山のほうの方を呼ぼうというので町長といろいろ調整していた部分があるのですけれども、やはり山のほうからこちらに来る時間とかも遠いわけなので……

○栗原 実町長 橋本君、すみません、その前になぜ山のほうというのがあったわけ。だから俺が説明してしまったほうがいい、全部説明できるのだけれども、隣の館林だって邑楽町だって東京だっていいわけで、なぜ山のほうを当初は計画案として出したかというのだけっていきさつがあるわけでしょう。しっかり説明してもらいたい。環境が違うところのほうに興味も湧くだろうとかいろんな理由があって、そういうほうも考えたのですけれどもということから続けてください。

○橋本貴弘産業振興課長 はい。板倉がやはり平地観光という形で、どうしても平らな観光地という形があるので、群馬県内の山のほうの人というのは、当然山から平地を見る観光というのもいいのではないかとということで検討はしたのですけれども、やはり距離の部分とかも時間もありますので、今回取りあえずは近隣の、同じ平地の部分になるのですけれども、関東どまんなかサミットに加入している自治体の方を参加として呼んで、板倉の観光地をもう一度見てもらいたいということで、一応計画をさせていただいたところでございます。

それと、バスツアーの難しさということで、案内人につきましては、今回については我々職員のほうで直営という形で、基本的には観光バスをお借りしまして、そのバスの中ではうちのほうの職員が、バスガイドではないのですけれども、案内人役になりまして、あとは揚舟とか、そういう行為でもうちのほうの職員で、基本的はそれを直営でやる方向で考えております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 バスについては、町営のバスを使うということではなくて、営業のバスを利用してやるわけですね。バスということは30名なので、町内の保有のバスということも可能かなとは思いますが、それではあまりになということと、それと説明が山の人たち、要するに平坦地ということはこういうのだよということを理解してもらおうというような捉え方をしたのかなと思うのですけれども、今回4市1町を対象とした中で、そうすると山ではないのだよね。どっちかという平坦地、近隣とするとみんなキュウリも作っているし、イチゴも作っているかもしれないです。そうすると、あえてそういうところに手を挙げて参加するのかなって感じるのですけれども、一つの枠を区切るというよりも、もう少しオープンな形で取りあえず企画してみるということもいいのかなとは思っているのですけれども、なかなか枠外だから駄目だよという

ふうにもまた言われてしまう。逆に都心のほうの人たちのほうが来てくれるのかなと、興味があるような感じもするのですけれども、そういう点は十分話し合いをした中での計画に至ったのかな。

○亀井伝吉委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 町バスを利用してでもできるのではないかということなのですけれども、実際はできることはできると思うのですけれども、結局町バスだと1回だけの観光ツアーみたいな形になってしまう部分もありますし、町内の観光バスを利用すれば経済の活性化につながるという部分があるので、初回については取りあえず観光バスを利用したいというふうに思っております。

それと、都心の方とか、そういうオープンな方を呼んだほうがいいのではないかというご質問なのですが、本当に1回目ということが、スタートが大事ということがありまして、この企画をやって結果的に参加者がいなかった、残念でしたということになると企画した意味がないので、取りあえず1回目については、近隣で顔見知りの人たちの方を利用させていただいて、取りあえず30人の目標の人数を足していきたいと、それでうまくいったら2回目、3回目ということで、徐々に募集の枠を広げていけたらいいなというふうには考えております。ただ、もう既に各4市1町の方に広報紙のほうで周知させていただいて、昨日現在で12名ほどがもう申込みが一応あるような状況になっております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 ちょっと恐れているのかなという気がするのです。やはりもっとPRの仕方も必要であるし、またそれについてのパンフレットを作ると、そういうのもしていかないと、初めての企画で成功に上げたいという気持ちは理解できるのですけれども、せっかくやるからには成功したいというのは分かります。乗り切れないほどの手を挙げてくれる人を期待はするのですけれども、そんな構想の取り方も含めてしっかりと対応していかないと、再度リピーターとしてまた参加しよう、参加して結構よかったよね、極端に言えばいい思い出になり、また次に企画をするときにはぜひ参加できるような形の取組をしていく。そして、会費よりもよかったよというような結果が出てくるわけなので、手を挙げる人が次に手を挙げるということは、思いのほか会費よりよかったよねという期待を持たせるような取組をして、今回の第1回目ということを成功に終わらせていただければと思っています。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 今延山委員から指摘されたようなことは、もちろん我々も真剣に全て検討しております。例えば全く都会からということになると、PR方法をどうするかということが一番、例えばホームページオンリーにならざるを得ない。春日部なら春日部入れたらなぜ春日部だけかとか、やはり同じ議員からは幾つも出るのであると思うのです、広く平らにということも含めれば。取りあえずは一番最初、ですからできれば成功に持っていく、成功に持っていくためには50人乗りのバスで40人を募集するか、あるいは50人募集するか、今回はバスは50か40か分かりませんが、大型バスを基本に、30なら30という、時節柄のコロナ等々も含めた上での適切な乗車数というので、しかも最も観光に必要なものは、最終的には利益が出るということが、町からの持ち出しばかりしていたのでは、物事をやって人件費かけて、最後は貧乏になってしまう。ならやらないほうがいいではない、観光。名前が売れてもうちが貧しくなるのでは。ということで、究極の狙いはもちろんそこに置くわけだけでも、1回急にそこまでなんか全然いかないだろうしというこ

とで、例えば町バス30名であれば町バス20名でも、だけれども20名ぐらい寄せて観光に、1台1年に1回やっただけでは、本当のおぎなりになるだろうとか、いろんな総合的に判断をした上で、取りあえずいいあんばいに行けば、例えば当初は5月の5日分ぐらい出してしまってもいいのではないのとか、計画もしたのですけれども、取りあえず我が町だけでやるには、第1回目ではちょっとやはり広告費を幾らかけても、ふんだんにかけて結果的には失敗であったという形でもお許しいただけるような状況であれば、それもやるのですけれども、多分そんなにかけて結果は見えないよなんていうことにも当然出てくるわけですから、そういうことを考えると、まずは町としてなぜ山のほうがいいのかといたら、山のほうの町長には私が例えば水面下でこういう企画をやっているから、そちらの高山村あるいは長野原、向こう行ったときに寄ることもあるのだから、ちょっと計画をするのだから、各村から5名か10名募集してよこしてくれる努力をちょっと協力してくれないかとかと、いろんな水面下の、全て旅行というのは表面だけではなく、いわゆるコーディネーターが全部民間だって動いているわけ。沖縄の旅行行くのに最終的には5泊6日で幾らって出すまでに、最少最高人員を幾らにするかまでには、もう水面下で目に見えない専門の会社のいわゆる外交が動くわけです。そういったものを役場がやるということになると限りがまずはあるので、しかも第1回だから、近隣の例えば4市2町であればラムサールのものつながりもあるし、せいぜい4市2町で隣接地域だって理解している人は半分もないかな、多分。ほとんどの人は板倉町に来たこともないし、向こうからすれば。だから、そういう意味では、例えば5町あるいは6町にしても、何とか五、六人、最悪の場合だったら役場の職員でも送っていただけるなど配慮していただけますかみたいな安全面を多少かけながら協力隊、我々が今度こちらでやるときには板倉町もPRを一生懸命同じようなものがあつたら協力しますよとか、そういった外交がやりやすいまずは距離のところから始めよう。山からのほうが向こうの会社を、向こうへバス会社を発注して、中之条のバス会社を使って中之条集合でこちらへ来るのであれば、向こうへ戻って向こうの利益になるのだから、例えばそれであれば向こうの人も来たがるだろうとか、あるいはバスの集合場所も板倉の東洋大へ集まれというので、来るまでに半日もかかってしまうといういろんな難しさも総合的に判断をした上、まずはこの近くで、だから加須市も含めて五、六人来てくれれば、30の数字は、だから俗に言う失敗という形をつくらずに出発ができるのかなと、それすらもまだ心配しています。というのがもちろん計画そのものがきつくて、本当は承認をいただいた後に予算づけして行ってということになるのですけれども、当町では5月5日でも、3日から雷電神社か天神様か、天神様はもう大祭が終わってしまうでしょうとかで、やむを得ずこの間国交省にも私が出向きまして、越流堤を、普通ではもう鍵かかかっている観光バスとか、そういうものでは入れないのだけれども、それもその日に限って国交省がそれは協力しますということで、そういった協力体制を取りながら、それもたった今回は30人、まず1回こっきりの予行演習みたいなためにコースを組ませていただくことを、中入れることも了承いただいたということで、取りあえず全力で今対応しているところであります。

○亀井伝吉委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 先ほど延山委員のほうから、負担金に合うぐらいの観光ツアーにしたほうがいいという形なのですけれども、一応負担金については3,000円取るということで、その内訳については昼食代として板倉町1,650円ぐらいを、自腹みたいな形になるのですけれども、それと揚舟のほうを一応20分間乗らせるということになるのですけれども、それで1,000円取るのは申し訳ないというがあるので、乗った

お客さんにもう一回今度来てくださいねというので、その揚舟のチケットを上げるということで1,000円、それと雷電様のほうでご祈祷をしていただくということで、それが350円ということで、内訳的にはほとんどみたいな形の負担金になっております。その中で、来た人がそのほか様々な三県境とか、先ほど町長が言ったように、なかなか入れない越流堤の渡良瀬の中とか、あとは天神様の天井の絵とか、そういったものが見れた中で3,000円払った、これでよかったねと思う人も当然いると思いますし、いや、これでは全然駄目だなというのもあるとは思うのですけれども、取りあえずスタートの段階ということで、まずは定員30名を何とか確保して1回目をやって、その後いろいろ反省とよかったねというようなことをいろいろ工夫しながら、2回目、3回目という形でやっていければいいなというふうには思っております。

「食事はどうするの」と言う人あり]

○橋本貴弘産業振興課長 食事は、板倉というのでどうしても川魚というのがイメージありますので、うおとしさんを予約をして、そのうおとしさんのナマズの天重みたいな、そういうセットを一応計画はしておるところでございます。

あと、先ほどの説明でバスツアーの見学する場所はいろいろ言わせてもらったのですけれども、基本的には近隣の市町の人たちを対象にしているので、板倉町役場にまず車で来ていただくバージョンと、その中でどうしても車で降りる人がいると思うので、まずは役場からの出発と東洋大のほうに、駅のほうに迎えに行き、そこから行程表どおりに行き、最終的には駅に降ろすというのと役場のほうへまた戻ってくるという流れで、一応9時から約5時のほぼ1日間をかけて観光ツアーを企画しているところでございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 分かりました。なかなかそういうふうな水面下での話は着々と進めた中で、第1回目、乗り切れないほどの期待をするわけですけれども、よろしくお願ひ……

「乗り切ってしまう。50名で30名の、40のバス」と言う人あり]

○延山宗一委員 そんなことではないかもしれない、もっと手挙げるかもしれない。

「何回か続いて発展的になれば、例えば食事どころを利用するとかお土産とか、いろいろなものを加えていけば、直接経費はとんとんであっても町はだんだんというのが観光の仕組みなのだ」と言う人あり]

○延山宗一委員 やはりちょっとした手持ちがつく、帰りのお土産があると喜ぶのかなという感じもします。いずれにしても、そんなことでよろしくお願ひいたします。

○亀井伝吉委員長 回答よろしいですか。

ここで休憩を取りたいと思います。

休 憩 (午前10時28分)

再 開 (午前10時40分)

○亀井伝吉委員長 再開いたします。

黒野委員。

○黒野一郎委員 総務課、先ほど課長が説明した中の北部公民館の避難場所書いてありますけれども、この

北部公民館の東側というのがどの辺なのですか。私も地元のほうの小さいところで住んでいるのですが、どの辺が東側というのですか。先ほどいい意味で企画財政課の写真というか、先ほども町長が指摘した、地図も用意しておけばと言ったけれども、その辺口頭ではなかなか。

○亀井伝吉委員長 峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 それでは、お答えいたします。

対象となる土地は、北部公民館に隣接しています東の土地になっております。東側のすぐ隣の土地で、今シノダケとか結構生えてしまっているところですよ。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 だから、最初から、町長ではないけれども、細かく最初に北部公民館東側に今竹やぶが生えているところをこれからお願いをするのだと言ってくれば……

○峯崎 浩総務課長 おっしゃるとおりです。

○黒野一郎委員 町長に年中ちょこちょこ言われているけれども、そういう相手側に対して分かりやすいようにやはり、自分たちがやっている人たちは分かっている、受けるほうは分からないと思うのです。だから、例えばあそこに床屋さんがあるけれども、あそこは北部公民館の東だけれども、東側の前のほうの畑、あの辺も東だから、だからその辺を。あそこは地権者ではないけれども、簡単にいくところなのですが、あそこは。

○亀井伝吉委員長 峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 地権者の方とは連絡が取れまして、これから話合いのほうは進めるところでございます。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 随分金額がまあまあですけども、山だけれども、田んぼではないから高いのかも分からないですけども、結構いいお値段、面積がどのくらいあるのですか。

○亀井伝吉委員長 峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 現在、評価のほうは、鑑定のほうはお願いをしているところですけども、あの敷地の中に家だとか物置だとかもあつたりしますので、そういったところも含めてあるというところでございます。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 黒野委員、ちょっといいですか。まず、いわゆる北の産振館というか、公民館の東側の今話をしているところをなぜ買収をすることを考えたかという、常日頃公民館を利用する人たち、あるいは公民館そのものという、あそこの役場の職員たちなのだけれども、東からこちらの公民館のほうへ大木になって、いわゆる木がどんどん、どんどんこっちへ来てしまつて困るという地元の区長さんとか、いろんな方からも苦情が来て、常にあそこをもう何回も督促をして遠くの、今現在は無人の宅地ですから、そういうところがありまして、かねがね住民の近隣の苦情に沿うように管理をしていただきたいということを役場は常に申し入れてきた土地なのです。ですから、相続の問題とかいろいろ問題もあつて、今現状のところへ来ていて、さっきの古墳の話ではないけれども、かき分けて入っていかねば入れないような状況、よく見ると中に、俗に言う倒壊しても不思議はないのは、そういうところであるし、逆に住民、あるいは近

隣の人たちの苦情等も一挙に解決するためには、まさに産振館を中心として、北の公民館を中心として、三方を西と北と前のほう、今駐車場の予定地として買収したものですから、当初は要らないとは思っていたのですが、そういうものを一挙に解決するためには、相続の問題が何とかクリアできれば買収してもいいのかなと、今お金の話も出ましたが、基本的には鑑定士が近隣の土地を鑑定したときの鑑定ということで、もっとはっきり言えば、これは相手のあることですから、どうなるか分かりませんが、竹やぶのぼうぼう生えた、大木の立っている土地を鑑定しているわけではないのです。近隣の同じ条件の平地の関係だと。だから、例えば700万円というものが計上してあっても、本来であればそれからそちらできれいにして、上物を、渡していただきたいとか条件がつくか、こちらがきれいにするから、700万円のところだけでも、300万円とか100万円になってしまうか、それは分からないけれども、というようなことも含めて、現在何か所かで分散している地権者も話合いがつきつつあるとか、そういうような総合的な理由から、この際だから土地も下がっていることだし、公共が買ってなくなってしまうものではないから、駐車場もぎりぎりよりも必要だとすれば、買っておいてもいいのではないかということで、その一角の中に入っている不良宅地だから、やむを得ず苦情も含めて一切の合理的な処理をしようというようなことから、そこはそういう方向性に入ってきているのです。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 今町長が説明してくれた中で、前々からあそこは困ったな、困ったなという話を我々もそうなのですから、ただいまありがたい意味で町長を含めた町側が理解いただいて更地にするという、結果的にはよかったなと思ったのですけれども、先ほどの話の中では東側東側と言うから、どこの東側かなと、その辺を確認と思って質問したのですけれども、ぜひこればかりではなくても、前段の話と、それからできればどこのあれでも地図とか簡単なものが明記していただければ、我々も理解できるかなと思うのですけれども、その辺を含めてお願いをしておきます。

それで、先ほど針ヶ谷委員さんからもこの話があった避難場所の利用価値、先ほど北部公民館の西側のほうは砂利か何かで、あれはロープか何か張ってあるような気がするのですけれども、車を置く位置か何かを目印にするのだから、ロープは張っていないですか。北部公民館の西側のあの辺は、ロープは何も張っていない、下は。

○亀井伝吉委員長 峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 現在整備されております避難場所の駐車場として、駐車スペースの区画ロープ、それと周りのロープ、これは張ってあります。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 すると、車が入って分かりやすくロープを張っているわけなのでしょう。それは全部ですか。西側のほうも全部。

○亀井伝吉委員長 峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 全部一応駐車スペース分かるように区画ロープは張ってあります。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 そうなってくると、先ほどの針ヶ谷委員さん話すように、サッカーで借りようかなとか、イベントで借りようかなと、そういうときはロープが張ってあったのでは使いにくいかなと思うのです

けれども、その辺はいかがなものですか。

○亀井伝吉委員長 峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 一応避難場所として利用するというのが大前提ですので、現状の中でもし利活用するということであれば、現状を生かした形の利活用をしていただくという形になると思います。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 そうなってくると、現状を何とか生かして使わせたといったって、イベント、お祭りで何かするといったって、ロープがあっちこちに張ってあったのでは、万が一けがしたり、または使いにくいとか、何をするにも使いにくいってなれば、100%もうそこは避難場所の車を置くところですよという、そういう限定になってしまうと思うのですけれども、その辺は先ほど針ヶ谷委員さん話したあれとまたちょっと内容とか、変わってくるかなと思うのですけれども。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 基本的には針ヶ谷委員にお答えしたものと変わっていないと思います。現状を認識して、なおそれでも利用したいと、駐車場に見えるけれども、最終的にこれはいざというときの避難所ですよということを目的でつくっているわけですから、その現状で一応基本的に何台入るかということも含め、基本的に車をしっかりと並べるための指標としてのロープはどうしても、ただそれがサッカーに極端に邪魔になるのかどうか、これでもいいよというなら貸してもいいし、ただ砂利の場所ですから、サッカーだってスライディングもあるでしょうし、総合的に考えれば使えるものは限定、でもそれでも使いたいというなら使うのは構わないから貸してもいいと思います、悪い評判が立つより。だから、あくまで現状名前と使用目的と、あとは現状のいわゆる条件を見た上で使いたいと言えば、それはそちら様の基準であって、申し込んできてくれればそれを貸すということにはなるでしょうし、事故が起きてもこっちのせいではないということもあるし。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 でも、それでは行政というのか、ちょっと寂しいというのか……

「だから基本的にあそこの使い道はないでしょう」と言う人あり]

○黒野一郎委員 けがしてもらっても結構ですから、お使いくださいというのでは、だったら最初からそういうことで避難の一本化だから、それはそういうことで申し訳ありませんというのか、使用できないということだって可能性あるわけですよ、別段それは。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 例えばサッカー場を例に挙げましたからですが、例えばスポーツグラウンドとして利用するには、基本的には申込みは少ないかなとは思いますが。だって、アスファルトもしくは砂利の状況になるわけですから。だけれども、先ほど言った何かのイベントで下の白線代わりに引いたロープが、升が足引っかかるのであれば、それはそれでご注意をくださいとか、使用する側ということで。また、1,000年に1度のことを想定してやっているわけですから、何十回張り替えられるか分かりません。10年もつのか20年もつのか、そのロープも。そういう意味では、およそ無駄と言えば無駄なのですよ、何億円投入したって。でも、それを基本的には担保しなければ町民の安全の、完全に安全ということではないけれども、安全の一部が担保できないということをご了承いただき、今日まで工事も進んできているものですから、それを第一義とし

て、やはりそれを優先させて、その上第一義に沿わない範囲内で、それでもいいですよということで利用したいということであれば、それは相談に応じるというのは、これ以上の姿勢はないのではないかと思います。が、どうでしょうか。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 ただ、ありがたいことで、作っていただいたということは、非常に北地区としても、あの辺の近辺もありがたいなって思いますけれども、ただいま先ほどの細かいこと言うわけではないけれども、ではロープを張って、ロープは10年、20年後切れてしまう可能性もあるという話ですけれども、それは古くなれば切れるわけだから、それは避難所として駐車場として使うということになれば、それは10年、20年後に切れたらまた予算かけて補修すればいいわけです。それは誰のものでもないわけですから。そのときになって切れたら補修していただくということと思うのですけれども、それはそれでありがたいことで、ひとつ今後ともよろしく願い申し上げます。

それから、先ほど北小学校の埋立ての関係の解体工事ですか。

「プール」と言う人あり]

○黒野一郎委員 これをいただいて、ちょっと関連で申し訳ないのですけれども、この北小学校を中心に避難場所、避難施設ということで、この委員会のときに地図の右側で大通りですか、左へ入っていくという、細かいところの肉屋さんがあるのですけれども……

「肉屋の向かい回り、出口、入り口」と言う人あり]

○黒野一郎委員 はい。これは、設計のこっちに書いてありますよね。それはもう測量の云々が出ていますけれども、いつ頃から始めているのか、その辺はいかがですか。

○亀井伝吉委員長 塩田都市建設課長。

○塩田修一都市建設課長 設計のほうは、現在のところまだ何もしておりません。町の考えとしましては、緊急避難地が完成したものですから、そこにアクセスする道路を検討した中で、今の交差点ありきの道だけだと不足だろうということで、緊急的に去年の秋頃から町長とも話を始めたのですが、令和5年度のできるだけ早いうち、5月、6月あたりには測量関係の仕事を発注したいと考えています。例年ですと、境界の確定で1年目終わるのですが、それを一歩進めまして、その中で令和5年度中に道路詳細設計まで完了して用地買収まで進めて、令和6年度早期のうちに工事着手したいと考えています。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 五、六十メートルですか。

○塩田修一都市建設課長 入り口については、北小学校はその程度になると思います。

○黒野一郎委員 そこからこれを見ますと、西に行くところはそのまま軽トラックが通れるぐらいで何もしていないということ、それがぐっときますとオレンジの色ありますけれども、これは全部解体するわけですがけれども、絡みがありますよね。プールの東側というのか、その境の網は撤去なしで、要するに昔で言えばくねとか、そういうので利用するということなのですか。その辺の整理も、あそこ何軒かうちがありますけれども、道路とその境を網を利用して境線にするのか、多少は補修をして何かするのか、その辺はいかがなのですか。

○亀井伝吉委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 こちらの地図の先ほどオレンジ色の屋根の家、その西側、これプールですけども、この境界にはフェンスがあります。これも今きっちりとしたフェンスではなくて、多少ずれているようなフェンスですので、これについては今回撤去をしたいと思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 そうしますと、何か新しいくねではないけれども、境というのか、フェンスではないけれども、何か新しくつくる方向なのですか。ただもう更地だから、道路まで同じにして誰でもオープンにそこをぱっと入れるのではなく、道路との間を何かやる方向なのですか。

○亀井伝吉委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 今の道路とプールの間、多少の段差もございますので、整備をした後に、逆にここを境界できっちり区切ってしまうと出入りも支障があると、そのような判断をする場合についてはオープン、ちょっと工事のこれから計画を立てる中で検討ができればとは思いますが、今のところはそこに改めて境界に何かを設置するというについては考えてはございません。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 全面壁にしてしまうというのか、何かつくるのではなくて、車が入るところを何か所かに空けてここに区切れば、そんなには境かなというふうに感じると思うのです、その辺は。

○亀井伝吉委員長 塩田都市建設課長。

○塩田修一都市建設課長 今奥のほうの出入りの数か所をつくったほうがいいのではないかという意見があったと思うのですが、出口については今肉屋さんの向かいの1か所しか想定できていません。そのまま反対側に回ってもまたすごく狭い道路になっているのですけれども、この狭い道路の中で入り口、出口を複数つくったところで、出口で詰まって混乱を引き起こすと思うのです。出口が1か所4メートル、5メートルの道路しかないものですから、そこに何か所も出口があって小学校から一気に出たとしても、全然動けない道路になってしまいますので、町とすると今北小学校の南側の出口とすれば1か所が理想かなとは考えています。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 出口が1か所しかないというのだったら、南側の西のほうの軽トラックが入るようなところも、西ずっと行って右に曲がれば大通りに出られるでしょう。せっかくやってもらえるのだったら、避難所の関係でしたら、どこからでも入るように、そういうふうに通りの藤岡線の北側も3か所ぐらいあるでしょう。これだってせっかく避難所の車を置くということになれば、このプールのオレンジの、それを西へぐっと入って、五分団の西側のあそこへ出られるように、あそこは畑だから、そんなに費用もかからないと思うし、どこからでも入れるということになれば、1か所、2か所増やしたって差し支えないと思うのですけれども、せっかく町長が言っている北小学校避難所、やはり利用価値があるのなら、そういうことも含めて総合整備的にやっていただいたほうが、北地区は何もない、避難所ばかりって、そういう声もだんだん、だんだん出てくるのだったら、そういう整備して、町がやってくれるのだね、ありがたいねって近所の人や北の人たちも思うと思うのですけれども、せっかくやってもらうのだったら、やはり多少予算をつけてやっていただいたほうが地域の人たちもありがたいなと思うのですけれども、その辺の今後の考え方というのか、

その辺いかがですか。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 今のここで見ますと、先ほど言ったこの地形がお分かりの方ならばと分かるのだけれども、真っ白くなっているのは、俗に言う下が南で上が北という普通の見方をしますと、南東の校庭の角から今現状でも抜ける、除川線に県道の道があるわけです。この直近に面した北のおうち、旗みたいなのが立っているのですけれども、このうちがこの間不動産屋に売りに出していたのです。買手が決まってしまったということも含め、早急に買収しようという指令は出したのですけれども、なかなか役場というところは四角四面で、動きがあっちがしなくこっちがしなくというふうに。要はこの道がないと、北小学校上を見れば分かりますように、北側を見ればいわゆる除川藤岡線、板倉藤岡線の正門から入って、正門から入るのは町道57って書いてある辺りなのだと思うのですけれども、ここから入って東側を回るか、幾つかっきり出口が全くないわけです。幸いこの保育園の左側を見ると、保育園の園舎と小学校の間にこれは桜の木なのですけれども、桜の木が植えてある、その上の四角が体育館なのですけれども、この間が約七、八メートル境界の金網が通ってあるということで、保育園の校庭と小学校の校庭と、あとは一番左の上の端っこにあるのが消防小屋みたいところですが、いずれにしてもこの空き地が全部今言った、体育館の南の金網を取っ払ってあるということで一体化が辛うじてできているということで、どちらから入れてどちらへ逃がすかという、出るとき、考えなくてはならないということで、当初はそういう意味で赤いオレンジで書いてあるところは手をつけずに、それは手をつけることは簡単なのですけれども、やはり一挙に大きな工事でしたし、毎年こればかり、極端に言うと1,000年に1度の対応をしているわけですから、ほかに優先することがあるのではないとか総合的に見ながら、でもどうしてもそれではまずいということで、今言った除川板倉線ってちょうどここに書いてありますが、南北の郵便局にぶつかる信号のところ、ここが信号で赤信号なんかになってしまうともうずっと詰まってしまうので、ここから入り口にしても出口にしても、後にそれはどちらに進むは考えるにしても、この校庭の南で東のここの進入口を確保したいということで買収せよという話が現在進行中でありますので、もちろんこの先にはご指摘のように、ぐるっとここはおおむね西岡新田区域になるのかな、半分ぐらいがあれかな。その上は除川区域になったり西岡区域になったりしているのですが、確かにここをずっとぐるっと回って、今のこの赤い境界で囲まれているところを南へずっと平行して回って、さらにぐっと狭い道を回ってこちらの除川線の南のほうへ出るようになってはいるのですが、これも前から広げていただきたいという陳情があったりして、でもとば口で俺が困らないからって反対している人もいたりして、拡幅の町道整備が進まないという理由などもありまして現状があるので、先ほど黒野委員の言うことももっともですから、まずはここを広げさせていただいて、今言った高橋肉屋の相向かいから入っていく、この旗が立っているうちの軒先を買収させていただくと。だけれども、これももしかすると買収に乗るかどうかわからない。そうしたら、その下の白い屋根が南で、太陽光か何かが反射しているのか分かりませんが、ここのうちも空き家なのだよ、この2軒がどちらもいいうちなだけだけれども。このご近所で話を聞いてみたら、北が駄目なら南へでも広げればとか、いろんなオプザーバー的、参考的意見はいただけるのですけれども、果たして役場の思うとおりになるかというのは別問題で、取りあえずその交渉に今入っていて、できれば3年普通であればかかるところを、だから3年なんて言わないで半年でやっしまえと言っているわけだけれども、すぐ設計だの、やれ何だのかんだのって、必要なところはやれるのですよ、本当のことを

言う。要は、だからまずはこの入り口の出口というか、人家つきの高橋肉屋さんの入るところのこの道が一本しっかり確保できれば、まずは出入口とかいろんなコース設定もできますので、後々に時間をかけながら、この周遊のものも含めてだんだん、だんだん町道も、いい町道はほぼ全て舗装はできていますので、あと除川も黒野委員の前から東へ回っていく道とか何本きれもなくなってきていますから、そういう意味で、ただこれと同時にみんなやってくれと言われて、この前の道もぐるっと西へ回って保育園の辺りからとか、いろんな声も出てきているので、この保育園の西側にコグレさんといううちがあるのだけれども、学校の先生だった。そのうちも3反ぐらい屋敷があるから役場で買ってしまえばとか、でも役場が土地ばかり買っていてもしょうがないでしょうと、最低限理由があってということで、そのコグレさんのお宅のほうは西ですから、幾分か高さが低くなるのです。だから、大義がなくなってしまうわけ。ということで、先ほど言った産振館の東の場所の竹やぶは、いろんな合理的な理由から買収をやむを得ずしようと、これから先人口も車も減っていきますから、人口は減っても件数は増えているのです。4,500ぐらいから今5,400から500世帯ぐらいに増えている、空き家の問題なんか片や出てきているのだけれども、そういうようなことも含め、解決すべき問題は一挙に、もう財政がご承知のとおり、黒野委員も長くやっていたらお分かりのことと思いますので、地元の議員としての主張は十分今理解をさせていただきましたので、取りあえずはまずこの東の出口のところを買収可能かどうか、これが買収が駄目では中を広げるわけにもいかななくなってしまいうから、ということも含めて対応をさせていただくということで、取りあえずご理解いただければと思うのですが、ちゃんと記録させておきますので。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

市川委員。

○市川初江委員 市川です。よろしくお願いいたします。

主要施策の見積書の中の49ページ、子ども・子育て会議運営事業でございますけれども、51万6,000円という今年予算額がついております。課長の説明の中で、今後この会議の中の話合いの、私の聞き間違いでなければあれなのですけれども、一園とする方向で老朽化した園を建設するようなちょっとお話だったかなというふうに思うのですけれども、ここの事業説明の中では、令和2年度から令和6年度において会議を進めるようなことになっております。そうすると、もう今年で3年目に、令和5年で3年目の会議になるということでございますけれども、ここに書いてある保護者を含む子ども・子育て支援者のメンバーの会議ということになっているようですけれども、年に何回会議をして、もうこの会議の中では内容的にはどのようなお話が展開されているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 今回の新規重点事業で上がっていますのが町立保育園の一園化等の検討ということで、必ず2園あるのを一園化して新しくするというところまでは、まだ決定はしていないというのが実情です。今後進めるに当たって、町立保育園をどういった方向にするかということについて令和5年度については様々な検討を加えながら進めていくということで、この子ども・子育て会議というのは、これは通常からもう会議として設置されておりまして、この場で協議をしていますのがここにありますように、今ありますのが第2期の板倉町子ども・子育て支援事業計画というのがありまして、こういった計画についての検討等を加えるということです。今回、毎年2回分程度の会議の委員報酬等を計上しているのですが、今年度については

検討していく中で、この会議についてはそういった子供に関する施策の検討とか、そういうのもありますので、会議員の意見が聞くことがあった場合のために2回分を取ってあるということで、必ず多く開くということではございません。それなので、保育園も2園から1園にして必ず新しくするとか、そこまでがまだ決まっていない状況で、令和5年度については考えられる様々なことを検討をしていきたいといった内容の新規事業ということになっています。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 保護者を含むとあるのですけれども、保護者は全員ではないのでしょうか、代表か何か。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 この会議につきましては15名ということで、保護者の方はP T A等の方が入っているような状況になっています。3名の保護者の方が入っています。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 それと、子育て支援者って書いてありますよね、子ども・子育て支援者。

○小野寺雅明福祉課長 15名ということで、まず学識経験のあるものということで区長会長、民生委員児童委員会会長、主任児童委員の代表、元保育園長です。次に、子供の保護者ということで保育所の保護者代表の方、認定こども園の保護者代表の方、小学校の保護者代表の3名が入っています。子ども・子育て支援関係者ということで、こちらひまわりきっずの会長さんが入っている状況です。それと、教育関係ということで教育長の職務代理の方、小学校の校長代表、保育関係者ということで保育所の認定こども園の代表が2名入っているというような15名の構成になっています。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 そうしますと、北保育園、板倉保育園の代表の方は入っていないのですか。

「入っていない、はい」と言う人あり]

○市川初江委員 何か入れたほうがよろしいのではないですか。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 そこら辺はずっと入っていないような状況なので、またそこら辺をちょっと調べてみたいと思います。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 やはり私も、前にお辞めになった園長先生ですけれども、園が古くて子供たちを保育するのに使い勝手が悪くて先生方も大変労力がいっていると、もう本当に大変な状態の中、コロナの中やっているのですって、園を新しくしてほしいのですということ結構何回も私ちょっと言われているのです。それで、町のほうにも何回か言ってきているのですけれども、園が子供たちの安心安全のそういう園であるということがまず基本かなと思うのです。募集しても来ないということは、園が古いことも一つ原因ですとかって、そんなこともちょっと私お聞きしているのですけれども、こういうコロナの渦の中で先生方も大変な保育をなさっているのだなということで、私も本当に頭が下がる思いでしたのですけれども、そういう意味でやはり子供たちというのは、学校に上がる前のその期間が物すごく大事なのです。なぜかというと、脳の細胞の基礎配線がきちっとできる時期なのです。ここの基礎配線がきちっとできれば、1年生へ上がったときに困らない子になるのです。おうちでもそうです。土台がしっかりしていれば、雨風にも強いおうちができ

るということですので、本当に保育園、幼稚園のこの期間の教育、環境、すごく大事だなと思うので、この辺をしっかりと踏まえて、やはりこの会議も大変大事な会議だと思いますので、子供たちのために早急にも、1園にするかどうかの話もありますけれども、新しい保育所を建設していただきたいというのがちょっと私の願いでもあり、多分今行っているお母さん方の願いでもあると思いますので、ちょっと検討のほうをよろしく願いしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 少子化等がなければ本当に更新ということで、古いので済むと思うのですが、子供が減っているという現状を見ても、そのまま町が新しい保育園を造った場合に、町内の民間の施設を圧迫しないとか、あとは今後の少子化の中でどういった推移で子供たちが数がどうなるかとか、そこら辺のことを今年度については検討して、最終的な方向性を考えていきたいというのが今年度ということになります。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 子供たちが多かろうが少なかろうがとても大切なことだと思いますので、しっかりと対応していただきたいということで、前向きにお願いしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 回答はよろしいですか。

○市川初江委員 町長に。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 残念ですが、福祉課長が答えたとおりで、取りあえずは。この間も今村議長からも、これは市川議員も含めて正副議長から、それについての重要性、それからいつまで計画計画と言っていないで、そろそろ計画にもう真剣味を帯びようというありがたい示唆もいただいておりますので、そういう意味では早速ということで、ただしこの子育て支援会議については、建設を前提とした会議では多分ないと思うので、今までの経緯は。どちらかというとソフト、保育園の運営とか保育園の教育と言っただけなんですけれども。また、当然まずは調査をしっかりと、一番心配しているのはいわゆるそらいろ保育園、まきば幼稚園があって、それに町が規模を例えばどの程度にするかもあるのですが、将来この2園で間に合ってしまうのではないとか、また町が造った保育園がもしかして造ると、一番新しいので町の保育園は潤うけれども、そらいろとか、あるいはまきばとか、どちらか力の弱いほうが撤退だなんて言えば、またおかしな問題にも、ニュータウンにも影響しますし、そういう意味で総合的にしっかりと状況分析をし、まずは大ざっぱに言って銭がなければ始まりませんので、今年もおかげさまでためていて使ってしまうわけ、ためるのが好きだなんて言われていますけれども、使うのも好きですから、どの程度のお金が必要か、10億円ぐらいあればいいのか、六、七億円で済むのか、そういったことも一番直近でこの近隣でも、具体的にそういったものも含めて例えば照会をして、議会にも研修にじかに聞いて勉強してもらおうとか、あくまで町が一方的に勝手にやるということではなく、いつも言っていますけれども、議員と議会と両方が責任を2分の1ずつしよっていただくということでの任意性というか、そういったこともありますので、いよいよこれから、さりとて小学校の、先ほどもご承知だと思うのですが、体育館から始まって、小学校の毎年毎年出てくるものを総じてまとめると、7年間ぐらいで相当な金額も費やしますので、本当は1年でやりたいですけれども、そんなにお金を使ってしまうと不安な状況にもなってしまうということも含め、ですから財政も伴うものですから、

気持ちは十分我々も理解しておりますので、今年そういう意味ではやはり調査に入らなくてはなと。いわゆる真剣味を帯びて具現化に動き始めるということで、十分そういったことで理解をしていただければというふうに思います。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

小野田委員。

○小野田富康委員 よろしく申し上げます。小野田です。

誘致推進係の一番最後、31ページになるのですけれども、地球温暖化対策奨励金ということで300万円、このサカタウエアハウスさんは、どういった地球温暖化の取組をされているのかと、ほかに温暖化に取り組んで、多分マックスが300万円なのかなと思うのですけれども、ほかに取り組んでいる企業というのはないのかをお願いします。

○亀井伝吉委員長 川野辺係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 それでは、小野田委員さんの質問にお答えします。

サカタウエアハウスにつきましては、今年の2月に操業を開始いたしました。この地球温暖化対策奨励金につきましては、環境対策のための設備をして最大300万円の奨励金となっております。それで、サカタウエアハウスにつきましては、工事を着手する段階で地球温暖化対策の設備を設ける計画があったということもございまして、具体的には太陽光設備ということですが、その計画があったことから予算計上させていただきました。実際操業を開始してから1年間の間に請求を行うようなことになりまして、現在設置されていなくても、今後、まだ工事半ばで設置をすれば対象となってきますので、まだ現状の確認をしてございませませんが、来年度予算を計上させていただいて、設置が行われているようであれば奨励金を交付していくというようなことでの予算でございます。

○亀井伝吉委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 先ほどの地球温暖化の関係の過去にあった企業なのですけれども、一応3社ほどございます。1つがイトアンド、それとパルシステム、それと今年度から開始するシーピー化成の3社になります。来年がサカタウエアハウスが一応予定しているということでございます。

以上です。

〔「それは全部太陽光かい」と言う人あり〕

○橋本貴弘産業振興課長 そうです。太陽光になります。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 今、確かに町長が聞いていただいたのであれなのですけれども、上限が300万円なのですね。

〔「はい、そうです」と言う人あり〕

○小野田富康委員 例えば幾らに対して割合が、300万円以上であれば300万円もらえるのか、例えば30%の上限で300万円なのかと。

○亀井伝吉委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 事業費に対して一応30%の補助になります。ただし、国庫補助金とか、そういっ

たものでやった場合については、それを引いて残った上の30%が上限の300万円になります。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 1回だけの申請で300万円もらって終わりという形になるのですか。

○亀井伝吉委員長 川野辺係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 1度の申請で1回交付して終わりになります。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

今村委員。

○今村好市委員 10ページですか、主要重点施策の中で10項目があるのですけれども、全部で11項目ですか、この中で何が優先順位としては上位に来るのかなというのをちょっと考えてみましたら、先ほど市川委員から質問がありました、子育て環境をどうしていくのかというのがやはり上位に来るのかなというふうに思っております。2024年問題についても、これは全国的な傾向なのですけれども、板倉については少子化がもうかなりほかの市町村より進んでいる部分がありまして、そうすることによって高齢化率が上がってってしまうという結果が出てきておりますので、2024年は来年ですから、ぼちぼちもう対策というか対応、予算、もしくは政策の中に生かしていかななくてはならないのかなというふうに感じております。その対応については、今回の予算を見ますと、後期高齢者医療がほかの予算については減額予算ですけれども、ただこれだけが上がってきているというのがありますので、これは一つの2024年問題の対応策としては、75歳以上人口が急激に増えるわけですから、対応しているのかなというふうに思っております。具体的対応については、今後やはり健康寿命をいかに延ばしていくかというのがあるので、これはソフト事業が中心になれるのかなというふうに思っております。それと、子育て環境をいかに整備するかというのは、やはり公共施設の再検討も含めて、南北小学校の再利用と併せて町の全体の公共施設をどう整備していくか、検討していくかという中で、老朽化が進んでいる、特に子供たちを保育、教育をする場所についてはやはり優先させるべきだということで、保育園については先ほど話がありまして、板倉町については公設民営のそらいろ保育園がありまして、あとは民間の福祉団体もしくは教育団体が運営している幼稚園、こども園等がありますので、では町の全体の子供たちの推計をどうするかということから始めて、では公設民営で次のものもやるのいいのか、町営が直接やったほうがいいのか、この辺から進めてどう保育なり環境を整備していくかというのについては、この子ども・子育て会議、先ほどのメンバーだけではちょっと難しいのかなと。だから、もう町全体を挙げた総合的なプロジェクトの中で、小学校の再編と類似したような形でハード、ソフトを両面から検討できる、そういう組織を立ち上げて早急に方向を出さないと、なかなか難しいのかなというふうに思いますので、ほかの保育園、民間の保育園、もしくはこども園に影響させるかどうかという問題につきましても、絶対数がある程度方向が出てくれば、公立の保育園については今まで定員90人だったのですけれども、そのバランスを考えて50人とか40人とかにするとか、子供を必要以上に取り合いをするということは、保育園の場合は町が主導である程度バランスが取れると思うのです。そういうことも総合的にもう着手していかないと、今おそらく進めたとしても、では1園にしてどこか南小を使うのか、南小については設計してみたら非常にかかり過ぎるとか、いろんな問題があるのでしょうかけれども、そういうことも乗り越えていって、実際の新しい保育園をどうするかというのは3年ぐらい先になってしまうのです、どうしても。だから、

もう着手をしたのがいいのかなという1つの提案です。

もう一点は、南小の利活用についてはぜひ真剣に考えてもらいたい。農協が最近またなくなってしまいました、保育園、駐在、農協、もう全てなくなってしまって郵便局ぐらいしかないのです。今までは南小があったために、小学校入学と同時に屋敷内にうちを建てたり、四、五人の子供たち、いわゆる若い家族が戻ってきた傾向があったのですけれども、今年あたりそれもおそらく南地区の入学者を見ると激減していますから、ないのだと思うのです。だから、そういう定住効果っていいですか、なかなか全てなくなってしまうと、気力も意欲も活力もなくなった地域になってしまいますので、その上に1,000年に1度の公害で5メートル以上のもう全部潜ってしまうよという、そういうところに若い人が住みつくのかどうかという、それは1,000年に1度だから、そんなことはすぐにはないのですよといっても、公共的な施設が多少必要なものについてはないと、身近に、特に高齢化になってきますので、ないとやはり厳しいのかなと。その辺の町の政策として取り組めるものについては、ぜひ取り組んでほしいなというふうには思うので、町長の政策方針、まちづくり方針について、その辺どう考えているかお願いをしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 先ほども申し上げましたように、もう既に今村議長からも、今日だけでなく前日も重要な優先順位を第一に近い形で持つべきだと、もしくは市川議員からも再三にわたってということで。それに対する取組の方法は、まずは調査をしっかりとした上でというのが前提にはなるのだろうと思っています。先ほど言った、町の新築をするにしても定数をどうするのかとか、それすらやっていない流れの中で安易にということも差し控えますが、いずれにしてもそういった調査活動を含め、あとは極端に言えば場所も、50にしても100にしても場所の設定どうするのか、南にするのか北にするのか、1か所であれば真ん中なのか、あるいは結論として公がやる必要はないということで、両園にさらに力を入れてもらっているとか、いろんな意見もあろうかと思えますから、そういった手順を踏めばおそらく3年そこらはかかるのだろうということも、おおむね私もそういう考え方でおりますので、そういう意味ではおっしゃるとおりということで、今年そういう意味では着手をし始めたところと。それは、分かっているもやはり財政的なものも含めて、庁舎がまだ2年か3年前に仕上がっているわけで、それに続いて5億円、6億円の大きな事業も展開中ですので、併せて並行してということではなかなか難しさもあるし、スタッフも足りないということもありまして、ちょっとずらしながらですが、そういったこともご理解をいただいた上で優先課題とすれば、今上げてもすぐできるわけではないですからということも踏まえれば、おっしゃるような方向性として踏み出してもよろしいのかなというふうに考えますので、まずはそのために、私も先ほども申し上げましたが、この子育て会議ですか、これはまさにそういった会議ではないわけですから、日頃常設で公民あって、それをいかに平等な形でそれぞれのよさを取って運営するとか、いろんな意味でソフトも含めた中心の会議であったわけですから、100年に1遍でもないでしょうけれども、新しくその時期に差しかかっているとすれば、これは当然議会も含む学校運営建設委員会みたいな、仮称ですが、それと同じような組織もつくって真剣にスケジュールを組んだ上でということやるべきかなということで、今ある意味ではちょっと人事にも、そういったことも考慮しながらかかっておりますので、そういったことも含めてこれから、だから否定することは何もございません。ただ、南地区へということは、同じことは北地区にも言えますので、もともとが私個人の考え方ですと計画していったことは、北地区へはどちらかということ水の問題がクリアできますので、滞在型、あ

るいはどちらかという高齢者の療養型とか、俗に言う福祉施設を北へと、南地区はそれに対して水がという問題もありますから、小さい子や低年齢層であれば、即座に今の時代ですから予想ができ、バスで逃げせるということから、その施設は被害には1回は遭うのですが、そういったことで東西南北のバランスを取っていくべきかなというふうにも考えておりますが、そんなことを言っている間に東北、南北だけではなく西だって、板倉町全体が水没をするというようなことが。ですから、最近はユーチューブなどを見ても、お化けが出そうな東洋大駅とか、誰が投稿しているのだから知らないけれども、皆さんちゃんと見てくださいよ、そういうものも。要するに我々が最も一番気にする問題、だけれども例えば1年間のうちで水災害の会議をやりたくないわけですよ、1,000年に1度ぐらいであれば。こんなことを考えたら、みんな自分の寿命が30年か50年先読めない流れの中で、1,000年の先を読んだものを定着させてよろしいのかどうかということだって、極論を言えばあるわけですが、でもそれをやらないと国も県も承知しないということもありますし、だから片方の手で町の弱点を知らしめながら、片方の手で解決をすると……

○今村好市委員 町長、分かった。

○栗原 実町長 そういうことでしょうか。そういう意味では……

○今村好市委員 全て……

○栗原 実町長 若者が定着をするような施策をどうしてもぶたないと、おっしゃったとおり……

○今村好市委員 町長は、全体を見ているから全て分かっているのです。分かっている中で、何を優先して今後町として取り組むのかというのをやはり方針を出していかないと、あれが大変だ、これが大変だというので、そっちはある程度片がついたものについてはどう今後運営していくのだという方向でいいわけですから、では課題として残るものはこれからどう取り組むのだという、その姿勢をやはり出していかないとならないのかなと。だから、基礎調査は半年ぐらいで終わらせようと、早い話は。保育園の子供の数だとか、将来の推計だとか様々なものについては、基礎的な状況は調査をできるだけ早く終わらせようと、その段階では今後どうするのだという段階になったら、きちんとした町長直結のプロジェクトをつくって早急に検討させますよという話に私はしてもらいたい。

南地区の例は一つの例ですから。だからそこで西に今あるところに建て替えたほうがいい、場合によっては南小学校の利活用を含めて、利活用があるから多少お金がかかってもしょうがないのだなという判断を町民がするかどうかですけれども、そういうバランス的なものについては、二次的な問題として考えていくということで着手してもらいたいのですよ、幼児教育について。

○栗原 実町長 では、取りあえず長々答えてもしょうがないから、そういう意味では、去年の時点から既に今年はその調査の年であると、それをできるだけスピードを上げながら、今年の年度後半にでも具体的な検討委員会の課題を拾い出すような、まず。調査活動は、それに匹敵できるような人事も含めて考えていというふうにも考えておりますので、おおむね全部基本的には受け入れてよろしいのかなということによろしいと思います。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

時間も来ていますので、各課のときに話していただいてもよろしいでしょうか。まだいいですか。

[何事か言う人あり]

○亀井伝吉委員長 では、青木委員。

○青木秀夫委員 今の数字のことでちょっと確認したいところあるのですけれども、30ページ、奨励金についてなののですけれども、参考までに……

「30ページですか」と言う人あり]

○青木秀夫委員 30ページのところの説明欄の下のほうにシーピー化成というのがあります。このシーピー化成の家屋の奨励金が16万円ってあるのですけれども、この16万円というのはまだ課税対象になっているのが少ないから16万円なのですか。その辺確認したいのです。ばかに少ないから、償却資産は345万円ってなっているから、建物は何か、まだ出来上がっていないのであれかな。

○亀井伝吉委員長 川野辺係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 それでは、青木委員さんの質問にお答えします。

シーピー化成の奨励金額家屋16万円、もちろん課税額に対して15%の奨励額になっておりますけれども、試算でいきますと、予定税額については約5,500万円です。地域未来投資促進法に基づく課税免除というのがございまして、それが家屋と製造部分にかかる建屋と構造物については、課税されるものが100%免除になるというのがございます。だから、残っている部分が例えば事務所だとか、社員の厚生施設だとか、そういったところは課税になるのですけれども、ほぼほぼ課税免除になりまして、試算ですと課税免除額がシーピー化成の家屋で約5,400万円です。そうしますと100万円ぐらいですか、16万円が15%になるぐらいの課税が残りますので、課税額はあるのですが、課税免除額が大きく額がありますので、差引きをした残りが約16万円ということになります。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 要するに課税対象額は5,400万円か何かあって……

「5,500万円ぐらいあります」と言う人あり]

○青木秀夫委員 5,500万円あって5,400万円分が免除になるのね、特例法か何かで。それで、残りの100万円に対する課税と、その奨励金が16万円、約15%ぐらい、そういうことね。

「はい」と言う人あり]

○青木秀夫委員 ということは、課税免除というのはどのぐらい続くの、特例法で家屋に対する5,000万円の課税免除というのは。操業から例えば5年とか7年とかあるでしょう。ずっとではないでしょう。

○亀井伝吉委員長 川野辺係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 課税免除額は、操業を開始してから3年間です。3年間が免除になります。

○青木秀夫委員 3年たてば5,000万円に対して課税ができるわけだ。

○川野辺晴男誘致推進係長 そうです。今度は100%課税になりますので、その課税免除後はかなり税額が上がってくると。

○青木秀夫委員 そんなことかなと思ったのだけれども、あんな東京ドームみたいなごっつい建物がこんな課税ということないと思ったので、分かりました。

それと、あそこは中身ないのかい、償却資産このぐらいしかないなら。これまで特別減税で、償却資産も相当課税額はあるの。

○亀井伝吉委員長 川野辺係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 償却資産につきましては、課税評価をしないと税額来年度かかる分が計算でき

なくて、実際に申請をしていただいたときの償却資産の資産額というのですか、その償却資産の計画額、これを基に例えば前例のあります積水成型工業、こちらの課税免除の割合とかを計算しまして、仮に計算をした数字になります。

〔それが幾らになるのだ〕と言う人あり〕

○川野辺晴男誘致推進係長 それで、現在その予定をさせていただいている額については、償却資産で約2,600万円の課税額を計算しておりまして、そこから課税免除分が350万円を免除した額に対する15%で、345万円を予算として上げております。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 もう一回、あそこのシーピー化成というのは建物すごく大きいけれども、ほとんど中身倉庫なのか、工場というより。

○亀井伝吉委員長 川野辺係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 そうです。倉庫は大きなもの、事務所の入り口の西側にある大きなところも倉庫ですし、西のほうに3つ同じような建物が並んでいるのですけれども、あちらも倉庫です。今あるのは物流センターが完成したということで、今後その南側に製造工場が建設される計画がございます。今は物流センターです。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 だから、償却資産といってもあまり価値がないものがあるのだね。工場ではないから、高い機械とか、そういう設備がされていないから、だから今のところは。これからやるところが工場なのだね。

〔「そうです」と言う人あり〕

○青木秀夫委員 そこは、そこそこ中身のある工場になるから、償却資産の課税対象なども出てくると。

〔「そうです。製造機械が入りますので」と言う人あり〕

○青木秀夫委員 分かりました。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。一巡よろしいですか。

簡単をお願いします。荒井委員。

○荒井英世委員 予算の概要についてちょっとお聞きしますけれども、8ページ、一般会計歳出の状況ってあります。その性質別、特に人件費についてお聞きしたいのですけれども、4年度と比べて2,400万円ちょっとの減額です。私が聞きたいのは、職員の例えば各課の人員配置がありますね。その辺の問題ですけれども、先ほど町長は例えばスタッフが足りないとか何かさきありましたけれども、その辺の人事配置の問題はどうでしょうか。要するに現状適正に行われているのか、まだ足りないところもあるのではないかという部分もあると思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 取りあえず先ほどは足りないところもあるという意味での、全部足りないとか、そういう意味ではないのです。基本的にはもちろん毎年ヒアリングをして、職員のヒアリングでは全てのほぼ、適正と言っているのは3分の1ぐらいで、あとは全部足らない。足らないというのは労使間で考えれば当たり前のことですので、我々総合的に経営を考えると、それをうのみにしてもいけないみたいなところも正直言っており、では足らないのを無理してでも頑張れと言え、残業とかいろんな面でお金の支出はどういう

ふう抑制するかといえば、正職員を使うよりもという方法もあるわけです。でも、総合的に例えば足りないといっても、前年度と同じ人員でやらせると、そこそこの残業でもそんなに増えないで、足りないと言いつつ間に合ってしまうところが大半だということも踏まえ、正確に率直に言ってつかめないところもあるのですが、我々はどちらかというとそういった観点から考えれば、厳しめの査定をし、中には時によると俺と中里副町長で、足りないと言っているのだから取りあえず1回ぐらいたらふく与えて、何人採用すれば例えば、あるいは採用すると正職では切れないので、臨時の雇用何人入れれば間に合うのかと、間に合ったときにはどこまでの成果を出すのかとか、足りない足りないのおまえらはいつでも足りないと言っているけれども、真面目に100%頑張っているのかと、どちらかというとそういう意味でのヒアリングが多い関係もありまして、時には同じ抑制する立場でも、合理的に考える立場としても意見が割れることも正直あります。それらを踏まえて今現在で総合的に見ていくと、他町と比較したり、非常に難しいですけれども、やや適正の中に入っているのかなという感じはしていますけれども、ただ先ほど言ったように、これからこの部分に新しい事業が増える。例えば去年、おとし、総務課の中での安全安心係二、三人足りないだろうかと、だって今までよりも余計な仕事が西と東の関係が全て。私も不思議にしますが、測量とか工事の発注とか、そういうものは都市計画課に振ればいいのではないかと、建設課に。だけれども、総務課で受けたものは全部1から10まで知らないというか、勉強してやっているから、こんな不合理なことはないとか、いろいろこちらで研究しながら提案をしたり言うのですが、なかなか縦割りでびっちり仕上がった役場の組織の機構を臨機応変に使い分けるといってもなかなか難しいものだなというのを感じながら、いろんな提案はしながら、変えられるものは変えていくということも含め、そういう意味では来年からは福祉課が多分先ほど言ったように、来年というよりも今年から。あるいは、いろんな得意分野を持っている人、調査活動が得意な人、あるいは建設費を分析し、補助金がどこから取ってくるのが得意とか、そういう意味では新しいものを考えていかなくてはならない。そういう起き転びは、そのときのメインテーマによって足りないとか足るとかというふうな。今年3年間見ていると、教育委員会は時には何をやっているのだと、だってほとんどあらゆる全てのイベントが中止だから。同じ数だけ張りついていて、除草は同じだけ発注したり、みんな知っているわけですね。文化協会から体育協会から全部中止、そういったところをしようがないから、例えばコロナの関係で切符を切って新しい補助金を町民の皆さんに3,000円、1万円配ると、そういったときに教育委員会から人員を補充して動員をかけるけれども、それは教育長承知してくれとか、そういったことを精いっぱい調整としてやっているのですが、何とかなっているとは思っていますけれども、聞けば足りない足りないということです。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

以上で予算の概要及び主な重点施策についての審査を終了いたします。

この後、休憩を挟みまして……

栗原町長。

○栗原 実町長 一応当初の当方の予定として、これで区切りが一つついたら、今日は冒頭から東洋大の交渉の関係、ほとんどおつなぎができておりませんで、それをこちらからつなぐという形で質問されても、本当のところあまり大きな進展はありません。ということも含め、聞いた上で町としてどうすべきかということもご示唆をいただければ、それは参考に聞かせていただくという意味で取りあえず担当課長から、どのく

らのペースで会議をしているか、相手の状況はどうかとか、伊藤君をお願いします。

○亀井伝吉委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 それでは、委員会外ということで、議員の皆さん全員がいらっしゃいますので、一通り説明をさせていただきたいと思います。

基本的に結論からですが、東洋大では現状何も決まっていないというのが現状になっています。令和4年度、県と町、また県と大学、また県と大学、町、いわゆる3者での交渉を行ってまいりました。基本町と県で相談していく中、大学とのつながりを切らさないように、大学が勝手に我々が分からないところで先に進まないようにということで定期的、できれば月1回、2か月に1回程度の定期的な意見交換会を実施してきたというのが実情でございます。その際大学からは、何も決まっていない、常務の方が寺田常務さんに変更になりましたけれども、常務さんのお言葉の中からも、大学がこのまま大学として現状のまま所有し続けることも含めて全ての可能性を検討しているという内容、それと12月の情報交換会では、大学としては特別に急いで結論を出すということは考えておりません。早いタイミングで決まるのがベストではありますが、焦って決めた結果あまりよくない結果にたくないという考えでございますということで、今の現状何も決まっていないということでございます。

令和4年度、これまでに群馬県との打合せを6回行ってきました。そのうち3回は、大学が入っての打合せとなります。町抜きで県と大学、こちらも含めて3回行っておりますので、群馬県としては9回大学との定期的な情報交換を行っているということで、この情報交換会については、今後においても継続してまいりたいというような形で考えているところでございます。

雑駁ですが、以上です。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。

以上で予算の概要及び主な重点施策についての審査を終了いたします。

この後、休憩を挟んで総務課の審査を行います。再開は1時からいたします。お疲れさまでした。

休 憩 (午前11時59分)

再 開 (午後 1時00分)

○亀井伝吉委員長 再開いたします。

○議案第14号 令和5年度板倉町一般会計予算について

○亀井伝吉委員長 ただいまから総務課の予算審査を行います。

説明については、要点説明により簡潔にお願いいたします。

峯崎総務課長。

○峯崎 浩総務課長 それではお世話になります。総務課の秘書人事係、行政庶務係、安心安全係、情報広報係の4係につきましの予算審査となりますので、よろしくお願いたします。

総務課所管の令和5年度の新規重点事業につきましては、災害時避難場所確保事業と県知事選の2事業となっております。災害避難場所確保事業につきましては、午前中審査をいただきまして大変ありがとうございました。

まず最初に、人件費を除きました総務課所管の予算額でございますが、歳入につきましては4,252万6,000円、歳出につきましては4億4,271万3,000円となっております。歳入歳出とも緊急避難場所整備事業、こちらが終了したことにより、大きく昨年と比較をしまして減少をいたしておりますが、おおむね例年と同じ規模、同じ程度になってきたのかなというふうに思っております。

歳出の中では、行政庶務係において重点事業として今回知事選のほうが入っておりますが、そちらを含めた地方統一選、選挙関係、また情報広報係においては行政事務のデジタル化におけるDX化に対応するための基幹システムの変更運用事業などが予定をされております。また、安心安全係につきましては、令和5年度におきましては、緊急避難場所の整備完成に伴いまして、今後は避難訓練及びその運用方法について力点を置くことになるものと考えているところでございます。

また、人件費につきましては、正職員関係で昨年比約2,800万円の減、また会計年度任用職員におきましては、プラス300万円の増となっているところでございます。

以上、概要を私のほうから申し上げましたが、詳細等につきましてはこの後各係から説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 新井係長。

○新井 智秘書人事係長 秘書人事係、新井です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、秘書人事係が所管する予算のうち、主要なものとしまして人件費についてご説明をさせていただきたいと思っております。

なお、人件費の予算につきましては、複数の款項目にわたって計上されている都合上、それらを整理いたしました、こちらのA3サイズ両面の補足資料1枚をお手元にお配りしておりますので、その資料を用いましてご説明をさせていただきます。

初めに、資料表面の上段の表を御覧ください。こちらは全体の職員数でございますが、令和4年度当初予算において計上しておりました、合計人数233名に対しまして、本当初予算では3名減の230名として計上しております。区分別といたしましては、正職員が2名、会計年度任用職員が1名、それぞれ減員となっております。正職員につきましては、本当初予算編成時点におきまして令和5年度新規採用職員が5名、令和4年度中の退職職員が4名と見込んでおりましたが、それ以外にも令和4年度当初予算編成後、令和3年度中に自己都合によって退職をした職員が3名おりましたことから、それらを加減した結果といたしまして、予算上におきましては2名の減員となっております。また、会計年度任用職員につきましては、マイナンバーカード交付に係る業務負担が継続して見込まれることによります一般事務補助1名の追加、またコロナ禍中は見送っておりましたが、公民館業務が再開しつつありますので、そのための補助としての1名の補助による増員等がありますが、その他の増減につきましては、本当初予算編成時点におけます実人員に即しまして計上したことによる変動となっております。それらを加減した結果として、予算上におきましては1名の減員となっております。

続きまして、その下、2段目の表を御覧ください。予算額についてでございますが、正職員につきましては2名の減員による減少、また令和4年度人事院勧告によります給料月額及び勤勉手当支給率の引上げに伴います増加のほか、令和4年度末での定年退職者が6名おりますのに対しまして、定年引上げ制度の施行によりまして、令和5年度末での定年退職者はなしとなりますので、それに伴います退職手当特別負担金の計

上が不要となることでの大幅な減少分が主な要因となりまして、差引き合計2,856万1,000円の減額となっております。

また、会計年度任用職員につきましては、1名の減員による減少、また令和4年10月からの共済組合の適用範囲が拡大されたことに伴います医療保険分の負担金の減少はありますが、それを上回る令和4年人事院勧告によります給料月額の上上げに伴う増加によりまして、差引き合計で313万円の増額となっております。

なお、資料表面の下2段の表につきまして一般会計、また裏面につきましては、上段から国民健康保険、介護保険、下水道の特別会計それぞれにつきまして職員人数と予算額を表でお示ししておりますが、全体のご説明のみということで割愛をさせていただきたいと思っております。

秘書人事係からのご説明は以上でございます。

○亀井伝吉委員長 本田係長。

○本田明子行政庶務係長 行政庶務係、本田です。よろしくお願ひいたします。

行政庶務係につきましては、新規事業が県知事選となっております。そのほか統一地方選ということで県議選、町議選も行われますので、その予算についても計上しております。

まず、令和5年7月27日任期満了に伴う県知事選挙について説明いたします。事業費としましては、予算書の90ページ、91ページになります。中段となりますが、県知事選挙1,082万1,000円の事業費となっております。こちらの経費に対しましては、予算書をちょっと戻っていただいて、36、37ページをお願いします。16款3項1目総務費県委託金になります。5節、37ページ中段になりますが、選挙費委託金ということで県知事選挙1,005万3,000円が県の委託金として歳入で充当される予定となっております。

また1度戻っていただいて、90ページ、91ページお願ひいたします。県知事選の執行経費になりますが、こちらの予算の費用につきましては町内11か所の投票所や開票所の開設に伴う事務費、投票所の入場券、選挙啓発のチラシ作成経費、選挙ポスター掲示板の作成、設置、撤去委託費などを賄うものとなっております。

続きまして、予算書の次のページ、92、93ページ、こちらを御覧ください。県議会議員選挙と町議会議員選挙の内容になりますが、こちらは令和4年度と令和5年度2か年の予算計上となっております。選挙執行の事前準備に必要な経費は、既に令和4年度分の予算として計上し、令和5年度の予算は投開票に係る経費を計上させていただいております。選挙期日につきましては、選挙期日等の臨時特例に関する法律というもので決まっております、県議選の告示が3月31日、期日前投票が4月1日から始まり、投票日が4月9日と決定しております。県議選の事業費は、令和5年度は699万1,000円となります。

歳入の36ページ、37ページを御覧いただいて、歳入のほうが691万2,000円となっております、こちらが充当される予定となっております。

また、歳出の90ページ、91ページに戻っていただきまして、県議会議員選挙の事業費の内容につきましては、先ほどの知事選と同様な投開票の経費となっております。

次に、町議会議員選挙につきましてですが、告示が4月18日、期日前投票が4月19日から、投票日が4月23日と決定しております。こちらにつきまして、令和4年度で事前準備を計上しましたので、令和5年度では投開票の執行経費になります。ほかの選挙同様に投票所入場券や投開票経費などを計上しております。また、選挙公営費負担金というのを初めて計上しております。選挙公営費負担金ですが、町議選では初めて導入するものでして、お金のかからない選挙のためということで、候補者間の選挙運動の機会均等を図る目的

に導入された制度となります。こちらにつきましては、選挙運動用の自動車、ポスター、ビラに係る経費を限度額の範囲内で公費で負担するものとなります。

簡単ですが、以上になります。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 安全安心係、長谷見です。よろしくお願いいたします。

まずは、予算書の75ページをお開き願います。上から3つ目になりますが、防犯施設整備事業177万3,000円ということでございまして、前年度と比べますと99万8,000円の減額ということになっております。こちらにつきましては、本定例会の補正予算でもご審議いただきましたとおり、指定寄附金500万円、こちらを受けて、こちらを財源としまして、繰越しの事業とはなりますが、令和4年度の事業として新たに防犯カメラ12基を設置することとなりました。これに伴いまして、前倒しで今後予定していた12基を設置できるということになりましたので、来年度予定しておりました新規設置分の工事費につきまして計上を落とさせていただいたということで、そちらが主な減の要因となっております。お手元に図面、防犯カメラの位置図のほうをお配りさせていただきました。大きな丸で新たに12基を設置する位置図ということでありまして、こちらの新規の12基を含めると、安全安心係として管理している防犯カメラ、こちらが50基になります。50基整備されます。その他、役場であったり学校であったり、そういった公共施設、学校等については、それぞれの施設で設置をしてありまして、そちらが29基と。ですから、町内で合計で79基防犯カメラが設置されるということになりまして、安全管理上重要な公共施設でありましたり、主要交差点、また県境、市町境付近、そういったところにこの12基である程度設置がほぼ完了するのかなと考えております。ですから、令和6年度以降については、新規設置ということではなくて、古くなっていく機種もございまして、そういった古い機器の更新、こういったところにシフトしていく、そのような考えで予定をしております。

続きまして、予算書の181ページをお開き願います。181ページ目の上から3つ目、館林地区消防組合負担金の消防施設1,760万1,000円ということで、こちらは前年度と比べまして1,486万8,000円の減ということになっております。こちらにつきましては、消防団の詰所3か所、1分団、3分団、4分団、こちらを今年度改修工事、1,500万円の予算で行っておりまして、それが終了するというので、そちらが減の主な要因となります。残り2分団と5分団がありますが、こちらについては令和6年度に一応改修の予定として、現在計画を進めておるところでございまして、また、5年度におきましては、消防団第2分団のポンプ車の更新があります。現在、そのポンプ車の納入のほうは既に令和5年度中には間に合わないということで、事業は令和5年度になりますが、実際の納車、また財政的な負担については令和6年度ということになるということでございます。そのような形で消防施設のほうは、減額ということで計上をさせていただいております。

同じく181ページの上から5つ目の丸になりまして、防災対策事業783万9,000円でございます。前年度と比べますと405万1,000円の減でございます。こちらは地域防災計画、こちら4年度に全面改定を進めておりまして、そちらの業務委託料550万円が終了ということで減となる、これが主な要因となっております。

また、新規の予算ということになりますが、現在検討を進めております洪水時の住民避難計画、こちらに基づきまして、令和5年度以降につきましては車での避難、その車での避難に対する受入れ、こういったのを想定をしまして、避難の際に必要な入場許可書作成業務委託料、中段からちょっと下になりますが、入場許可書作成業務委託料100万円、また職員が対応する、受入れの対応に必要な誘導棒であったり、ヘッドラ

イトなど、そういった消耗品50万円ほどを計上して、そういった車での避難受入れに備えてまいりたいと考えております。

安全安心係からは以上でございます。

○亀井伝吉委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也情報広報係長 情報広報係の飯塚です。

私どもの係は、主に広報広聴、情報政策、情報公開・個人情報保護、そして文書管理等をメインに担当しております。令和5年度予算につきましては、内容的に特に変化のあるものをピックアップいたしまして、概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、歳入につきまして予算書の28、29ページをお願いいたします。一番上の行になります。総務費国庫補助金の1節のデジタル基盤改革支援補助金1,155万円でございます。こちらは、先ほど課長の概要説明の中にもありましたが、国がシステムの共通化、標準化を強く進めるに当たってのものでございます。令和3年に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が制定されまして、地方公共団体に標準化基準に適合した情報システムの利用が義務づけられたと、あわせて昨年、国が策定した地方公共団体システム標準化基本方針に基づきまして、このデジタル基盤改革支援補助金が創設されました。この補助金は、各地方公共団体の標準準拠システムに関して、自治体が行うガバメントクラウドという国が構築したクラウド基盤、そちらに準拠するシステム移行に係る事業を対象としておりまして、事業に必要な準備、作業、こういったものの一次経費の財源支援を行うものでございます。一定の基準はありまして、上限はありますが、補助率は原則10分の10となりますので、こちらの予算を使って準備を進めることになろうかと思っております。国は、各地方公共団体のシステムを共通化して、同じような仕様にしていく方向で急速にかじを取り始めましたが、今までの役所のシステムというのは自治体ごとにカスタマイズを加えたりして使いやすくしたり、あるいは改修を繰り返して使用してきました。ただ、維持管理であったりとか制度改正などが頻繁に行われる中で、自治体側はその対応をその都度余儀なくされてきて、それが非常に負担が大きかった、あるいはコロナの給付金の例など、住民サービスを迅速にやりたいというときに、全国に普及させることが非常に難しかったという、そういった反省を踏まえて、これはマイナンバーの普及と同様かと思っておりますが、情報通信を利用して行政手続を共通化、標準化するという取組は、そういったところにメリットがあるというところでございます。標準化の対象となるシステムなのですけれども、20業務というふうに決まっております、こちらは政令で定められています。全部は具体的には申し上げませんが、児童手当だったり子育てだったりとか、住基を中心とするメインフレームの業務がそこに当たると思っております。今回この補助金で町が取り組むことは何なのかといいますと、今現在使っている住基をメインフレームとしている、横断的に使っているオールインのパッケージシステムでG. Be_Uという名前のものを今使っているのですけれども、これがおおむね大体20のうち15業務ぐらいはそれが当たるのですけれども、そちらが国の準拠システムに移行するための準備をやっていくという内容になります。具体的には仕様を合わせていたり、それに向けた開発であったり、あとはデータを載せ替えたり、動作テストを行ったりとかというのを今後令和5年度に全庁的に進めていくこととなります。

続きまして、歳出につきましては、先ほど今説明させていただいているこちらの補助金を使ったものが基幹系システム運用事業というものに充当して取り組むところが大きな変動ありますが、それ以外に新たな性

格のものは変動はございませんので、個別の説明は割愛させていただきます。ただ1点、全体的に言えることなのですが、エネルギー、物価高騰、こういったものを受けて各方面の価格が上昇傾向にありまして、例えば紙であったり、紙代、あとは印刷製本費であったりとか、あとはハードウェアもそうですし、あとはソフトウェアのライセンスなども、先頃マイクロソフトなども4月以降の値上げを発表しましたし、そういったものもいろいろと価格上昇の波に対応できるよう、予算計上に関しては可能な限り配慮いたしましたことを申し添えまして、以上をもちまして情報広報係の説明とさせていただきます。

○**亀井伝吉委員長** ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

○**針ヶ谷稔也委員** 針ヶ谷です。お疲れさまですが、よろしくお願いをしたいと思います。

秘書人事係の5年度の職員に関してともう一点、2点ほど質問させていただきたいのですが、主な流れについては説明いただいたかなと思っております。それで、1点今非常に話題になっている部分かなと思うのですが、一応板倉町は特殊的に保育園の保育士さんも町職員として登録してあると思います。これは間違いないかと思えます。大本が変わらないので、これまたどうしたものかということなのですが、もう70年も前に決まった法律によって縛られている部分、お気づきかと思えますけれども、保育士1人当たりの担当の子供の数という部分が今話題になって、サービスを上げていく上で今のままでは無理だというような保育士さんからの訴えも出てきているような状況かなと思えます。これについて町単独で手当てをすることは可能なかどうか。やる、やらないは別にして、やるとして町の判断で保育士の数を充当することは可能なかどうかという部分をまず先に1点お願いします。

○**亀井伝吉委員長** 新井係長。

○**新井 智秘書人事係長** 委員のご質問の中にありました、保育士の最低配置基準の関係なのですが、我々といたしましても最低配置基準を満たしていれば、それ以上は加配だという考えは持っておりません。やはり保育の安全上、人は多ければ多いにこしたことはないというのが大前提にあると思います。ただ、人事管理上は無制限に増やすこともできないと考えておりますので、その辺のバランスを福祉課ないし保育園の園長と調整をしながらやっている状況なのですが、残念ながら今年度も保育士の正職員を募集しましたところ、応募がないという状況がありまして、なかなかこちらとしてはさらに増員をしたいところではあります。正職員、会計年度任用職員ともに増員が見込めない状況が続いております。その中で保育士に対しましての処遇改善という意味での手当等も話題に出たことありますが、近隣でも私が知っている限りの情報ですと、明和町がそれに手当という形ではないかもしれませんが、もしかしたら昇給というか、何らかの形で給与のベースアップを図ったということは聞いています。ただ、県内を見渡しましても、なかなかそれを取り込めるところは少ないという状況があります。どうしても近隣との給与バランス等も含めてという調整になっていまして、明和町さんは比較させていただきますと、比較的安かったという単価設定されていまして、逆にほかのところはもう少し高いところだったから据え置いたという対応を取っているのかと思えます。国のほうは処遇改善処遇改善ということで、いろいろと保育士のベースアップを図ることによって保育士が確保しやすい環境をつくるということを模索しているようではあります。そもそも潜在保育士がどうしても保育の業務につきたがらないという違う理由があるのかなとも考えております。ただ、我々としましては、保育

の事情は十分承知しておりますので、継続して保育士不足を解消する、もしくは増強するような形での継続雇用の募集はかけ続けたいと考えております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 午前中も話題に出ましたけれども、保育園を一園化、あるいは民営との共存ということでこれから検討を進めるわけですけれども、しばらくの間は今の2園のままいくのだろうと思いますし、町内の子供を含めて近隣からも通っているような状況も見受けられますので、それなりの保育士の数が必要になってくるだろう。ただ、安全基準等、様々な事故等を考えたときに、やはり1人当たりの保育士が見る数が現法のままではちょっと不十分だというような、これは現場も感じているところかなと思いますし、募集をかけても来ないというのは何か理由があると思いますが、その辺のリサーチというか、調査とかは進めて、理由とかははっきりしていない部分ですか、まだ。

○亀井伝吉委員長 新井係長。

○新井 智秘書人事係長 リサーチというほどまで達していないかもしれませんが、やはりどこの近隣の町も保育士確保というか、不足は深刻な問題となっております、なかなか募集をかけても集まらないという状況が伺っております。その中でも比較的給与面に関して自由に設定を変えられる民間保育所の例なんかを聞きましても、苦戦しているというお話を聞いたことがあります。ただ、普通に民間と公立保育園の給与設定を考えますと、民間は幾らでも上げる気になれば上げられてしまう、片や公務員でありますと均衡を考えなくてはならないので、それができない実情もありますし、そうなってくると民間のほうに若い保育士は流れていってしまうのかなと。ただ、保育士事情を聞きますと、民間のほうの保育士さんは長く続かないというのがやはり労働の条件が厳しかったり、そもそも保育士自体が長く働く気がないということのようです。これは実際に民間の保育所の園長さんから以前聞いたことがある話なのですが、どうしても結婚と出産と同時に辞めて、子育てが終わったら復職してくれるのかなと思ったら、今度は違う保育士以外の仕事に就いてしまうという実情があるようです。長い目で見れば公務員としての保育士のほうが有利に働くところはあると思うのですが、そうならないというのはやはり長期的に仕事を続けるという意味をなかなか保育士の資格を有する方がお持ちになっていないのかなということが考えられます。あとは、これは個人的な見解によって分かれるところではありますが、ご存じのとおり、町立保育園の老朽化もあります。やはり若い人から見れば新しい施設のほうにどうしても目が行ってしまって、古い施設ですと嫌になってしまうのかなというところもあるかと思えますし、また実際に保育園の保育実習、町立保育園ですので、積極的に保育実習を受け入れて、そのときにぜひうちの保育園の募集もするので、今度試験を受けませんかとお声かけをしているのですが、その生の声を聞いてみますと、実際に保育園で実習してみたら保護者対応が思っていたよりも相当大変なので、私はちょっと保育士としてやっていく自信がないですというような意見もちらほら聞こえるということは園長から伺ったことがあります。そういったいろいろな要素がありますので、なかなかこうやれば改善するとか、そういういい方法がすぐには見つからないかもしれませんが、やはりこちらとしては幅広い年齢層の方を募集の対象といたしまして、募集をかけ続けていきたいということしか今のところはできないのかなと考えているところです。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 こども園が出来上がったときに幼稚園教諭のみでなくて併せて保育士まで採ってという

ことで、幼稚園教諭の資格と保育士の資格を取っている卒業生も出てきていると思うので、潜在的な数というのは、年齢差はいろいろあると思いますけれども、先ほど係長おっしゃったように、潜在性はあるのだろうと思うのです。条件が合えば復職なり、あるいは新規でも入ってくれるのだろうと思います。ただ、働き手がいないと条件緩和することもできませんので、活動は分かりましたので、引き続き努力していただければと思います。よろしくお願いします。

もう一点ですけれども、これは私が立ち入ることかどうかというのは、副町長、駄目なら駄目と言ってください。労働基準的に労働時間の間に休憩時間を含んで労働時間というのは決まっているかと思うので、これは役場も同じだと思うのです。休み時間の定義というのがなかなか難しいかと思うのですけれども、今感じているのが私も愛煙者ですので、喫煙所でたばこを吸うことがあります。税収的にもたばこ税ということで収入面で乗っかっていて、法律でたばこを吸うことも禁止されていないというところで、ただ今お話を聞いていると、職員の休憩時間は昼休みのみしか喫煙が許されていないというようなお話なので、それは副町長、間違いないですか。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 そのとおりです。一応勤務に関する規定がありますけれども、昔から10時休みとか3時休みという間隔が誰でもお持ちになっているかなと思いますけれども、我々の勤務形態の中では、10時休み、3時休みというのは、厳密に見ますとないということなのです。ですから、お昼休み、これが俗に言う休憩時間になるのですが、これがやはり休み時間ということに当たりますから、喫煙も勤務時間外でしなさいということで、取りあえずしばらく前から10時、それから3時の休憩というのは規定上はありませんので、たばこは駄目ですよということにしてあります。これは規則がそういうことでありますので、今後改善できるか、吸えるようになるかという、私が考える限りではできないということであります。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 これは職場の問題ですので、私が立ち入ることではないと思うのですけれども、多分1時間が90分に対して10分の休憩を取るべきだというのが労働法か何かで入っていたかなって思ったので、その辺の考え方はどうなのかなと。ただ、休み時間にたばこが吸えないというのはどういう考えで実施しているのかなという部分と、あとは喫煙所なのですから、今北側の扉封鎖していますので、大丈夫かなと、あそこにあると北側を使用するに当たってちょっと空気の出し入れの際にたばこの煙の影響を受けるかなという気がしているのです。多少お金かけてでも喫煙所を造ってしまったほうが私はいいのかなという気がしているのですけれども、少し気を使ってというか、空気が庁内に流れ込まないところに雨風が避けられるような喫煙所をぜひ希望しているのですけれども、ご検討いただければと思うのですが、いかがでしょう。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 委員のおっしゃることは分かります。取りあえず公共施設に関しては、建物内あるいは敷地内、基本的に禁煙ということなのです。ただし、しかるべき分離ができれば、その限りでもないという規定もありますので、その辺については町長とも相談をして、対処できるものであれば考えていってもいいのかなというふうにも思いますので、今後どうなるかちょっと今の時点では言えませんが、少し相談させていただければというふうに思います。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○**針ヶ谷稔也委員** 百薬の長が酒で、たばこについては百害あって一利なしというような表現をされるわけですが、私の大学の技術の教授に言わせると、これは精神集中の薬なのだから一役あるのだというような主張をされる方もいらっしゃると思います。ストレスの多い職場ですので、やはりストレスを少し和らげる意味でもたばこを利用している人もいるのかなという部分で、本人が望んでやめる分には構わないですが、権利の下でたばこを吸っていても場所が提供されないというのは若干問題があるのかなと思いますので、ぜひその辺は検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○**亀井伝吉委員長** よろしいですか。

ほかにありますか。

荒井委員。

○**荒井英世委員** 予算書の77ページ、真ん中辺りに町営駐車場運営事業ってあります。これが前年度当初194万3,000円なのですが、今回349万8,000円、かなり多くなっているのですが、中身見ますと駐車場工事請負費ってあります。これはどういう。

○**亀井伝吉委員長** 本田係長。

○**本田明子行政庶務係長** 行政庶務係、本田です。

駅前駐車場の修繕に係る工事費としまして、今年度は定期利用者の区分の区画線が消失している場所が面積が増えてきたために、その区画線の引き直しを実施して利用者の利便性を図るとのことと、あともう一つ、駐車場の中にある電灯、あの電球の製造が中止となったということを受けまして、すぐに交換しなくては消えてしまうということではないのですが、これを機会にLED化をしまして、電灯の長期利用を併せて節電のために工事をするということで今年計画させていただきました。

○**亀井伝吉委員長** 荒井委員。

○**荒井英世委員** 分かりました。そうしますと、区画線のし直しと、それからもう一つが電灯のLED化、この電灯のほう幾つぐらいあるのですか。

○**亀井伝吉委員長** 本田係長。

○**本田明子行政庶務係長** 8基駐車場の中には設置してありまして、今まで電球だった部分をLED化することで、その電球の部分がLED化するためには、支柱の中に埋まっている電設機器の入替えという作業も要ということで、こういった金額が計上されております。

○**亀井伝吉委員長** よろしいですか。

ほかに。

延山委員。

○**延山宗一委員** よろしくお願ひいたします。予算書のほう75ページになるのですが、今年度、指定寄附として防犯カメラ12基を設置すると、500万円ということで作業を進められているわけですね。今回の説明が現50基、学校は29基で79基防犯カメラが設置をされるのだということなのなのですが、先ほどの説明ですと、私の勘違いだか分からないのですが、77基設置になりますというような、最終的に説明があったかなと思うのです。私の記憶違いなのかちょっと分からないのですが、まずその台数について、地図が渡されていますので、この地図でカメラが79基になるということでの理解でよろしいですか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 説明がちょっと分かりづらくて申し訳ございませんでした。図面を見ていただきますと、その図面に載っています防犯カメラは、安全安心係として管理している防犯カメラになります。その位置図になりまして、そちらに載っているものが50基になります。あとは、それぞれの施設、例えば役場であれば役場の庁舎内に防犯カメラもあります。学校にもあります。それは、その施設での管理分ということで、そちらの図面には入ってありませんが、そういった公共施設、学校等で設置されている分が29基ということで、町内に公で設置した防犯カメラといたしますと50足す29で79基という、そういった設置状況に、その12基を入れればなっていくということになります。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 ということは、さっきの説明の77基、あれは全協だったかな、その後、前の説明があった、そのときの79が正確な数字と、その中の29が施設に設置されているカメラということでよろしいですね。ここに予算書の中で書かれているのは、それぞれの理由も書かれています。例えば委託、または画像の抽出とか、そういうものでそれぞれ費用かかるといことなのですけれども、抽出についてもお金がかかるということで、11万円かかるということですよ。前にもちょっと話があったのですけれども、その抽出に関してだんだん台数が増えてくると、そういうふうな映像の事件とかトラブルがあった場合に抽出をお願いしますという依頼も警察のほうから来るのかなと思うのですけれども、そのたびに費用を町側で支払うということの対応なのですけれども、そうすると当然予算もかかってくるということですよ。その辺の対応がやはりちょっと矛盾しているのかなという気もするのですけれども、それについて。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 安全安心係で設置した、これから予定している50基の中には機種がいろいろありまして、令和2年度以降に設置した分については、Wi-Fiで飛ばしてパソコン上でデータを抽出できるという、そういった仕組みになっております。ですから、それに対しては費用は発生しません。ただ、昔の機種でそちらにSDカードが入っておりまして、防犯カメラかなり高い位置についておりますので、職員では取れないと、ですから高所作業車を持っている町内の電気工事店にお願いをする、車を出して取っていただくということで1回5,000円程度、そういった抽出の作業費ということで負担しているという状況になりますが、古い機器についてはそういった費用が発生してくるということになっております。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうすると、今回の12基については新しくWi-Fiの電波を飛ばして例えば庁舎なり、または設置されている手の届く範囲内で画像が抽出できるということの機種が設置される。そもそもの台数は、今回間に合ってきているのかな、後々に予算をつけた中で繰越しを今回しますよね。そうすると、それが新しい機種に替えるということも一つの原因、壊れてもいないのに例えば、壊れてしまったというのでは交換も仕方がないのですけれども、そういうふうな意味もあつての交換。古い機種だと例えば暗いところだと非常に画像が不鮮明だということも言えるのだと思うのですけれども、今のカメラ非常に精度がよくなって、完璧に真っ暗の中でも撮れるということなのですよ。それは当然赤外線なんなりで対応できるということなのですよ。けれども、こういうところで町なかに取り付ける機種は、一般家庭に取り付けるカメラと違って高額ということは、そういうのも全て対応できるカメラが設置されていくのだと思うのですが、そういうカメラが

今までも設置されているのだらうなと思うのですけれども、どのようなカメラが設置されているということなのですか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 令和2年度以降に設置を進めてきたものについては、大分高額な機種になっておりまして、その要因としますのが、先ほど委員さんおっしゃったように、やはり画像が鮮明であるということと、あとは令和2年度以前に設置された防犯カメラは時刻補正というものがなくて、実際の時間と撮影時間がずれていく、当然そういった事件の検証に用いるものなのですが、撮られた時刻と実際の時刻がずれている、そういったものが防犯カメラで本来あってはいけないのだと思うのですけれども、やはり安い機種ですとそういうものがあって、過去に入れたものについてはそういう状況であるということで、令和2年度から入れたものについては、もう既に時刻補正は常にやっていると。あとは、外から見て正常に動いているかどうかというのが新しい機種ですと一目でランプで分かったり、古い機種ですと中を開けて実際に画像を見て撮られているか、動いているかということが実際に開けてみてしか分からないと、例えば落雷で電気が不通になって、古い機種ですとまた新たに通電があった場合に再起動しない、そういった機種が多くあります。ですから、実際に動いているのか動いていないのかも外からは分からないというのが古い機種でありますので、やはりそういったものについては、そういった捜査に関して重要な証拠ともなりますので、順次今後は新たな場所に設置するというよりも、そういった古い機種を更新していくというような考えで進めてまいりたいと考えています。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 分かりました。古い機種だからということの説明なのですか、高所作業車を使ったりなんなりで抽出するのに費用がかかるということは、それを求めた側が本来その費用というのは負担をして、画像を提供してもらいたいというのが本来かなと思うのですけれども、そういうふうなところも求められたから抽出するというのではなくて、やはり交渉すべき点かなと思います。

以上、質問を終わります。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 当然ながら警察からの事件の照会があって、それに基づいて出していますので、警察の負担でもいいのかなという気がするのですが、例えば所管内においては、今現在は一応依頼をされて費用が発生するものについては、町のほうで負担をして出しているようなところもありますので、その辺については館林警察署管内、館林、明和がありますので、含めて今後は、やはり大分事件も事故も多くなってきて、そういった捜査で映像提供される機会というのは増えておりますので、そういった費用面についても1市2町でいろいろ今後進めてまいればなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 総務課の中の新井さんか分からない、全体的にですけれども、職員が出張に出かけることがしばしば多いと思うのですけれども、その中で太田、県庁を含めて、県庁でもいいのですけれども、県庁に出張に行くと、そういうことの中で昔と違って今北関東とかありますけれども、最低太田辺りから乗っても県庁には30分、40分近くなりましたよね。そういうことで、先ほど副町長が言った規定というのがいろいろ職員間にあると思うのですけれども、そういうことで職員が県庁に出張に行く場合、高速道路は太田からと

しても使えるのですか。

○亀井伝吉委員長 新井係長。

○新井 智秘書人事係長 おっしゃるとおりでして、当然高速道路がありますので、E T Cカードというものを私どものほうで公用車管理をしている側としまして用意をしております、ある一定の条件はつけさせていただいていますが、利用を認めております。その条件といたしましては、職員複数名以上の出張であったり、また時間外にまたがってしまう場合、例えば朝早く前橋に会議で行かなくてはならない場合は、当然こちらを出ていくのが7時半とか、高速を使わなければ7時に出ていくという可能性もありますので、そういった場合は当然使ってよしとさせていただいています。また、帰りの時間につきましても、遅い場合ですと前橋4時半までとか、そういった会議もございまして、そういった場合につきましてもE T Cカードを使った高速道路の使用は認めているという形で運用しております。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 先ほど話した県庁ということで見ますと、朝早く行く場合は大変だから高速いいですよと、今言った複数というのは例えば2人以上とかのことだと思うのですが、仕事はいろいろ分担違うでしょうけれども、職場が違うから、でも県庁へ行くのには同じですよ。なぜ1人では駄目なのか。2人以上はいいけれども、同じ道を走って太田から乗かって前橋行くのだとしても、1人ずつは駄目だというのは、それはちょっと私は違うかなと思うのですが、規定規定規定といえればそれまでですが、朝早くはいいですよと言っていますけれども、その辺は。

○亀井伝吉委員長 新井係長。

○新井 智秘書人事係長 一応規定上はそうになっているとは申し上げましたが、実際の運用上は多少は弾力的に対応してまして、例えば公務であっても、どうしても繁忙期で時間に制限があったりする場合なんていうのも当然運用はさせていただいております。ただ、1人なら駄目で複数人だったらという規定ができた経緯につきましては、おそらく人件費の関係で考えられたのかなと推察しております。ただ、その辺に関しましては細かく言ってしまうと、階級の高い方と若い職員では単価も違いますし、そこら辺についてもまた管理職手当の範疇なのか時間外勤務手当とか、そういったいろいろな試行錯誤しながら、今の規定にたどり着いて運用させていただいていると思っておりますので、今後も当然内部規定ですので、不具合等がありましたら随時見直しはさせていただきながら効率的に運用できればと考えております。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 それは30歳の人と50歳の人では、お金のことを考えれば変わると思うのですが、ただ県庁に行って会議に行ってくるとなれば、それは同じところ走っていくのだから、別に1人でも2人以上になっても一生懸命やってくるわけですから、でも今言った、今後はいろいろ検討という話もありますけれども、ほかの町村はいずれにしても、嬭恋とか、板倉は県庁に行くのに結構、向こうは山を越えて山を越えてくるわけですが、こっちは真っすぐな道を走ってもいいわけですが、でもやはり仕事をする中で多少のお金がかかっても時間短縮とか、そういった利便性を含めていい意味でやれば、1人で行っても高速は太田から乗かったらいいですよとか、ぜひ検討というか、前向きよりも強く感じていただいて、そういうものが早めに行えるようだったら、その辺を職員の方々に、私のほうから言うあれではないですが、職員同士では言えないでしょうけれども、私ちょっと感じたものから、その辺副町長、どうです

か。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 委員がおっしゃることも分かります。ですから、やはり移動時間の短縮、これを考えれば当然人数に違いがあっても、利用できるものは利用すべきかなというふうにも思っていますので、新井係長が先ほども検討するというようなことも申し上げましたので、あわせてちょっとその辺は今後見直しに向けての検討は進めたいというふうに思います。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 ぜひ早めな見直しというのか、職員の方々のいい意味での改善というのか、ですのでひとつ副町長も頭に入れていただいてよろしくお願いします。

以上です。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 予算書181ページの消防の施設費の件なのですけれども、詰所のリフォームという形だったかと思うのですけれども、くみ取りのトイレを水洗に直したとか、それくらいのリフォームなのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 今回の詰所の改修のメインについては水洗化ということで、4分団は水洗化されていましてあれですけれども、1分団と3分団については新たに浄化槽を設置して、またトイレの便座も洋式タイプに替えたというのが、それがメインです。さらに、今回の改修と併せて、その3か所については平成元年に建設されたもので、やはり外壁等も大分傷んでおります。そういった塗り替え等も設置しました。また、中の給湯設備でありましたり、エアコン、空調設備、そういったところも併せて改修をさせていただいたところでございます。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 同じ館林地区の消防組合の中で、明和であるとか館林であるとかというのは今どんどん古い詰所を建て替えているのですよね、新しく。以前私も消防団に所属していたときに、これくらいの去年、おととしぐらいのタイミングで詰所を建て替えますよというような話を聞いていたもので、それを後輩たちには伝えていたのです。蓋を開けたらただのリフォームで、全然話が違うのではないですかなんて逆に怒られてしまったりもしているのです。前回の台風19号のときとかでも、水防団の待機場所ということで詰所が使われたりもするはずなのですけれども、ある程度快適性もないと、板倉町は団員数は充足されていますけれども、これからどんどん消防団、集めるのは難しくなってくると思うのですけれども、居心地の悪い詰所に詰め込まれて、災害のときにボランティアで仕事しろということなのですけれども、ある程度お願いする立場になってくるはずなので、せめているときぐらいは快適に過ごせるようなものをつくってあげてもよかったのかなというのが思ったのですけれども、これでまたしばらくは今の形の詰所のままでまた20年、30年いってしまうと思うので、せっかく直すタイミングであったのであれば、お金はかかってしまうとは思いますが、やってもよかったのかなって思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 当初の計画では、建て替えという計画もありました。その建て替え費用が1詰

所3,000万円近くというところがありました。やはり大きく財政負担が発生する、その中で近隣にも組合のほうにも、今後の考え方といいますか、そういったのも確認いたしました。確かに明和とか館林では、そういった新築した、建て替えた話所もあるのですが、その原因としますと、例えば県道を通すに当たって移転が必要になったとか、あとは消防団員の確保が難しく統合になった分団があると、それで建て替えをしたとか、古くなったから建て替えというよりも、そういった理由によって建て替えてきた。今後の方針については、やはり基本的にはこういった修繕、改修をしていくのだという管内の市町村が多かったというところもありまして、改めて組合も含めて、町長、副市長も含めて検討をした結果、改修を施して、以前からトイレの問題が一番大きかったの、これは間違いなくやると、それに合わせて少しでも快適に過ごせるように空調であったり、そういったところも改善していくのだよということで、そういった方針に転換をしたということであります。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 終わってしまっているの、前回の決算のときの話でもこの話出させてもらったのですが、町長の考えも消防小屋と言っているぐらいなので、それほど話所の件に関してはあまり考えていなかったのかなと思ったのですが、でも違うのです。館林10年以内には建て替えやっているのですよ、幾つか。同じ組合の中で、もちろん向こうは人数もいて負担金も多く出してはいるのしょうけれども、町のお金で造るわけですが、やはり隣がいいのを造っていて、こっちはポットトイレでいつまでやればいいのかみたいな話もあったので、できればもうちょっと丁寧に、やるときに建て替えだと思っていた団員もいたので、リフォームだけになってしまったのですけれども、これこれ、こういう理由ですってせめて団長、副団長ぐらいに説明しておいてもらおうと話もスムーズだったのかなという気がしたので、ちょっと言わせていただきました。

それとちょっと話違ってしまふのですけれども、2分団のポンプ車の更新ということなのですから、これは水槽タイプのポンプ車を入れるのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 水槽付きのポンプ車ということになります。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 水槽載っかっていなくても今のポンプ車だと今度免許、今の若い方が取っている免許だとポンプ車運転できないというような問題が出ていまして、これからどんどん団員が若くなってきたりすると、その免許を持っていない方が多くなってくる。そのときに免許の補助、限定解除ではないですけども、補助を出すというような話もあったかと思うのですけれども、今はそういった持っている方に対する免許取得の補助とかというのは出ていますか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 先ほどの予算書の消防施設の上に非常備消防ということで、これ消防団に係る負担金になりますが、この中で準中型免許取得費用の補助金ということで3名分程度ですか、予算化をして、町とすれば補助金も合わせて組合のほうに負担をしているというような状況で、そういった補助制度も用意をしております。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 これがまた20年ぐらいしてくると、全ての方のそういう免許になってくる可能性もあるのですけれども、そういった場合にポンプ車を替えるか、もう免許を全員取ってもらうかとか、でないともポンプ車あっても運転できないのだと、火事場へ行けないという全く意味のない話になってしまうので、これからどんどんもしかしたら増えてくる、補助をしなければいけない人数は増えてくる可能性があるのですけれども、その中で板倉の消防団って大体今5年で回って行って、毎年毎年20人ぐらいの入れ替わりがあるわけではないですか。ほかの消防団だと、年に3人とか5人とかで済んだのですけれども、20人入れ替わる中で、その人たちに例えば免許の補助を出すということになってくると、かなりの負担が出てくるかと思うのですけれども、その辺は今後の見通しはどうなっているのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 やはり年齢の若い方、準中、中型の免許を取らざるを得ない方がどんどん増えてくるとお思いますので、その辺については消防署とよく詰めて、今現在3人しか予算化していないですが、これは計画してどんどん取得していってもらうような形で、それに対しての補助を増やしていく形で、どうしても火事場に行く際にポンプ車が出ないということは全く考えられないことで、それに必要な予算についてはきちんと計上していくと、そのような考えで、また組合、消防署と毎年予算のほうもヒアリングしておりますので、その中で随時指摘をしていきたいなと考えております。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 取りあえず3人ぐらいはいそうだという前提で、3人分ぐらいを取ってあるということなのではないでしょうか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 前年度も取ってありましたが、1名もいなかったということで、暫定で3人ということで、5年度は取りあえずは予算計上しているということです。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 逆に消防団に入ると免許を取る補助が出るよというのも逆のアピールポイントにもなるかもしれないので、その辺もアピールしてもいいのかなという部分と、最近中型を持っていない、今の免許でも乗れるような、水槽はしょえないのですけれども、ポンプ車というのもできていますよという話も聞いたのですけれども、その辺の今後は検討も必要なのかなとは思っていますので、ちょっと頭に入れておいてください。

○亀井伝吉委員長 回答よろしいですか。

ほかにございますか。

小林委員。

○小林武雄委員 お世話になります。予算書の29ページで情報の関係なのですけれども、先ほど飯塚係長のほうで一番上のデジタル基盤改革支援補助金の関係で、要はシステムの関係で国の基本的な機関のほうにどんどんどんどん合わせていくのですよと、そのために補助金が出てきますよということを聞いたのですけれども、このシステムの関係でおおのの町村で今までずっといろんなところへ頼んでやってきていますよね。その情報システムのところの会社をお願いをして、その町独自のシステムをつくってきてもらっていますよね。それを国のほうにどんどんと変えていくと、そのシステムを変えていくのはいいのですけれども、結構

金額とか期間とか、それが結構かかると思うのですけれども、今年が初年度あたりで始めていって、何年かの計画でやがては国がぼんと押すとどんって各町村のほうにこのシステムが使えるような形で全国的に展開していくのですか、それをまず。

○亀井伝吉委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也情報広報係長 ご質問のシステム標準化に向けたスケジュール感といいますか、大まかなものになりますが、国が指し示す法律、あるいは法令で定める20手続をまずは共通化していくのだよというものについては、令和7年度を目標としています。令和7年度末です。その20手続に関しては令和7年度末を目指す。その20手続に関しても、今私どもが令和5年度に移行準備を進めようとしているものだけでなく、全て20業務が一つのシステムで収まっているわけではございませんで、例えば挙げますと、戸籍システムなどはまた別に立っているものなので、そっちはそっちで標準化に向けた準備を所管の担当がやっていくわけです。あるいは、業者さんとそのシステムを扱うベンダーさんも違うし、部署も違うし、それぞれがある程度当然内部で調整をしながら日程的には進めていくものの、担当は分かれて個別にやったとしても最終的には7年度末まで。板倉に関しては、今私がこの補助金を活用して進める準備に関しましては、目標としてはまず準備が5年度に1年間かけてすり合わせをしていって、実際に移行するのは、確定ではないのですけれども、6年度中に切替えができればというふうなイメージで担当としてはおります。その進捗具合によっては多少前後するとは思いますが、7年度、あとはほかの戸籍であるとか、国保であったりとか、逆に言えば20からうちの今回やるものを引き算した残っている事務もありますので、そういったところは個別に考えて、あるいは横で調整しながら進めていって、それぞれベンダーさんも違いますのでという感じなのです。ただ、実際同じ役場の中でやっていますので、その辺も含めて我々の係のほうで何となく全体のスケジュールを調整しながらやっていくことにはなろうかと思えます。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○小林武雄委員 住民課の関係のシステムとか、要するにシステムを変えていくのに総務課の係長が担当するのは、そのシステムの数がどのくらいあって、ほかの部署の住民課とか、そっちの關係の継続するシステムが幾つくらいあって、相当いろんな部署でこのシステムの改修結構上がってきているのだよね、システム改修改修なんて随分上がってきていると思うのですけれども、相当数があると思うのです。それが飯塚係長のところができれば6年度にはもう変えたいと、そのくらいのペースですぐできてしまうのですか、もしくは数が少ないとか、どうなのですか。

○亀井伝吉委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也情報広報係長 システムに関しては、非常にちょっと説明が難しいところもあるのですが、先ほどオールインパッケージシステムというふうな言い方を申し上げたのは、実際に各例えば住民票だとか印鑑登録だとか、あるいは税の關係の一式とか子育て一式とか、使っている担当というのは各個別の機能を使っているわけです。全体のシステムというのは、住基だとか共通なものを引っ張って使っているようなイメージなのですけれども、そこにそれぞれ部署ごとに当然全員が全部を見れるという感覚ではなくて、制御しながら必要な情報とか必要な機能だけを使っているわけです。それがオールインパッケージになっている全体の契約であったり管理とかはうちのほうが預かっているわけで、実際我々の広報の部署では、住民記録などは業務に必要なので、実際我々がそれを使うというよりは、我々は管理業務に徹している。例えばここ

の部署にはこういう機能が必要で、こういう法令に基づいてこういう改正が必要で、この職員が異動あったら、この職員はもう権限が要らないから、そこにアクセスできないようにしなければいけない、あるいは新しく入ってきた子がいれば、その子にその業務に必要な権限を与えたり、今は認証なども結構細くて、静脈を使って住基の関係は入れるものですから、そういったもの全般をやっていく。そうなりますと、今回我々が進めていく準備に関してはオールインパッケージなので、先ほどそんな1年ぐらいで簡単になっておっしゃいましたけれども、そんな簡単ではないので、かなり原課を騒がしてベンダーさんに教えていただいていろいろ細かい作業をやっていく中で、当然こういった1,000万円以上のお金もかかるでしょうし、これはもう業務委託に係るところだと思のですが、そこを進めていくような形であります。あとは、その先にあるのが、うちのほうもメリットがないと、法律で決まっているので、やらなくてはいけないというのがまず第一にあるのですけれども、やはり将来的にそれが経費面であつたりとか、例えば職員のほうの負担とか業務の合理化が図られて少しよくなっていくのか、あるいは先ほど委員さんが今度ばつと行ってしまふかと、一気に行ってしまうのかと、それは例えば住民側にとってもよく今だとデジタルトランスフォーメーション、DXという言葉が使われたりもしますが、最終的なアウトプットは多分住民側に向くのだと思のですが、我々も国が統一した標準化のシステムで使えるように実現したら、実際経費が安くなるのかという今何の担保もない、見通しもない。ただ、この準備に関するお金は出してくれるということは決まっていますが、実際始まってみたら、その運営に係る、切り替えた後の経費の見積りなどは出ていないので、実際にどれぐらい安くなるのかも分からない。安くなるって政府が言っていることに関して、例えば二、三年ですごく激減するのか、もっとはるか10年、20年先の長いスパンで安くなるよと言っているのか、あとは今カスタマイズでだんだん作り込んでいってしまうと、業者さんを替えるのが難しくなってくる。これを替えるとなると、簡単にデータの変換もそうなのですけれども、新しいベンダーさんにそこまでまた作り込ませると結局多額の経費がかかってしまうので、やはり縛りつけというのですか、ベンダーさんが縛りつけられてしまうと、でも今準備に関しては、基本的に既存のベンダーさんを使って政府の共通化をまず進めなさいと、ただその後将来的には共通のシステムに全部乗っかってくるわけだから、その先はきっとどんどん活発な競争ができるのではないかといいようなどころもうたっていますので、説明もちょっとにくいところなのですが、一応うちのほうで今スケジュールで決まっているのは、7年度を最終的に目標に全部は進めている、うちだけではなくて、戸籍だとか選挙人名簿とかもそうなのですけれども、そういった個別のシステムを取りあえず7年度末までに行くということで準備を進めるところまでですかね、はっきり言えるところは。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○小林武雄委員 分かりました。基本的にはいろんな部署がアクセスする大本の基幹のシステムをまずやっていくよと、そこにみんなアクセスしてくるところを直せば、おのずとこっちの枝のほうも直していくという形の構築になるのかなと思のですけれども、あと問題は先ほど言いましたけれども、アクセスの関係で、最近だといろんなインターネットの関係だとウイルスとか、その辺があるから、かなり相当慎重にやってもらったりとか、一本化にしてしまうと逆にここ1か所が感染すると市内全部でしょう。その辺のウイルスの防御の関係についても相当慎重に国もやっていると思うのだけれども、いろんな銀行関係でもATMでも結構止まっているところあるから、その辺のところは慎重にやって、国とか連携取りながら進めてもらいたいなと思います。

先ほどちょっと話の中で出てきたのが専門的な取扱いの人がいないとどうのこうのってちょっと言ったのですけれども、こういうのってやはり専門的な人がいるの、システムの管理とか、そういう意味です。

○亀井伝吉委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也情報広報係長 説明が私が下手でちょっと誤解をされてしまった部分もあるかもしれませんが、専門的な職員が例えばいるわけではありません。異動があって担当で職員があって、ただその業務に関しては比較的専門的な知識が必要ではあるかと思います。ただ、そういう専門の職員とかがいるわけではなくて、我々が専門と言っているのは例えばプロの方、ベンダーさん、事業者の方が、システム業者の方がやはりプロですから、実際業務はそういうところに委託をしてやってもらうわけなのですけれども、ただ実情に合わせて進めていくので、当然職員と業者さんに関わってもらいながら、試験であったりとか仕様を詰めてもらったりとか、当然うちのほうは細かい各部署の業務内容までは把握しておりませんので、例えば税のシステムの移行に向けては税の職員に関わってもらって、そこにベンダーさんに入ってもらっていろいろすり合わせをしてもらってという、その全体の取り回しというか、全体のバランスを取ったりとか、あるいは全体の経費をコントロールしたりとかするのがうちのほうの部署の今現在の仕事になっていて、特に専門な者がいるということではございません。すみません、誤解が。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○小林武雄委員 あともう一つ、自分の経験からいくと、自分が大体パソコンとかインターネットの関係を覚え始めたのが50歳のとき、ちょうど2000年問題か、あの辺の前後から始まったのですけれども、それからいろんなシステムとか使ってきたのだけれども、システムの改修終わった後覚えるのが大変なのだよ。それがあまり細かく改修改修なんてであると、職員の負担も結構増えてくるのかなと思うので、改修なんてあまりやってほしくないのだけれども、やればやるほどいろんな意味でウイルスの関係もあるから、なるべく回数を少ないほうがいいと思うのですけれども、その辺はかなり職員さんも努力して、早めに改修が終わったところでみんなで勉強会を開いて、あとはベンダーさんとかにそういうのを教えてもらって早いところ習得してもらえないのですけれども、その辺のところも一応関わっていただければと思います。

○亀井伝吉委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也情報広報係長 委員さんおっしゃられるとおり、我々も担当しているのですけれども、やはりシステムはどうしても新しいもの新しいものに変わっていきます。それが制度に合わせてというものもそうですし、あとは我々にはどうすることもできない、例えばパソコンはOSと言われるマイクロソフトウィンドウズとかというもの、そういったものを活用してなると、ウィンドウズが変わってしまうと、当然それに合わせていかなくてはいけない、余儀なく改修であったりとか、ちょっと操作が変わってしまうところがあります。委員さんが再三危ない、リスクとかセキュリティーのことをおっしゃっているのも、それもおっしゃるとおり実は年々厳しくなっています。ご存じかどうかはあれですけれども、役所のインターネットとかネットワークの環境というのは、3層分離が原則というふうになっていて、基本的に職員がインターネットと内部のシステムとかを全部分離して使っているのです。先ほど一緒にしてしまうとウイルスでやられたら終わりだとおっしゃいましたけれども、まさにおっしゃるとおりで、インターネットは県を通じてのセキュリティークラウドというセキュリティーの高いシステムを抜けているような状況でインターネットを見ている。ただ、そこ経由で要はインターネットの世界が一番危ないという理解です。なので、そこを一番内部

の情報とは別にしていって、役所間は全てL GWANというネットワークでつながっていて、通常職員はそのL GWANのネットワークの中で仕事をしているような状況にあります。ただ、職員に関してはやはり得意不得意のもありますし、新しいシステムに慣れるには時間を要するかと思うのですけれども、説明会であったりとか周知とかマニュアルを用意するとかで、比較的職員は協力的というか、頑張ってくれているというふうには思っています。今後も丁寧にうちのほうで対応したいと思います。

○小林武雄委員 よろしくお願いいたします。終わります。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

本間委員。

○本間 清委員 お願いします。ちょっとお聞きしたいのですけれども、予算書の75ページ、交通指導活動事業ですけれども、交通指導員さん、町のイベントのあるときとか、または各学校の交通安全教室、こういうところに出動していただいて活躍していただいていると思うのですけれども、ここ3年間コロナ禍で町のイベントもほとんどなし、学校も外部の人にはあまり来てほしくないという状況の中、この指導技術の維持ということは大変だったかなと思うのですけれども、活動状況などはまずどうだったのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 確かにコロナ禍で町のほとんどのイベントが中止ということで、例年であれば秋口の体育祭だったり、お祭りだったり、そういったところで交通誘導等をしていただいて、指導の技術を習得していただいたり、慣れていただいたりということでやっていただいておりますが、なかなかそういった機会もなかったということで、あとは交通指導員も入れ替わりも多少ありまして、そういった新任の方もいらっしゃいましたので、令和4年度につきましては日帰りとなりますが、そういった指導をしていただける研修所に行って、実際に小学生、中学生に自転車の乗り方を教える要領等を実際に学んでいただいたり、あとは年度当初には館林警察署の交通課の職員のほうから、それぞれ春夏秋冬の運動の際に立哨活動で立っていただきますが、その際の注意点等を研修をしていただいたりということで、実際の外に出ての活動というのが少なかったということはあるのですが、やはり研修なりでそういった技術というのですか、そういったところを習得していただいているという状況でございます。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 そのような研修はやっていると思いますけれども、年に例えば1回とか、そんなに数は多くないと思うのです。そして、指導員さんの年齢というのは意外と言っては失礼ですけれども、高齢の方が多いかなと思うのです。そうしますと、やはり実際に体を動かしているということで覚えていることがあるわけですので、その辺の研修ということもちょっと回数多くやるということも必要かなと思いますけれども、ちなみに指導員さんというのは今12人ぐらいですか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 現在、11名で活動していただいています。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 そうしますと、この11名の方で仮に町のイベントなりや活動状況があった場合には、その人数で足りているということでしょうか、それともちょっと人数不足という感じもあるのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 11名で特段今まで全く交通指導者が足りなくてというお話は受けたことはないです。11名につきましても、東西南北バランスよく人選いただいて、立哨活動等もそれぞれの地区に張りついていただいて活動もできるような体制で進めております。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 それと、指導員さんの報酬ですか、年間約10万円ぐらいだと思えるのですけれども、この10万円という金額はもう20年から30年ぐらい前からの金額だと思えるのです。夏等は物すごく暑い中で活動している、また冬は北風の冷たい中でやっているということも考えますと、この辺で多少なりとも金額のアップということを考えていただければと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 交通指導員さんの報酬ということで、役職で隊長が13万5,000円、副隊長が13万円、ほかの隊員さんが12万5,000円ということで、年間での支給をさせていただいておりますが、やはりそんなにお若い方がいるわけではないので、本当に夏場の立哨、あとは祭りの対応、あのときはきつかったよという声は聞きます。大変苦勞していただいているとは思いますが。まだ本当に寒い冬場の運動もありますので、その辺は重々知っておりますが、なかなかこの報酬金について今まで何か検討というのも我々のほうでも一切したこともなかったですので、今回お話を伺わせていただきまして、おそらくずっと変わっていないだろうかなと思っておりますが、ほかの管内の状況等もちょっと調査はさせていただきたいと考えています。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 本来であれば、こういった活動はボランティアによるということになるのでしょうかけれども、やはり現状を考えていただければ大変ありがたいと思っておりますので、一つ心に留めていただければと思います。よろしく願いいたします。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

では、2巡目で針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 長時間になりましたけれども、お疲れのところすみませんが、2点ほどお願いします。システム関係と町営バスでございます。

予算書のまず71ページの一番下のほうに基幹系システム運用管理事業で5,380万3,000円ということで、先ほど来飯塚係長の説明を聞いていますと、これを再構築というか、新しいシステムに切り替えていくのだというような説明だったかなと思います。これが全国的な標準化、統一的なシステムにおのおの変えていくよというような説明だったかなと思うのですけれども、このG. B e__Uというのは以前説明を受けたときに群馬県で共通で使っているような話だったのですけれども、そういう認識でよかったか、それはいいです。

この5,380万円なのですけれども、7年度完成してしまうと、これはかからないという考え方でよろしいのか、あるいはG. B e__Uがどこかで生き残るのかということなのですけれども、今説明を聞いていても枝葉がありますので、ちょっとその辺が明らかでないのですが、まずそれをお願いします。

○亀井伝吉委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也情報広報係長 お答えいたします。

まず、G. B e__Uという名称は、群馬県ではなくてうちが採用しているシステム、ベンダーが両毛シス

テムズになりますが、そちらの製品名称になっております。なので、全ての群馬県が両毛システムズではありませんので、おそらく旧群馬電算さんのジーシーシーさんであるとか、いろんな県内のほかのベンダーのところもあります。こちらの今維持管理、これ5年契約で機器のリース、あるいはクラウドで今も使っているので、これがいわゆる維持管理経費には当たるのですけれども、これが標準化になったらこれが全くなくなるのかといたら、そうではなくて、実際にちょっと、もう説明が難しいのですけれども、まず本当は標準化するのだったら、極論ですよ、国がもう全部つくってしまって、システムを、これを全ての自治体同じものを使ってくださいというのが一番早いわけです。ただ、そうすると、地方のベンダーさんの育成であったりとか、そういったところにも問題が生じるので、イメージ的にはクラウドのテーブルのようなものを国がきっちり用意して、そこに仕様はこれって決まった仕様を明示した上で、これに合うように地方のベンダーつくりなさいということです、構築しなさいという。ということは、そこに係るシステムの構築と作業もそうですし、維持管理も実際は国と契約というよりはベンダーさんと契約してそれをやっていくので、この経費の続きで同様の経費がかかってくると、ただそれが国が指し示す経費の効率化という感覚では、3割減を見込むというふうに国は明記しています。ただ、我々の肌感覚で申し訳ないですが、私自身の感覚ではそんなに安くなるかなという感覚も持っています。なので、これががらっと別の予算に振り替わるとか、この経費がざっくりなくなるということではなくて、6年度、7年度以降もここに基幹系、このシステムを運営していく上ではやはり同様の経費、あるいは少し下がった経費になろうかとは思いますが、あとは今邑楽郡などは板倉以外の4町は共同でこのクラウド、G. B e _ _ Uを4町で共同でやっているのです、接続して。そこでちょっと経費減を見たりとかもしているのです、そういった研究も引き続きしていますので、そういった可能性も含め、さらにそこで減額が見込まれるのであれば、それも選択肢の一つかなということでやらせてもらっていますので、そういうこと。ただ、先ほどこれは税であったりとか、住民登録、住基関係とか口座とか、そういった機能も全部ひっくるめて契約をうちのほうでやっているのです、ただ改修などが生じた場合は、改修などはやはり制度とか法律の改正に伴うものが多いので、うちのほうだとそこをつかみ切れないところがあるので、そういった予算であったりとかは各原課から出てくるようなものがあるので、ちょっと複雑に予算上はなっているとは思いますが、そこもちょっとできるだけ改善していくようにはしたいと思っています。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 大本のシステムは変わるけれども、お金の流れはそんなに変わらないという考え方で、多分業者さんもそのまま乗り換わる感じになるのかな、今の説明からすると。統一規格でそれぞれ構築することになれば。国が情報を集めやすくなるという考え方でよろしいですか。

○亀井伝吉委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也情報広報係長 おそらくは将来的にはそういったものを見込んでいられると思います。それだけではなくて、おそらく並行してマイナンバーカードの普及推進であったりとか、DXの推進に関わるコンビニ交付であったりとか、国であるとか、J-L I Sと言われている住基ネットの運営母体だったりとか、そういったところである程度全体的に標準化、統一化する中で、やはりその辺りのスピード感というのを加速させたいというところの意図だというふうに思われます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 分かりました。ミスのないようによろしく願いいたします。

最後ですが、65ページの町有バス管理について120万円の予算がついているわけですが、過日、議員の研修の際も町バスを使う使わないでちょっと難儀したのですけれども、あまり健康状態がよろしくないうわさは聞いているのですが、今の現状と今後の見通しについて方針があればお願いをいたします。

○亀井伝吉委員長 新井係長。

○新井 智秘書人事係長 町有バスなのですが、ご存じのとおり、年数も一定の年数を経過しておりますが、かなり老朽化は進んでおりますが、運行上特に問題はありません。ただ、コロナ禍だったということもありまして、実は2年ほど前に点検をした際に、日野バスに点検をいつもお願いしているのですが、そちらのほうから足回りに関しての不安要素のご指摘がありました。具体的に言いますと、エアサスペンションの部分がそのまま使うともしかしたら亀裂が入って空気が抜けてしまい腹ばい状態になってしまう、要は腹が底についてしまうということで懸念されていますということで、見積りを取らせていただいて約140万円程度の修理が見込まれていたのですが、コロナ禍に入って利用状況は圧倒的になくなってしまったということで、コロナ禍中は修理をちょっと控えている状況でした。ただ、壊れた場合にはすぐに対応できるようにということで予算は計上させていただいておったのですが、去年度もそういった理由で流させていただきました。ただ、直近の状況を見ますと、議会さんもそうですし、また区長会、民生委員協議会、こういったところが徐々にバスを利用した視察研修等を計画し始めて、徐々にコロナからの脱却といいますか、そういったバスの運行の再開のめどがちょっと見えてきましたので、このたび今年度予算を使わせていただきまして、その不安要素の足回り部分も修理を行っております。ですので、今後は使っていただく分には安心してご利用いただけるような形を取りましたので、ぜひご利用いただければと思います。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 5年度の修繕費ではちょっと足りないなと思っていたのですけれども、既に修理は済んでいるということで了解してよろしいでしょうか。ありがとうございました。

以上です。

○亀井伝吉委員長 ほかに。

時間もあれですから簡単にお願いたします。

今村委員。

○今村好市委員 1つだけ、予算にはのっていないと思うのですけれども、所管事務の中で総務課はおそらく報酬審議会の事務局を持っていると思いますので、私が記憶するので、ここ20年ぐらい報酬審議会開いていないのだと思うのですけれども、開く必要性がないという考え方なのか、職員等については国の人事院勧告に基づいて給与については改定をされているということなのだと思いますけれども、先ほど交通指導員も含めて町については様々な行政委員がいるわけなので、これが20年間開かれていないということになると、それが適正なのかどうかというのなかなか検討する機会がない。ぜひほかの市町村も含めてなのですが、報酬審議会をやはりこの辺で1回きちんと開いて、今までやってきたことが適正であるのか高いのか安いのかも含めて1回やったらどうかという一つの提案なのですけれども、中里副町長、開いたという記憶はある。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 委員おっしゃるとおり、私も記憶ありません。ということでありますので、近いうちにきちっとやるほうがいいのかなど。ただ、今まで多分特別職の報酬とか見直すということがなかったので、それなりに開かれなかったのかなというふうには思っているのですけれども、いろんな役職の方の関係もあるわけですから、先ほどの交通指導員の報酬ですか、そういったものなんかもいろいろありますので、実際やったほうがいいのかなどは思います。ちょっとその辺はまた内部でいろいろ相談してみます。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 ぜひ今の報酬額が適切かどうかも含めて、ただ上げるとか下げるとかだけで報酬審議会を開くということではなく、やはり行政委員の中身も変わってきているし、場合によっては後から委嘱されている委員も結構いるわけですので、それについては今まで報酬審議会で決まった額をうまく運用してやっている今段階であるので、ぜひその辺は特別職の給与を上げるか下げるかだけではなくて、多くの報酬審議会に関わる委員がいますので、1回開いて適正かも含めて、やはり専門的な人も入ってくるわけですから、ぜひ開いて検討したほうがいいのかなどと思うので、よろしくお願いします。

○亀井伝吉委員長 回答はよろしいですね。

以上で総務課の予算審査を終了いたします。

総務課の皆さん、大変ありがとうございました。

休憩を挟んで都市建設課の審査を行います。

休 憩 (午後 2時44分)

再 開 (午後 2時58分)

○亀井伝吉委員長 再開いたします。

ただいまから都市建設課の予算審査を行います。

説明については、要点説明により簡潔にお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

塩田都市建設課長。

○塩田修一都市建設課長 都市建設課です。よろしくお願いいたします。

それでは、都市建設課の令和5年度の予算についてご説明申し上げます。私からは、都市建設課の歳出予算の概要についてご説明させていただきます。

初めに、計画管理係でございますが、令和5年度の歳出予算は1億2,188万8,000円でございます。前年度当初予算に対しまして、618万1,000円の増額となっております。主に増額となりました事業につきましては、道路維持事業、公園維持管理事業でございますが、これは高木の剪定業務におきまして、諸般の事情によりシルバー人材センターへの業務委託から専門業者への業務委託に変更したことが主な要因でございます。また、町営住宅管理事業におきまして長寿命化計画にのっとりた修繕工事を計画しております。その他の予算につきましては、例年と同程度の予算計上となっております。

次に、建設係でございますが、令和5年度歳出予算は2億4,486万9,000円でございます。前年度当初予算に対しまして、4,187万4,000円の増額となっております。主に増額となりました事業としましては、重点施策予算でご説明いたしました、町単独道路整備事業と道路台帳整備事業、橋梁長寿命化事業でございます。

道路台帳整備事業におきましては、下五箇土地改良事業で変更された道路の反映が主な要因でございます。また、橋梁長寿命化事業につきましては、東北自動車道をまたぐ早沼橋、海老瀬跨線橋と合の川橋の長大橋の点検が主な要因でございます。その他の予算につきましては、例年と同程度の予算計上となっております。

私からの説明は以上となります。詳細につきましては、各係長によりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、計画管理の青木係長からご説明申し上げます。よろしくお願い致します。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 お世話になります。計画管理係、青木です。私のほうからは、都市建設課計画管理係に関わります令和5年度の予算につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

計画管理係の歳入につきましては、道路占用や公園使用による各事業者等からの占用料、町営住宅入居者による家賃や町営住宅家賃低廉化による国の補助金、それから木造住宅耐震化に関わる調査や耐震化に関わる国の補助金などが主なものとなっておりますが、時間の都合上、歳出ベースでのご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

予算書のほうを用いまして説明をさせていただきたいと思っておりますので、予算書の169ページのほうをお願いしたいと思います。上から2つ目の丸でございます。道路維持事業でございます。道路の維持管理費としまして、合計5,459万1,000円を計上してございます。主な事業としましては、上から4番目の道路除草管理委託料としまして、492万円を計上してございます。こちらにつきましては、渡良瀬川や谷田川の堤防上の道路につきまして、国や県より占用を受けているために、その路肩部分幅約1メートルについての除草管理を行うものとして計上してございます。

続きまして、その2つ下の街路樹管理委託料としまして、2,153万5,000円を計上しております。町内の街路樹、低木や低木下の除草管理を行うための予算となっておりますけれども、高木の剪定につきましては、今までは高木の生い茂った状況になったときに単発的に剪定の予算を計上するというふうな形を取ってございましたけれども、5年間の周期で町内全ての高木の管理を行うという計画を立てまして、毎年高木剪定の予算を計上していければというふうなことで、今年度より街路樹管理委託料のほうに計上させていただいております。

次に、その4つ下の安全施設工事費としまして200万円を計上しておりますが、これにつきましては区画線の維持工事、街路樹の設置工事ということで計上をさせていただいております。

続きまして、その下、道路補修工事費2,100万円を計上してございます。こちらにつきましては、町内の一円工事としまして、毎年道路の舗装補修や道路側溝、路肩等の補修の維持工事について、各行政区長さんや住民の方から緊急の補修の依頼があったものに対しましてすぐに対応が取れるように、年度当初に一円工事としまして発注して、要望に迅速に対応していくための予算ということで計上させていただいております。発注につきましては、舗装補修工事、道路維持工事ということで2つの工事を発注していく予定となっております。

続きまして、次の丸でございますけれども、道路長寿命化事業でございます。道路長寿命化修繕工事費としまして、1,400万円を計上しております。こちらにつきましては、昨年度行いました工事の継続としまして、2路線を計画させていただいております。1つ目につきましては、町道1―3号線ということで、粕谷

地内の靱谷上公民館横の道路を南に行った、昔やまやさんのあった通りなのですけれども、小倉商店さんのところから南に100メートル行ったところというふうなことで、丁字路にぶつかったところまでというふうなことで予定をさせていただいております。2つ目につきましては、役場東側の町道1-12号線、公園通り線の昨年実施した間の区間としまして、ちょうど増田医院さんのところから駐在所までの区間というふうなことで、役場の横になるのですけれども、そちらを計画させていただいております。靱谷につきましては400万円、1-12号線につきましては1,000万円の予算ということで計上させていただいております。

続きまして、173ページをお願いしたいと思います。河川の維持管理事業としまして59万6,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、各河川関係の負担金や谷田川愛護団体への交付金、クリーン作戦時の保険料等としまして計上させていただいております。

続きまして、175ページをお願いいたします。上から2つ目の丸、都市計画推進事業でございます。合計383万8,000円を計上しております。主な予算としましては、5つ目の都市計画図修正業務委託料としまして、350万円を計上しております。これにつきましては、令和4年度に都市計画図2,500分の1の図面をデジタル化しておりますけれども、このほかに都市計画の用途地域の色塗りがしてあるものや都市計画道路、その他都市計画決定がされたものを示している図面というものがございます。令和5年度につきましては、この図面をデジタル化したいというふうなことで予算を計上させていただいております。

続きまして、上から4つ目の丸の移住者住宅取得支援事業でございます。住宅取得支援補助金としまして、600万円を計上させていただいております。板倉町に住宅を取得し、移住する方につきましては、1件当たり最大30万円の補助を行うものでございます。20件分の計上というふうなことになってございます。

続きまして、一番下の丸、公園維持管理事業でございます。公園に関する維持管理事業としまして、2,855万1,000円を計上しております。主な予算としましては、計画管理係で管理を行っている公園や緑地の樹木、芝生広場等に関する剪定管理やトイレ清掃、浄化槽管理についての業務委託としまして、上から5つ目、公園等維持管理業務委託料2,347万2,000円を計上しております。

それから、2つ下の公園施設改修整備工事費としまして、200万円を計上しております。こちらにつきましては、遊具の撤去費や公園照明灯の改修費ということで計上させていただいております。

179ページをお願いいたします。一番上の丸、町営住宅管理事業でございます。合計で729万9,000円を計上しております。主な予算としましては、需用費の中の修繕料としまして、上から3つ目、修繕料155万円を計上しております。こちらにつきましては、通常の修繕予算にプラスしまして、令和4年度、今年度なのですけれども、シロアリ駆除を1棟海老瀬で行ったのですけれども、ほかの建物につきましてもシロアリ駆除を行ったほうがよいと判断をしまして、令和5年度につきましては2棟分というふうなことで、6部屋分を計上させていただいております。

それから、町営住宅管理事業、下から2番目の原宿団地（借上）賃借料としまして、364万8,000円を計上しております。これにつきましては、貸主の山幸さんのほうの賃借料としまして、12か月に分けて支払っていくものとなっております。

その下の海老瀬団地長寿命化修繕工事費ということで、190万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、町営住宅長寿命化計画に基づきまして、令和5年度につきましては配管工事、浴室の防水工事、そちらのほうを海老瀬団地の3部屋分、1棟分というようなことになるのですけれども、そちらを

予定しております。

続きまして、その下の木造住宅耐震改修促進事業ということで223万6,000円を計上しております。こちらにつきましては、昭和56年5月31日以前に着工された住宅についての耐震診断を受ける際の耐震者の派遣に関わる委託料、診断を受けた住宅への耐震補強についての補助金ということで、全体で223万6,000円を計上しております。

以上、雑駁ですが、計画管理係についての令和5年度の予算の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○亀井伝吉委員長 福知係長。

○福知光徳建設係長 続きまして、建設係のほうから説明をさせていただきます。建設係の福知と申します。よろしく願いいたします。

それでは、令和5年度の建設係予算のご説明をさせていただきます。まず初めに、歳入の主な事業につきましてご説明申し上げます。予算書の28ページ、29ページをお願いいたします。4つ目、土木費国庫補助金のうち、1節道路橋梁費補助金、道路メンテナンス補助事業補助金でございます。橋梁長寿命化事業としまして3,400万円、八間樋橋解体撤去事業6,000万円、合計いたしまして9,400万円の申請額に対しまして、補助率55%の国庫補助金といたしまして、5,170万円を計上しております。

次に、予算書30ページ、31ページをお願いいたします。3目土木費国庫委託金の海老瀬、板倉川及び邑楽第二樋管操作委託金でございます。渡良瀬遊水地に接続します3つの樋管の操作委託料の60万円を計上しております。出水期の河川水位上昇などに伴いまして、樋管の操作や管理業務を実施した場合には増額となるものでございます。

以上で歳入につきましての説明は終わらせていただきます。

続きまして、歳出の主な事業につきましてご説明申し上げます。予算書の167ページをお願いいたします。一番下の、失礼しました。1つしかございません。登記関係事業を御覧いただきたいと思っております。この事業につきましては、過年度において町道拡幅などにより用地買収した道路用地につきまして、何らかの原因で板倉町への所有権移転登記がなされていないものにつきまして、境界確認を行い、地籍測量図などを作成し、分筆、所有権移転、地目変更の登記を行うものでございます。令和5年度予算は、登記業務委託料500万円、ほかの経費と合わせまして総額505万円の計上をしております。

続きまして、予算書169ページをお願いいたします。一番下の道路台帳整備事業を御覧いただきたいと思っております。この事業につきましては、町道の新設、改良整備や、廃止に伴いまして道路台帳等や各庁舎の補正等を行うものでございます。令和5年度につきましては、建設係による町道の改良整備のほかに県営五箇谷地区土地改良事業区域のうち令和4年度までの完成部分、大まかに言いますと遊水地がございますが、そこの大箇野幹線排水路というのがございます。その水路から北側の大部分という形になります。につきまして群馬県館林農村整備センターから町への譲与協議がございました。現状といたしまして、既に一般車両が通行をしている状況などを考慮いたしまして、譲与を受けるため、それに伴う台帳補正を行うものでございます。台帳補正委託料といたしまして、650万円を計上いたしました。

続きまして、予算書171ページをお願いいたします。下段の橋梁長寿命化事業を御覧いただきたいと思っております。この事業は、板倉町管理橋梁の安全性を確保することを目的といたしまして、板倉町管理橋梁の計画

的かつ予防的な維持管理を実施しております。令和5年度の予算につきましては、橋梁修繕詳細設計委託料850万円、橋梁修繕工事費2,000万円、橋梁点検業務負担金1,300万円を計上しており、ほかの経費と合わせて総額4,190万1,000円を計上しております。この事業は、国庫補助事業の道路メンテナンス補助事業として認可を受けております。認可事業費に対しまして55%が国庫補助となります。令和5年度は、橋梁修繕詳細設計委託料にて大箇野川に架かる峯1号橋の修繕設計を実施したいと考えております。こちら午前中にお配りさせていただきました資料の8ページ、一番後ろ側でございますが、ちょっと小さくて申し訳ございませんが、そちらに位置が記載しております。一番後ろの8ページになります。右下のほう、そちらの上のところに峯1号橋ということで記載がございます。また、橋梁修繕工事費にて大箇野川に架かる谷新田2号橋の修繕工事を実施したいと考えております。こちらも右下のほうに谷新田2号橋ということで、8.6メートルの橋長というところの修繕工事を行うものでございます。さらに、橋梁点検業務負担金にて3橋の点検を計画しております。こちらの3橋につきましては、先ほど課長から申し上げました、延長の長い橋が3つということで金額がちょっと多い金額となっております。

以上で建設係令和5年度の予算説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○亀井伝吉委員長 お疲れさまでした。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 針ヶ谷です。よろしくお願いをいたします。

169ページの道路維持事業の中で、道路除草管理委託料ということで492万円の計上がございます。説明は、谷田川を含めてその道路脇の除草の費用であるというような説明だったわけですが、何回か担当係長にお世話になったわけですが、谷田川の土手に関しまして、ほかの河川の土手もそうかもしれませんけれども、板倉町の場合、河川脇、土手脇に田んぼを構えている農業者が多いかなと思います。今までですと、町に委託されていた時期から県が、のり面については県で、天端については町でというような今の事業形態かなと認識しておりますけれども、全面町でやっていた分についてはそれほど問題は起きなかったのですが、現在、県で請け負っているのり面については、年に2回の計画になっているというふうに認識しております。時期を見てやっていただければよろしいのですけれども、そうでない場合、ちょうど稲が成長する段階でのり面の草が繁茂して稲の成長に影響を及ぼす事態が発生しているのではないかと、実際に私の田んぼでは発生をしております。あぜ部分については自分で除草をするわけですが、意外と背の高い草が多くなっていて、それが覆いかぶさってそのまま成長を止めてしまうような状況になっているのです。何回か係長とお世話になって、県とも相談をさせていただいたのですけれども、なかなか明確な答えには出てこなかったという実情があるわけですが、今後もそのままいくのかどうか、あるいはその部分で県の土木との話合いが進んでいるのかどうかという点なのですが、係長、その辺の現状をお知らせいただければと思います。よろしくお願いたします。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 ただいまの谷田川堤防上の草についてというふうなことでご質問があったわけなのですが、町のほうとしましては、谷田川の占用を受けている道路の両脇につきまして、年に5回の除草を行っているわけなのですが、土木事務所のほうが1メートルからのりの下まで刈っていただい

ているというような状況になっております。先ほど針ヶ谷委員さんからもお話あったとおり、年に2回の除草というふうなことで、この年に2回というのがどういった時期で予定をして草刈りをしているのかというのを調べましたところ、クリーン作戦に合わせて草刈りを実施しているというのが分かりました。ただ、クリーン作戦やるときに実施しているというのは分かるのですが、実際私も昨年、ちょうど稲刈りの時期のちょっと前に針ヶ谷委員さんと現地の確認をさせていただいたときに、堤防上ですと背の高い草が生えていまして、やはりのり面になると斜めに草が生えるものですから、それが圃場のほうにのしかかっているというのですか、稲刈りがしづらいような状況にもかなり見受けられまして、それはもう堤防全体の問題かなというふうに思いました。館林土木のほうにも年に2回では少な過ぎるというふうなことで、堤防の一番下のところの田んぼの方は、稲刈りするときに随分支障があるというふうなことで、土木の担当にも要望はさせていただいていたところなのですが、つい先日なのですが、土木事務所のほうから河川についての予算がつきそうだというふうなことで、ついた場合については、2回より多い回数でというふうなことで今検討していただいているところですので、県のほうの予算がついたらなのではございますけれども、回数を多くやっていただけるというふうなことで、今、回答を受けているところでございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 町で行っている天端の除草だけでも、ごみの投げ込みというのは非常に生えている状況が少なくと少なく、谷田川のクリーン作戦を実施してもごみの量というのは年々少なくなっているのが実情かなと考えています。草の種類が変わったのです。稲科系の背の高い草が生育し出して、あとつる系の長いのが生えていたりとかというので、機械を使って除草がなかなか難しくなっている現状があるのです。あれは定期的にやはりやらしてもらわないと、成長の早い時期ですので、うちを含めて農家さんちょっと手が困るのかな。稲刈り時期に機械がかかるのもそうなのではございますけれども、場所によっては圃場側に倒れ込んできますので、そこの日の当たらない部分については稲の生育が止まってしまうという、実際今回私の田んぼも被害があったのですが、そのままにしてしまったのですけれども、そういう状況でもありますので、ぜひ予算つきましたら、圃場から何メートルかでも、草がかからない程度でもいいので、そこを除草を入れていただいて管理がしやすいようにしていただければ助かるかなと思いますので、ぜひまたよろしく願いできればと思います。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 土木事務所のほうにつきましては、そのように要望をしていきたいと思っておりますので、またいろいろ決まりましたらご連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○亀井伝吉委員長 ほかにありますか。

市川委員。

○市川初江委員 市川です。よろしく願います。

予算書の175ページ、説明欄のほうの上から丸印の4番目の移住者住宅取得支援事業でございますけれども、今年は1件上限30万円ということで20件というご説明がございましたけれども、令和元年、2年、3年、4年では、どのぐらいの件数の人がご利用なされたのかちょっとお聞きしたいなと思っております。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 今年度につきましては、令和4年度なのではございますけれども、当初20件というふうなこと

で予算を取らせていただいたのですけれども、それが年度内に終了してしまうというふうなことで補正をいただきまして、25件分の予算を確保させていただいたところなのですけれども、3月現在でも25件というふうなことで、今年度については25件というふうなことになってございます。令和3年度につきましても20件というふうなことで、毎年満額というふうな形になっております。実際なのですけれども、これで20件になって、大体3月ぐらいに少し相談が来て、補助対象にならないというのかわいそうな話になりますので、申請期間につきましては1年間の猶予がありますので、3月に相談に来た方につきましては4月以降の申請というふうなことで、滞りなくやらせていただいて、滞りなくというか、必ず補助させていただけるように申請をしていただいているところでございます。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 やはり移住していただく人がたくさん出れば人口も増えますし、税金のほうも入りますし、ちょっと頑張ってやっていただきたいなと思います。ありがとうございます。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

荒井委員。

○荒井英世委員 予算書の171ページですけれども、道路新設改良費の中の最初の主要道路延伸調査事業つてあります、50万円。これ主に具体的にどうしたところで延伸を。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 この主要道路延伸につきましては、以前から計画とか検討している路線なのですけれども、この前にある1-12号線が県道にぶつかりまして、その先に延伸する部分の予算として50万円、今現在のところ、案としまして町で抱えている線形案というのがございます。それに対して多少今後修正を加える可能性もありますので、その予備費として今50万円というのを確保させていただいています。着手につきましては、町の予算とか財政次第で動かなくてはならないのかなということで、その準備を今進めている最中です。対象とする道路につきましては、できることであれば国庫金の補助を使うように一応県とも相談しているのですが、なかなかこれに見合ったものは100%つくものはないですよと、ただ今社会資本整備事業というのがメインで町も橋とかもやっているのですが、その中の一角で何とか乗れそうだと、ただ非重点の部類にいつてしまいますと、重点の道路には上げられないと、強靱化という名目を使ったとしてもちょっと無理ですよということなので、その辺で乗っていくには可能かなとは考えています。あとは、町の財政の予算と町の状況次第で動ければなと考えています。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 1-12号線つて言いましたっけ、前の。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 1-12、この役場の前の道の延伸を板倉川渡る部分から。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 それから、この委託料ですけれども、業務委託も一応あれですか、委託先というのは。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 今のところ確実に委託するかというのはないです。万が一これが実施で動くとか

準備を始めるときに例えば多少の修正を、最終的な結論を導いたものについて修正をしようかなという考えですので、万が一のために抱えているような状況です、今のところは。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

今村委員。

○今村好市委員 175ページの都市計画関係でお尋ねをいたします。都市計画図の修正業務委託料ということで、これについては多分2,500分の1の都市計画図があるのだと思うのですが、それを作り直すという考え方でよろしいのかどうか、まずお願いをいたします。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 2,500分の1の都市計画図につきましては、今年度修正のほうを行っております。白図です。行っております、3月までに完了するような予定というふうなことでございます。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 今年コロナ関係のやつで補助金として計上しているものが青木係長言ったものなのですが、本来であればその中で都計図は色塗りも全てできればよかったのですが、令和5年1月1日で税務課のほうで空撮でかけたものですから、その絵を反映させるにはちょっと時間がないと、業者にも色のかけまで頑張ってくれと言ったのですが、それはどうしても時間がないということで分けさせていただいて、都計の色塗りの、あと詳細の確認も含めまして、この事業でやらせていただきたいと考えています。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうすると、2,500分の1、おそらく25シートぐらいあるのかなと思うのですが、その用途地域別の色塗りと都市計画道路の色塗りをするの。かなりの部分は、25シートの中でせいぜいニュータウンの部分と旧のこっちの市街地の部分と、あとは道路についてもそんなに何本もないので、色を塗らない図面のほうが多いでしょう。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 今のお話の2,500分の1の都市計画図なのですが、2,500分の1につきましては、都市計画決定をした市町村は2,500分の1の図面を持たなくてはならないというようなものがございまして、用途地域図につきましては、2,500分の1ではなくて1万分の1と2万5,000分の1を備えていければいいというふうなことでございまして、その1万分の1と2万5,000分の1の都市計画図を今回デジタル化したいというふうなことで予算を計上させていただいております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 デジタル化ということになると印刷はしないのだ。必要に応じてやるのですか。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 データで最終的に提出というふうな形になりますので、データをうちのほうで持っているもので、印刷をしていただきたいというような方がいましたら、大きなプリンターがありますので、そちらで印刷をするというのと、あとは最終的にはホームページのほうでいろいろ市町村で公開しているところもありますので、ホームページの公開をしていきたいというふうなことで考えております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 デジタル化するという事は非常に便利だと思うのです。全体が必要ではないよと、この部分だけを必要ですよということも可能性としてはあるわけですから、そういう場合は印刷をして実費でいただくということも当然できるのだと思うのですが、できるのですよね。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 白図のほうも一応最終的には公開するというような形になりますので、3月に終了しまして。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 公開をインターネットですてしまうということ、誰でもダウンロードできてしまうということ。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 公開というふうな形になりますと、ダウンロードはできます。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 では、もう販売ではなくて利用してくださいよという行政サービスになってしまうわけ。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 私も聞いているところで、コロナ交付金を使うというふうなことになりますと、コロナで当時役場に来れる方というのを抑えるというふうな意味合いがあったようで、それを抑えるために最終的に電子的に公開するというふうなことで、その補助金を使ったのだというふうな話は聞いているところです。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうすると、この都市計画図を使うというのはほとんどが業者だと思うのです。一般の人は使わない。業者が使うということは、その裏には業者が頼まれた開発行為だとか、そういうものについては頼んだ人、町民、もしくは事業者が負担することになるので、最終的には町民サービスにはつながるのだと思うのだけれども、これがコロナの対象事業になったの。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 コロナの支援金の昨年度、令和3年度の対象事業として、結局町のほうでは何かしらやるべきことをできれば補助金対象としてやりたいということで乗せてきたというのが実情です。その中で、窓口の混雑を避けるという意味で電子化にしたいと、公開したいと、先ほど今村委員さんのほうからご指摘ありましたように、確かに業者が商売として使うのだらうというのがありますので、その最終的な公開の件について、あと有料、無料について、申し訳ないですけども、検討させていただければと思います。申し訳ないです。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 できれば今まで有料でやっていた部分については、やはりきちっと有料でやったほうが、多少の手数料かもしれませんが、入ってくるのかなということと、これから用途地域も含めて色塗りをするのだとしたらば、これに都市計画の一時緩和された規制緩和の中で大規模集落がありますよね。これは色塗りというか、用途地域以外の色で何か表示をするのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 大規模集落についてはまた別図面で、町の建設課のほうで管理している図面を適用しているのですが、確かにご指摘のとおり、それも電子化にする機会だとは思いますが、ちょっと業者のほうと話し合っただけで検討はしてみたいと思います。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 なぜかという、都市計画については板倉の場合はニュータウンと旧の市街地周辺、両側100メートルぐらいしか市街化区域持っていないのです。都市計画の権限がなかなか市町村までは下りてこないのだと思うのですが、規制緩和の中で大規模集落というのがもう15年前ですか、出てきたので、大規模集落だと調整区域でも開発を認めますよという部分が出てきたのです。これから人口が減少していつてしまったり、空き家が出てきてしまったり、例えば介在農地が荒れ地になってしまったり、そういうときの土地利用も含めると、大規模集落内の宅地、もしくは農地、そういうものの利活用が場合によっては出てくるのかなと。そうした場合には、大規模集落をやはりきちんと表示をしてあげる必要が出てくるのかなと思うのです。それも含めて検討していただきたいと思うのですが、よろしく願いいたします。

それと、もう一回確認なのですが、大規模集落は調整区域の中で開発が拡大されたのですが、例えば調整区域については主に分家住宅しか開発認めていなかったのですが、大規模集落においては、どういうものが開発が認められるか、開発申請はしなくてはならないのだと思うのです、調整区域だから。ただ、申請をすれば認められるよというものがどれぐらい拡大されたのか、もう一回確認のためにしたいのです。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 大規模指定集落の要件の確認というふうなことなのですが、大規模指定集落につきましても、開発許可の要件で許可権限は群馬県の今現在太田土木事務所のほうで許可をしているものになります。そちらの大規模指定集落の要件としましては、板倉の場合ですと中学校区が1つしかないのですが、同じ中学校区にあることというふうなことで、板倉に生まれて板倉で育った方につきましても、その指定集落の要件があるというようなことになります。それから、通勤通学でたしか10年だったと思うのですが、その年数を経過すれば大規模指定集落の要件に該当してきますよというのがあるのですが、ただし申請地から100メートルの円を描いたときにおおむね30戸以上の集落を形成しているというふうなことで、前におおむねというのが最下限値で幾つですかって聞いたことがあったのですが、そのとき2割減というふうなことで、そうしますと24戸以上の住宅がその申請地の周りにあれば、100メートルの円を描くか、100メートル掛ける300メートルの長方形を描いたときにその中にその戸数が収まっていれば、その要件に該当しますというようなことは聞いたことがありますので、そちらが要件になると思います。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 それは一般住宅ですね。例えば事業所だとか公害が全く出ない軽微な作業所も含めた工場みたいなのだとか、そういうものは一切大規模集落でも認められない。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 そちらについては確認をさせていただければと思います。ちょっと分からない中でお話をしてもしょうがないので、確認させていただいて、またお話をさせていただきたいと思

ますので、よろしくお願ひいたします。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 その100メートルの30戸というのは緩和されて二十四、五戸になったということと、介在農地については比較的いわゆる農振の農用地ではないと思うので、それは場合によっては開発行為と農地転用の同時申請だと思うのですけれども、それは同時申請でないと駄目だよね。どっちかがよくてどっちかが悪いという話にならないから。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 そちらは同時申請になるようです。並行して動くという。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 だから、片方は町の農業委員会を通して、東部農政かどこか分からないですけれども、そこを上がっていくという話で、片方は開発行為は太田土木という、どこかでそれを調整をして許可は同時に出てくるという話ですよ。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 そういうことになります。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 では、悪いのですけれども、大規模集落の板倉はどれぐらいの場所が指定されているのか、例えば南地区でこの周辺ですよ、西はここですよ、北はここですよという、中学校の範囲内ですから、大規模集落を指定したときに一つの基準に基づいて指定してあると思いますので、その区域と開発が認められる、緩和されて認められる用途については、ぜひ後で結構ですから資料を下さい。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 準備させていただきます。よろしくお願ひします。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかに。

青木委員。

○青木秀夫委員 まずお聞きしたいのですが、今今村さんが聞いたことに関連することですけれども、さっき言った大規模集落内の半径が100メートルの中に30戸、半径100メートルというのはどこを起点に半径100メートルになるの。途中を起点にして100メートル以内に30戸の住宅があること、宅地があること、どういう感じ。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 半径100メートルの中におおむね30戸の住宅があることというふうなことであります。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 30戸の住宅がある、半径100メートルの中におおむね30戸、場合によっては2割減の24戸の住宅があることが条件、それがないと駄目なのだね。それはどこが受け付ける、県が受け付けるの、板倉町の農業委員会が受け付けるの。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 建物の許可につきましては、板倉町の場合は建築主事がいまないので、特定行政庁というふうな形で太田土木事務所の建築課のほうが所管しているというふうなことになります。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 板倉町はどういうふうに反映できるの。直接太田事務所で申請するわけですか、そういうのは。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 直接太田土木事務所のほうに提出します。ちょっと話はあれなのですが、20年ぐらい前のときには町を経由して、その当時は館林土木事務所だったので、そちらのほうに持ち込むというふうな手法を取っていたのですが、それが建築基準法の改正だったか、ちょっと定かではないのですが、それが町の業務がなくなりまして、一切太田土木事務所のほうでそちらの手続をやっているというふうなことになりましたので、実際町のほうでもそれを閲覧しに行かないと、どこの土地に何が建つというのは今のところだとあまりちょっと分からないような状況になってしまっております。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

小林委員。

○小林武雄委員 予算書の169ページ、先ほど説明あった街路樹の管理委託の関係で、取りあえず令和4年度でこの役場前のところの1-12号線、ほとんど終わるのかなと思うのです。その後今度順次やっていくとしたら、ほかのところだとニュータウンの中になってくるのかなと思うのですが、そのところを今後5年ぐらいかけて伐採して、年間計画でやっていくという、そんな認識で聞いたのですが、そんな感じなのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 今年度、町道1-12号線のケヤキの伐採工事というふうなことで今やっております。こちらのほうが年度内には終了するというふうなことで予定をしております。計画管理係のほうでそのほかに街路樹の管理をしているというふうなところなのですが、12路線ございまして、大きいものと、ニュータウンの駅からずっと大学のほうに向かっていくふれあい通りがございます。それから、トライアルの横の道といいますか、2車線になっている道路なのですが、通り仲伊谷田線という、一応そのほかにも大きな道路で街路樹が植わっている路線が12路線ございまして、合計しますと当初の計画で植栽をしたときの本数でいきますと、1,300本強あるのですが、こちらのほうを管理していくということになりますと、うちのほうで持っています積算システムで積算をしますと、大体7,000万円ぐらい全体でかかってくるというふうなことになります。それを実際植栽の剪定を一番きれいにできる剪定の期間というのが、大体3年ぐらいを目安にやっていくと一番きれいにずっと保てるのかなというのがあるのですが、予算上のことを考えますと、なかなかそこまでちょっとできないのかなというふうなところがございまして、ちょっと期間は長くなるのですが、5年間ぐらいであれば少し我慢をしていただけるのかなというふうなところで考えまして、そうしますと全体でも年間1,300万円ちょっとぐらい予定をしなくてはならないというふうなことになります。これを先ほど言いました12路線で割りまして、順次5年間で1周するというか、そういう計画でやっていきたいかなというふうに考えたところです。

以上です。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 係長の補足なのですけれども、5年で今やるというのを積算と、どっちかという
と机上で決めております。今までは伸びたらやりましょうか、予算取ってやりましょうかで時点修正みたい
な感じでやっていたのですが、数も多いし、いろいろ諸問題も出てきますので、一旦は青木係長が言ったよ
うに5年サイクルで決めさせていただいて、それで一旦は実施したいと。1回回った後にどの程度の伸びだ
とか繁茂とかあるかのまた調査しまして、計画をまた再検討したいなということで、今回5年サイクルのそ
ういった今までよりも多いような予算計上をさせていただいております。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○小林武雄委員 令和5年度、2,100万円の予算が入っていますけれども、この中のどのぐらいが来年度の
予算としては計上されているのですか。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 この2,100万円の中の1,400万円が当初予算で見ているような形になります。ただ、
これは計画ですので、最終的に発注をしまして、1本当たり100キロというふうな形で計算しておりますの
で、もしそれに満たないキロ数だったりすると、金額的には必然的に下がってきますので、最終的にはそれ
を減額補正したいかなというふうに考えております。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○小林武雄委員 そうすると、当初1,300本あったのが令和4年度で一応取りあえず伐採していますよね。
残りの5年間というのは大体1,000本ぐらい、令和5年度から5年間かけてもし伐採するとすれば、もとも
とが1,300本だったのだけれども。

〔「伐採はしないでしょう」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 剪定というふうな形ですので、間を取っていくというふうな形になります。年間
大体300本ぐらいの計算になってきます。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

小野田委員。

○小野田富康委員 179ページの木造住宅耐震改修促進事業ということで、毎年それほど数がないのですと
いう話なのですけれども、これは令和4年度で何件ぐらいの申請があったのか教えてください。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 耐震の関係なのですけれども、相談は1件あったのですけれども、実際はゼロと
いうような形です。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 補助金の額というのはマックスで幾らぐらいでしたっけ。何件分をこれは盛り込んで
200万円の予算にしてあるのか。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 限度額が100万円というふうな形になりますので、2件分見ているというような形になります。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 例年2件分の一応予算で、今まで追加で補正でやったとかという実例は、始めた最初の頃はあったのかもしれないのですが、最近はどうなのでしょう。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 実情今までなのですけれども、一件も実はなかったというようなことなのです。耐震診断というふうなことで、診断をしていただきたいというふうな方は年に1件、2件あるのですが、その診断をした結果、その後に耐震というふうなお話になると、なかなかやはりお金が出せないというふうなところがありまして、要はその建物だけ耐震をするのか、それとも建て替えてしまったほうがいいのか、あとは結構年配の方が、昭和56年なので、建築物としても結構古い建築物になっているので、自分がいる間はそのまま住んでしまおうかなとか、そういったところでなかなかその先に進んでいけないというふうな、そういう話をちょっと聞いたことがあります。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 確かに費用対効果を考えて建て替えるべきか、またはそこにいつまで住み続けるか分からないという部分、例えばもし若手が、せがれさんなり娘さんなり帰ってきて長く住むということであれば建て替えてしまおうかなと。

その下のアスベストの対策促進事業も聞きたいのですけれども、調査事業は何件ぐらいあったのですか、4年度は。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 こちらも今までゼロというふうな形になっております。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 いつもこの予算書を見ていると、この木造住宅の件とアスベストの件がいつも載っていて、いつもほぼほぼないというような感じがしたので、分かりました。結構です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

では2巡目、今村委員お願いします。

○今村好市委員 173ページの渡良瀬遊水地治水促進事業、これは比較的新しい事業だと思うのですが、金額はいずれにしても、成果はあったのでしょうか、どれぐらい進んでいるのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 この事業につきましては、基本的に近隣の4市2町で要望活動で推進していきましよう、遊水地の貯水量確保に向けて要望活動していきましようということで、目に見えて何を事業するかというのは今のところないのですが、ただ利根上と国交省におきましては、ラムサール条約みたいなものがあるので、それに逸脱しないような範疇で維持管理の名目の下、多少ずつ泥を運び出すということは絶えず利根上とかから報告はあります。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○**今村好市委員** これこそさっきの観光の話ではありませんけれども、周辺市町村と連携をするべき事業なのです。恩恵を被るのは、場合によっては利根川沿線の市町村、渡良瀬川沿線の市町村なのです。細かく言えば思川、巴波川もそうなのですけれども、渡良瀬遊水地が1億6,000万トンの調整能力を持っている、以前は2億万トンと言われたのですけれども、利根上は最近では1億6,000万トンだという。では、5,000万トンあと調整能力を持つことによって、堤防のかさ上げだとか様々な災害対策をして、治水対策をして、できれば国も1,000年に1度の治水に対しての市町村に対していろんな対応をなささいということなのでしょうけれども、本来の堤防強化だとか、治水強化だとかというのは、国については何をやっているのか見えないのだよ。だから、一番近いのは、あそこは国有地ですから、ラムサールはラムサールでそれは一つの枠があるから国交省も大変なのでしょうけれども、できるだけ早くやはり少しずつでもいいから、5,000トンずつでもいいから、調整能力を増やすという政治的な働きかけも十分やっていかないと間に合わなくなってしまう場合があるので、町長にもいつもも言っているのですけれども、それも積極的にやってもらいたい。笹川さんにも話したら、そんな簡単にあそこあふれないよなんて言っているのだけれども、そんな話では駄目だと思うので、それは死活問題ですから、渡良瀬遊水地は治水のために造ったのですから、その能力を増やすのは当たり前の話なので、ぜひこれは積極的に政治生命をかけてお願いをしたいと思う。板倉を守れないですよ、そうではないと。お願いします。

○**亀井伝吉委員長** 塩田課長。

○**塩田修一都市建設課長** 今村委員さんが言っているとおりはごもっともな前向きな意見で、私どももそれを絶えず伝えております。まだ正式な回答がなかったのですが、今言わなかったのですが、河川の治水に関して全国的に河川水系ごとに治水の計画の今見直しが始まるそうです。それについて確かに笹川代議士が言ったように、直接大ざっぱにできないよということで、少しずつというのが今までの回答なのですが、その治水の計画変更にあたって調査費をつける行動をしたいというのが利根上から打診はありました。それを今回の国交省なり代議士さんに持っていった要望書の中には書き入れています。それがあつたほうが利根上も動きやすいということで、治水の計画の変更に向けて調査を始めるというのをやりたいということで、それがまだ実際乗れたか乗れないかまだ回答は聞いていないのですけれども、何しろダイレクトで事業はできないよと、その計画に乗せていくのがありきだから、それに乗せるための調査をしたいと、やってくれというのを要望を載せて、それは国のほうから調査が行けるように書いてくれというのは打診があつたので、そういう要望書を今年は持っていきました。まだその結果は聞いていないです。

○**亀井伝吉委員長** 今村委員。

○**今村好市委員** 国は、令和5年度の予算で調査費をつけるというところまでいっているの。それは、もう町民に積極的に話をしたほうがいいです。そうすればもう調査費がつけば何らかの形で前へ進んでいく話ですから、それはやはり沿線住民としては、国も調査費をつけて調査をした上で、具体的に貯水能力をどうするかというのを考え始めましたよというのは言っておいたほうがいいのではないですか。

○**亀井伝吉委員長** 塩田課長。

○**塩田修一都市建設課長** 先ほどまだ要望で、向こうもそういうふうをお願いしたいということで書いたのですから、実際公表できるときがあつたら率先して公表したいなど、皆さんの安心のためにも早めに公表できるときが来ればいいなと思いますので、動きますよと、予算が取れたと打診があつた時点で、どんどん

公表していければと思います。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 国の予算は、だって概算で通っているのではないの。

〔確認してみます〕と言う人あり〕

○今村好市委員 国会を通っているのではない。細部だから分からないのか。確認して早めに対応したほうがいいです。お願いします。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

青木委員。

○青木秀夫委員 青木さんにまたお聞きしたいのだけれども、さっき半径100メートルの中に30戸の宅地、住宅がなくてはいけないというのは、30戸連檐とは違うのかい。30戸飛び飛びにつながってれば、30戸のその間に100メートル離れないでつながってれば、100メートル以内の30戸って該当するのではないの。どうなのですか。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 今30戸の連檐ではないかというふうなお話なのですけれども、分家住宅というふうなほかの要件がございまして、そちらにつきましてはよく50戸連檐というふうな言葉を使わせていただいているのですけれども、こちらの場合は敷地間隔で50メートル以内に連檐、つながっていかないと駄目だよというふうな要件になっているのですけれども、こちらの指定集落内については申請地を含む100メートルの円の区域内に30戸以上の建築物があることというふうなことで、その円の中に、50メートル離れてしまったとしても、収まっていればいいというふうな解釈になります。範囲内であれば、その円の中であればいいというふうなことであります。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 円の中でしょう。だけれども、さっき言った半径100メートル以内の30戸ってかなり密集しているよね。ないと30戸にならないよね。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 直径200メートルになりますので……

○青木秀夫委員 直径200だよ、半径100で200メートルの範囲内。

○青木英世計画管理係長 密集しているというふうな、集落を形成しているというふうな間隔になると思うのですけれども……

○青木秀夫委員 集落を形成していないと、連檐ではないの、それは。

〔連檐ではないです〕と言う人あり〕

○青木秀夫委員 よくその辺調べておいてください。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世計画管理係長 それでは、先ほど今村委員さんのほうから工場の関係の指定集落の要件はどういうものがありますかというふうなことで、ちょっと今資料のほうを見ているのですけれども、先ほど言いました、中学校区内に居住か通勤した期間が通算10年以上であるもの、または中学校区内に線引き以前から引

き続いて現在まで存している本家世帯主の3親等以内の親族のものであることというふうなことで、ちょっと細かくなっているのですけれども、予定建築物の用途につきましては、工場、事務所、倉庫、店舗、あと運動レジャー施設というふうなことで、こちらが要件になっております。あとは細かいところで、延べ面積が500平米以下であることとか、申請地の面積が2,000平米以下であることというふうな記載があるのですけれども、こちらのほうにつきましてはコピーをさせていただいてちょっとお渡しをさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 なぜ大規模集落地区を地図に落としてもらいたいかというと、どんどん、どんどん空き家が増えてきているというのが1点あります。それと、集落内の介在農地が結構あるのです。その中で、やはり耕作放棄地もだんだん相続か何かで出てくる可能性が非常に高い、そうするとその集落については非常に危険といえますか、空き家はある、介在農地は荒れて草ぼうぼうである、そんなところだとなかなか住環境としてこれからうまく保っていけないのかなということも出てくるので、できればそういうところの土地をうまく活用して、さっきの移住定住も含めてですが、あとはその周りに影響しないような、お店はなかなか人口減っているから難しいにしても、ちょっとした問題のない工場みたいな、事務所みたいなのだんならば、造っていったほうが逆に町はいいのかなと思ったものですから、その辺の大規模集落をうまく活用して進めるような方策をやはり考えたほうがいいのかというふうに思ったものですから、その辺のうまく活用ができればということをお願いします。

○亀井伝吉委員長 塩田課長。

○塩田修一都市建設課長 あともう一つ、今村委員の先ほどありました保留した大規模集落地域がどこにあるのだということで、今ここに用意したのですが、地域にはいろいろ何地区とか入っているのですが、細かい絵もないと分からないものですから、これをコピーしてあした早々にでもお配りさせていただきます。

○亀井伝吉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 なければ、以上で都市建設課の予算審査を終了いたします。

都市建設課の皆様、大変ありがとうございました。

○閉会の宣告

○亀井伝吉委員長 以上をもちまして、本日の予算決算常任委員会を閉会いたします。

次の予算決算常任委員会は、明日10日の午前9時から行います。

本日は大変にお疲れさまでした。

閉 会 (午後 4時09分)

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第2号）

令和5年3月10日（金）午前9時開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項
 - (1) 会計課／企画財政課
会計係 / 企画調整係 / 財政係
・ 予算説明
・ 質 疑
 - (2) 住民環境課
戸籍年金係 / 環境下水道係
・ 予算説明
・ 質 疑
 - (3) 産業振興課
農業振興係（農業委員会事務局） / 農村整備課 / 誘致推進係 / 商工観光係
・ 予算説明
・ 質 疑
 - (4) その他
4. 閉 会

○出席委員（12名）

亀 井 伝 吉	委員長	本 間 清	副委員長
小 野 田 富 康	委員	森 田 義 昭	委員
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也	委員
荒 井 英 世	委員	延 山 宗 一	委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫	委員
市 川 初 江	委員	今 村 好 市	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

中 里 重 義 副 町 長

丸	山	英	幸	会計管理者兼 会計課長	
小	野	田	浩	靖	会計係長
伊	藤	良	昭	企画財政課長	
館	野	雅	英	企画調整係長	
高	際	淳	至	財政係長	
川	田		亨	住民環境課長	
齊	藤	康	裕	戸籍年金係長	
寺	崎	弘	光	環境下水道係長	
橋	本	貴	弘	産業振興課長	
佐	山	秀	喜	農業振興係長	
小	谷	野	浩	一	農村整備係長
川	野	辺	晴	男	誘致推進係長
宇	治	川	信	子	商工観光係長

○職務のため出席した者の職氏名

荻	野	剛	史	事務局長	
小	野	田	裕	之	庶務議事係長

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○亀井伝吉委員長 おはようございます。

ただいまから予算決算常任委員会を開会いたします。

○議案第14号 令和5年度板倉町一般会計予算について

○亀井伝吉委員長 本日は、課局別審査を行います。

委員の皆様、執行部の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これより会計課及び企画財政課の予算審査を行います。

説明については、要点説明により簡潔にお願ひいたします。

初めに、会計課から説明をお願ひいたします。

丸山会計課長。

○丸山英幸会計管理者兼会計課長 皆さん、おはようございます。会計課の予算審査となります。よろしくお願ひいたします。

予算書の60ページをお願ひいたします。中ほどにあります4の会計管理費になります。会計課の予算につきましては、内部事務処理に係る経費となっておりますけれども、令和5年度から銀行とのデータのやり取り方法がちょっと変更になりまして、その手数料が増額となっております。それ以外の予算につきましては、例年どおりの予算となっております。

詳細につきましては、係長のほうから説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○亀井伝吉委員長 小野田会計係長。

○小野田浩靖会計係長 会計課所管業務に関する令和5年度予算につきまして、ご説明させていただきたいと思ひます。

先ほど会計管理者のほうからご説明がありました60ページ、61ページをお開きいただきたいと思います。2款1項4目の会計管理費を御覧ください。令和5年度の歳出予算総額が401万8,000円を予算計上しております。現年度と比較しまして202万3,000円の増額となっております。

それでは、詳細につきましてご説明させていただきます。初めに、10節の需用費につきましては、7万7,000円の予算計上しております。現年度と比較しまして1万2,000円の減額となっております。主な減額の要因につきましては、現年度食糧費として計上していた研修会負担金を18節の負担金、補助及び交付金へ付け替えたものでございます。

続きまして、11節の役務費につきましては389万9,000円を計上しております。現年度と比べ224万4,000円の増額となっております。主な増額の要因につきましては、現在、税金等の口座振込及び振替業務におきまして、NTTのISDN回線を利用してデータ伝送を行っておりますが、NTTのISDNが2024年1月に情報の提供が終了することから、LGWAN回線への移行が必要になったことによるデータ伝送基本手数料の増額の金額となっております。

続きまして、12節の委託料につきましては2万7,000円を計上しております。現年度と比較しまして3万9,000円の減額となっております。主な減額の要因につきましては、口座振込に伴う委託費が令和4年度で

終了によるものでございます。

最後に、18節の負担金、補助及び交付金につきましては、先ほどお話ししたとおり、各種の研修時の負担金でございまして、1万円を計上させていただいております。

説明は以上とさせていただきますので、ご審査のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ある方。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 おはようございます。針ヶ谷です。よろしくお願ひします。

先ほどの説明で役務費の中のデータ伝送基本手数料が224万4,000円、この分が全体的な増加というような説明がございましたけれども、係長の説明の中でNTTのISDNからLGWANというのはこの会社なのですか。この手数料が200万円以上増えるというところの少し詳しい説明をもう一回お願ひできればと思うのですが。

○亀井伝吉委員長 小野田会計係長。

○小野田浩靖会計係長 まず、LGWANという回線につきましては、地方公共団体情報システム機構ということで、自治体のほうが構成されている機構になります。

手数料につきましては、指定金融機関が群馬銀行になっておりますが、あと収納代理機関が8行、板倉町では契約をしているところでございます。おおよそ月に3万円程度の役務費がかかるということになっている状況でございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ということは、このシステムの変更というのは、これは本町だけではなくて、近隣自治体も同じような状況という認識でよろしいのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 小野田会計係長。

○小野田浩靖会計係長 近隣自治体も同様な形で来年度移行を進めている状況でございます。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

小野田委員。

○小野田富康委員 お願ひします。今のデータ伝送基本手数料なのですけれども、これは切替えによってかかってくるものなのか、今後、毎年毎年同じ額がかかってくるものなのか、お願ひします。

○亀井伝吉委員長 小野田会計係長。

○小野田浩靖会計係長 これは、初期投資は特に無償ということでなっておりますが、毎月の月額手数料がランニングコストとしてかさむということでございます。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

小林委員。

○小林武雄委員 これは、民間の銀行がやっていたことを公共の公のところに切り替えて、共通したことでやるから、逆にお金がかかってしまうのですか。もともと銀行がやっても、システムを変えただけでお金がかかってくるのか。それとも、そのところが分からないのだけれども、単なるシステムを変えただけで200万円増えてしまうのか、その200万円増える原因。

○亀井伝吉委員長 小野田会計係長。

○小野田浩靖会計係長 200万円程度の増額という内容につきましては、そのソフトを入れ替えるというのは無償です。NTTデータというところは、一応やっております、ソフトにつきましては、それは無償です。あくまでもうちの役所のほうが金融機関にデータ伝送、いろんな金融機関の振込の情報を群馬銀行に送っているのです。群馬銀行から8行の、8行以上か、金融機関に伝送するための手数料と、群馬銀行が各金融機関に伝送して、その金融機関からお客さんの口座のほうを引き落としと振込等の銀行の手数料ですか……

○小林武雄委員 それは分かるのですよ。基本的に、銀行のほうから、もう今後、そういうデータの関係の手数料については、今まで無料だったけれども、今後お金が有料になるために、このランニングコストがかかるのですよということとは違うのですか。

○亀井伝吉委員長 丸山会計課長。

○丸山英幸会計管理者兼会計課長 こういった手数料関係については、今どこの市町村も問題になっているのですけれども、今まで口座の振込手数料というのは、地方公共団体については手数料ゼロということで、これは全銀システムというものがあるのですけれども、そのシステムが創立された当時から無料だということになっていたのですけれども、これは政府のほうの事務事業の見直しの中で、やはり無料というのは駄目だろうということで、もう来年の10月から1件当たり65円取りますよというようなもう方針も出ています。その方針もあってかどうか分からないのですけれども、今、銀行としてはいろんなところで手数料を上げてくれというのが、もうこれは日本全国どこでも同じような状況になっている現状です。

です、今後は、今回手数料として上がっていますけれども、来年以降はもっと手数料がかかるというような現状になっていることには間違いはないです。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。ほかにはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 では、以上で会計課の予算審査を終了いたします。

会計課の皆様、大変にありがとうございました。退出をお願いいたします。

続きまして、企画財政課からの説明をお願いいたします。

伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 それでは、企画財政課から予算の説明をさせていただきます。

次第にあるとおり、企画調整係、財政係、順に担当係長のほうから詳細について説明をさせていただきます。

○亀井伝吉委員長 館野企画調整係長。

○館野雅英企画調整係長 企画調整係、館野と申します。よろしく願いいたします。

それでは、企画調整係に係ります予算概要をご説明させていただきます。まず、歳入になりますが、予算書の33ページを御覧ください。33ページ一番上に記載しております移住支援金でございますが、225万円の歳入を計上しております。これにつきましては、後にご説明いたします板倉町移住支援金支給事業に係る県の補助金でございます。移住支援金を交付した場合に、交付額の4分の3が補助されるものでございます。具体的には、県が国の交付金を受け入れ、県負担金と合わせて町に補助金として支出する、いわゆる間接補

助の形となります。

次に、歳出になります。予算書の65ページを御覧ください。65ページ、6目企画費の一番上の事業、渡良瀬川及び利根川架橋整備事業でございます。予算額は6万5,000円、平成30年3月に設立いたしました加須・板倉利根川新橋建設促進協議会の負担金をはじめといたしまして、群馬県及び埼玉県要望活動時に要します有料道路や有料駐車場等の使用料などでございます。

続いて、その下の事業、広域行政事業、予算額2万5,000円でございます。両毛広域都市圏総合整備推進協議会の負担金となります。館林邑楽総合開発促進協議会、そのほかの広域の協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による事業の中止や、各協議会とも相当額の繰越金があることから、令和5年度の負担金は徴収しないこととなりました。

続いて、その下の事業、まちづくり推進事業、予算額317万6,000円でございます。主な支出といたしましては、協議会等への負担金のほか、まちづくり協働事業補助金として150万円を、またイルミネーション事業に係る業務委託料として150万円を計上しております。

ページめくっていただきまして、67ページの一番上になります。移住支援事業でございます。予算額は830万円、ふるさと回帰支援センターの年会費5万円、また東京圏から本町に移住した場合に支給いたします移住支援金、こちら3件分、300万円、また今年度、令和4年度から事業がスタートしました奨学金返還支援金、こちら35件分、525万円を計上しております。

続いて、その下の事業、鉄道利用者の利便性向上事業でございます。予算額は2万2,000円、東武鉄道本社への要望活動時の旅費と、同盟会の負担金でございます。

続いて、2つ下の事業になりますカップリングデザイナー事業でございます。予算額9万2,000円、主な経費といたしましては、デザイナーが研修等に参加した場合の旅費や、情報交換会の開催時の飲物代等でございます。

続いて、その下の事業、板倉町PR大使事業、こちらは予算額15万2,000円でございます。主な経費といたしましては、大使の名刺代のほか、大使来庁時の昼食代等を計上しております。

続いて、その下の事業、行政懇談会事業、予算額14万円でございます。懇談会開催時に要します飲物代のほか、スクリーンの借上料等を計上しております。

次に、ページ飛びまして、79ページを御覧ください。79ページ一番下の事業になります。渡良瀬遊水地環境保全事業でございます。予算額9万3,000円、渡良瀬遊水地利活用協議会をはじめとしました各種協議会等への負担金を計上しております。

簡単ではございますが、企画調整系の説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 高際財政係長。

○高際淳至財政係長 財政係、高際です。よろしくお願いいたします。私からは、財政係が所管いたします歳入歳出について、お手元の予算書で説明をさせていただきます。

まず、財政係が所管する主な歳入の説明になります。予算書の10ページをご確認ください。歳入の総括表になりますけれども、こちらの左、2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金、こちらまでは、国税、それから県税等で国、県が徴収した額を一定の割合で町に交付するものという形で規定をされております。こちらのほうが合計で17億6,560万円、対前年度で7,840万円の増となっています。これらにつきましては、

令和4年度、板倉町に交付される見込額をベースに、国が示しております地方財政計画の伸び率等を参考に算出しております。増加しているものが若干多くなっている状況です。

続きまして、歳入、22ページ、23ページになります。14款使用料及び手数料、1項1目総務使用料になります。庁舎等使用料になります。電柱等が町有地に立っている場合の使用料、それから庁舎以外の施設の自動販売機等につきまして、電気料をいただいているものとなっております。総額で70万4,000円、令和4年度比11万2,000円の減となっております。こちらは、今現在、役場庁舎に1名配置されております東部水道企業団職員の方が1名駐留をされていらっしゃるかもしれませんが、そちらが今年度末で引き揚げて、館林のほうの事務所に戻られるということで、その分いただいていた使用料が減額という形になっております。

続きまして、ページ飛びまして36ページになります。こちらの17款財産収入の財産貸付収入になります。こちらは、普通財産としての土地建物についての賃借料になっております。601万9,000円で、令和4年度と増減はありません。町の所有をしている土地を契約等によりお貸ししている場合の費用となっております。

続いて、次のページ、38ページになります。財産収入の利子及び配当金ということで、基金利子等になっております。右側の財政調整基金利子収入から土地開発基金利子収入までが財政係の所管となっておりますが、主に基金の利子収入を計上しております。昨年度途中で定期預金の利率が少し当初のものから下がっておりますので、若干の減額を見込んでおります。

その下、財産収入の財産売払収入、不動産の売払収入、物品売払収入については、存目計上という形で生じた場合の受け口ということで1,000円の計上をさせていただいております。

18款寄附金についてですが、一般寄附金、指定寄附金、それからそれぞれのふるさと納税分ということで計上をさせていただいております。一応こちらのほうは増減はございませんが、寄附等があった場合に、補正予算等で対応をしたいと思います。

続いて、次のページ、40ページになります。19款の繰入金になります。基金繰入れということで、財政調整基金の繰入れ5億1,740万6,000円、対前年度で5,293万5,000円の減となっております。こちらは、歳出に対して歳入の不足する分を計上をしている形です。

その下、20款繰越金については、対前年度の繰越金になりますが、2億円ということで、増減のほうは予定をしておりません。ただし、こちらは決算剰余金等生じます9月議会以降に補正予算等で正確な数字のほうを計上をさせていただく予定となっております。

続いて、44ページ、雑入になります。こちらの中段、板倉ゴルフ場賃貸料から線下補償料までが財政係の所管になります。新市町村振興宝くじ市町村交付金、職員等駐車場利用負担金、自動販売機売上手数料等の合計で2,518万9,000円、増減はありません。

歳入最後になります46ページ、47ページ、町債になります。町債全体では1億2,720万円計上しております。対前年2億7,200万円の減少です。緊急避難場所整備事業の終了、それから農林土木起債事業の事業費の減少により大きく減少しております。

教育債については、東小学校の体育館修繕について起債を起こす予定となっておりますので1,690万円の増、臨時財政対策債については、国の地方財政計画を参考に算出し、5,000万円減の4,500万円を計上させていただいております。

歳入については以上になります。

続いて、歳出になります。57ページ、2款1項1目一般管理費になります。この中の一番最後、群馬電子入札共同システム事業については、県への負担金ということで、群馬県内全市町村が加入をしております電子入札のシステムの維持管理費、これを県内の人口で案分をしている関係で、令和4年度と比べ12万3,000円増となっております。

続いて、61ページ一番上、財政管理事業になります。2款1項3目財政管理事業になります。36万円計上しております、対前年度1万5,000円の増となっております。主に書籍等の購入、それから起債の管理システムに関する費用となっております。予算書製本で需用費のほうの増を見込んでおりますけれども、今年度から予算書をファイル形式に変えたため、実際の増額は、支出についてはあまりないものと見込んでおります。

その下、財務会計システム運用事業、予算、決算等に使っておりますシステムの使用料となっております。増減はありません。

その次がふるさと納税事業、主に返礼品、クレジットカード決済等に係る費用となっております。掲載サイトの増等を検討しているため、若干の増額を見込んでおります。16万5,000円の増を見込んでおります。

1段空きまして、5目財産管理費、財産管理事業となっております。対前年度で21万1,000円の増、2,771万3,000円となっております。公有財産の管理システムの費用の若干の増、それから除草管理委託料、主にシルバー人材センターさん等に委託をしているものが多くなっておりますが、人材センターの単価増等がありまして、若干の増となっております。

続いて、次のページの町有施設管理事業になります。4,880万8,000円です。対前年度で3,710万9,000円の増となっております。昨日の主要施策の説明のほうでさせていただいておりますが、旧北小学校のプール撤去等の工事費用で3,350万円の増、それから電気料金の調整を行う委託料等を計上したほか、施設の維持管理の費用等が若干増加をしている形となっております。

ページ少し飛びまして、81ページになります。2款1項15目基金費になります。こちらは、基金の積立ての予算化となっております。先ほど歳入のほうで申し上げたとおり、定期預金の利率が低くなっているため、基金の利子の積立金は、若干減少をしている形です。

最後になります。243ページまで少し飛びます。12款の公債費です。町の借入金であります町債の返還金、償還のお金となっております。長期債の償還元金4億1,656万2,000円、対前年度で139万8,000円の減となっております。

その下、長期債の償還の利子のほうが933万4,000円、対前年度で159万5,000円の減となっております。また、予算書ではそれぞれ施設のほうの予算に入ってしまったので、ばらばらの計上になってしまっているのですが、各施設の光熱水費を財政系のほうが一括で管理をして支払っているものがございます。こちらは、お配りをしている青いファイルのほうの11ページに財政係が管理をしています施設の光熱水費ということで一覧を出させていただいております。計上額は、全体で9,771万円、対前年、令和4年の当初予算との比較ですと、4,272万円の増となっております。電気料の増については、令和4年度当初、大幅の増を見込んでおりませんで、年度途中で増額補正をさせていただきました。電気料の令和4年度最終予算額が8,010万円としていますので、そこからですと約1,490万円の増となっております。電気料、それから燃料調整費等が上がっていることから、増加を見込んでいるところです。

また、水道料金についても5月から東部水道企業団が管轄地域の水道料を統一するというになっておりまして、大型施設、管の径が太いものが入っている施設ほど水道料金の増加幅が増えている形となっております。こちら3年をかけて徐々に料金が上がっていく形となっておりますので、今後も施設の節電、節水には努めていきますけれども、予算としてはかかるものということで計上をさせていただいております。

以上雑駁ではありますが、財政係の所管事務について説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○**亀井伝吉委員長** ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村委員。

○**今村好市委員** 10ページの歳入の総括の中から地方交付税について、ちょっとお尋ねをいたします。

町の収入財源の主なものとしては、町税と地方交付税、これ両方合わせると約6割、60%の収入が税収と地方交付税で賄われるということで、税収についても毎回お話をしているのですが、その歳入の見込額をやはりきちんと見込んで計上するのがいいだろうということで、何回かお願いをしております。地方交付税、これについては先ほどの説明だと、予算の概要の中で、国の地方財政計画の数値と過去の歳入額を基に算出しているということなのですが、国の地方財政計画の数値については、前年より何%ぐらい上がっているのか下がっているのか、数字が出ていないのでは分からないのですけれども、まずその辺を教えてください。

それと、過去の歳入額を基にということなのでしょうけれども、この間の補正予算で地方交付税については、最終的な決算見込みとして、この間、4,690万円、約4,700万円を増額補正をして14億4,300万円というふうな決算見込みで補正が出てきております。予算を見ると、前年については前年の予算対比でやられているのですが、算出の中では、予算の概要の中では、過去の歳入額を基にということなので、この14億何千万円というのは、この予算を計上するときには見込めなかったのかどうか。見込めないから前年対比の予算でやっているのかどうか。そうすると、過去の歳入についてはどういう見方をして、この新年度予算等に予算計上しているのか。地方交付税については、様々なデータをかなりシビアに積み上げて、やはり地方交付税の額の算定申請については、細かく出しているのだと思うのです。だから、当然、歳入見込みもできるだけ決算額に近いような歳入見込みで計上は私にはできるのかなと思うのですけれども、その辺は無理なのですか。決算見込みと本年度予算額の乖離については、2億2,000万円ぐらいあるのです。12億円や13億円ぐらいの予算計上の中で、乖離額が2億2,000万円もあるというのは、これどういう算出をしているのかよく理解ができない。その辺の説明をお願いいたします。

○**亀井伝吉委員長** 高際財政係長。

○**高際淳至財政係長** 今村委員からのご指摘の形なのですが、今年度、それから昨年度については、12月に地方交付税、補正を計上させていただいております。これは、国のほうが12月になってから地方交付税の追加交付ということで行っているものがありました。これは、コロナの関係ということで国からの連絡で、追加交付ということが行われております。地方交付税につきましては、主に4月から始まりまして、おおむね7月程度まで各数字の精査を行いまして、9月にはその年度の交付額がほとんど確定をします。ここ2年間は、追加交付があったということで、その分の差額を補正で計上をさせていただいている形です。ですので、予算に対しての前年度の交付額というのは、追加交付を無視すれば、既に予算を算出する時点で計

算はできる形になっています。ですので、こちらとしては、追加交付額というのが毎年あるものではございませんので、それは考えないで、それに対して、もう既に9月に決まった額に対して、その次の年の地方財政計画の伸び率を掛けたもの、それからおおむね5%程度を余剰分として見て、95%程度でこちらも計算をした上で、この金額のほうを算出をさせていただいております。令和5年度の地方財政計画においては、地方交付税については、対前年度で1.7%の増を見込んでいるということで国から示されております。その辺りを加味しまして、今年度のもは計算をさせていただいているところでございます。

交付税については、先ほども委員のお話のとおり、細々とした数値、こちらも検討をさせていただいておりますけれども、その年その年、特にここ二、三年については、地域のデジタル化の推進、デジタル田園都市国家構想基本計画を踏まえた新たな項目が含まれていたり、地方財政計画において、すみません、幾つか説明が重なってしましますが、地域のデジタル化の推進、地域の脱炭素化の推進、自治体の施設の光熱水費高騰への対応ということで、増加の項目等も新たに見込まれていることから、ちょっと一概に単純な前年比較というのものなかなか難しい状況ではありますが、その辺を踏まえた上で、前年の交付額と伸び率、それに若干の余力を持たせるという意味では95%ということで計算をさせていただいておりますので、追加交付等があれば、その都度こちらのほうは算出をさせていただいている形となっております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうしますと、今年の3月の補正で地方交付税4,600万円補正をしています。約4,700万円ですか、この3月。これが追加交付の決定額がこの数字ということなのですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○今村好市委員 そうすると、トータルで考えると、決算額と比較をすると、2億2,000万円ぐらい、これは5%の安全を見て計算をした部分と、昨年9月にもう実績として積み上げたものの中から額を決定をして、その額の95%を交付税見込額として見ているということで、この2億2,000万円、追加交付については、4,000万円ぐらいですか。4,700万円ぐらいなので、その差額の1億五、六千万円ぐらいは、これは5%の範囲内なのですか。

○亀井伝吉委員長 高際財政係長。

○高際淳至財政係長 その細かい数字については、もう一度、算出根拠がありますので、ちょっとそちらのほうを改めて提出をさせていただければと思います。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 それは、今年度のここにある12億8,000万円の交付税の算出根拠ですよ。

〔「はい」と言う人あり〕

○今村好市委員 それが細かい計算方式があって、それを後で出してくれるということなのですね。

〔「はい。そちらちょっとご用意させていただきます」と言う人あり〕

○今村好市委員 ただ、表に出てきている数字を見ても、乖離額がちょっと、決算と比較をしてみるとでかいのです。だから、この辺はもうちょっと、不特定要素がいっぱいあるのだとすればなかなか難しいのでしようけれども、地方交付税はかなり細かいところまで算出根拠として計算していますので、追加交付についてはやむを得ないというか、これは国の政策に対する追加交付ですから、いいのですけれども、もともと

の交付税の算出根拠については、やはりもうちょっとこれシビアにやれるのかなというふうに思うのですが、ぜひその辺については詳しい数字をできるだけ当初予算で計上して町民に示していくという事は大事だと思いますので、後で出てきたから後でまた質問というわけにはいきませんが、その辺はもうちょっときちんとかやれるのかなという意識がありましたので、要望を含めてしておきたいと思います。

○亀井伝吉委員長 回答よろしいですか。

中里副町長。

○中里重義副町長 見込むのがこれ非常に難しいというところがありまして、国の地方財政計画は毎年示されるわけですが、その中で国のほうでは地方交付税の特別会計、交付税特会がありまして、そちらへの要するに交付税予算を入れていくと、その辺の動きもありますので、それと併せて普通交付税と特別交付税の2本立てになっていますので、普通交付税については、先ほど高際係長が申し上げた内容でおおよその算定は出るかと思っていますけれども、特別交付税については、これは町が算定するものではないので、そんなに金額的に大きく違いはないかなとは思いますが、これは一方的に県なりのほうで算定してくるということで、こちら多少の乖離出てしまうかなというふうにも思っています。

いずれにしても、先ほど高際係長が申し上げましたとおり、12億8,000万円の算出根拠に関して、後ほどお示しをするということですので、よく御覧になっていただければというふうに思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 中里副町長、特別交付税のことなんか俺言っていないのだよ。普通交付税の話は今しているので、特別交付税の話はしていない。特別交付税は、これは変動があるというのはある程度分かるので、それは一方的に来る話か分からない。それは、県が算出根拠なり国の算出根拠によって出してくるのでしょうけれども、それはそれとしていいのですけれども、普通交付税は、かなり積み上げが細かいと思うのです。だから、その辺、国の特別会計、いわゆる交付税の特別会計も含めて地方財政計画で数字を出しているのだから、毎年そんなには来ることないのかなと思っているものですから、過去の何年間の予算と決算の比較をしていただいて、その辺については95%見るのがいいのか、もっと、98%ぐらい見られるのか、その辺については今後検討していったほうがいいのではないのかなという提案です。お願いします。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 分かりました。ただ、私が特別交付税のことを申し上げたのは、10ページの総括表の中の12億8,000万円、それから前年度の12億2,000万円、これは普通交付税と特別交付税の合計額になっていますので、それがあったものですから、特別交付税の関係も申し上げました。

以上です。

〔「上の特別交付税とは違う」と言う人あり〕

○中里重義副町長 10款の地方特例交付金は交付税と違いますので、この中に、交付税の中に普通交付税と特別交付税含まれていますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 では、毎年特別交付税というのは額が変わるけれども、大体どれぐらい来ているのか。

○亀井伝吉委員長 高際財政係長。

○高際淳至財政係長 特別交付税については決算額で言いますと、毎年おおむね1億円程度入っているような状況でございます。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 それは比較的安定的に入っているのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 高際財政係長。

○高際淳至財政係長 そうです。おおむね1億円、プラス・マイナス1,000万円程度で推移をしているような状況かと思えます。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 では、それもそんなに狂わないのだとすれば、地方交付税そのものがそんなに狂う話ではないと思うので、それも含めてお願いいたします。すみません。

○亀井伝吉委員長 よろしいですね。

荒井委員。

○荒井英世委員 予算書の79ページ、一番下の渡良瀬遊水地環境保全事業、遊水池に関しましては基本的に治水と利水、それから自然環境との調和というのが一つの大きなテーマですけれども、この遊水池利活用協議会がありまして、その中でいろいろな課題について検討していると思うのですけれども、最近の遊水池はちょっと乾燥化が進んでいるということなのです。以前に、第3調節池かな、第2だったかな、第3かな、試験的に掘削したときがあったのです。何年前かな。そういったことがあるのですけれども、その利活用協議会の中で、年に何回か会議やっていると思うのですけれども、そういった議論というのはどんなふうになされているのですか。

○亀井伝吉委員長 館野企画調整係長。

○館野雅英企画調整係長 特に第2調整池の掘削について、国のほうでやってはいるのですけれども、進みがちょっと遅いというような意見は、この利活用協議会でも出されているところではあります。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 さっき言った掘削の関係がありますよね。試験的にやっていると、それはご存じですか。

○亀井伝吉委員長 館野企画調整係長。

○館野雅英企画調整係長 掘削が行われていることは知っています。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 それがどういう成果を上げているかちょっと分からないのですけれども、このラムサール条約の登録、湿地関係の市町村会議というのがありますね。これはあれですか、今は年に1回ぐらいやっているのですか。全国的なあれだから、やるのは大変でしょうけれども、何か行ったことはあるのですか。

○亀井伝吉委員長 館野企画調整係長。

○館野雅英企画調整係長 ラムサール条約の全国会議なのですけれども、令和2年度から栃木市が会長になっておりまして、2年、3年とコロナ禍で会議、または学習会が開催できなかったのですけれども、今年度につきましては、首長会議と学習会、また渡良瀬遊水地の現地視察等が2日間に渡って行われました。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 実際にやったわけですね。それでいろんな参考事例ではないのですけれども、全国のいろ

んなラムサール、例えば湿地帯とかありますけれども、いろんな参考事例が出てきていると思うのですけれども、それと遊水池の関係ですけれども、こういった形で利活用協議会の中でもそういったものを参考にして進めていくと思うのですけれども、こういった部分が議題として上がってきているのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 館野企画調整係長。

○館野雅英企画調整係長 利活用協議会もこれまで4つの部会を構成して利活用の推進を図ってきたのですが、自然保護団体の方々からも、ちょっと進みが遅いのではないかという意見もありまして、今年度、構成を改正いたしまして、定例会議というのが頭にありまして、その下にワーキンググループということで組織をつくったところです。このワーキンググループが昨日第1回目が開催されたところですが、この幾つかの、2つぐらいワーキンググループ設立を考えているのですけれども、このワーキンググループを使って、様々な利活用について、これからまた改めて検討、取組をしていこうという形で、今年度再スタートを切ったところでは。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そのワーキンググループが発足したわけですね。これからその中で具体的にどうやったらいいかという形で進めていくということですね。当然、今、いろいろ遊水地については、例えば治水関係がありますので、当然、貯水量、その拡大ではないですけれども、増加ということで進めている部分もあると思うのですけれども、例えば貯水量の増大にしても、例えば掘削する場所って限られてくると思うのです。現時点でどの方面にというのはあまり計画はないのですか。例えば小山方面のあそこは第3でしたっけ、第2調整池でしたっけ。第2、あっちのほうはないのですか。

○亀井伝吉委員長 館野企画調整係長。

○館野雅英企画調整係長 第2調整池につきましても、掘削を進めて予定、計画がございます。

それと、治水の関係につきましても、やはり渡良瀬遊水地の4市2町で、治水の関係は国に要望活動を、町でいうと都市建設課が主管課になってやっておりますが、この要望につきましても、利活用協議会の中で内容を改めて確認し、利活用協議会としてこの要望に加えていくことはどんなことがあるかということで、検討を今後進めていく予定となっております。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、確認しますけれども、第2調節池のほうなのですね、一応、今の段階では。

○亀井伝吉委員長 館野企画調整係長。

○館野雅英企画調整係長 掘削は第2調整池を中心にやっております。

○亀井伝吉委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 先ほど係長から説明がありましたけれども、渡良瀬遊水地の治水に関しましては、4市2町で連携をして、国に要望のほうを行っている状況です。こちらの利活用協議会のメンバーは、同じ4市2町ということになっておりますので、連携で要望を行うもの、また利活用協議会で治水に関してその要望についても考えていきたいと思いますというのが先ほどの説明だったのですけれども、この利活用協議会の中に、利根上、国がメンバーとしては参画しておりません。オブザーバーという形で入っていただいている状況でして、ではどこを今後どのように、先ほど委員おっしゃるとおり掘削をしていくのか等についての情報

が入ってきていない状況になっておりますので、今後はその利活用協議会と国のほうでの意見交換等についても、協議会の活動としては検討していく課題となっている状況でございます。

○亀井伝吉委員長 荒井委員、よろしいですか。

次に、針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 よろしくお願ひします。亀井議員の一般質問の中でイルミネーションを扱っていただいたのですが、ちょっと時間の都合で質問も少しになってしまったので、ちょっと確認をさせていただくと、あとふるさと納税についてちょっとお聞きしたいのですが、まず1点目のイルミネーションについては先ほど係長の説明の中で、65ページ、まちづくり推進事業の中の業務委託料としてイルミネーション関係で150万円という計上を、説明がありましたけれども、一般質問の答えの中で今年も継続してやりそうな流れだったと思うのですが、物品購入等の予算計上がちょっと見当たらないのですが、その辺について確認をさせていただきます。

○亀井伝吉委員長 館野企画調整係長。

○館野雅英企画調整係長 業務委託料で150万円取らせていただきましたが、物品、電飾をさらに追加する場合にも、業者さんを通じての購入ということで、この150万円を使って追加のLEDのライト等を購入していきたいと思っております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 では、今回400万円でしたっけ、内訳300万円ぐらいがイルミネーションでしたか、手数料、業務委託が入っていたので、では半分ぐらいの予算で業務委託料も入ってしまうと、そんなに量的に増やせなくなってしまうのかなと思うのですが、亀井議員の一般質問の町長の意気込みからすると、1,000万円ぐらい予算がつくのかなと思ったのですが、その辺について町長あたりとのあれにはどういう話になっていたのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 館野企画調整係長。

○館野雅英企画調整係長 委託料150万円のうち、今回、取付けと撤去費の関係で約60万円程度を見ています。今年度につきましては初年度だったので、電気の設備の工事とかも入りましたので、さらに金額がそれに追加されたのですけれども、来年度につきましては電気の設備についてはもう十分整備が終わっているということで、この取付け撤去の60万円がかかる、そのほかはほぼほぼLEDライトに充てられることも可能ではないかと思っています。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 せっかく亀井議員が一般質問で人のにぎわい、町のにぎわいということで質問していただいて、町側もある程度の成果を得たのだよという答弁に聞こえました。

今年は電飾を増やしてというような答弁も中にはあったかなと思うのですが、これだけの予算でいいですか。

○亀井伝吉委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 一気にLEDの電球の数を増やすということは当初からあまり考えておりませんでした。徐々に拡大ができればなというふうには考えていたところでございます。また、そのLED、今回、業者さん全てお任せというような形で行ってございましたけれども、いわゆる町民参加みたいな形が取れば

なということについても、町長からの指示を得ております。例えばご家庭で飾りつけが終了したものについて持ち寄りということも考慮しながら、先ほど設置についても委託という話がありましたけれども、この設置についても住民の皆さんの協力が得られれば、安全が確認できる範囲で、協力を得られながら、徐々に増やしていければなというふうには考えてございます。

また、場所については、今回、庁舎の外回りということで計画をさせていただきましたが、本当に役場の庁舎でいいのかということについては、今後の課題になってくるのかなというふうには考えてございます。ほかににぎわいを必要とする場所、逆ににぎわっているところにLEDをつけると、もっと相乗効果にもなるのかなというようなことも課内のほうでは検討しているところでございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 一番最初に計画が上がったときに、これぐらいの予算で、これぐらいの電球でということで、まず町長はどちらかというとマイナスのイメージでスタートしたのかなという印象を持っています。やってみたら電気代もそこそこで抑えられて、人間もそこそこ見てもらえたということで、ある程度満足感を得られていて、答弁の中でも継続、花火で上げるよりはこっちのほうが効果があるみたいな答弁に聞こえました。予算書見たら、物品購入等の予算も上がっていないと、委託料が150万円という今の説明を聞いて、どれだけやる気があるのかなという部分にはちょっと疑問を持つ点でございます。だから、幾ら町民に対して働きかけをしたとしても、ある程度のベースはやはり町で担保する必要があるのだらうと、プラスアルファで町民の協力ということであれば、やはり電飾の数については町長も満足していない状況でしたので、やはりもう少し、補正かけるほどの額ではないのだとは思いますが、やはりもう少し予算を頑張って取って、やる気を見せてもらわないと応援もしにくいかなと思いますので、今後、どこかでどういうふうに、どこかからお金を回してそういうふうに考えられればいいのかと思うのですが、ぜひその辺を意気込みをつけて、我々が応援しやすいような状態をつくっていただければと思いますので、イルミネーションについては、よろしく願いをいたします。

ふるさと納税なのですが、毎年、ほかの同じ郡内の町と比べられて板倉町どうなのだというところで町民からも、我々の耳に入ってくる場所もあるのですが、今の現状と今後の対応について、4年度、5年度で変更があるような部分があればお知らせいただければと思うのですが。

○亀井伝吉委員長 高際財政係長。

○高際淳至財政係長 まず、令和4年度の状況ですが、令和3年度比では、若干の増ということで、年度末まではありますので、確定ではないですが、現段階で昨年度より若干多くなっておりまして、最終的には、昨年度より少し増えるのかと思っています。令和4年度については、新規の返礼品ということで、板倉ゴルフ場の利用券、それからうおとしさんのお食事券ですとか、北地区で花のリースなんかを作っている方から出品したいということでご相談がありまして、そちらを計上、それからあとグリーンパッケージさんのほうのイチゴ、そちらのほうも追加ということで、品目の追加について幾つか進めさせていただきました。

それから、掲載サイトにつきましても、テレビCMでよくやっているふるなびさん、そちらを1件追加をして、今サイトのほうについては、その1件の追加を含めて4サイト、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、セゾンのふるさと納税、それからふるなび、4サイトということで行っているところでございます。

来年度についても、今ちょっと町の農産物があまり出せていない、お米ですとか、そういったところをちょっと出せていない状況で、昔、農協さんがご協力をされて出していたところはあったのですが、ちょっとご協力がいただけなくなっていますので、そういったお米ですとか新規の返礼品の開拓をもう一度、さらに進めていきたいと考えていますし、あとは手数料等がそれほど増加しないものについては、サイト等も少し広げながら、ふるさと納税の増強を図りたいと考えております。

○亀井伝吉委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 ふるさと納税の返礼品について、先ほど係長が申し上げたとおり、板倉ゴルフ場の利用券、またうおとしさんのお食事券等を今回導入しました。そちらを導入しないとすると、実績額については昨年度よりも低い状況になってございます。といいますと、何も手だてをしないと、おそらく徐々に落ちてくると、サントリー製品を取り扱っていますが、こちらも非常に大きな納税額となっているのですが、逆にそちらが少なくなってしまう状況、これは皆さんもう報道でご承知のとおり、千代田町のほうが力を入れてございまして、サイトで確認をする限り、サントリー製品については、日本一の納税額の低さです。同じ製品なのに千代田町が一番低い金額で、これ日本一です、サントリー製品ですと。たしかキリンですと、守谷市さん、やはりそういうところにもう集中をしている状況で、板倉町にこれまで、おそらくサントリー製品をふるさと納税していた方もそちらのほうに引っ張られてしまっている状況が出ているように感じています。

あわせて、そのふるさと納税がこれだけ報道されますと、町民の皆さんもふるさと納税をどちらかの市町村にするとということになりますと、町の税収が減ってしまうと、今のところふるさと納税額のほうが上回っておりますが、やはりその辺ちょっと頑張っていけないとマイナスになる可能性も危機感としては持っております。その辺について令和5年度についても、ふるさと納税についてはちょっと力を入れてまいりたいというふうには係内では相談をしているところでございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 いろいろ賛否あるのも新聞等でも報道もありますし、やり方についても難しい面もあったりとか、交付税の関係もあったりとかということで、ちょっと間違えるとマイナスになってしまうという部分も、難しさもあるのかなと思うのですが、やはり板倉町に注目していただくという部分でイルミネーション同様必要なことなのかなと思いますので、やはり板倉から、農協は何で手伝わないですか。高際係長。

○亀井伝吉委員長 高際財政係長。

○高際淳至財政係長 今年度も農協さんのほうにちょっとご相談に行かせていただいたのですが、どれだけ量が出るかが分からないものに対して、農協が、例えば板倉産のお米をキープをするのがなかなか難しいというようなお話がその際にはいただいております。ちょっとこちらのほうも、数量を限定して、例えば何キロ分までとかということで設定をすることで協力がいただけるのかどうかというのをこちらもさらに検討して、ちょっとその辺はもう一度相談はしてみたいとは思っているところなのですが、農協さんのほうはやはり集めてまとめて大きいところに卸しているというのが、大きいところで、小売としてはそれほどでもないというところもあるのかなとは思いますが、ちょっと今後、協力をお願いしたいところです。

○亀井伝吉委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 すみません。現実的なところだと、やはり価格競争になっているというのが非常に顕著に見えます。お隣の境町さん、こちら米を大量に扱っているのですが、米、コシヒカリも含めて20キロで1万2,000円のふるさと納税額になっています。今、国のほうで返礼品の額は30%以内ということですから、1万2,000円の30%というと3,600円なのです。3,600円で20キロのコシヒカリが、コシヒカリを含んだ米が用意できるとなると、1キロ当たり180円なのです。果たして板倉町の農家の皆さん、また農協さんが入ったところで、1キロ180円で米を出せるのかというようなところが、非常にやはり大きな問題なのかなと、併せて送料がございまして、送料も含めて返礼品の額も含めて、先ほどサイト等のいわゆる費用も含めて、全体で5割未満、50%未満にしたいというお達しです。新聞報道を見ますと、3年連続で50%を超えている市町村については、もう市町村名まで出ているような状況ですけれども、送料部分がどのぐらいの量を扱うのかによって、一定の業者ですと、大量に扱うので送料部分で下げられるから、それを返礼品の額と調整ができていたというようなどうやら仕組みがあるのではないかなというところが現状です。米180円でもしも提供していただける業者がいるのであれば、ほかとは競争でできるのではないかなというふうには感じているところです。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。新規開発進めていかないという部分と、やはり板倉らしさ、板倉ではなければ提供できない部分という部分で検討していただければと思いますし、これからコロナ禍が若干オープンになってくると、その部分でうちで過ごす時間というのが減ってくると、それも納税の状態に影響するのかなという部分もありますので、若干減る傾向に出てくるのかなという部分もありますので、魅力発信、先ほど業者も1つ増やして広報活動をするというようなお話もありましたので、ぜひその辺の努力を積み重ねていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○亀井伝吉委員長 次に、小野田委員。

○小野田富康委員 お願いします。財産収入のほうで37ページの土地建物賃貸料というのは、具体的にどこの部分を賃貸して収入を得ているのかという部分と、逆に61ページ、歳出のほうで敷地の賃借料で150万円強かかっているのですけれども、土地の賃借料については、町にとってはずっと借りているということで、毎年毎年ランニングコストがかかっているという部分で、例えば幾つかは話は聞いていて、西小の敷地であったりとか、例えば町営住宅の下の土地であるとかというのは聞いてはいるのですけれども、なかなか学校の敷地を、もしあれであれば買い取ってしまうといいとは思うのですし、もう大変古くなっている町営住宅であれば、逆に更地にしてお返しするとか、もしくは下地も買い取ってしまうとか、いろんなやり方はあるかと思うのですけれども、その辺ちょっと考え方というのを教えていただければと思います。まず、土地の賃貸料、貸しているほうの具体的な場所とか建物とかというのがあればお願いします。

○亀井伝吉委員長 高際財政係長。

○高際淳至財政係長 では、まずご質問のありました町のほうで貸しているほうの土地なのですが、大きいなものとしては、廃棄物の処理のリサイクルセンター、あそこの土地が町の土地になっておりまして、そちらを一部事務組合のほうに貸している形になっています。そちらが大体おおむね250万円程度。それから、東地区、海老瀬のホームセンターのコメリさん、あちらの下が町の土地になっておりまして、進出をさ

れる際に、購入等の調整もしているとは思いますが、賃貸借で行いたいということで、そちらのほうもやはり250万円程度ありますので、そちらだけで大体500万円程度上がっているような状況になっております。

あとは、板倉駐在所の土地ですとか、あとはこの中には電柱の場合には1本単価で金額等も入っていますので、そういったものも含めてでこちらの歳入予算ということになっております。

それから、次の今借りている土地のほうの購入についてということでお話ありましたが、こちらは借りる料金のほうの設定は3年ごとに見直しのほうをさせていただいております。その都度コンタクトを取らせていただいているのですけれども、やはり土地の所有者さんとしては、ずっともうコンスタントに入る収入ということでお考えということで、購入のお話もさせていただくのですが、まだまだ賃借でということでお話をいただくことが多いことから、購入にはちょっと至らない状況になっております。場所としては、議員のお話のありました西小学校の下の用地、それから保育園用地、板倉保育園の下、それから町営住宅ということであるのですが、町営住宅についても入居者がいらっしゃる状況で、ちょっと取壊し等はできない決まりになっておりまして、そちらのほうを今現在、新しいものというのもなかなか難しい状況から、現状を維持という状況になっているところでございます。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 まだ住まわれているのを壊して更地にして返してしまえというのもできない部分かとは確かに思うのですけれども、毎年毎年お金をかけて修繕修繕という形で町営住宅にはお金をつぎ込んでいながら、空きも結構出ているということなので、その辺最終的にどうしたらいいのかという部分も含めて、これは都市建設課のほうにも関わってくるかと思うのですけれども、一度よく考えていただければありがたいのかなという部分です。

ちょっとあと1点だけ提言というかお願いというか、67ページのPR大使の件で、庁舎に来たときの昼食代というようなこともさっきご説明があったのですけれども、大した額ではないのですが、せっかく庁舎に大使の方が来てくれているのであれば、よく上毛新聞とかだと、千代田の町長とか大泉の町長とかが写真出ているのではないですか。あれも結局新聞に載るといことは、町のPRになっていると思うので、せっかく来てくれた大使の方と写真を撮って、それを新聞社に載ってもらおうとか、それだけでも十分なPRになると思うので、もし来てくれたりとか、新しく委嘱するときとか、そういうときには、ぜひ新聞に載せていただけるようなアピールをしてもらいたいと思うのですけれども、その辺町長は嫌がっているのですか。

○亀井伝吉委員長 館野企画調整係長。

○館野雅英企画調整係長 PR大使、来庁時の昼食代ということで予算取らせてもらってはいるのですけれども、何分お忙しい方々ですので、実際にこれが実現するかどうかというのはちょっと分からないところなのです。板倉町に在住しておられます増保さんにつきましては、地域振興活動ということで積極的な活動をされておりまして、昨日も来庁されていろんな打合せや意見をいただいたところなのですけれども、それ以外のPR大使の方々、皆さん町外、遠方に住んでおられますので、なかなか来庁されて情報交換ができる機会というのがつくれるかどうか、果たしてそれが実現できるかどうかというのがちょっと難しいところです。来ていただいた際には、もちろん町長とお会いしていただいて、その辺も積極的にPRをしていければと思います。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 ぜひお願いしたいところなのですが、結局、今名刺を送って使ってもらっているだけの状態なのかなと思うのです。たまたま私も紹介して1人PR大使になってもらっている方いるのですけれども、町から何かしてほしいとかという具体的なお願いというのはそんなにないと、要は名刺をもらって配ってくれぐらいの話だと。できれば、もっと積極的に町が関わっていくべきなのかなと、逆に積極的に連絡の取り合いをしながら、もし実家になり帰ってくるときには、ちょっと役場に顔出してくださいよというので来てもらう、そのときには別に御飯食べながらでもいいですし、いろんな情報をもらいながら、またお願いすることで、さらに町とのつながりも深まって、より町をPRしようかなという意識も高まってくるかなと思うので、そういった取組はしていただければというふうに思います。これはお願いなので答えは大丈夫なのですが、してください。

○亀井伝吉委員長 館野企画調整係長。

○館野雅英企画調整係長 PR大使につきましては、令和3年度には、芸能活動されている早川さんに町のシティプロモーションのほうにご登場いただいて、いろんな観光地を含めたものを紹介していただいたと、先ほど申しましたが、増保さんにつきましては、地域の魅力的な方、地域の伝統文化等を発信できる方々を順番にインタビューして、それを自身のインスタグラムと、あと町のホームページにも掲載して周知をさせていただいています。積極的な活動をされているのはこのお二方なのです。それ以外のPR大使さんにつきましては、こちらからは何かイベントをやる際だとか、ニュータウンの分譲に際して情報提供を頻繁にさせていただいております。その際には、町に対してのご意見等も求めているところではあるのですけれども、なかなか返答が来るころまでには至っていないという状況があります。先ほど小野田委員さん言われたように、今度情報交換をする際には、こちらの地元に戻った際には役場のほうにぜひお寄りくださいという一文も加えて、連絡を取っていきたいと考えております。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

時間があと5分ですので、簡潔にお願いいたします。

青木委員。

○青木秀夫委員 ふるさと納税の件なのですけれども、境町がよくテレビなんかで出ています。地域的にはこの辺と似たような環境だと思うのですけれども、あれ何が原因であんなにふるさと納税が来ているのか。何か乾燥芋がどうのこうのとか、要するにサツマイモの乾燥したものが特産だとか、それにしても金額はすごい多いよね。48億円とか50億円ぐらい、あれはコンスタントに来ているみたいです。それで、何か宣伝の方法が上手なのか、PR業者、仲介業者というのか、そういうののいい人と組んでいるのか。

それと、もう一点聞きたいのは、仲介手数料というのはどのぐらいかかるの、どういう割合で手数料というのを決めているのか、仲介業者によって違うのか、その辺どうなっているのかちょっとその2点。境町が何を特産品としてあんなにふるさと納税として得ているのかということと、その仲介業者の手数料、2点ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○亀井伝吉委員長 高際財政係長。

○高際淳至財政係長 まず、先にちょっと仲介業者の手数料についてご説明をさせていただきます。こちらは、先ほど課長のほうからも話をさせていただいたとおり、一定のふるさと納税の返額に対して、返礼品が3割、送料を含めて3割5分、事務手数料を含めて5割という上限がある中で、おおむね今は仲介手数料と

して大体10%ぐらい、ふるさと納税の額に対して支払いをするような形になっています。そのほかにまた決済手数料等もちょっとありますので、その辺を含めて板倉町全体では、事務手数料としては13から14%ぐらい手数料がかかるような状況になっています。中間業者につきましては、低い手数料でやりますよということをおっしゃる業者さんも当然いらっしゃいますけれども、そういったところは、逆にサイトとの連携が取れなかったりですとか、決済に手間がかかってしまったりとかということも多くありますので、その手数料と、それからやっていただける内容と、その辺を精査をしながら選定をさせていただいているところではございます。ただ、今、やっているところ、板倉町は今レッドホースという中間業者入っていただいておりますけれども、常にそこにするというのではなくて、状況を見ながら変更等も当然念頭に置いて、検討は重ねているところでございます。

それから、境町さんの状況ということなのですが、境町さん、一番多く出ているのはお米だということで、板倉町のほうも把握をしています。そういったところについては、リピートで注文される方が非常に多いと、一度そこに注文をすると同じところでふるさと納税をする方が多くなっているというような話も聞いております。先ほど伊藤課長のほうからも話があったとおり、大分単価が安いものも出しているというのがありますし、近年ふるさと納税については、もう一つの商品販売価格の値下げ合戦に近いような状況にもなっていますので、ちょっと本来の趣旨に照らし合わせてどうなのかという意見も出てはいるところではあります。もう節税対策という意味での、いかに同じものを安い納税額で手に入れるかということも、皆さんの関心事にはなっている状況でございますので、販売価格ですとか、そういったものが大きく影響しているのかなというところで、こちら境町さんについては見ているところです。商品の多くが境町の道の駅を経由して注文をされているような状況のようですので、まねができるところ、参考にできるところは検討しながら、板倉町も取り入れていきたいということで考えているところでございます。

○亀井伝吉委員長 伊藤企画財政課長。

○青木秀夫委員 もうちょっとで切ってしまうから、先に。そのふるさと納税が入ってくる場合には、その仲介業者を経由して入るの、初歩的な話なのだけれども、板倉町に直接ぽんと入ってくるのではなくて、仲介業者を経由して入るの、でないとならなくなってしまうよね、幾つもの仲介業者を入れている自治体なんてあった場合は、その仕組みのこともちょっと初歩的なこと分からないので、ちょっとお聞きするのですけれども、どうなっているのですか。

○亀井伝吉委員長 高際財政係長。

○高際淳至財政係長 お金の流れということで、注文については今板倉町4つのサイトがあるということでお話をさせていただいたのですけれども、そのサイトから入ってくる情報を中間管理業者のほうを受けて町に出してくるというか、町に最終的な金額等の請求が来て、お支払いをするという形にはなっています。

[何事か言う人あり]

○高際淳至財政係長 そうです。

○亀井伝吉委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 境町に何がそんなというお話がありまして、やはり人気がお米になっています。先ほど私ちょっと紹介しましたけれども、お米の4種食べ比べ、これコシヒカリも入りまして、20キロで1万2,000円ということで、これ3割に計算しますと3,600円、1キロ当たり180円。その辺の道の駅でとか直

売所でも今米、コシヒカリ1キロ当たりですと、400円は下らないような額ですので、なぜこんな金額で出せるのかなというのが一つ不思議なところです。

次が常陸牛、常陸牛も扱っているのです。そのほかウナギのかば焼き、この辺も扱っています。これは加工が境町内でやっているということで、このウナギのかば焼き、海鮮等も取り扱っているのですけれども、それはどこが取り扱っているかといいますと、先ほど係長がちょっと紹介しましたけれども、あそこは道の駅があるのです。そこに、境まちづくり公社というのが入ってまして、そちらがどうやら手広くやっているようだ、先ほど送料の話をしましたけれども、やはりその年間契約みたいな形で、取扱量が多くなればなるほど、送料のほうも減ってくるというようところがその納税額の上昇につながっているのではないかと。

それと、送料についても、関東圏、東北、関西圏、また九州、沖縄、北海道、これそれぞれ送料が変わってきますので、ふるさと納税をする方がどこから来るのかによって、先ほどのトータルの5割を超えるか超えないかというところでは、各自治体のほうでも非常に苦慮しているところだとは思いますが、やはりその運送会社さんと一緒になって送料を下げることで、5割を超えないところでうまく調整しているのではないかと、その辺については継続して勉強していきたいというふうにも考えてございます。

以上です。

○**亀井伝吉委員長** では、以上で企画財政課の予算審査を終了いたします。

企画財政課の皆様、大変ありがとうございました。

休憩を挟んで住民環境課の審査を行います。再開は10時50分をお願いいたします。

休 憩 (午前10時35分)

再 開 (午前10時48分)

○**亀井伝吉委員長** 再開いたします。

ただいまから住民環境課の予算審査を行います。

説明については要点説明により簡潔をお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

川田住民環境課長。

○**川田 亨住民環境課長** お世話になります。住民環境課から、まず一般会計の戸籍年金係所管のものについて、概要をご説明申し上げます。

まず、歳入の部ですけれども、戸籍関係、住民票関係、印鑑登録関係の交付手数料、次にマイナンバーカード、個人番号カードやマイナポイントに関する補助金、戸籍情報システムの改修補助金、国民年金事務費交付金等で構成されますものでございまして、歳入の総額が2,480万2,000円を計上させていただきました。

続きまして、歳出の部でございます。戸籍整備事務、住民基本台帳事務、マイナンバーカード個人番号カードの交付事務、火葬費補助事業を主として3,654万2,000円を計上させていただきました。

続きまして、環境下水道係所管のものについて歳入をご説明申し上げます。浄化槽関係の交付金や補助金の関係と、資源ごみの売上げ代をメインといたしまして、1,061万6,000円を計上させていただきました。

続きまして、歳出の部でございます。河川や湖沼の水質検査業務、外来生物の事業、合併処理浄化槽の補

助金の事業、狂犬病及び動物愛護の事業、ごみの関係のごみステーション関係、それとごみの処理の委託事業と館林衛生施設組合への負担金としての事業、合わせまして4億5,872万5,000円を計上させていただきました。なお、狂犬病予防及び動物愛護事業の中には、令和5年度新たに野良猫の避妊、または断種手術の補助金を30万円、加えさせていただきました。

続きまして、下水道事業特別会計お願いいたします。こちら環境下水道係が所管しております。歳入の主立ったものは、下水道使用料、一般会計からの繰入金を中心にいたしまして、2億1,546万5,000円計上いたしました。こちらは歳入歳出とも2億1,546万5,000円でございます。

歳出の部でございます。主立ったものが公営企業会計適用事業、水質浄化センターの管理事業、それと起債の返還金、合わせまして先ほど申し上げましたとおりの歳入歳出合計額でございます。

詳細につきましては、担当係長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 斉藤戸籍年金係長。

○斉藤康裕戸籍年金係長 戸籍年金係の斉藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、戸籍年金係の令和5年度の主な事業の説明をさせていただきます。初めに、歳入につきまして、予算書25ページの下段を御覧ください。戸籍、除籍、住民票、謄抄本、印鑑証明、臨時運行許可交付手数料ですが、過去3年間の平均で見込んでおりますので、ほぼ前年同様となっております。

続きまして、29ページ、上から2番目を御覧ください。個人番号カード交付事務費補助金、マイナポイント事業費補助金ですが、こちらにつきましては、マイナンバーカードの申請交付事務や、マイナポイントを設定の希望者への入力等の補助に伴う補助金で、主に人件費となっております。

その下の戸籍情報システム改修補助金につきましては、令和6年度に全国の市町村で戸籍情報の連動を図り、本籍地でなくても戸籍証明書等が取得できるようにするための改修でございます。

その下の戸籍附票関連システム改修補助金につきましては、戸籍の附票に氏名の読み仮名が記載できるようにするための改修でございます。

続きまして、31ページ、一番上を御覧ください。国民年金事務費交付金と国民年金協力連携費交付金ですが、事務費交付金は、主に年金担当職員の人件費、協力連携交付金につきましては、主に窓口や電話での年金相談業務等に関する交付金となっております。

続きまして37ページ、上から4段目を御覧ください。移動人口等統計調査交付金につきましては、毎月1か月分の出生数、死亡数、転出転入数を県に報告、人口動態調査交付金につきましては、出生届に記載されている新生児の身長や体重等、死亡届に記載されている死因等を福祉事務所へ報告している交付金となっております。

続きまして、歳出についてですが、73ページ、下から2つ目の丸を御覧ください。法律相談業務委託料につきましては、毎月第2火曜日の午後1時から4時まで、年12回開催している相談会に対して、群馬弁護士会に支払う委託料となっております。

続きまして、87ページ、上から2つ目の丸を御覧ください。戸籍整備事務の戸籍システム改修委託料につきましては、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に関して、戸籍法の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布されたことによりまして、戸籍法及び番号利用法等の関連法律が改正され、制度面における所要の措置が講じられています。これらの法改正による新たな制度に基づき、本町の戸籍事務システムは、法務省が

構築する戸籍情報連携システムとの間で情報連携を行うこととなります。この情報連携のための戸籍情報システムの改修により、新たな制度に基づく3つの業務に対応することが可能となります。

まず、1つ目は、戸籍証明書等の広域交付です。現在、市区町村は戸籍証明書等について、本籍地での証明業務を行っています。今後、新たな制度に基づく情報連携により、非本籍地での戸籍証明書等においても交付することが可能となります。この戸籍証明書等の広域交付事務において、戸籍情報連携システムと戸籍情報システムの連携を行うため、戸籍情報システムの改修が必要となります。

2つ目は、副本記載情報の参照です。現在、非本籍の届出書の提出時には、添付書類として戸籍証明書等の提出が必要となることがあります。今後、新たな制度に基づく情報連携により、非本籍地の副本記録情報を参照することができるため、届出書提出時における添付書類の提出が不要となります。この副本記録情報の参照において、戸籍情報連携システムと戸籍情報システムとの連携を行うため、戸籍情報システムの改修が必要となります。

3つ目は、届出書等の情報の作成及び保存です。現在、届出書を受理した市区町村は、戸籍情報システムへ入力後、本籍地の市区町村へ届出書等を紙で送付しておりまして、本籍地の市区町村は、その送付を受けた届出書を基に戸籍情報システムへ入力しています。今後、新たな制度に基づく情報連携により、受理地の市区町村は、届出書等の情報を作成し、戸籍情報連携システムへ送信することができ、本籍等の市区町村は移動処理状況等を参照することができるようになります。この届出書等の情報の作成及び保存において、戸籍情報連携システムと戸籍情報システムの連携を行うため、戸籍情報システムの改修が必要となります。

目的としましては、第1に、国民の利便性の向上を図ることであり、具体的には、婚姻の届出などの際に戸籍証明書等の添付が不要になること、それと本籍地以外の市区町村で戸籍証明書等の交付が可能になることです。第2に、戸籍事務処理の効率化を図ることであり、具体的には、届出書が提出された際に、情報をスキャナーで読み込むことにより、届出書の紙による送付が不要になることです。こちらにつきましては、令和6年4月からの運用に向けての改修となっております。

もう一つ、戸籍システム改修委託料がございます。戸籍における氏名の読み仮名の法制化に向けた作業を進め、令和6年度をめどに実現を図るとされたデジタル社会の実現に向けた重点計画が、令和3年12月24日に閣議決定されました。こうした状況を踏まえ、法務省法制審議会戸籍法部会でも個人の氏名を平仮名または片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とする戸籍法の見直しについて検討され、戸籍法等の改正に関する中間試案が取りまとめられ、公表されました。本町におきましても、今後の氏名の読み仮名に係る戸籍法の改正に対応できるよう、令和5年度において戸籍情報システム及び附票システムの改修が必要となります。

続きまして、その下の丸、住民基本台帳事務ですが、こちらは住基システムのランニングコストとなっております。ほぼ昨年同様となっております。戸籍年金係の予算説明は以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

○**亀井伝吉委員長** 寺崎環境下水道係長。

○**寺崎弘光環境下水道係長** 住民環境課環境下水道係の寺崎です。よろしくお願いたします。

まず、一般会計の歳入歳出予算について、続きまして下水道事業の特別会計歳入歳出予算について説明をさせていただきます。いずれも主立った事業を中心にご説明していきます。

まず、一般会計の歳入の説明です。予算書28、29ページを御覧ください。15款国庫支出金でございます。

29ページ中ほどになります。浄化槽設置整備事業費交付金になります。339万円となりまして、前年度と同額となっております。

次に、32、33ページ御覧ください。16款県支出金でございます。33ページ一番下の浄化槽設置整備事業費補助金になります。366万4,000円となりまして、こちらも前年度と同額となっております。

次に、44、45ページを御覧ください。21款諸収入でございます。45ページ中ほどになります。資源ごみ売上げ代257万円となりまして、前年度と比べ71万5,000円の増額となっております。増額の理由としますと、資源ごみの買取りの価格が上がったということによるものでございます。

以上、歳入合計1,061万6,000円となり、前年度と比べまして68万2,000円の増額となっております。

続きまして、歳出の説明になります。78ページ、79ページを御覧ください。2款1項2目の環境保全費になります。79ページ、上から3つ目の丸印、河川湖沼水質検査事業になります。124万3,000円となり、こちらは前年度と比べまして31万円の減額となっております。

1枚めぐりまして、80、81ページ、同じく環境保全費でございます。81ページ一番上の丸印、外来生物対策事業になります。597万1,000円となり、前年度と比べまして46万4,000円の減額となっております。減額の理由としましては、薬剤購入数が少なくなったことによるものでございます。

次に、少し飛びまして、134、135ページをお開きください。4款1項3目環境衛生費でございます。135ページ、一番下の丸印、狂犬病予防及び動物愛護事業になります。91万9,000円となり、前年度と比べまして30万4,000円の増額となっております。増額の主な理由としましては、野良猫による避妊、または断種手術費の補助金の交付事業というものを新たに新設、創設させていただいたものによるものでございます。

次に、138、139ページをお開きください。4款2項2目の塵芥処理費でございます。139ページ、一番下の丸印、ごみ処理委託事業になります。2,062万4,000円となり、前年度と比べまして176万7,000円の減額となっております。減額の主な理由としましては、PCBの処分に係る費用がなくなったということによるものでございます。

次に、1枚めぐりまして140、141ページをお開きください。4款2項3目のし尿処理費でございます。141ページ、一番下の丸印、し尿及び浄化槽汚泥広域処理事業になります。3,955万4,000円となり、前年度と比べ2,266万5,000円の減額となっております。こちらは、衛生施設組合の負担金でございますが、し尿処理施設の基幹改良工事、こちらが令和4年度をもちまして終了したことによって、一般財源として充てておりました構成市町の負担金がなくなったということによるものでございます。

以上、歳出合計4億5,872万5,000円となり、前年度と比べまして2,645万8,000円の減額となっております。

以上が一般会計の歳入歳出予算となります。

続きまして、板倉町下水道事業特別会計の予算につきまして、ご説明をしたいと思っております。予算書の緑色の表紙、一番最後の部分になります。8ページ、9ページをお開きください。歳入の内訳になります。一番上になります。1款1項1目の下水道使用料でございます。5,400万円となり、前年度と比べ同額となっております。

次に、12、13ページをお開きください。7款1項1目の町債になりますが、こちらは下水道事業債、公営企業会計適用債となっております。960万円でございます。前年度と比べまして560万円の増額となっております。

こちらにつきましては、公営企業会計移行に伴う委託料となっておりますが、移行に係る事務手続に加えまして、令和5年度よりシステムに係る委託が加わったことで、こちらが増額になってございます。

以上、歳入合計2億1,546万5,000円となり、前年度と比べまして340万1,000円の増額となっております。

次に、歳出に移ります。14、15ページを御覧ください。1款1項1目下水道総務費でございます。人件費等総務課所管の部分を除きまして、15ページ上から3つ目の丸印、公営企業会計適用事業になります。1,018万4,000円となり、前年度と比べまして391万4,000円の増額となっております。先ほど町債の説明と同様、公営企業会計移行に係る委託料に加えましてシステム委託が変わったことで、増額となっております。

以上、歳出総額2億1,546万5,000円となり、前年度と比べて451万2,000円の増額となっております。

雑駁な説明ですが、以上一般会計、下水道事業特別会計の説明を終わりにします。よろしく申し上げます。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お疲れさまです。針ヶ谷です。よろしくお願ひいたします。下水道特別会計についてなのですが、歳入の部で9ページ、下水道使用料ということで、これ契約者から徴収する使用料ということだと思ふのですけれども、大小あるのだらうと思ふのですが、件数的には今何件ぐらいあつて、ここ数年で増減、工業団地がある程度埋まってきたこともありまして、その辺で、中には自社処理して一般排水しているところもあるようなお話も伺うのですが、その辺の契約内容、ここ5年ぐらい分かります。3年ぐらい分かります。変動があればお知らせいただければと思ひます。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 3年ぐらいの実績ということなのですが、今ちょっと手元にその辺の数字がございませんが、一応今回下水道使用料、アパートという部分につきましては、件数なのですが、298件、一般住宅、こちらにつきましては897件、教育商業施設、こちらが10契約ということで、大体一般住宅とか、企業の部分につきましては、さほど変動がないというような状況でございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。アパートと一般住居、商工業施設ということの説明だったのですが、アパートがあるということは、東洋大学が来年度末で一応生徒の往来がなくなるということは、アパートの住居が見込めない状況になるかと思ふのですけれども、その辺の見込みというのは、今どのようになっていますか。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 その辺も見込みをしております。少々お待ちください。すみません。そうですね。アパートにつきましては、大学生ももちろんいるのですけれども、大学がなくなるということで、大体2割ぐらいは減少されるのではないかということで見込んでおります。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 2割で済みますか。その辺の見込みはちょっと難しいかなと思ふのですけれども、下水道施設は、今後拡張するという方向にはないのですよね、今の部分で使用できる範囲内で契約を結んでいくというのが町の今の方針かなと思ひますけれども、契約者数がやはり減ってくるとなると、持ち出し部

分が多くなるということになるのかなと思うのですが、そういう考え方で間違いないでしょうか。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 おっしゃるとおりでございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 若年層の移住定住で、新居を構えるまで至らない人たちをアパートを利用してというような策もあるのでありますが、なかなか単身者用のアパートが多いらしくて、なかなかそこうまくいかなのかなという心配もしているのですが、よく状況を把握しまして、できるだけ負担が少なくなるような調査の方法をよろしく願いできればと思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 分かりました。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

青木委員。

○青木秀夫委員 下水道使用料のことなのですが、今はやはり使用料のナンバーワンは東洋大学、どのぐらい東洋大学って使用しているのか。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 令和3年度で見ますと、一番大口で使用していただいているのはパルシステムになります。大学につきましては、2番目になります。

〔「どのぐらい使っているの」と言う人あり〕

○寺崎弘光環境下水道係長 年間で2万1,000立米なので……

〔「金額」と言う人あり〕

○寺崎弘光環境下水道係長 金額は545万8,425円、年間約550万円ぐらい、3年度がそのぐらいになっております。ちなみに、4年度……

〔「いい、いい」と言う人あり〕

○寺崎弘光環境下水道係長 いいですか。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 何、パルシステムは下水使ってくれているのだ。それが一番、今のところ。東洋大が500万円ぐらいで、2番手だった、それでさっき言ったように抜けてしまうし、またあそこのアパートに入っている人の使用料って知れているだろうけれども、それでもあそこに何百室かあるから、それは使わなくてもそれなりの基本料金というのがかかるわけか。今後、私がもう一つ聞きたいのは、あそこに進出している企業があるでしょう。あそこで使っている下水というのは、ほとんど少ないのか、そのパルシステムのように使っていないくて、飲み水だけを使っている会社、工業水と、あそこに洗濯会社なんてあるでしょう。ああいうところはイトアンドとか、あれをみんな自分で処理して流しているわけね。だから、町の下水は使っていないのだ。そういう会社って今のところは、あそこは何か倉庫とか、そんなような会社が多げなので、ほとんど水使わないから、下水の使用料というのはあれか、飲み水とトイレの水ぐらいで、ほとんど使っていないから、そんなに使用料というのは上がっていないわけね。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 そうですね。倉庫系につきまして、オールユニールとか運送業者とかございませぬが、やはりおっしゃるとおりに、飲み水とかトイレだけなので、令和3年度について金額的には、大体20万円弱ぐらい……

〔「年間で」と言う人あり〕

○寺崎弘光環境下水道係長 年間です。ぐらいなので。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 今のところは、水を使っている会社というのはあまりないから、下水道の使用料としては、今後見込めそうもないのね、あれ、そうしますと。すると、あとは期待できるのは、あそこへ住宅ができることを待っているしかないよね。住宅といたって1件で使う使用料というのはどうだろう、平均してどのぐらい見ている、個人の住宅、年間5万円ぐらい、1件当たり四、五万円か。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 1戸、年間ですか。

〔「うん。5万もいかないか」と言う人あり〕

○寺崎弘光環境下水道係長 3万6,000円ぐらいですか。

〔「そんなもんか、4万円ぐらいね」と言う人あり〕

○寺崎弘光環境下水道係長 3万円から4万円ぐらいです。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、一番これから期待できるのは、あそこに家が建てば、1年に3万円か4万円、使用料が増えるから、100戸できても300万円か400万円で、あそこに残っている土地500件ぐらい家が建てば、何千万か増えるから、幾らかこの使用料が増えることだから、やはりあれだ、あそこに家が建つことを期待するしかないよね。そのほかでは今度、使用料が見込めるということは、今のところはちょっと見通しは立っていないのですか。

あとは、アパートだけれども、ワンルームのアパートだから、学生が来年からいなくなるから、後の利用だけれども、何かそういうのを心配していない、何かあそこ空いてしまったらどうなるのだろうとかと、こんなことになるのかなとか、そういうのを下水道課でそんなことは考えない。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 すみません、そこまでは頭にちょっとなかったのですがけれども、実際大学が撤退すると、やはりそれに伴って学生もいなくなりますから、アパートのほうの契約率も減っていくというのは事実でして、一般の住民というのですかね、そういう方がそのアパートを使ってくれるというのが一番いいのですがけれども、それにはやはり企業との連携だとかという部分も必要になってくるのかなとも思いますし、ちょっと難しく思っています。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 もう一回、では最後に1つ、今あそこのアパートはぼつぼつ空いていると思うのですがけれども、どこかの派遣会社などと契約している部屋が幾つかあるか。その派遣会社と契約して、契約者は派遣会社だけれども、その住人というか、部屋に入った人は、外国の人というか、外国の人の労働者が入ると、

そういう人も結構いるようなことを聞いているのだけれども、まだそんなには具体的に聞いていないか。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 派遣会社の部分については、そのニュータウンの区域内のアパートに住んでいるというのは、担当するとほとんど聞いていないです。板倉の大林のところとかが一番多いです。あとは、一軒家を借りてやるとか、ニュータウンのほうのアパートを派遣会社が借りて、外国人を住まわすというのは……

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 だから、契約者が外国人とは契約しないと思うから、契約者は派遣会社、そこに入室する人は、外国の人というのが、何かあそこに結構いるらしいよ、今、もう既に。町としては分からないと思う、契約者は派遣会社だから、派遣会社が自分のところの従業員というのか、をそこに入っているというので、何か結構いるようなこと聞いている。あのイトアンドなんかは、あそこから働きに行っている人がいるって聞いているのですけれども、まだそういうのはつかんでいないか。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 そこまでちょっとつかんでいないです。

○青木秀夫委員 ああ、そう。あれが空くと、だからおそらく派遣会社が契約して、外国の人が住むようになるのではないかと予想しているのだけれども、町としてどうにもそれはならないけれども、使用料というのは減らないような気がするのだけれども、その辺が派遣会社と契約というのをつかんでいない、あまり。

○寺崎弘光環境下水道係長 契約する、情報というのは分かるのですけれども、そこが派遣会社なのかどうなのかということまでは、ちょっとつかんでいないのです。

○青木秀夫委員 学生ではない人と契約している人、結構増えていないか。それはわからないか、学生かどうか。

○寺崎弘光環境下水道係長 そこまでちょっと把握していません。

○青木秀夫委員 ああ、そう。では、いいです。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

市川委員。

○市川初江委員 よろしくお願いたします。予算書の69ページ、狂犬病及び動物愛護事業ということでございますけれども、今回は、この前からか、避妊手術または断種手術ということで補助金を交付するというところでございますけれども、あと犬と猫ではやはり手術するお値段も違うのかなと思うのです。犬1匹幾らぐらいの補助金が出るのか、猫1匹幾らぐらいの補助金が出るのか、ちょっと教えていただきたいと思いません。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 こちらの新設しました補助金につきましては、犬は行っておりません。猫でも特に野良猫に対しての補助金ということになっています。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 野良猫ですと飼い主がないわけですから、全額ですね。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 はい、そうです。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 何か犬の場合、補助金が出ていたような気がするのですけれども、町で。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 もう随分、20年か前には犬は出ていました。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 では、今はやめてしまったのですか。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 犬はもうやめております。犬というのは愛玩動物と申しますか、ペットというようなところもありますので、あとは当然飼い主の責任というところを捉えて、ご自分でペット、愛玩動物を飼うのであれば、責任で避妊手術をしてもらおうのほうがいいだろうというようなところで、犬についてはもうやめて、今はありません。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 いろいろ考え方があるのだと思うのですけれども、結構避妊手術って高いのです。ですから、私はやはり補助金は出してあげたほうが、責任というのもありますけれども、いいのかなと私は考えているのですけれども、そこら辺はこれから検討の余地はあるのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。趣旨を説明してやってください。そうすれば理解できると思います。

○寺崎弘光環境下水道係長 分かりました。犬については特に考えておりません。

20年以上、犬の補助金が出ていたときというのは、野良犬、野犬が結構町の中にいたものですから、その野犬で狂犬病を防ぐためにも、なくすために、補助金を出してというようなところだったのですけれども、今は犬を外で放し飼いしている方というのもなかなか少なくなっているような時代でもありますので、犬については今後も補助金というのは検討していく必要もあるとは思いますが、今のところはちょっと考えておりません。

○市川初江委員 あれですね。結果的には、飼い主のいない猫、犬の対応ということですね。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 野良猫の繁殖抑制というものを進めていく、地域の生活環境保全とかという部分を目的としまして、野良猫に対する不妊、断種手術を行う方の手術を補填するというようなところですので、そのように理解いただければと思います。

○亀井伝吉委員長 市川委員、よろしいですか。

延山委員。

○延山宗一委員 よろしく申し上げます。予算書81ページになります。外来生物の対策なのですけれども、これについてはクビアカということで、毎年予算をつけているということです。この予算書は、毎年毎年増額をして対処しているということ、それぞれの自治体で対応しているわけ、ここに書かれている対策協議会ということも立ち上げて対応していると、それは非常に理解もできるということなのですけれども、こうなってくると、今年度が600万円近くあります。そうすると年々年々上げてくるということ、対策を取ってい

でも金額的に予算を取っていかなくてはならない。当初予算も大変取るということは、負担も大きくなってくるのかなと思うのです。ですから、協議会で対策を練っているというそのものがあまり結果が現れていないというふうに感じるのですけれども、どんなふうな対策を取る、協議会の話合いがされているのか。周りを見ても、公園でもそうなのですから、個人の家でもそうなのです。非常に増えてるということなのです。どういふ話合いをされて、外来生物についての対応を考えているのか。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 令和5年度の外来生物に対する予算につきましては、令和4年度に比べて約50万円近くは減額になっているのですが、一応対策協議会とすると、基本的には伐採していくための協議会ということで立ち上げがしておりますので、メインは伐採をしていく。あと、大泉高校とか館林高校、県内の高校と連携をして外来生物の駆除につなげていく、そういうような内容の事業を行っているというだけの協議会になっています。

ただ、町のほうですと、対策の計画というのを今後きちんと立てて、駆除とか防除していけるように考えております。

また、かかる経費については、ほとんど防除する薬剤費になるものですから、桜の木に注入しても、老木、結構年がいつている桜の木にはなかなか効果が浸透、行き渡りがしにくいというような成果も出ているというところがございますので、令和5年度につきましては、今これから桜が咲き始めますので、その前に1度、実際現地調査をしまして、芽吹いていない、桜がもう実際枯れてしまっているという木には、もう薬剤を打つ必要はございませんので、そういった木はもう伐採をしていくというような考えで、計画のほうをきちんと立てて対応していきたいというふうに思っております。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 説明聞くと、まずは手ぬるいなというのを感じました。この伐採のための予算ということだとすると、当然、公園とか公共施設とかそういう周りに植わっているそのものの被害樹木を倒すということだよ。そうすると、それぞれの個々に植わっているわけ、そういうものにも被害が及んでいるということは、当然、だんだん、だんだん拡大をしていくのはこれは当たり前の話だと思うのです。だから、協議会で話合いをどうしているのだから分からないのですけれども、ただ伐採だけの協議会の話合いの場ということは、あまりにも情けないなって気がするのです、ですからこの発生についてはもう少し根本的なものを対応していけないと意味がない、だんだん、だんだんこの予算を取り続けていってしまうということになってくる。被害がだんだん増えていくということイコールなってくるのだけれども、そうすると、桜とか梅とかということ、特に被害が多いということになってくると、どうすれば、ただその被害に遭ったら注入するとか、薬剤散布をする。それではまず目に見えたということは、中へ侵食というか、侵入してしまうというか、そうなるからだと、中で巣籠もりをしているということは、先へ進んでいかないかと思うのです。だから、まず入る前の、例えば予防剤みたいなのを塗布するとか、こういうものを散布するとかっていったって、まず木を守っていくというような方法も考えていかなないと、被害を受けたからただ伐採すればいいというだけのものではないのかなと思うのですけれども、それについてどう考えていますか。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 もう全て伐採どんどんしていくというような意味合いではなくて、基本的には

防いでいく、防ぐためには効果があるのは薬剤の樹幹注入が一番効果があるというような、論文とか見聞でもございますので、そういった形で基本的には進めていきたいというふうに考えています。先ほど言いましたように老木、あるいはもう枯れている木に対しては、倒れるような危険性もありますので、そういった木については伐採をしていくというような考えであります。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 今言うように、伐採というふうな最終的なもの、切り倒せばいいというのでは、これは終わってしまうのだけれども、そうしないためにも、この近隣、またこれは日本全土がみんなやられていってしまうということも言える。すると、なくなってしまう。それに被害に遭わないように対応するということですが、せっかくの組織ができているのだから、そういう中で話し合っていくことが必要なのかなと。

これは、果たして効果があるかないか分からないのだけれども、やはりそういうもの、入る前に塗布してとか、例えば非常に濃い濃度のものを塗ったりかけたりすることによって、侵入も防げるのかな、分からないですよ、そういうものもあるのだし、被害が起きてから駄目だ駄目だということでない方法も、ちょっと協議会みたいので、そうすればどういう薬が合うのかなということも話し合いの場に乗つけられるのかなと思うのです。これもどんどん、どんどん増え続けていくということは、これはもう必然的なので、それにならないような対策を取っていくということを望んでいるのですけれども、よろしく願いをいたします。何かありますか。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 ご指摘あったように、その委員会がございまして、そちらの委員会のほうにも、群馬県も組織、一員として入っているというところもありますので、今後その全体としてどういうふうにしていくかというのを、そこで協議をしていけるような考えを持っていきたいというふうに考えております。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 先ほどの市川委員の質問と重なるのですけれども、猫の関係ですけれども、これは先ほどの説明でいくと野良猫に特定しています。例えば家猫だったら、例えば飼い主がいるわけで、飼い主が例えば病院に連れいって、そういった手術なりやって、そこで証明もらって申請します。だけれども、野良猫の場合は飼い主いないわけだから、具体的にどういう、例えば私が野良猫捕まえて病院に連れていって、そういう形になるのですが、ほかの市町はどうやっているのですか。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 おっしゃるとおりで、飼い猫と野良猫の区別というのがまずつかないというところもございまして。先ほど荒井委員さんが言ったように、野良猫を1名のある方が保護して、これを野良猫だから補助金くれということで申請はされると思うのですけれども、その場合は一応対象ということで出すように考えしています。近隣の自治体も野良猫に対しても、やはり飼い猫と野良猫の区別ができないというところもあるから、もうこれ野良猫だよ、例えばですよ、飼い猫の自分の猫を野良猫なのですよということ言われれば、もうはいということにしかならないというところもあるのですけれども、ほかの自治体もそのようにやはりやられているというところもございまして。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 分かりました。要するに、家猫と野良猫の区別って難しいから、では例えば自分で猫を保護して、病院に連れてって、そこでちゃんとやって、証明書をもって申請すれば可能ということですね。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 はい、そうです。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

小野田委員。

○小野田富康委員 お願いします。79ページの空間放射線量測定事業なのですが、放射線測定機器の調整手数料ってあるのですけれども、この測定器というのは町で所有しているものなのか、レンタルで借りているものなのかとか、あるとすれば幾つ持っているのかという部分と、現在の町が測定している板倉町の放射線の測定量というのはどれくらいあるのかちょっと教えてください。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 まず、放射線の測定器は、これ町で実際持っています。合計で6台一応所有をしております。こちらの放射線の測定器なのですが、検定が必要になってくるので、これを1年おきに半分で行っているというような状況です。また、空間放射線の測定の値なのですが、測定箇所は板倉町内4か所、元小学校もありますけれども、小学校の4か所ということになります。数字のほうが基準値、平成3年度になりますが、東小学校のところだと平均で0.053マイクロシーベルト……

〔「令和」と言う人あり〕

○寺崎弘光環境下水道係長 ごめんなさい、令和3年度でございますと、東小で0.053マイクロシーベルト、南小学校ですと0.056マイクロシーベルト、北小学校で0.058マイクロシーベルト、西小学校で0.059マイクロシーベルトということで、基準は0.23マイクロシーベルトというふうになってございますので、かなり基準値以内で収まっているというような状況でございます。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 全く問題ないレベルかなとは思っているのですが、もうすぐ、あしたか3.11、その後に原発の事故が起きたわけなのですが、そのときというか、測定器を入れたときというのはどれくらいの値があって、今のこの0.05何がしになるまでにどれくらいの期間があったとかというそういったデータというのはわかりますか。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 今ちょっと手元にありませんけれども、そのデータはございます。後で報告させてもらうということでお願いします。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

今村委員。

○今村好市委員 町民の窓口の行政サービスについて伺いたいと思います。これ住民環境課が担当しているのか役場全体で違うところで担当しているか分からないのですが、新庁舎ができて町民が役場に来て、よく窓口が分からないということで、ずっと継続的に、私の見ている限りでは、課長、係長、いわゆる管理職が案内をしているということがずっと続いて、現在もやっているのだと思うのですが、これについ

では、今の体制ですとしばらくまだ続ける予定なのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 なかなかこれ好評でして、しばらく続けていきたいなというふうに思っています。それと、案内をしているのは、管理職だけではなくて、一応全職員を対象で1人2時間、1回2時間程度の時間割で割り振りをして、担当時間に案内をするというそういう割り振りをしています。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 全職員なのだ。私は、内容がよく分かるから管理職が最初はやっているのかなというふうに思ったのですけれども、そういうことではないということなのですね。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 やはり管理職であれば、役場の各部署の業務内容、そこそこには分かっているとは思いますが、若い職員にもそういった面では自分の担当職務以外の職務についても、いわゆるアウトライン程度は承知をしておくべきだということもありまして、ある意味指導をしながら案内をやってもらっていると、そういうことで、どこの課のどの係がどんな仕事をしているかというのは、だんだん知識としては身につけてきているというふうに見ています。

以上です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 ぼちぼち私は見直してもいいのかなと、昨日も人事の関係でなかなか重点的に忙しくなる場所、政策的にやらなくてはならない仕事をやる場所には、重点的に人事配置をするということもあって、これは当然のことだというふうに思うのですけれども、もう管理職については、本来の業務を重点でやっていただいて、管理職以外の人、場合によっては会計任用職員等においても、職員研修の一環としてでももう切り替えて、そういう研修の一環として、場合によっては接遇も含めて、できるだけ新規採用、会計任用職員等にその部分については任せてもいいのかなという気がしているのです。もう何年かたっているから。これは、住民も役場に行って戸惑わなくてもすぐ案内してくれるというのは、非常にサービスとしてはいいことだと思うので、続けることはいいのだけれども、やはり時期的に、もう管理職は管理職の仕事に専念をすると、窓口で、あそこにいるのは、管理職は違う仕事を任されてるわけですから、その辺の切替えは今後必要かなと、サービスの質を落とさない形で、職員の研修の一環としてでもやれる部分がありますので、先ほど新しい職員もそれをやることによって、各課の業務内容を把握しているということがあるのですから、そういう方向に少し切り替えたらどうなのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 その辺について、また内部でよく検討してみたいと思います。確かにもう開庁以来ずっとやっていますので、その辺そろそろ見直してもいいかなということで考えたこともあったのですけれども、なかなか案内が好評だということで内部でも意見もあったものですから、今日まで続けてきたという状況でありますので、ご指摘のとおり、管理職員を今後を除いていくとか、そういった面での見直しも含めて内部でよく検討してみたいと思います。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

黒野委員。

○黒野一郎委員 では、下水道の関係なのですけれども、この水質浄化センター、委託をして管理してもらっているのでしょうか、まずは何人かかっているのですか。町の職員ではなくて、委託しているわけでしょうか。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 常時いる職員は4人います。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 それは、以前と同じなのですか。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 同じと認識しています。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 認識というのはどんなふうか。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 私がこの下水担当になったときはもう4人でしたので、その前は何人いたのかというのは、私だとお答えできない部分がございます。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 それで、こう見ますと、人件費も4人ですから、これは以前はニュータウンに住んでいるというのか、借りて生活というのか、仕事している人と、町外、東京方面からとありましたけれども、今そういう状況はどんなふうになったのですか、分かる範囲で。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 所長が板倉町内のアパートに、ニュータウンのところに住んでいます。そのほかは通勤しているというような状況です。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 ありがとうございます。

それで、2つ、3つ下行くと、これからも電気料とかいろいろ上がってくるという状況ですけれども、光熱費を見ますと、1,700何がしかかっているわけです。今後、これを継続してこのような状況に走るのか、頭の中、予定で、いやもっとこれかかるかなという、これは来年度の予算ですけれども、今後継続していくと、2割でも3割でも上がっている可能性はあるという予測はどうですか。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 そういう予測はしております。当然、どんな状況になるのかというところが先がちょっと見えない部分ありますが、実際ですと、やはり前年度に比べて倍まではいきませんが、倍近く上がっているとようなところもございますので、この先そういう高騰は続くのではないかなというふうにならざるを得ないというふうに予想しております。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 倍かかると大変だね。使わなくてはならないという、仕事の関係であるわけでしょうけれども、できればけれども、倍にはならなくても、何とか節約できるというのか、その辺のところもあるので、その辺をひとつを改めてお考えは何か。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 常時システムを動かさないと処理ができないものですから、その辺は必要最低限は電気は使わせていただいて、あとは節電というところも徹底して行うような形で、一応指示のほうはしているような状況ですので、よろしくをお願いします。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 最後に、何年か前に雷が落ちて、設備が使用できなくなってしまったというのがあったと思うのですが、その中で保険料、保険料が満額下りなかったというのか、そのあれによっていろいろあったわけですが、こう見ますと、建物だけで金額は60万円ぐらい。これは、安い保険なのか高い保険なのか、それから今後についても業者との契約で見直しをしながらやったと思うのですが、その見直した後、今後こういう事故、もし事故が起きた場合については、使用できなくなった場合についてのパーセント、保険が下りるパーセントとか、その辺は今後大丈夫でしょうか。

○亀井伝吉委員長 寺崎環境下水道係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 以前、黒野委員からもご指摘がありまして、その後、見直しをさせていただきまして、100%下りるように今はさせてもらっている状況です。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 最後に、ぜひそういうことで、万が一ということがあり得ますので、見直しながら100%下りる方向になっているということなので、今後とも継続しながらお願いしたいと思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 2巡目よろしいですか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 時間が迫っているのですが、個人番号カードの発行事務についてですが、加えて人件費がかかっていますので、これ55万円では済まなくて、それ以上のお金が動いているのだらうと思うのですが、ある程度、5割は超えたのだと思って、個人番号カードも保険証扱い、紙を廃止して個人番号カードに統一する旨がこの間新聞に発表になったかなと思います。まだ登録していない方がいるのであれば、その辺の働き方をどのように、これは担当は戸籍年金係か、戸籍のほうで、住民課のほうで大丈夫なのですよ。保険証だからというので福祉とか健康介護には行かないですよ、個人番号。その辺の話はどうなっているのかという部分と、あと派遣社員というのですか、会計年度扱いしているのか、派遣社員を使っているのか分からないのですが、ポイント加算の手続、玄関先でやっていたと思うのですが、あれはいつぐらいまで続けるつもりなのかという部分、2月いっぱいの部分で一応手続が終了、県のほうは、加えて新たに申請した方には1万円相当を抽せんでみたいなことをこの間新聞にも載っていたのですが、その辺の手続はどのようになるのかという部分で、ちょっと5分ぐらいしかないのですが、大筋、今後のマイナンバーカード、個人番号カードについて情報があればお知らせいただければと思うのですが。

○亀井伝吉委員長 齊藤戸籍年金係長。

○齊藤康裕戸籍年金係長 今の質問の回答なのですが、今2月末現在、板倉町において交付率は55.8%となっております。2月末までにマイナポイントをいただくためのマイナンバーカードの申請ということで、本当に駆け込みのお客様が殺到いたしまして、窓口のほうもすごい状況でした。ちなみに2月は、申請件数

だけで1,309件という、今までになく、通常の倍以上の申請者の数がありました。それに伴いまして、マイナンバーカードを受け取った方について、その後のひもづけ作業ということで、このマイナポイントをいただく手続があるのですけれども、それにつきましては1月の下旬から2月中旬にかけて、県の委託業者のほうに来まして、そういった方をお願いしまして、交付、設定の事務のほうを行っていただきました。

その後なのですけれども、また来年度4月もそういったことをやるという計画が県のほうにあって、今当局におきましてそれに申出をさせていただいたところなのですが、そちらの希望に沿えないということで、4月以降、そういった県からの委託ということのお手伝いは見込めないという状況です。

マイナポイントについても、一応今のところ国の期限といたしましては5月末までにマイナポイントをいただくための手続を行うというのが今のところ定められております。物理的に考えても、今、この3月の中旬の時点で、まだ未交付のカードのほうは1,000枚から1,500枚ぐらいございまして、2月末からそのぐらいにかけて申請されたカードを国のほうで作りまして、毎日送られてきて、カードのほうが増えております。そういった対応を取っていくということを速急に考えていかななくてはならないというふうには思っておるのですが、何せ予算とかも、令和5年度の当初予算は人件費ということだけしかちょっと見込んでおりませんでしたので、窓口業務逼迫して、そういった委託業者のほうにも依頼をせざるを得ない場合は、補正とかで対応できればというふう考えております。

それとあと、マイナンバーカードと保険証のひもづけの関係なのですけれども、そのひもづけに関しましては、うちのほうの窓口で公金受け取り口座、そちらの届けと一体と、あとマイナポイント、どちらの決済会社に登録するかという、そちら一連のそういった登録の手続のほうはやらせていただいております。ただ、そういった保険証を推奨するという方向のそういったことになると、保険医療のほうの係で、その辺はPRを行っていて、以前、当初なのですけれども、保険証とひもづけをした方に対して、ボックスティッシュをお配りさせていただいたという、そういった事例もございます。

以上でございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。申請者が受け取ってからのひもづけになるので、もうしばらく忙しいかなと思いますので、よろしく願いをします。

あと、国のほうもはっきりしない部分があるのですけれども、保険証となれば、皆さんが今度申請しないと、保険証として扱えなくなるとなれば、またその部分の窓口業務というのが負担になってくるかなと思いますので、事前に情報を取りながら準備していただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。ありがとうございました。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございました。

回答があるのですか。後でも大丈夫ですか。よろしいですか。

では、以上で住民環境課の予算審査を終了いたします。住民環境課の皆様大変ありがとうございました。

この後、昼食休憩を挟んで産業振興課の審査を行います。再開は1時からといたします。大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

休 憩 (午後 0時00分)

再開 (午後 1時00分)

○亀井伝吉委員長 再開いたします。

ただいまから産業振興課の予算審査を行います。

説明については、概要説明により簡潔にお願いいたします。それでは、説明をお願いいたします。

橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 お世話になります。それでは、産業振興課の予算のほうの説明をさせていただきたいと思います。

産業振興課につきましては、4つの係がございますが、農業振興係、農村整備係、誘致推進係、商工観光係の順で各担当係長のほうから、内容について説明させていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○亀井伝吉委員長 佐山農業振興係長。

○佐山秀喜農業振興係長 お世話になります。農業振興係の佐山でございます。よろしくお願ひいたします。

私からは、令和5年度当初予算に計上いたしました農業振興係の代表的な予算、それと事務事業の細部につきまして、予算書で説明をさせていただきます。お手持ちの資料、予算書の144、145ページをお開きください。それでは、145ページの説明欄の上から3つ目の丸になります。農業委員会運営事業ということで、1,236万3,000円の計上でございます。こちらにつきましては、農業委員10名の委員報酬として485万7,000円、それと農地利用最適化推進委員12名の委員報酬562万7,000円が主な内容となっております。

次に、予算書の148、149ページをお開きください。149ページの説明欄の一番上の丸の担い手育成就農支援事業ということで、1,712万6,000円の計上でございます。事業内容でございますが、主なものといたしまして、事業名から5行下の行にございますはばたけ「ぐんまの担い手」支援事業補助金が200万円で、こちらは認定農業者等の経営向上に必要な機械、施設の導入を支援するため、県が事業費の30%以内を補助することになっておりまして、1件当たりの上限額200万円での予算計上でございます。こちらは、全額県から補助金が入ってまいりますので、歳入にも同額を予算計上してございます。

次に、すぐ下の行にございます「野菜王国・ぐんま」総合対策事業補助金の500万円でございますが、生産性の向上につながる先端技術機器、例えば環境制御装置などの導入支援を見込みまして、県の補助率が30%以内、1件当たりの上限額500万円を予算計上してございます。こちら全額県から補助金が入ってまいりますので、歳入にも同額を予算計上してございます。

次でございますが、「野菜王国・ぐんま」から3行下にございます農地利用効率化等支援交付金300万円でございますが、こちらは従来の強い農業・担い手づくり総合支援交付金の名称が変更となったもので、国庫事業でございます。国の補助率が30%以内、1件当たりの上限額300万円での予算計上でございます。こちら全額県を經由いたしまして補助金が入ってまいりますので、歳入にも同額を予算計上してございます。

次に、さらにすぐ下の行にございます農業経営開始資金、こちらが675万円でございますが、こちらは従来の農業次世代人材投資資金の名称が変更となったもので、国庫事業でございます。新規就農者4人分の予算計上ということになっておりまして、通常でいきますと、月額で12万5,000円、年額にいたしますと150万円の交付になりますが、そちらを3人分、それ以外に夫婦で農業経営を開始し、家族経営協定により夫婦が共同経営者として規定をされてる方につきましては、月額が18万7,500円、こちらを年額にいたしますと225万

円の交付になりまして、そちらを1人分計上してございます。合わせまして4人分ということでございます。こちらも全額県のほうを經由いたしまして補助金が入ってまいりますので、歳入にも同額を予算計上しております。

続きまして、同じく149ページの説明欄の上から4つ目の丸になりますけれども、加工米対策事業ということで1,500万円の計上でございます。全額加工米助成金ということで、当該制度につきましては、JA邑楽館林管内の1市5町で協調して取り組んでおりまして、非主食用米への転換促進による米の価格安定及び水田の有効利用を図るため、水田において加工米を生産をし、出荷した農業者に対しまして、予算の範囲内において出荷数量に応じた助成措置を講じ、農業者の経営を支援をしていくというようなものでございます。

続きまして、同じく149ページの説明欄の下から2つ目の丸になりますけれども、農産物直売所管理運営事業ということで457万7,000円の計上でございます。主なものといたしまして、需用費のうち光熱水費、いわゆる電気料、水道料でございますけれども、こちらが379万2,000円でございます。季楽里の電気、水道の関係につきましては、もともと施設自体が1つの建物ということでなっております、町がそちらの電気、水道の契約のほうを締結しておりまして、指定管理者でありますフットサルのピコ株式会社、それとこのたび昨年12月に議会さんにもお世話になりまして指定となりましたウム・ヴェルト株式会社には、月々の使用料に応じまして、電気料は毎月、水道料につきましては2か月に1回請求することになっております。

なお、そちらの歳入につきましては、予算書23ページの説明欄の一番下の行に、農産物直売所使用料ということで、276万円ということで予算計上のほうをさせていただいております。

農業振興系の代表的な予算、それと事務事業の説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○亀井伝吉委員長 小谷野農村整備係長。

○小谷野浩一農村整備係長 お世話になります。農村整備係の小谷野です。よろしくお願いたします。

それでは、当係の主な事業の予算説明のほうを申し上げます。予算書の153ページの説明の欄を御覧ください。一番上の大きい丸、小保呂排水機場維持管理事業として6,719万8,000円を計上しております。今年度の予算と比較しまして6,628万円の増額となっております。内訳としまして、排水ポンプ更新設計業務委託料150万円、2つ飛びまして排水ポンプ更新工事費として6,070万円、また今回この排水ポンプの工事負担金として457万9,000円を計上しております。この小保呂排水機場でございますが、板倉沼を工業団地にする際に、工場排水及び小保呂排水路の排水を谷田川に流すため、昭和55年に群馬県企業局が設置し、その後町に譲渡され45年ほど今経過しております。その間、町で保守点検や修理などを毎年行っておりましたが、ポンプ本体の更新などは過去1度も行われていない状況であるため、今回、当該ポンプ本体等をオーバーホールしまして、排水対策を万全とすることを目的に、土地改良施設維持管理適正化事業という補助事業を活用しまして実施したいと考えております。この補助事業の負担割合なのですが、国が50%、県20%、群馬県土地改良団体連合会で30%として、金額としては6,100万円であります。このうち群馬県土地改良団体連合会の負担割合30%、金額にしますと1,830万円なのですが、こちらは群馬県土地改良団体連合会が財政融資資金を活用しまして、国と県との負担金と合わせて町の歳入となります。この財政融資資金の1,830万円は、町が5年をかけて群馬県土地改良団体連合会に償還するという形になります。

次に、中段辺りの多面的機能支払交付金として6,229万5,000円を計上しております。今年度と比較します

と同額となります。内訳としまして需用費として4万円、交付金として6,225万4,000円となります。こちらは、地域資源の適切な保全管理を推進し、地域の共同活動を支援することを目的に、町内の9団体にあるむらづくり協議会への補助金となります。補助割合としては、国が50%、県が25%、町が25%でありますので、国と県合わせて75%分の4,669万円が補助金として町の歳入となります。

続きまして、多面的機能支払交付金事業の2つ下、県営五箇谷地区圃場整備事業としまして、2,033万1,000円を計上しております。今年度と比較しまして2,114万4,000円の減額となります。内訳としまして、県営五箇谷土地改良事業負担金として2,000万円、こちらは今年度と比較して300万円の減額となります。主な要因として、来年度の県営事業費が2億円を予想しており、町の負担は県営事業費の10%であることから、2,000万円を計上しております。事業費減額の主な要因としては、来年度の整備面積が約15ヘクタールの計画であり、今年度の整備面積より約10ヘクタール減少しているためでございます。

また、令和2年度から工事を行ってまいりました、八間樋橋と大箇野幹線遊水池の間にある新しい舗装道路の拡幅工事が今年度で完了しますので、その負担金1,800万円が減額となります。以上のことから、本年度と比較して2,100万円の減額となっております。

続きまして、その下、県営城沼水路地区整備事業として345万8,000円を計上しております。今年度と比較しまして2,247万7,000円の減額となります。来年度の県営事業費が2,000万円を予定しており、本事業の負担割合が国が50%、県が27.5%、地元負担で22.5%であります。さらに、地元22.5%のうち町負担割合は17.5%の負担金として予算計上しております。

最後に、一番下の大きい丸、農地耕作条件改善事業、飯野北部地区として1,163万3,000円を計上しております。今年度と比較しまして52万9,000円の増額となります。内訳としまして、調査設計業務委託料として294万円、雑木伐採処分委託料として22万7,000円、簡易圃場整備工事費として846万6,000円であります。これは、今年度から来年度にかけて実施しております同地区の圃場整備の2年目となります。全体面積約18.3ヘクタールのうち、来年度は蛭田橋の東側から藤の木橋の間の約8.3ヘクタールを整備し、農地集積の促進と遊休農地の解消を図るため、農地耕作条件改善事業という補助事業を活用し実施していきます。負担割合としては、国が50%、県が25%、町が25%でありますので、国と県合わせて75%分の675万円が補助金として町の歳入となります。

小保呂排水機場多面的機能と飯野北部整備関係の農地耕作条件改善事業の3事業は、国や県の補助金などの歳入があります。予算書で申しますと、ページで23ページの中段辺りに記載されている土地改良施設維持管理適正事業小保呂排水機場負担金として6,100万円、残り2事業は、35ページに飛んでいただきまして、またこちらも中段辺りにあります農地耕作条件改善事業補助金飯野北部地区で675万円、1つ飛ばしまして、多面的機能支払交付金事業補助金で4,669万円の歳入がされます。

以上、簡単ですが、当係の説明を終わりにします。

○亀井伝吉委員長 川野辺誘致推進係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 お世話になります。それでは、誘致推進係に係る予算概要を説明させていただきます。

まず、歳入になりますが、予算書の45ページを御覧ください。下から6つ目の個人紹介制度企業局分担金といたしまして、25万円の歳入でございます。こちらにつきましては、板倉ニュータウン宅地分譲に係る個

人紹介制度、こちらの企業局と協定書を締結しておりますが、に係る企業局の分担金でございまして、板倉ニュータウン以外の町内在住者による紹介により契約が成立した場合に、謝礼金の半額を企業局が負担するというものでございます。

続きまして、歳出のほうに移ります。予算書159ページを御覧ください。一番下の事業になります。板倉ニュータウン商業業務用地利用促進事業でございます。こちらの事業につきましては、住民生活の利便性の向上、地域の活性化、雇用機会の拡充等を図ることを目的としておりまして、群馬県企業局と連携をして企業誘致の実現に向けた企業訪問、情報収集及び情報発信等を実施するものでございます。本年度の予算額76万5,000円でございます。前年度比較ですと18万円の増額となります。主に駅前の商業業務用地への企業誘致の交渉に係る経費となります。旅費、消耗品費及び有料道路使用料等でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染者数が減少傾向にあることに加えて、感染症法の位置づけが5月8日より2類から5類に変更されることもありますので、積極的に企業訪問を実施していくための増額でございます。

続きまして、予算書の161ページを御覧ください。一番上の事業です。企業立地促進事業でございます。こちらの事業につきましては、地域経済の自立的発展に向けた基盤の強化や、雇用機会の拡充を図ることを目的としております。板倉ニュータウン産業用地に進出した企業のフォローアップ等に努めるとともに、企業の町外流出の防止を図るものでございまして、予算額59万8,000円でございます。こちらにつきましては、主に誘致推進係で管理しております公用車2台分の維持管理に係る経費と旅費等でございます。

最後に、予算書177ページを御覧ください。下から2番目の事業となります。分譲推進事業でございます。こちらの事業につきましては、板倉ニュータウンにおける宅地分譲の販売の促進をすることで、にぎわいのあるまちづくりを推進するとともに、人口減少に歯止めをかけることを目的として、こちらでも群馬県企業局と連携し、分譲宅地等に係る各種PR活動を実施するとともに、住まいを探している方を紹介していただき、宅地分譲が成立した場合に、紹介者へ謝礼金を交付しているものでございます。

また、令和4年度まで、今年度まで、2款1項16目新型コロナウイルス感染症対応移住支援事業として交付してまいりました板倉ニュータウン内への移住支援金につきましては、令和5年度におきましても継続して事業をしたいということでございまして、板倉ニュータウンへの移住及び定住を促進し、人口の増加と地域の活性化を図るものでございます。したがって、新型コロナウイルス感染症対応移住支援事業につきましては、廃目となっております。

本年度予算額881万円でございます。移住支援金の700万円、こちらについては1件当たり70万円の10件分、10世帯分となっております。そちらが増額となっております。

以上、雑駁でございますが、誘致推進係の説明とさせていただきます。ご審査のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 宇治川商工観光係長。

○宇治川信子商工観光係長 それでは、商工観光係の宇治川です。よろしくお願いいたします。

商工観光係に係る令和5年度事業について、予算概要を説明いたします。まず、歳入につきましては、予算書37ページを御覧ください。中段の住宅土地統計調査委託金を御覧ください。79万2,000円の計上となっております。この調査は、5年に1度、10月に実施される調査で、令和5年度は、調査実施対象年度となっております。

おります。調査対象は11調査区、1調査区当たり20戸程度が調査対象の世帯の予定となっております。調査結果については、高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率や、省エネルギー基準達成率の指標の設定に活用されたり、耐震や防災を中心とした都市計画の策定に活用されています。そのための県委託金の歳入となります。

続いて、歳出について説明をさせていただきます。予算書95ページを御覧ください。予算書95ページ、一番下の丸になります。こちらが先ほど歳入で説明をしました住宅土地統計調査79万2,000円になっておりまして、歳出の内容については、先ほど歳入で説明をしたところに係る経費であります。その調査区ごとの統計調査員報酬が予算のおおむねの歳出となっております。統計調査事業については、県支出金補助事業であり、事業に係る経費は100%補助対象となっております。

次に、159ページを御覧ください。上から2つ丸の商工業振興事業の、またさらに中段になるのですが、商工業振興事業990万4,000円中、商工会運営費補助金880万円については、商工会運営補助として、きめ細やかな経営改善指導を行いながら、町商工業の振興を図ることを目的として800万円、商工業を活性化するための事業を補助対象としている商工振興事業補助として80万円を計上しております。商工振興事業補助については、これまで特産品ガイドブックやテイクアウトのぼり旗などを商工会のほうで作成をし、その費用が補助対象となっております。

続いて、その下の丸なのですが、板倉町運営補助事業として450万円、こちらについては新型コロナウイルス感染症も感染法上の分類が今後2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類へ移行するということが決定したことや、群馬県の社会経済活動再開に向けたガイドライン、これの警戒レベルなどを参考にし、そのときの状況を見ながらではありますが、板倉まつりを開催の方向で予算計上いたしました。令和5年2月に開催した板倉まつり運営委員会において、開催日については、令和5年8月5日の土曜日、会場については、板倉町役場南側駐車場ということで決定をされております。

次に、その下の住宅リフォーム支援事業650万円につきましては、これまでの実績を加味して、1件当たりの限度額10万円を65件分ということで予算計上をいたしました。こちらについては、町内産業の活性化と町内事業者の支援を行っていきたいと考えております。

以上で商工観光系の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 よろしくお願ひをいたします。農村整備係の担当になりますか、153ページの小保呂排水機場維持管理事業で、45年ぶりということで、多くの補助金を入れてもらって、新たにこれポンプ、あそこは2基ですか、1基、1基でこんなにするの。入替えということでやるわけですが、今年中の完成にはなるのだと思うのですが、時期的にどういう日程で工事が今設計されているのか、詳細をお願いします。

○亀井伝吉委員長 小谷野農村整備係長。

○小谷野浩一農村整備係長 ありがとうございます。小保呂排水機場の維持管理事業としまして、排水ポンプの更新の工事6,070万円を使いましてポンプの更新を行うのですが、実際はポンプを交換するだけでなく、ポンプをオーバーホール、全部分解をして、中身の消耗している部品とかを交換するという形になります。

実際やる時期なのですが、もちろん雨が降る時期、4月から10月いっぱいぐらいでしょうか、は雨が降ると、大雨が降る可能性もある、台風も来る可能性があるということで、11月から次の年の2月ぐらいまでを一応工期は予定はしております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ということは、オーバーホールということは、据え換えではなくて、今のある機械に手を加えるということで、それでこんなにかかるのだ。いいのですけれども、それに加えて、あそこは一応道路扱いになっているものですから、その辺の交通の規制は今どのように、この工事の期間は通行止めを考えているのか、あるいは幾らか下に用地がありますので、そこで関係車両等が済んでしまうのか、その辺の計画はどうですか。

○亀井伝吉委員長 小谷野農村整備係長。

○小谷野浩一農村整備係長 予定では、排水ポンプのポンプをまず外します。外してから、それを工場に持ち込みまして、そこで分解、あとは消耗した部品等などを交換をして、それで新しくオーバーホールをし終わったら、また現場に持ってきて備え付けるということで、今のところ交通規制等々は考えておりません。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 今の説明ですと、外して、持ち帰って作業を終えて、また持ち込んで据え付ける。だから、あそこの現場での作業というのは取り外し、取付け作業ぐらいだっと思ってよろしいのですか。

周りの取水口のコンクリートかなんとかという部分については、もう設計が済んでいるのですか。あれはもう手を入れないことに決まっているのですか。金網だとか附属する設備がいろいろありますよね。ポンプだけの手入れとなるのか、あるいは全体的に外壁も含めて、手を入れることになるのかという部分についてはどうですか。

○亀井伝吉委員長 小谷野農村整備係長。

○小谷野浩一農村整備係長 ありがとうございます。今回の工事はポンプ本体のみという考えでございますので、ほかの例えばフェンスとか建屋とか、そういうものは考えておりません。

以上でございます。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

延山委員。

○延山宗一委員 よろしくお願いいいたします。予算書の145ページになります。農業委員会の運営事業でちょっと確認したいのですけれども、農業委員3年ということで改選期を迎えていると、それぞれの地区、今まで選出された方がまた再度ということで、新たな人数が出てくるのですけれども、この農業委員の方の人数が農業委員が10名と最適化推進委員が12名ということで予算計上ということなのです。その改選時期ということだとすると、当然、それぞれの地区割で選出をされていくということなのですけれども、これについて委員の選出に当たる条件というのをまずお聞かせ願いたいと思います。

○亀井伝吉委員長 佐山農業振興係長。

○佐山秀喜農業振興係長 それでは、委員選出の条件というようなところでございますけれども、まず農業委員さんにつきましては、推薦と募集という形で自薦、他薦あるのですけれども、農業に関する識見を有しというようなところで、町内に住所を有する者、それと町の職員でない者、あとは暴対法関係がありましてそちらに規定するものでない者というようなことでの応募資格ということになっております。それと、農業委員会の所掌に属する事項に関し職務を適切に行うことができる者というようないたいがございます。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 それと、最適化推進委員がいますよね。

○亀井伝吉委員長 佐山農業振興係長。

○佐山秀喜農業振興係長 最適化推進委員さんにつきましては、町内に住所を有する者からの推薦ということと、あとは農業者の組織する団体、その他団体からの推薦、それと一般募集というようなことで推薦、募集とあるわけでございますけれども、町内に住所をやはり有する者、それと町の職員でない者、それと暴対法に抵触しない者ということで、各行政区、1行政区から12行政区までございますけれども、各行政区から1名選出していただくというようなことでございます。

それと、先ほどちょっと説明が抜けてしまいましたが、推進委員さんにつきましては認定農業者とか、そういう条件はないのですけれども、農業委員さんにつきましては、認定農業者という条件がございます。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 今回の質問に当たっているのは、条件が当てはまらないと、条件外なので農業委員には推薦できないというようなことを聞くわけなのですけれども、ただいまの説明だと、認定農業者を受けていないと認定されないと、農業委員としてなれないというふうなことですよ。そうすると、今回10名、そういう中に、例えば認定を全ての方が受けていたということで理解してよろしいですか。

○亀井伝吉委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 農業委員さん10名については、基本的には認定農業者がメインになるのですけれども、その中に中立委員と、今の小菅会長なのですけれども、中立委員が1人いて、全部が全部認定農業者ではなくていいのです。10人のうちの半数以上が認定農業者であれば、一応問題ないという形になっております。

最適化推進委員については、先ほど係長が言ったように、認定農業者であっても大丈夫ですし、認定農業者ではなくてもいいので、基本的に行政区の1区から12区まで12名の方が選出されているという形になります。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 今確認しているのは、最適化推進委員の場合は別に何の問題ないということで理解しています。農業委員の方については、半数を認定を受けている方がその資格があるというふうなことなのですね。今回の選出に当たって、認定を受けていないので駄目だよというふうな話も伺っているのですけれども、それについてただいまの説明は、係長は認定を受けた者という、課長は2分の1がその中に入ればいいというようない説明なのでも、ということは、何名を要するか、要するに認定を受けている方がいなくては駄目だということにもなるのかなと思うのですけれども、そういうふうなもの、決まりとか、例えばこの辺ま

ではいい、何人ぐらいまではいいのではないのかと、ちょっとあまりにもアバウトかなという気もするので、そういう明確な数字の表しというのではないのですか。

○亀井伝吉委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 農業委員さんの認定農業者については過半数以上ということがあるので、基本的に今10人なので5人以上認定農業者がいれば問題はないのです。今、農業委員さんの募集をかけていまして、これについては一般募集、係長からも言いましたように、一般募集もあります。それと、一般募集だけではなかなか認定農業者が集まらない部分があるので、基本的には区長さんのほうにお願いしている状況でございます。その行政区によって、この集落をぐるぐると回って、いろいろ検討するところもありますし、いろんな方法があると思うのですけれども、その中で延山委員が言ったように、例えば区のほうから出された以外の人が個人で申請を上げることは可能です。ただ、その上がってきた後に、町のほうで審査会を開きまして、それでその方がちゃんと農業委員として大丈夫なのか、大丈夫ではないのかという審査があります。そこで通った方については、一応農業委員として議会のほうへかけて承認をいただいて、その後委嘱式という形の流れになっております。よって、その上がってきた中で、認定農業者の方が農業委員の中で半数以上いれば問題はないという形になります。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうすると、不適格者というふうなことの判断の目安とか、そういうものというのがある程度あるのかな、あとは年齢であるのだろうが、例えば耕作をどのぐらいやっているから不相当だとかというふうな、ある程度の基準点があるのかなと思う。そういうのは加味せずに、ただ人物本位、ちょっとあまりにもその筋が立っていない選出方法になっていってしまうのかなという気もするのですけれども、それについての一つのラインというのはあるのだろうと思うのですけれども、それについてはどうなっていますか。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 過去2回、現在の制度で農業委員を委嘱、任命していますけれども、これまでは一応定数10名以上は手が挙がらなかったのです。一応審査会は開いて、審査はさせていただきましたけれども、定数ちょうどということもありましたし、認定農業者2分の1以上という要件も満たしていましたので、全員適格ということで結論は出しています。今回がどうなるか分からないのですけれども、ただ一番厄介なのが、10人のうち1人だけ中立委員を設けるという規定が法律上ありまして、これは非販売農家、販売をしていない方を選べというのがありまして、その辺がちょっとうまく出てきてくれるかどうかというのがちょっと心配なところです。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 というのは、今回の改選の中で、例えば半分、2分の1の人数が上がってこないということも当然出てくる。認定を受けていない方が例えば6割いました、7割いましたということは、また再度、選出のし直しということも言えるということになっていくのですか。

○亀井伝吉委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 その認定農業者が半分以下になるということはありません。区長さんとかにも、一応基本的には農業委員さんは認定農業者の方をお願いしますというふうには話はしてあるので、区長さんたちも回るとすれば、まずはやはり認定農業者の人を対象に選んで来てくれると思っています。

ので、その上がってきた中で、半数以上認定農業者ではないということはないと思っております。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 最後に1つ、例えば委員として出た方、それについては3年間のうちに認定をもらうということになっていくのだから、それともそのまま3年間過ぎ去ると、任期の期間はそれで終わりということで進んでいってしまうのですか。

○亀井伝吉委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 基本的には、農業委員さんとか例えば最適化推進委員さんで役員になったときに、認定農業者になっていなくても、それは3年間、別にそれはあくまでも認定農業者になってくださいというような強制はしておりません。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

黒野委員。

○黒野一郎委員 今の関連なのですけれども、あり得ないという話ですけれども、先ほど認定農業者以外の人が上がってくるのはあり得ない。認定農業者をお願いしますと言えば、そういうふうを選んでくるかと思うのです。この前、区長会ではどんな説明したのですか。区長会で話していないのですか、募集でどうのこうのって、それは。

○亀井伝吉委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 正式な区長会では話していないのですけれども、区長会が終わった後に、一応区長さんだけに、要は農業委員の皆さんが改選になるので、例えばここの行政、今度はこういう順番でいきますよというような案は示させていただいて、それで区長さんを中心に今選んでもらっている状況でございます。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 うちのほうもやはり認定農業者ではなくてはという話は、もう頭の中に100%が認定農業者だよという中で、一応内定したのだよということだけれども、中には、立派なというのか、認定農業者ではなくたって、先ほどの話では3年間、選ばれてからと、だからやはりそういうシステムがあるのだから、そういう方向の中で今説明をしていただかないと、これはあくまでもは認定農業者、受けたりしなくては駄目ですよという話のような言葉なのですけれども、先ほど副町長が話した過去2回、中立の方って、そういう方のどういうのが上がってくるか分からないと言うけれども、過去は中立の方というのは、町から推薦みたいな形をお願いに行っている、そういうケースはないのですか。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 要するに農産物の販売をされていない方ということなので、地域から推薦で出てくればいいのですけれども、出てこなかったのです。実際、過去2回は。そういったことなので、これは町のほうから、この方だったらという方に打診をさせてもらったということです。必ず1人中立委員を入れろという規定がありますので、入れないわけにはいかないのです。一応そういう状況です。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 出てこられなかったのではなくて、早めにこちらからお願いを町から行って、中立という方みたいな方お願いに行っているとすれば、周りの人が、出られない、中立の方がどうのこうのと言ったっ

て、最初からお願いに行っていれば、出てこれないというそういうケースはなかったのですか。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 すみません。もう一度おっしゃっていただけますか。

○黒野一郎委員 ですから、過去2回については、中立の方が会長さんになっていますよね。だから、募集しても上がってこないのではなくて、上がれないというのか、もう町のほうからお願いしますよ、中立という形でひとつよろしく願いますという、何とかしてくれ、そういうふうに町側から言ったケースはないのですか。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 取りあえず、各地区から推薦してもらう方は、今の制度に変わったときに、当時の産業振興課からは、9名の割当てみたいな形で各地区にお願いしたようなのです。それなので、その中立委員については、各地区への説明のときには、こういう方もということを手細かに説明したかどうかは、ちょっと私も承知していないのですけれども、いずれにしても期限までに各地区から推薦が上がってきます。その中には中立委員が入っていなかったのですよ、過去2回。それなので、さてどうしようということで、9人までは候補が挙がってきましたけれども、その10人目の中立委員をどうしようかの話になって、それでおぼしき方に打診をさせてもらったというのが実際です。

○亀井伝吉委員長 黒野委員、よろしいですか。

ほかにございますか。

小林委員。

○小林武雄委員 予算書の149ページの農産物季楽里の再開の予定なのですが、よく私もあそこを歩いて、看板を差し替えして、あと駐車場も区画線がちゃんときれいになって、出入口も結構整備されたのかな。一応、12月の定例会で承認されて、これからおそらく開店すると思うのです。4月からはコミュニティバスがあそこに停留所ではないけれども、一応寄って、コース変更を一応総務課のほうでも出ているので、そうするとあそこのお店か何かがやはりオープンしてもらったほうが、コミュニティバスの利用の関係も上がっていくのかなと思うのですけれども、現在の進行状態はどんな状態なのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 佐山農業振興係長。

○佐山秀喜農業振興係長 それでは、お答え申し上げます。まず、ウム・ヴェルト株式会社が指定管理者としまして指定されて以降、今、小林委員おっしゃられたように、町側で進める準備の関係でございまして、経年劣化からさびついておりました道路に面したま自立看板の関係につきましては、さび落とし、それと塗装、それと文字入れということで、あれがシート状になったものを貼り付けているようなものなのですけれども、シート貼付けによる文字入れといった修繕を実施しておりまして、こちらが昨年12月24日土曜日に完了しております。

また、建物の南側にございます来客用駐車場につきましても、あそこがアスファルトの舗装ということで、老朽化によりましてかなりへこみであるとか段差のほうが生じておりまして、水たまりができていたというような状況もございましたので、補修材による舗装補修というようなものを入れさせていただいています。こちらが2月27日月曜日だったのですか、そちらで完了したというようなことになっております。

それと、区画線につきましても併せてやはり劣化が進んでおりましたので、経年劣化ということで、ほぼ

ほぼ消えている状態でしたので、新たに引き直しということで、今月の頭、3月2日に完成をしたというように、町側の準備は整ったというような感じでございます。

次に、指定管理者でございますウム・ヴェルト株式会社のほうが取り組む部分ということになるのですが、当初、プレゼンテーション、審査会の中での話ですと、3月1日オープンというような話があり、その後、4月1日を目途というような幾つかそういう話もあったのですが、店舗の改修工事というようなものをウム・ヴェルト側が予定をしております、そちらが資材の価格の高騰でありますとか、あとは工事関係、工賃が若干上がっているというようなことも聞いておまして、当初見込んでおりました金額よりもかなり高額な費用がかかるというようなことで、ウム・ヴェルトのほうが工事業者のほうから見積りを徴収したところ、そういうものが上がってきたというような話で聞いております。

その辺を踏まえまして、ウム・ヴェルト側が費用対効果みたいな部分を再度社内で検討したというようなことでございまして、そちらにちょっと時間をかなりちょっと要してしまったというようなことで、まだ建物の外観そのものは、以前と従来どおりというようなところかなというところですよ。

とはいえ、新たにオープンしなくてはいけないということで、オープン前には指定管理者であるウム・ヴェルト側としますと、手をかけていきたいなというところもありまして、その改装の関係、それと厨房機器の手配ということで、ラーメン用のものというようなことだったりとか、あとは保健所関係の飲食業の許可申請みたいな部分ということで、水面下で今現在準備を進めているということです。

最終的に、オープンの時期がいつになるのかというような部分かと思うのですが、実際にウム・ヴェルト側が希望する工事というのが1か月半とか2か月を要するというふう聞いておまして、現時点で、先日でございます、ゴールデンウィークには何とか間に合わせるような形で準備を進めていきたいというようなことで話を伺っております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○小林武雄委員 一応、意外と皆さんのあそこはやはり看板とか区画線とかやり直したので、いよいよあそこも再開するのかなと地元の人も期待しているので、確かにロシアの関係でいろんな物価が上がってしまっていて、確かにウム・ヴェルトさんもその工事代が結構上がったのでしょうから、その辺はしょうがないと思うし、それもあるけれども、ただある程度路線バスもあそこに乗入れるコースにもう4月からなってしまうので、1か月弱か、若干あそこをオープンするまで取りあえず寄ってもらうしかないのですが、買うもの何も今のところないし、あそこをオープンしてもらわないと、そういう意味だと早めにその改修とか厨房の関係とか進めてもらって、早めのオープンにこぎ着けてもらうように、ただ早めに早めにやってもあまり中途半端では困ってしまうので、その辺のところは十分準備してもらって、いいスタートを切ってもらえればと思いますので、そのサポートを役場のほうとしてもしてもらえればと思いますので、よろしく願います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

青木委員。

○青木秀夫委員 固定資産税の返還の件についてお聞きしたいのですけれども、いいですか。ここの30ページ一番下のところに、トライアルの商業施設の奨励金が、これ607万円となっているのです。これについてちょっとお聞きしたいのですけれども、奨励金については旧制度のときは満額固定資産税を返したのでしょうか、新制度になってから15%ぐらいなのでしょう。それにしてもこれ金額ものすごく多いので、これトライアルは、来たのが旧制度ではないと思うのだよね。そんな古い時代ではないから、ちょっと金額多いので、これどうなっているのかなと思ってお聞きしたいのですけれども。

○亀井伝吉委員長 川野辺誘致推進係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 当初、産業用地、商業業務用地も分譲開始しまして、奨励金については、進出していただいた企業に固定資産税相当額の100%を5年間ということの制度がございました。途中から、奨励金の額100%のままであると、町の税収が上がらないというようなこともありまして、産業系の施設に関しては15%にしましたが、商業施設に関してはやはりその誘致を促進するという意味で、15%に落とさず100%のままに継続していたということでございまして、ここにあります予算額、これは来年度課税予定の固定資産税ということになります。その額を相当額で奨励金として予算計上させていただきました。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 新制度に切り替えたときに、切り替えた適用用地というのが産業用地と、商業用地は入っていなかったのだ。だから、ここはトライアルは商業地だから、旧制度の固定資産税100%返還と、奨励金と称して返すことになっているわけだ。ああ、そうか、あそこは産業用地とは違うのだ。商業地だから、適用上、変更しないで旧制度が利用されているわけだ。これ600万円というと、あの建物だと随分……

〔「商業系でしょう」と言う人あり〕

○青木秀夫委員 商業系か。商業系と産業系で、商業系は従来のまま奨励金の返還が継続されたということで、これ100%返しているから600万円なのだ。随分大きいなと思って。

それと、もう一つ、積水成型工業の家屋、こればかりに安いのですけれども、これもあれか、この前聞いたシーピー化成の家屋の課税と一緒に、減免措置を受けているわけね。あれだけの建物こんな安いはずないなと私思ったから、ちょっとお聞きしたいのは、これも同じケースなのですか。

○亀井伝吉委員長 川野辺誘致推進係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 積水成型工業につきましても、予算額で家屋で7万円、償却資産で214万円ということで計上させていただいておりますが、実際には、計算をしますと家屋で約2,360万円で、課税免除額で約2,300万円ということで、その差額の15%が約7万円、ほぼほぼゼロに近いようなそんな数字です。

○青木秀夫委員 素人が見て、あれ2,000万円ぐらいな価値があるかなと思っているから、ばかにこれ、7万円なんて安いから、結局あれか、減免措置されているから、3年間それはされているわけね。もう2年ぐらいたったかな、あの補助も。

○川野辺晴男誘致推進係長 この課税免除が来年度、令和5年度で終了予定でございます。

○青木秀夫委員 終了予定ね。そうすれば、その二千何百万円が課税対象になるわけだ。分かりました。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

今村委員。

○今村好市委員 農地の土地利用規制についてちょっとお伺いをしたいと思います。

実は昨日、都市建設課の中で、都市計画法の規制が板倉町全域かかっていると、それに二重三重に農業振興地域整備の優良農地の枠がかかっている。それと、農地法という農地の規制がかかっているということで、非常に法律の網が二重三重にかかっている、土地利用がなかなかしづらいという状況がこれ現実にあるのですが、都市計画法の中の大規模集落が板倉町については昨日お聞きしたところ16集落、主に地区の中心集落については、都市計画の規制を少し緩和する大規模集落に指定をされております。その大規模集落に指定をされると、従来は分家住宅ぐらいしか住宅開発は認められなかったのですけれども、一定の条件があれば、ある程度工場用地もしくは商業用地、商業的な用地等に利用ができるという話があります。

その中で、今後おそらく、今空き家住宅も非常に増えてきているということで、その空き家を、なぜ空き家が増えているかということ、相続等でその空き家を受け継いだ人がそこに住まないというのが現実にあるのです。板倉町の空き家は、いわゆる農地も持っているお宅の空き家が非常に多いと、そうすることによって、農振農用地の農地については、ある程度土地改良整備事業等で大規模になっているから借りる人いるのですけれども、集落内のいわゆる白地の農地、大規模集落内、その農地についてはなかなか面積の要件等も含めて農地を借りて農業をやる人が非常に少ない。そうすることによって、耕作放棄地が増えてくるのではないのかなという予測ができます。田んぼの中の耕作放棄地であれば、場合によってはやりようがいろいろあるのでしょうけれども、集落内だとなかなか難しいのかな。集落内に耕作放棄地が宅地の近くにできてしまうと、これは火災とか犯罪とか虫とかいろんなものの環境が悪化して、その集落の住環境が非常に悪くなってしまいうということ、できれば何らかの形でそこが土地利用ができればいいなというふうに思っている。今後出てくる可能性は非常に多い。そんな中で、では大規模集落の指定を受けた集落については、ほとんどが白地の農地、いわゆる農地法しか規制がかかっていないところだと思うので、そこに何かをやりたいといったときに、都市計画法上の開発行為に該当するものであれば、農地法でもその辺については優先的に許認可をしていくという方向はあるのかなと思うのです。この手続が非常に複雑で、開発行為については、昨日聞いた限りで言うと、太田の土木事務所、建築主事が許可をすると、農地法については、例えば板倉町の農業委員会が受け付けて、農業委員会を通して県の農政の農地利用のところに最終的には行くのかなと、こういう規制がかかっている土地については、同時申請なのだと思うのです。どっちかが許可をしてどっちかが駄目だよという話になると目的達成しませんから、では都市計画法上でいう規制の範囲内のあれがもうチェックしてできると言って、片方は土木事務所に申請をする、片方は農地法ですから町の農業委員会に申請する。その辺の連携というか、その辺はどういう状況に今なっているのですか。これからもそうなのですから、その手続上の問題。

○亀井伝吉委員長 佐山農業振興係長。

○佐山秀喜農業振興係長 お答え申し上げます。

今、今村委員のほうからございましたとおり、その開発行為系のお話につきましては土木、それと農地法の関係につきましては、やはり農政のほうの県のほうの部署ということで、その辺の連携というのはいわゆるその申請者が、多くは行政書士の方が調整を図っていくという中で、相互の都市計画法系と農政系の連携というのは、特段連絡を取り合っただうのとか書類を取り交わしてというものはしてございません。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうすると、その申請者、いわゆるなかなか個人では申請できないとすれば、行政書士もしくは測量士等の代行する業者が両方の許認可権限を持っている事務所に行って調整をすると、今はそういうやり方なのですか。そうすると、町の農業委員会は全くノータッチ。

○亀井伝吉委員長 佐山農業振興係長。

○佐山秀喜農業振興係長 申請者、いわゆるその行政書士の方であったり、町民の方等から相談があった場合には、その内容をお伺いをしまして、県のほうに事前に照会を差し上げて、その回答に基づきまして相談者に回答を差し上げるということで、いきなり申請を受けるという感じではなくて、事前相談を受け付けてまして、ちゃんと県のほうに確認をして回答を差し上げるというようなことをやっております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 転用は農地法の5条だけ、3条。

○亀井伝吉委員長 佐山農業振興係長。

○佐山秀喜農業振興係長 農地を自らが農地以外にする場合には4条ということで、所有権移転とか権利設定等を伴う場合には5条という形になります。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 農地法の5条については、町の農業委員会は許認可権限持っていないのか。

○亀井伝吉委員長 佐山農業振興係長。

○佐山秀喜農業振興係長 県のほうになります。町は持ってありません。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 町の農業委員会はどこまで権限持っているのですか。

○亀井伝吉委員長 佐山農業振興係長。

○佐山秀喜農業振興係長 農業委員会のほうで会議にかけまして意見を付して進達をさせていただくというような形になっております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 意見をつけて県に進達をするということなのでしょうけれども、それも農業委員会開かなくては進達できないよね。だから、相談だけではなくて、申請を町の農業委員会に出さなければ、進達も何もできないよね。

○亀井伝吉委員長 佐山農業振興係長。

○佐山秀喜農業振興係長 案件が発生といいますか、そういう案件があるのですよというようなことで相談を受けた中で、まずは転用の許可の見込みが立つのか立たないのか、農地法といいますか、農地系のいろんな法規制の中の観点からという部分と、併せて都市計画ということもありますので、まずは相談を受けまして、県のほうにその辺を投げかけさせていただくと、そこで許可の見込みがあるのかなのかという部分をその申請予定者の方に回答させていただくと、その後見込みがあるものについて申請を正式に受付をしまして、農業委員会にお諮りするというような手順になってまいります。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうすると、どうしても農地法より都市計画法が強いのだよね、転用ということになると。そうすると、大規模集落の中で面積要件だとか、できる用途だとか、その辺については先に建築主事等で確

認をして、こういうものだったら面積制限も含めてできますよと言われた時点で、今度は農政のほうに手続を進めるというのが無駄がないのかなと思うのですけれども、そういうやり方のほうがいいのですか。

○亀井伝吉委員長 佐山農業振興係長。

○佐山秀喜農業振興係長 行政書士の方というのは、ある意味そういう資格を持っているという中で、それぞれの法規制なんかについても勉強されているというところもあると思いますので、それぞれの行政機関との調整を図っていただいて、申請を最終的に上げていただくというほうがスムーズなのかなというふうに感じております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうすると、とてもではないが、その土地を所有、相続か何かで受け継いだ人とか、所有者が事務手続をやるというのは、原則無理という話になってしまうのですか。

○亀井伝吉委員長 佐山農業振興係長。

○佐山秀喜農業振興係長 いろいろ住宅を建てるとか資材置場とか駐車場とか案件によってもまちまちかとは思いますが、それをなりわいに行っている方もいらっしゃいますので、ちょっとなかなか本人申請というのは厳しいかなと感じております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 大体分かったのですけれども、例えばそういうふうに法律の網が3つも4つもかかっている土地をどうにかしたいというときは、もう本人では非常に難しいよという話ですね。

これから農地を管理をしていくという立場から見ても、やはり大規模集落なり集落内の介在農地の取扱いというのは、非常に厳しいものが出てくるのかなと思うのですけれども、どんなふうな考えを持っていますか。

○亀井伝吉委員長 佐山農業振興係長。

○佐山秀喜農業振興係長 確かに大規模指定集落なり白地で後継者がいなかったりとかというような中でのいわゆる遊休農地であったり、耕作放棄地とかという部分につきましては、開発とかそういう別な形での農地以外にというお話もあるかとは思いますが、もしそういう農地の確認ができた場合につきましては、農業委員会のほうで通知を出したりですとか、連絡を取り合いますして、そういった部分を解消していけるような連絡をしていくという感じ、指導をしていくという感じになるのかなと思うのですけれども。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 それは農業委員会の立場とすれば、農地を守るわけですから、できるだけ農地の状況で活用してもらおうという方向を考えるのがこれは当然だと思うので、でも現実の問題としてなかなかそれが今の時期になってくると無理なところも出てくるので、町の政策でどうのこうのといってもなかなか難しいですよ、法律を外すわけにはいかないですから。だから、その法律の網をうまくぐり抜けた上で、その地域に対して貢献ができるようなものについては、優先的にやはり入れていったほうが良いような気もするよね。これから増えてくると思うのです。

ちなみに、大規模集落が16集落あるのですけれども、そこの中の農地の実態というのは、ある程度把握はしているのですか。農振法の農用地がどれぐらいあるとか、白地がどれぐらいあるとか、そういうのは分からない、実際調査はしていないよね。

○亀井伝吉委員長 佐山農業振興係長。

○佐山秀喜農業振興係長 お答え申し上げます。

日々動きがありますので、その辺はなかなか調査とかデータとして持っているということではございません。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 動きはないよ。だって、農地から転用してできるところではないのだから、そんな簡単に、分家住宅とかごく限られたものです。だから、農地がどれぐらいあるか、その農地の中で、いわゆる農振法の青地農地がどれぐらいあるかぐらいは、そんなに動かないですから、一回調べておく必要があるのではないですか。

○亀井伝吉委員長 佐山農業振興係長。

○佐山秀喜農業振興係長 係内でもその辺ちょっと調整をさせていただいて、検討してまいりたいと思います。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 分かりました。そういう基礎データはやはり取っておいて、その中で相続でもう板倉にいない人が持っている農地とかある程度分かるわけですから、耕作放棄地がどれぐらいあるとか、そういうデータは取っておく必要があるのかもしれないから、ぜひその辺は大変でしょうけれども、せっかく新しく農業委員さんなり農地利用適正化推進委員さんができるわけですから、そういう人にお手伝いをいただいて、やはりきちんと調べておくということは大事なのかなと思うので、よろしく願いいたします。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

本間委員。

○本間 清委員 お願いします。予算書163ページ、レンタサイクル事業です。これから大分季節もよくなってきまして、桜の咲く頃、渡良瀬遊水地のところなんかは、これからそういった利用者は増えてくるかなと思いますけれども、そもそもレンタサイクル事業には自転車、これ何台あるのでしょうか。大体アバウトで結構です。まず、そこからお聞きしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 宇治川商工観光係長。

○宇治川信子商工観光係長 板倉町レンタサイクルセンターでは、貸出し台数として、大人用が30台、その中に幼児用の椅子、後ろに子供を乗せる用の椅子のついているものが2台、そのほかに子供用の自転車が10台、併せてヘルメットが大人用8個、子供用が25個ご用意をしております、ほとんど遊水地に行かれる方なのでございますけれども、子供さんについてはもうヘルメットの着用が義務づけられていますので、そちらのほうはかぶっていらっている状況です。

以上です。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 令和4年度の予算書を見ましたら、自転車購入費43万円とありました。また、その前、令和2年度にやはり購入費59万円とありましたけれども、これ何台買い足したのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 宇治川商工観光係長。

○宇治川信子商工観光係長 これは、もう以前に買ったものが古くなりましたので、全部買い替えて、今はこの30台と、あと10台ということで、40台全部新しい自転車になっております。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 そうしますと、全て入れ替えたということのこの台数なわけですね。

では、大人用と子供用がメインということですが、例えばこういうレンタサイクルの貸し場ですか、行きますと、いろんな自転車の種類があります。一般的によく見るのがペアで乗れる自転車、それとかあとはおもしろ自転車というのでしょうか、子供のゴーカートみたいな形の自転車とか、あとは車輪の大きい小さい、この大小の組合せの自転車とかいろいろあるのですけれども、今の説明ですと一般的な自転車かなと思うのですけれども、またはあとは、今結構需要があると思いますのが、電動アシスト車、こういったこととか、そういうお考えはないのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 宇治川商工観光係長。

○宇治川信子商工観光係長 レンタサイクルについては、まずおもしろ自転車、いろんなタイプの自転車があると思うのですけれども、2人用のペアの自転車については、道路交通法で公道を走ってもいいようにはなっているのですが、そのほかのものについてはちょっと公道は走れないので、そのおもしろ自転車をレンタサイクルセンターで貸出しするというのは不可能というふうに考えております。

次、電動付アシスト自転車なのですが、こちらのほうでも電動アシスト自転車については検討を重ねているのですけれども、何せ1台結構かなりお高いお値段がしまして、15万円ぐらい1台するので、新しい自転車を買った後では、ちょっと今後また検討のうちの一つにはなるかとは思っているのですけれども、ちょっとまだできないかなというふうに考えております。ただ、いろんなところへ行きますと、群馬県内でもレンタサイクルのほうはあちこちでやっているのですが、ほぼ電動アシスト自転車にはなっているので、そういうのが入れられたらいいなというふうには考えておりますが、やはり盗難のことも考えなくてはいけないので、あとはバッテリーのこと、いろいろもろもろ考えながら検討していきたいかなとは思っていますけれども、新しい自転車を買ってしまっている今は、新しいレンタサイクル自転車に電動付というのではないというふうに考えています。

以上です。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 確かに一口に電動自転車と言いますが、値段がネックになります。ですから、これからの検討課題ということになるかと思えますけれども、せめてペアの自転車ぐらいは数台あっても、おそらく需要はあるかな、またはそれほど高くはないかなと思えますので、これも今後ご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

○亀井伝吉委員長 回答よろしいですか。

2巡目よろしいですか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 すみません。よろしく願いします。

昨日初日に説明いただきました重点項目の企業誘致系の産業施設及び商業施設誘致促進奨励事業なのですが、これ重点項目の割には内容が今までのプラスアルファの部分でちょっと重点さがちょっと見受け

られなかった部分があるので、ちょっと質問をしたいと思いますが、併せて見積書の31ページで説明を受けましたサカタウエアハウス、これ倉庫業ですよ。昨日たまたま携帯をいじっていましたら、この情報が流れていまして、そこの記載の中に、危険物の保管倉庫だという表記があったのです。化粧品だとか、化粧用の何だとかという部分と、あと次に工場も建てて何かするみたいな初日に説明を受けたのですけれども、そういった内容が確認できるのかどうか、あるいは記事自体が間違っているのかどうかという部分が気になったものですから、まず1点目にそれを確認したいのですが、それ掌握、確認できているかどうか。

○亀井伝吉委員長 川野辺誘致推進係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 まず、最初の産業施設及び商業施設誘致促進奨励事業、こちらの重点事業ということですがけれども、町長が優先的に予算を張りつけるといふか、配分する事業として、金額もある程度張るものですから、それでの重点政策というようなことでの位置づけです。

それから、2つ目の質問で、まずサカタウエアハウスに関しましては、危険物倉庫ということの記載があったということでございますけれども、現地を見ていただきますと、西側に大きな建屋がありまして、東側に小さな建屋で煙突がついているようなものがあるかと思えます。私の認識ですと、こちらの通常の倉庫に関しては、危険物倉庫という取扱いではございませんが、小さいほうの倉庫、あちらは危険物倉庫の取扱いでありまして、ただし、準工業地域という指定地域内での取扱いが可能な危険物の数量ということで基準値内のものであるという認識です。

それと、もう一つは、南側に工場ができるという話、昨日させていただきましたが、そちらに関してはシーピー化成という工場、産業用地の北辺り、北西の方向にある工場でございますけれども、そちらの企業自体が製造する製品が食品のパック、そういったプラスチックを製造する工場でございまして、あのパックを今保管するための物流センターというので、そちらは特に危険物があるようなものではないという認識です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 シーピーのことは、私ちょっと混同している部分がありますので、サカタウエアハウスについては、内容的には掌握、承知していて、それは基準内のものを扱うのだという部分でしょうか。

だから、情報だけ見ると危険物倉庫というのはぱんと目に入るような記載になっていたものですから、それがちょっと説明が聞けていなかった部分があつて、一般の倉庫なのかなという認識の下で見ると、あれれというようなところがありましたので、その辺についてはもう一度内容物等確認をしていただいて、間違いはないと思うのですけれども、掌握していただければと思います。

あと、誘致促進ということで新たな手法を取り入れて力を入れてくるのかなと思っていましたら、この間の人事のあれですと、会計年度職員2名が誘致係から減るみたいな説明、それは事実ではないのですか。

それは、私の勘違いとして、何か新しい手法で誘致を進めるのかなと、重点になっていましたので、そういう説明が聞けるのかなと思ったのですけれども、そうではなかったという部分で、誘致係の設定はもうニュータウン内に限られるのですか、そういう工業誘致とか商業誘致の仕事の内容というのは、課長、その辺どうなのですか、割当ては。

○亀井伝吉委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 販売センターにいる職員については、基本的にはニュータウン内はもちろんなことなのですがけれども、板倉工業団地とかそういったところが撤退するとか、そういったものについては、一

応入りたいという企業があれば交渉等も行っているところがございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 というのは、ご存じのとおり昨今、ゴルフ場の交差点のところにコンビニエンスストアが新設をされて動き出しております。町のほうの要望というか、町民の要望とすると、北地区、南地区にコンビニエンスストアらしきものが存在しないというようなところ、商業圏というか、そういう通行量だとか云々で、そういう業種の人たちを選ぶので、なかなか進出が難しいというのも常識としては分かるのですが、そこに課として、そういう奨励金等の手当てをしているわけではないですか、企業誘致、商業誘致にしても、そういった部分でそういうノウハウを生かしながら、そういった部分を検討できないだろうか。あるいは土地建物をあれして行って、季楽里ではないですけども、業務委託という形というものが取れないだろうかとか、いろいろキュウリ切りながらいろいろ考えているのですけれども、何かいい方法を考えて、率先的に町のほうで手を入れていかないと、一般企業の進出を待っていたのでは何も始まらないと思うのです。そういう部分について、誘致系の範疇を超えるのであれば話が別になるのですけれども、範疇内であれば、ちょっと考えてもらえないだろうかという要望も含めての質問になるのですが、その辺についてまず課長から意見を聞いたほうがいいかな。お願いします。

○亀井伝吉委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 ゴルフ場のところにできたセブンイレブンと、あとは東地区の一番藤岡のほうにくつつくところが、そこがローソンを今建てているような状況なのですけれども、その2つについては、農用振興を通じて転用で建てますよというので申請が上がってきているような状態です。

自分が誘致に行ったときに、やはり県の企業局の職員と一緒に全てのコンビニに当たらせていただいた経緯がありまして、やはり今針ヶ谷委員が言うように、どうしても商業圏が足りないのだということが第一の理由なのですけれども、ただセブンイレブンとかについては、オーナーさんがやる気であれば幾らでも建てられますよという話は聞いているのです。やはりオーナーさんが本当にやる気があるかどうかによって変わってくると思うのですけれども、当然、行って、もうそういう商業系で駄目だということだけで終わりというわけにはいかないと思いますので、また再度、誘致等いろいろ相談しながら、そういうコンビニが一番手っ取り早い部分もあると思うので、ちょっと検討をさせていきたいというふうに思っております。

○亀井伝吉委員長 川野辺誘致推進係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 先ほどの話で、針ヶ谷委員がおっしゃっていたのは、町内のどこでも商業施設が出店をすれば、そういった優遇措置制度はどうかという話かと思うのですけれども、逆を言いますと、担当して思うのは、奨励金があるから出店をしたいというところは特にあまりなくて、多少背中を押す部分はあるかと思うのですけれども、それよりもやは2度、3度と営業を積み重ねるほうが効果的なのかなというふうには思いますので、まずはそちらをまた当たってみたいと思います。これ町内で、先ほどの2店舗農地転用をしてということでございますけれども、ほかの例えば空き店舗とかというのを、まずはちょっと当たってみて、そういったところもあるよというようなことでは、同じ商業施設のPRをしている中には盛り込めなければ、それも必要だなと思います。検討、対応していきたいと思います。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 若者の生活基準という部分で、自分の新しく住居を決める際に、そういう商業施設、特

にコンビニエンスストアの存在という部分って割合意識が高くなるのかなという気はするのです。やはり土地的に、条件的に住みやすい地域ではあるけれども、いざ生活するとなると、その辺で見劣りしてしまうという判断基準になっている部分もあるのかなという気がしているのです。だから、住まいの問合せは結構あるのだけれども、やはり決定打にならないというのは、そこへ行って見て、周りの環境で判断される、子供を育てる、会社に通う、日常の生活という部分で、やはりポイントをつけていくと、その部分でマイナスがついてしまうのかなというところも想像ができるのだと思いますので、含めてやはり若者移住を考えたときにそういうところも町も手を出してもいいところかなと考えますので、また相談させていただきますけれども、よろしく願いできればと思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

青木委員。

○青木秀夫委員 せっかくの機会だから聞くのですけれども、住宅の分譲の企業局の動きというのはどんな状況なのかを聞きたいのですけれども、前、何か聞いたときには、何かフレッセイの隣に水素プラントを使った住宅を販売するとかというのを聞いたのですけれども、その後、そんな話なんかは進行しているのですか。

○亀井伝吉委員長 川野辺誘致推進係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 このフレッセイの北側に新しい住宅団地を造成して、青木委員言われたように、群馬県企業局のほうの水素発電による地域マイクログリッドの実証施設というのを今検討しています。検討しているというか、具体的に動いています。グリーンブロックにつきましては、そのデザインを今検討中ということです。地域マイクログリッドの設備もいろいろ検討されるようなのですけれども、それに関しては事業提案をしてもらって、取り組もうとする業者からシステム構成、こういうシステムであれば継続的に行えるというような、そんな事業提案型のプロポーザルの今募集をしています。事業提案のを今しています。本日がその事業提案の最終日ということで、来週にはそのプロポーザルを行って選定事業者を決めていくということで、具体的には動いています。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 スタートが再来年なんていうのではないの。

それで、あそこの規模というのは、住宅にしたら戸数にしたら二、三十戸でしょう、あの程度では、できてもね。

〔「60戸」と言う人あり〕

○青木秀夫委員 60戸か、30戸よりできるか。せいぜい五、六十戸だよな。その規模のやつを実験プランつくるのに今やっているわけだ。こっちに広い敷地があるけれども、あそこでやるのではなくて、フレッセイの隣のあそこの敷地にやると、これから下から造成するのでしょうか、あれ。そうすると、それやってから販売だから、売り出して買手がつくのは2年、3年後だよな。そうすると、大分先になるわけだ。これから基盤整備というか、下のほうをやるのでしょうか、あれ。

○亀井伝吉委員長 川野辺誘致推進係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 多少事業遅れぎみになってございますけれども、早ければ来年度中には、その

造成の工事には着手をしていきたいという考えはあります。5年度中です。

これも情報がもしかして古いかもしれませんが、第1期分譲、第2期分譲、その後第3期以降の分譲というのもありまして、まず第1期で25区画、第2期でやはり25区画で、先ほど課長から話あったように全部で60区画を考えていますので、第3期で10区画というような予定ですが、ちょっとこれがどちらの時期が正しいのかというのもございますけれども、当初、令和6年3月、造成を早ければ来年度の下期からスタートさせます。6年度の10月ぐらいから、実際のその地域マイクログリッドの運営を始めていきたいというようなこともございますので、その造成をして建物を建てて分譲して生活し始めると、その地域マイクログリッドがうまく動き出すのですけれども、これのちょっと組立てが今まだ頭の中で整理できていないのですけれども、イメージとすれば、来年度中に造成、早ければ下期に造成を開始して、再来年度には分譲をしていくというようなイメージです。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 最後に、それはうまくいけばあっちのほうにまだ空いている土地はあるわけだよ、東洋大の前とか向こうとか、あと500ぐらいあるでしょう、あれ。それもそういうのをやっていくような計画なのですか。

○亀井伝吉委員長 川野辺誘致推進係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 今現在、企業局の持っている計画ですと、フレッセイの北側というところで1か所のみです。そこが成功すれば、その後ということに関しては、まだ企業局側は何も示しておりません。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

以上で産業振興課の予算審査を終了いたします。

産業振興課の皆様、大変ありがとうございました。お疲れ様でした。

伊藤企画財政課長。企画財政課から説明があるそうですので、ちょっとお待ちください。今、資料をお持ちいたします。

では、伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 失礼します。企画財政課の審査の際、普通交付税の算出について後でちょっと資料でご説明申し上げますということで今になってしまいました。担当係長のほうからは、地方財政計画、また実際の歳入額、これらを勘案しまして95%を掛けたというような説明をさせていただきましたけれども、改めて係長のほうから説明を申し上げたいと思います。

○亀井伝吉委員長 高際財政係長。

○高際淳至財政係長 お手元のほうにお配りをしました交付税の予算決算ということで作らせていただいている表、平成24年度から令和3年度までは決算のほう、4年度までの普通交付税の当初予算額と決算額になっております。こちらのほうで当初予算に対して決算額が幾らだったか、それからその差がどれぐらいあるかということで表示のほうをさせていただいております。

また、その右側、伸び率関係というところが、こちらが国の地方財政計画の伸び率、それに比べて町のほうは対前年に対してどれだけ伸びたかというところでの数字が、町のほうの対前年伸び率がA、地財計画の伸び率がBとなっておりまして、その差がCという形で表示をさせていただいております。例えば平成24年度については、地財計画では、その前の年、23年度はこれ入っていないので分かりづらいのですが、23年度

に比べて0.5%伸びるよということで国のほうは見ていたのですけれども、実際町に入ってきた金額を見ますと、平成23年度から比べると4.55%少なかったというような意味の数字になっております。

自分のほうが財政のほうを担当させていただいているのが令和2年度以降という形になっているので、それ以降のところでの計算の部分出させていただいているのですが、地財計画と町の対前年の伸び率の差の平均値を見ていったときに、令和5年度の差の平均値、Dというところになりますけれども、マイナス1.16という表示になっています。これは、地財計画では、令和5年度は令和4年度に比べて1.7%交付税は増えるということで説明をされておりますけれども、実際の町の伸び率としては0.54程度になるということを経営している数字ということになっています。ですので、このマイナス1.16という数字は、過去の平成24年から令和4年度までの伸び率の差というところ、Cの10年分の平均値ということで見ている数字となっております。

ですので、来年度、令和5年度については、この令和4年度13億2,633万7,000円入ってきた普通交付税、これについては追加交付を含めておりませんので、実際の決算額とはまた少し違うものになっておりますが、13億2,633万7,000円から約0.54%程度伸びる見込みであるということで、掛けさせていただいたのが、前年決算掛ける係数、それに0.95を掛けたものということで、こちらの見込みは12億6,682万8,000円ということで見ているということになっています。

また、そこで過年度等とも比較をした上で0.95は掛けているのですが、そこから一応差額分というところで少し余力を見るということで引いて、12億円という数字を出させていただいております。

過去の数字については、ここでそれほど大きな差が令和2年度等はなかったのですけれども、3年度、4年度、5年度についてもちょっとその差は確かに大きくなってしまっているところは、正直なところではございますので、今村委員ご指摘をいただいたとおりの部分も当然ありますので、この辺はもう一度、今後は精査をした上で予算計上ができるような形で計算をしたいと思っております。

以上でございます。

○亀井伝吉委員長 今村委員、いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 財政課の皆さん、ありがとうございました。

○閉会の宣告

○亀井伝吉委員長 以上をもちまして本日の予算決算常任委員会を閉会いたします。

次の予算決算常任委員会は、14日の午前9時から行います。

本日は大変にお疲れさまでした。

閉 会 (午後 2時47分)

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第3号）

令和5年3月14日（火）午前9時開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項

（1）福祉課

社会福祉係 / 子育て支援係 / 板倉保育園 / 北保育園 / 児童館
・ 予算説明
・ 質 疑

（2）教育委員会事務局

総務学校係 / 生涯学習係・中央公民館 / 北部公民館 / 南部公民館 /
東部公民館・わたらせ自然館 / スポーツ振興係
・ 予算説明
・ 質 疑

（3）税 務 課

住民税係 / 資産税係 / 収税係
・ 予算説明
・ 質 疑

（4）その他

4. 閉 会

○出席委員（12名）

亀 井 伝 吉	委員長	本 間	清	副委員長
小 野 田 富 康	委員	森 田 義 昭		委員
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也		委員
荒 井 英 世	委員	延 山 宗 一		委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫		委員
市 川 初 江	委員	今 村 好 市		委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

中 里 重 義 副 町 長

小野寺	雅	明	福 祉 課 長
山 田	幸	子	社 会 福 祉 係 長
田 子	好	美	子 育 て 支 援 課 長
根 岸	久	美 子	板 倉 保 育 園 長
柏 崎	弘	美	北 保 育 園 長
江 田	貴	子	児 童 館 長
小 林	桂	樹	教 育 委 員 会 長 事 務 局 長
斉 藤	弘	之	総 務 学 校 係 長
橘	友	代	指 導 主 事
石 川	由	利 子	生 涯 学 習 係 長 兼 中 央 公 民 館 長
伊 藤	泰	年	北 部 公 民 館 長
高 橋	徳	男	南 部 公 民 館 長
青 木	小	百 合	東 部 公 民 館 長 兼 わ た ら せ 自 然 館 長
根 岸	信	之	入 振 興 係 長 ポ ー ツ
高 瀬	利	之	税 務 課 長
岡 島	宏	之	住 民 税 係 長
鈴 木	貴	宏	資 産 税 係 長
川 部	昌	弘	収 税 係 長

○職務のため出席した者の職氏名

荻 野	剛	史	事 務 局 長
小 野 田	裕	之	庶 務 議 事 係 長

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○亀井伝吉委員長 おはようございます。

ただいまから予算決算常任委員会を開会いたします。

○議案第14号 令和5年度板倉町一般会計予算について

○亀井伝吉委員長 本日は、課局別の審査を行います。

委員の皆様、執行部の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これより福祉課の予算審査を行います。

説明については、要点説明により簡潔にお願ひいたします。

では、小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 お世話になります。福祉課、予算審査をよろしくお願ひいたします。

福祉課の係の構成でございますが、次第にもありますとおり、社会福祉係、子育て支援係、板倉保育園、北保育園、児童館となっております。

福祉課全体の予算としましては、こちらお配りした資料に積み上げた計算はないのですが、参考までにと
いうことで、課全体で歳入が5億5,735万9,000円、こちら前年度比でマイナス6.4%、3,819万7,000円の減
でございます。歳出につきましては8億7,011万7,000円ということで、こちら前年度と比べましてマイナ
ス5.1%、4,688万4,000円の減でございます。

それでは、各担当から順次ご説明申し上げますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 お世話になります。社会福祉係の山田です。よろしくお願ひいたします。社会福
祉係から説明させていただきます。令和4年度と大きく変わったものについてご説明いたします。

予算書の107ページをお願ひいたします。下から3つ目の丸、障害介護給付事業でございます。障害のあ
る方の自立支援、就労訓練等のサービス利用に係る経費でございます。障害福祉サービスの利用者数につき
ましましては年々増加傾向にあり、令和4年度2月末で92名、延べ150名の方がサービスを利用しております。
全体で2億5,890万4,000円計上させていただきました。うち扶助費ということで2億5,867万円となってお
ります。前年度当初予算と比べまして全体で2,408万1,000円、うち扶助費が2,344万9,000円の減額となっ
ております。重度訪問介護、自立訓練、短期入所などのサービスの利用がなくなったことでの減額となっ
ております。この給付に係る費用につきましては、国庫負担が2分の1、県費負担4分の1、町負担4分の1で
ございます。

その下の丸、障害児給付事業でございます。心身に障害または発達のおそれがあるお子さんに対して、生
活能力向上のための訓練等を提供するためのサービス費でございます。全体で3,591万7,000円計上させてい
ただきました。うち扶助費で3,585万円となっております。障害児につきましても年々サービス利用者が増
加しており、令和4年度2月末で25名の方がサービスを利用しております。前年度当初予算と比べまして全
体で502万9,000円、うち扶助費が501万6,000円の増額となっております。こちらの給付につきましても、国
庫負担2分の1、県費負担が4分の1、町負担が4分の1でございます。

社会福祉係からの説明は以上です。

○亀井伝吉委員長 田子係長。

○田子好美子育て支援係長 続きまして、子育て支援係より主な事業についてご説明いたします。なお、歳入に関しましては補助金等になりますので、歳出に合わせて説明させていただきます。

それでは、予算書の111ページをお願いいたします。一番下の丸、学童保育運営委託事業でございます。町内の学童クラブを運営する法人へ委託を行い、運営に係る委託費を支払うものでございます。6か所の学童クラブに委託しており、利用者数は全体で159人の見込みです。主に委託料として3,117万6,000円を計上しております。こちらにつきましては、子ども・子育て支援交付金の対象事業となりまして、国、県及び町が各3分の1の負担となっております。

続きまして、113ページをお願いいたします。一番上の丸、子どものための教育・保育給付事業（2、3号）でございます。こちらは町内在住の保育認定を受けた児童が利用する保育所、認定こども園に対して、国の基準により費用を施設ごとに算出し、委託料または負担金として給付するものでございます。合計で1億5,150万9,000円を計上しております。この事業につきましては、国が2分の1、県、町がそれぞれ4分の1の負担となっております。

続きまして、一番下の丸、児童手当支給事業（手当費）でございます。ゼロ歳から中学校を卒業するまでの児童を養育している保護者に対して手当を支給するものでございます。対象児童数は1,205人の見込みとなっております。1億5,483万円を計上しております。この事業につきましては、国が3分の2、県、町がそれぞれ6分の1の負担となっております。

続きまして、ページが飛びまして187ページをお願いいたします。上から2つ目の丸、子どものための教育・保育給付事業（1号）でございます。こちらは町内在住の教育認定を受けた児童が利用する幼稚園、認定こども園に対して国の基準により費用を施設ごとに算出し、負担金として給付するものでございます。合計で4,904万4,000円を計上しております。この事業につきましては、国がおおむね2分の1、県、町がそれぞれ4分の1と負担となっております。

子育て支援係は以上でございます。よろしく申し上げます。

○亀井伝吉委員長 根岸園長。

○根岸久美子板倉保育園長 板倉保育園の根岸と申します。よろしく申し上げます。令和5年度の板倉保育園の運営事業について説明させていただきます。

まず、令和4年度の園児数ですが、ゼロ歳児4名、1歳児5名、2歳児16名、3歳児15名、4歳児19名、5歳児14名、計73名でした。広域入所はいませんでした。令和5年度の園児数の予定ですが、ゼロ歳児2名、1歳児9名、2歳児6名、3歳児18名、4歳児15名、5歳児19名、計69名の予定です。うち新入園児は、ゼロ歳児2名、このうち1名は11月からの入所予定です。1歳児5名、2歳児1名、3歳児2名、計10名の予定です。令和5年度の板倉保育園の予算ですが、歳入につきましては昨年と大きく変わったところはありません。

歳出につきましては、予算書115ページを御覧ください。中段の板倉保育園運営事業ですが、昨年と大きく変わったところは修繕料です。修繕料231万1,000円となっております。修繕料について説明させていただきます。修繕箇所といたしまして園庭南側フェンス、屋根破風板塗装、職員室屋根パラペット塗装、テラス修

繕塗装です。いずれも経年劣化により塗装が剥げていますので、危険です。塗裝修繕料の予算を取らせていただきました。

次に、給食室の前にある保育室、年中組ですが、年中組の保育室の給食室側の窓に複層ガラスを入れ修繕する予定です。これは、給食室の前にある保育室は室外機が前にあることと、西日が当たるためどうしてもガラスが熱を持ち熱くなってしまうので、よしずをかけたりブラインドをしたり室外機の風を扇風機で送ったりと工夫をしていますが、ここ数年の異常な猛暑で、暑い日はエアコンの効きも悪くなってしまうので、断熱性の高い複層ガラスを入れ対応したいと思っています。

また、経年劣化により防犯カメラの映りも悪くなっていますので、防犯カメラを修繕する予定です。園児の安全を守るためにカメラの更新が必要だと思っています。

次に、天窓にフィルムを貼る修繕を予定しています。天窓は、保育園が建てられた当時のままでサッシになっておらず、台風時の暴風で破損した場合、大変危険です。フィルムを貼り対処しておきたいと思えます。ほか、ガラス等園内修繕のために修繕費を計上させていただきました。

以上、板倉保育園の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○亀井伝吉委員長 柏崎園長。

○柏崎弘美北保育園長 北保育園の柏崎と申します。よろしくお願ひいたします。令和5年度の北保育園運営事業について説明させていただきます。

令和4年度の園児数ですが、ゼロ歳児1名、1歳児4名、2歳児9名、3歳児10名、4歳児5名、5歳児7名、計36名でした。広域入所はいませんでした。令和5年度の園児数予定ですが、ゼロ歳児ゼロ名、1歳児4名、2歳児4名、3歳児8名、4歳児9名、5歳児5名、計30名の予定です。そのうち新入園児は1歳児の3名です。

令和5年度の北保育園の予算ですが、歳入につきましては昨年と大きく変わったところはありません。歳出につきましては、予算書117ページを御覧ください。北保育園運営事業の需要費の中の修繕料が大きく変わったところ。修繕料は176万1,000円となっています。修繕料について説明させていただきます。修繕箇所といたしまして、プール塗装、遊戯室テラス塗装、園児室テラス塗装、西側トイレ周辺外壁塗装です。いずれも経年劣化により塗装が剥げていますので、危険です。予算を取らせていただきました。

また、防犯カメラが経年劣化によりカメラの映りが悪くなっていますので、修繕させていただく予定です。園児の安全を守るためにカメラの更新が必要だと思っています。

ほかは、昨年と大きく変わったところはありません。

北保育園は以上です。

○亀井伝吉委員長 江田館長。

○江田貴子児童館長 児童館、江田です。よろしくお願ひいたします。児童館運営事業予算について説明をさせていただきます。

令和5年度予算につきましては、1年ごとの公用車の車検に係る経費以外は、歳入歳出ともほぼ例年計上しているものとなります。

歳出につきましては、予算書119ページを御覧ください。説明欄上から3つ目の丸、児童館運営事業131万3,000円は、令和4年度比で70万5,000円の減となります。この差は、令和4年度では屋外固定遊具の

塗装修繕や児童館敷地内の樹木剪定に係る予算等を計上したことによるものです。ここ数年は、施設や設備などの老朽化による修繕が毎年のように出てきていますが、現時点で急を要するものはありませんので、令和5年度につきましては、必要に応じて財政係と協議の上、対応したいと考えております。

児童館運営事業予算の説明は以上となります。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。ないですか。

小野田委員。

○小野田富康委員 予算書の99ページの福祉タクシー利用補助事業なのですが、例年それほどの利用率は高くなかったと記憶しているのですが、昨年度の利用率はどれくらいあったのか教えていただきたいと思います。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 すみません、こちらは健康介護課の担当に、すみませんです。なっています。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

青木委員。

○青木秀夫委員 保育園の入園者の見通しと申しますか、ゼロ歳から生まれている人は分かっているわけですが、生まれた子供の人というのは、大体保育園に入る人が、9割以上は保育園に入っているのでしょうか。幼稚園とかこども園とかを含めて。昔みたいに家庭で育てている、例えば3歳まで家庭で育てる、4歳ぐらいのときに幼稚園とか保育園に行くとかという、そういう家庭は最近少ないのかと思うのですが、どうなのでしょう、その比率でいくと。家庭で育てている人。これは、生まれてしまった人は分かっているわけですから、これから保育園の入園者は、あまりこれは増えないと思うのです。今の数字のまま。途中でよそから転入してくる人以外は増える要素がないわけですから、その辺のところを含めてちょっと何か状況というか傾向を説明していただけますか。

○亀井伝吉委員長 田子係長。

○田子好美子育て支援係長 ゼロ歳児から2歳児に関しての住民登録数が令和4年では142人でした。通常は3歳児から幼稚園に入ると申すのですが、3歳児からはほぼ100%就園しております。幼稚園または保育園に入園しております。ですので、ゼロ歳から2歳児に関しては住民登録が142人ありまして、そのうちの55%が保育園に入所しております。およそ半数以上の方が3歳前に保育園に入所するというようなデータになっています。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、ゼロ歳、1歳、2歳で140名ぐらいの子供がいるわけですね。今いて、その約半数ぐらいが何らかのところに入所しているということで、その半分ぐらいの人が家庭で育てているというような割合ということですか。

○亀井伝吉委員長 田子係長。

○田子好美子育て支援係長 ゼロ歳から2歳児に関しては、約45%ぐらいの方が家庭で保育をされているということになります。3歳になると幼稚園に入園されるというような流れになっています。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それでちょっとお聞きしたいのは、ここ3年間ぐらいの子供の出生者、生まれた人というのは、この間のデータを見ると少ないのですけれども、こんなにいるのですか、142人。途中よそから、生まれてから転入してきたという人は相当いるということになるのですか、これ142人いるのですか、ゼロ歳から2歳で。

○亀井伝吉委員長 田子係長。

○田子好美子育て支援係長 令和4年度のゼロ歳から2歳児に関してはおります。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それで、これは課長の話なのだろうけれども、これだけ子供さんが減ってしまって、2園あって、これから保育園の建て替えというか、老朽化しているので建て替えなくてはならないという話も出ているわけですが、これは1園に将来の見通しとして統合するというような計画。計画というけれども、3年、5年かかるのでしょうから、できるまでには。その3年、5年先にできるのだから、早めにそういう準備をしないと、5年後に準備すると10年先になってしまうから、早めにやらないと、この少子化の話はなかなかこれ解決しないと思うので、その辺のところはどんなような計画をしているのか。この前もそんな話は出ていますけれども、また再度その予定をお伺いしたいのですけれども。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 今のところの予定としましては、新規事業で説明したとおりということで、令和5年度については1園化して更新した場合、または更新して町立保育園が新しくなった場合、板倉にありますまきば幼稚園、そらいろ幼稚園に与える影響等を検討。もう一つの検討としては、今後の少子化の状況が推移する中で、まきばとそらいろで間に合ってしまうのかどうかということも含めた中での検討、あとは実際に造るとなった場合はどれくらい費用がかかるのか。町で持っている土地に造ることが可能なのか。不可能の場合は、では実際どこに造るのかとか、そういった考えられる範囲であらゆることについて福祉課で検討をして、その検討材料を挙げた中で町長が最終的な判断はしていくというふうな流れになっていくというふうに考えています。その検討は来年だけで済むかどうかというのはまだ決まっていない状況で、いつから造るかというのがまだ確定はしていない状況です。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 来年度というか令和5年度にそういう検討を開始するのでしょうか。令和5年度に検討して決定するのではないのでしょうか、その辺。来年度から検討が始まって、結論を出すのをいつ頃の予定にしているのですか。さすがに今課長が言ったように、確かに民営のこども園というのですか、あっちのほうに、あれも民営と言っていいのでしょうかね、あのそらいろ保育園も。それもあつちのほうだから、これだけの子供になると、その子供を取り合うというか奪い合うということになると、経営が成り立たなくなる可能性もありますよね、今のような傾向が続いていくと。だから、早めにやらないと、今言ったいろんなシミュレーションができるわけではないですか。民営のほうに全部任せてしまうという手も一つですよ。そうすると、町立の保育園は不要になってくるわけだ。そういったことも含めて、いろいろ将来いろんなことが考えられるわけだから、これは早めにやらないと、お金の面だけではなくて、そういう将来の見通しを立てていかないと時間ばかり過ぎていくと結論が出るのが遅れていくだけになってしまうから、早めにやらないと。検討、検討というのはよく使う言葉で、いつまでにか最終的な結論を出す時期を決定して進めないと、なかなか

前へ進まないと思うのです。その辺のことを早めにやらないと。やはり職員だって人が代わるわけですよ。そうすると、担当者も代わって、何かそれがうまくつながっていかないと、また時間がだんだん先に行くということがありますので、その辺よく前向きに、スピーディーに進めてもらわないと。やはり検討するからには検討する、決定する時期を切って、期限を切って進めていただければと思うのですけれども、いろんなシミュレーションができると思うので複雑だと思うのです。だから、よく早めに検討して結論を出すようにしていただければと思うのですけれども、回答をひとつ。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 福祉課としましては、できるだけ検討材料になる結果を令和5年度につくっていただけるように頑張っていきたいというふうに考えています。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

荒井委員。

○荒井英世委員 社会福祉費ですけれども、99ページ、地域福祉活動推進事業の中の民生委員と児童委員の活動推進があります。これは、私が現役の民生委員かあるいは辞めた方にちょっといろいろ聞かれたのですが、例えば民生委員さんの場合に、要するに見守りを強化してほしいという要望があるわけですよ、直接いろんな意味で。例えば独り暮らしとか要介護者だとか、あるいは生活困窮者の方がいるとします。その辺の、例えば難しい問題だと思うのですけれども、個人情報があります。例えば見守りに行っても、民生委員の方にある程度その家の個人情報、どこまで出すか難しいですけれども、ある程度分からないと対処できないという話があるのです。その辺はどの辺まで出しているのでしょうか、情動的に。例えば生活困窮者のうちがあるとします。例えば民生委員の場合は、その家の収入というかそういうのは分からないわけですよ。それを出すのは難しいですから。だけれども、毎日例えば民生委員は見守りやるわけではないですよ。そうすると手元にある程度のそういった情報がないと、後から本当に気がつくという場面があるというのです。例えば生活困窮者の場合。だから、そういう見守りする段階で最低限のものが情動的に提供されていけば、それなりの対応ができるのではないかという話なのです。だから、その辺は、例えば今個人情報的に出している提供というのは、具体的に例えばどの辺まで許せる範囲、法律的にいろんな問題があると思うのですけれども、どうなのでしょう。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 現在の状況ですと、あらかじめ個人の情報を民生委員さんに提供はしていないというのが実情です。困窮の場合は情報はないのですが、これまでは独り暮らし等につきましては、毎年独自調査ということで、二、三年はやっていなかったのですが、今年度についてはやりまして、その中では独り暮らしの情報を出しまして、民生委員さんに行ってもらって、アンケート等に協力してもらって、最後にこの情報を民生委員さんも含めた役場で共有してもいいですかというような了承を得た中で共有をしているような状況なので、困窮で困ったというような情報があれば、実際は民生委員さんから役場のほうにつないでもらいまして、役場のほうが、その方が本当に困っていれば生活保護の相談等に当たりますので、実際はあらかじめ情報は行ってないのが現状です。民生委員さんにつきましては、本当に民生委員が解決するというのではなく、あくまでも関係機関、役場なりそういうところにつないでいただいて、つないだ先の専門機

関が対応をしていくというようなことになると思います。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 独り暮らしとか要介護者とか、そういった部分は情報的に把握できますよね。ただ、その生活困窮者ですけれども、確かに民生委員はつなぐ役割なのですけれども、ぽつと例えばさっき言ったように毎日行っているわけではないですから、ときたま行くわけですよね、こういういろんなローテーションで。そうすると、例えば1か月に1回ぐらい行ったとして、どの程度までつかめるのかなという部分があるので、例えばその困窮者の場合は、役場のほうに直接相談に来るということはあるのですか。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 生活困窮者の方については、民生委員さんに困っているよというお話をしてくださる方もいらっしゃるのですけれども、お金がなくてとか食べ物がないで生活が苦しいというご相談は、直接役場に来ることが多いです。こちらでその方の生活状況、例えば収入ですとか支出ですとか、あと光熱費がどうなっているのとか、細かくちょっと聞き取りをさせていただきまして、食べ物がすぐには買えないよという場合はフードバンクを入れてさせていただいたり、働けなくて困っているよという場合は聞き取りの結果、生活保護につなげたりということで、直接役場に相談に来ていただくことが多い状況になっております。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、役場に直接伺いますよね。その内容をその地域の民生委員さんに連絡するということですよね。それはないのですか。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 生活保護とかになった場合は、この方が生活保護になりましたということでお伝えする場合もあるのですけれども、それ以外で民生委員さんにこの方が生活で困っているのというような情報は、改めて流してはいない状況です。なるべくこちらで対応させていただいているところもありますので、見守りが必要な方については、こういう方がいらっしゃるの、近くに行ったときにお声がけをお願いしますというふうにお願ひする方もいらっしゃいますが、そういう状況になっております。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 今後ですけれども、見守り、それが必要な人に対しては、積極的に役場のほうから民生委員さんにいろんな情報を提供していただきたいと思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

市川委員。

○市川初江委員 市川です。よろしくお願ひいたします。園には防犯カメラが設置してありますけれども、何か所ぐらいに設置してあるのか。そしてまた、その防犯カメラは毎日見ているのか、それとも月に何回か見ているのか、どのように確認しているのかということが1点です。

それと、AEDが各園にあるわけでございますけれども、それを使用したことがあるのかないのか。

取りあえずこの2点をお願ひいたします。

○亀井伝吉委員長 根岸園長。

○根岸久美子板倉保育園長 まず、防犯カメラですが、板倉保育園、北保育園とも3台ずつ設置してありま

す。駐車場の入り口と園児の送り迎えをする入り口2か所に、常時誰が入ってきたか分かるように設置してあります。モニターのほうですが、事務室に取り付けてありまして、事務室にいる園長ですとか主任ですとか常時確認できます。ちょっと知らない車とか入ってきた場合は、すぐに対応ができるようになっています。

AEDですが、園に1台ずつ置いてありますが、今まで使用したことはありません。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 使用したことがないということはいいことでございますけれども、万が一のことがあるわけですので、AEDがあるということは安心ができるかなと思います。カメラのほうも今お話を聞いて安心いたしました。モニターがあつてちゃんと見てくださる方がいるということですね。

それと、大変2園で修繕費が400万円以上かかっているわけですが、本当に老朽化しているなど、いろいろ説明を聞いていますと思うのです。そういう意味では、今、青木委員さんもおっしゃいましたけれども、本当に急務だと思うのです。新しい園に向けて急いで検討に入っていただきたいというふうに思います。そらいろ保育園もありますけれども、全然方針が違いますよね。そらいろ保育園は個性を伸ばす教育ということで、何かその子供の好きなことをさせているような、私が最初園が来たときに見に行ったときには、それぞれみんな自由なことをやっているわけですね。そうしますと、1年生に上がったときに、お行儀よく座ってられない、時間から時間まで。ふらふら歩いてしまうという、そういうことがあつたわけですが、今ではどうなのですか。そらいろ保育園の園児たちは、1年生に上がったときには、そういう規律はきちんと守れているのでしょうか、どうなのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 そらいろ保育園につきましては、今、市川委員さんが言われたように、どちらかという自由というような方針でやっていますので、確かに1年生に上がったばかりの頃は、ちょっと町立保育園の子供たちよりも落ち着きはないという話は聞きます。実際に小学校で見たわけではないので、分からないのですが、町立の保育園につきましては、町立保育園がもともとその町の平均というかそういうような形になりまして、そのほか私立については、いろんな特色を出していくというような方針がありますので、こちら来年度の調査に当たっては、公立のメリット、デメリット、私立のメリット、デメリットもよく調べるようにとされていますので、できるだけ検討材料を多くしながら迅速にやっていきたいというふうには考えています。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 本当に人間教育で、何度もいつも言うのですが、やはり保育園、幼稚園が一番大事な教育なのです。ですので、私は、いろいろ予算づけをしなくてはならないものはたくさんあるわけですが、子供たちのことはもう優先して予算づけをしていただいて、前向きにしっかりと考えていただきたい。それが板倉町のやはり財産になっていくということだと思っております。課長に言ってもしょうがないのですが、副町長もいらっしゃいますので、町長にもそんなことをしっかりと伝えていただければと思うのです。私もお話ししていきたいと思っておりますけれども、やはり町が主体で経営する園はとても大切だと思っております。ほかの企業のそらいろ保育園みたいなおところにお任せしてしまうのではなくて、しっかりした人間教育の基礎を子供たちにさせていただきたいというのが私のずっと願いでございますので、そのところはよろしくお願ひしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 回答はよろしいですか。

○市川初江委員 課長、何か一言。副町長がいいかな。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 市川委員のおっしゃることは重々分かります。そういうことでありますので、今日の委員のご発言につきましては、後ほど町長にも伝える考えでいますので、私としてもおっしゃるとおり子供のための予算というものは大変重要というようにも思っていますので、よく町長とも相談をしていきたいというふうに思います。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 くれぐれもよろしく願いいたします。ほかにあれでしょうか、園で今特別困っているということはございます。こういうときですから遠慮しないで言っていただければ、副町長もいますし課長さんもいらっしゃいますし、どうでしょうか。

○亀井伝吉委員長 根岸園長。

○根岸久美子板倉保育園長 今に始まったことではないとは思いますが、やはり保育士の成り手が少ないということでしょうか。だんだん今シフトとかも早番、遅番とかもきつくなっておりますので、保育士になりたいという方が増えてくれればと希望しております。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 今、根岸園長先生から保育士に募集しても来ないと、そういうことがありますので、それもやはり老朽化している園も、ちょっと新しい保育所があればそっちのほうに試験を受けに行ってしまうのかなと思いますので、そういうのも含めてよろしくお願いをしたいと思います。大変ですものね、先生方が。よろしくお祈りします。

以上でございます。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 針ヶ谷です。よろしくお祈りします。荒井委員の質問の中で生活保護世帯、生活保護の話が出たかと思うのですが、予算書で生活保護の名前が出た予算化がちょっと見受けられないのですが、101ページの低所得者対策事業がこれに当たるのかどうか、あるいはほかの名称で予算化してあるのかどうか、その確認をまずお祈りをいたします。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 生活保護につきましては、町には福祉事務所がありませんので、町は相談を受けて県のほうにつなぐ役目を行っております。生活保護の申請、相談、支給決定につきましては、板倉町ですと館林保健福祉事務所のほうが担当になっておりまして、そちらに依頼をして相談を受けていただいて生活保護の申請をしていただき、いろいろ調査をした結果、支給決定をしていただいて、県のほうから、そちらから保護費のほうを出していただくようになっておりますので、町では予算は取っておりません。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 では、お金というか支給自体も県から直接生活困窮者のほうへ行っているという認識でよろしいですね。町としては、その間には入ると思うので、数は確認できるかと思うのですが、現在いろいろ

ろと報道を見ていますと、やはりコロナの影響で生活保護を申請する世帯が、あるいは人が増えているような状況なのですけれども、その推移も含めて現在の板倉町の生活保護対象者の数が分かればご報告をお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 申し訳ありません。資料がなくて正確な数字はちょっと申し上げられないのですが、生活保護の世帯としては40世帯前後になるかと思えます。そのほかに施設入所をしている世帯がありますので、それも20前後になるかと思えます。最近の傾向ですと、体を壊してしまって施設入所をした方で、施設の利用料が払えないよという方が生活保護の相談に来る方が多いように感じられます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 体がやはり調子悪くてという部分と、あるいはもう実際に仕事にあぶれてしまって収入が得られないというような、いろいろなタイプがあるのかなと想像していますが、先に説明を受けました107ページに障害児等の数が出ていた、給付事業の対象者が25名ということで報告があったのですが、児ですから、これは親の保護下にあるのだと思うのです。児だと対象年齢は何歳までになりますか。まずそれと、あるいはその先です。きちんと就職までできて自立できているのか、あるいは生活保護の対象者になっているパターンが多いのかという部分についてはどのように把握されているか、2点お願いします。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 障害児につきましては、今現在25名いらっしゃるのですが、見ておきますと、やはりご両親が元気に仕事をして面倒を見られるということで、生活保護になったケースは、すみません、私が担当を始めてからはいないと思います。それと……

「年齢……」と言う人あり]

○山田幸子社会福祉係長 年齢、障害者は18歳未満になります。18歳以上が障害者になるのですが、障害者の方につきましては、やはり数名は収入とかの面で生活保護を受けて施設入所をされている方はいらっしゃいますが、ほとんどの方が障害年金をもらっている方が多いので、そちらの障害年金である程度利用料というか、そちらの障害年金のほうで生活できるので、生活保護になっている方は数名しかいなかったと思います。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 今の説明を聞いていて、障害者年金である程度賄えるのだけれども、中にはその生活保護の対象になる人がいるという、その差というのは何なのですか。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 すみません、障害年金をもらえていない方もいらっしゃるのですが、そこが差なのかとは思いますが、大変申し訳ありません。その方、今私が思い当たる方が障害年金をちょっと受給しているかどうかというのが、すみません、把握できておりませんので。申し訳ありません。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 私も持病がありますので、いつ障害者になるか分からないのですが、障害年金の対象になるためにはお金を払い込むということが必要なのでしょうか、では親御さん、障害児、あるいは年金のあれというのは、普通の人だと二十歳を超えてから国民年金の払い込みをしますけれども、障害

者の場合はどういふうに年金の積立てというのは行っていくのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 障害者の方につきましても、二十歳を過ぎてからの積立てになるかと思います。ただ、二十歳から障害年金、二十歳以前に障害がある方については、二十歳になった段階で診断書を作成していただいて、障害年金を請求することでもらうこともできる方もいらっしゃるのでは、年金の保険料を納めずにもらっている方もいらっしゃると思います。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 その辺が複雑ですね。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 障害年金の関係でちょっと補足させていただきますけれども、20歳前の発症ですね。いわゆる障害児と言われる方については、障害の度合いにもよりますけれども、20歳到達と同時に手続を取れば障害基礎年金は該当になります。ただし、保険料の納付は全くしていない状況ですから、これには所得制限が伴います。たしか本人だけだったかなと思うのですけれども、本人の所得制限がありますから、比較的軽度の障害で労働をしている方だと支給停止が出ている可能性はあります。障害年金の受給を始めると国民年金の保険料は法定免除ということで、納付をしなくてもいいと。免除になります。それと、二十歳を過ぎてからの発症については、保険料の納付要件が必ず伴いますので、きちんと保険料を納めていない方については、場合によると障害年金は該当にならないということになります。そういった方がケース的には生活保護になるのかなという、これは昔私もちょっと担当したことがありまして、そういうケースの方はいました。何でもない健康なときには保険料を滞納していて、体を壊してしまったら年金が欲しいと。残念ですけれども、保険料の納付要件がないので該当にはならないですよということを当時伝えましたけれども、最終的な社会保障として生活保護制度があるわけですから、最終的には生活保護で救済するということになります。そんなことです。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。若年で発症した場合には給付対象になりやすいのだけれども、成人、二十歳なのですね、18ではないですね。二十歳を超えた後は、その経過によっては対応が難しくなっているということなのですから、どういう状態で障害者に認定されるか。事故等で40代でという場合に、国民年金を払っていましたよと。障害者積立てはしていませんよというような場合には、これは今の副町長の説明からすると、対象者になるのかならないのかということの方が分かりづらいのですけれども、国民年金の部分でカバーしてもらえるのかどうかということを確認なのですが、いかがでしょうか。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 その辺のちょっと説明が不足してしまっていて、年金制度は今、厚生年金と国民年金です。自営業者の方は国民年金、被用者の方は厚生年金に加入されているわけですから、どちらの年金制度にしても保険料の納付が一つの要件になりますので、例えば厚生年金に加入している方ですと、年金の支給は二階建てです。基礎年金部分と報酬比例部分、これも障害給付の制度上、双方ありますので、受けられると。国民年金しか加入していない、板倉のケースで申し上げますと、農家の皆さんなんかは国民年金だけですね。ですから、万が一障害になった場合には、国民年金の基礎年金の障害年金しか該当にならないというこ

となのですけれども、いずれにしても、要するには40歳で障害が出てしまったといったときに、国民年金は20歳から加入して保険料を納めるわけですけれども、その納付要件については、ちょっと私も今制度が変わってしまったので、詳しいことは分からないのですけれども、障害が発生する以前、前の何年間かがきちんと保険料が収まっていれば、たしか該当になるという仕組みになっていたかなというふうに思います。全期間全くもう滞納していて全然納めていないということになると、全然もう見込みないのですけれども、例えばでは20歳で加入して35歳まで保険料を滞納していたと。35歳から納めるようになった。40歳というところと5年ぐらいたっていますよね。そのぐらいの納付があれば、たしか障害年金は該当する仕組みになっていたかなというふうに思います。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 年金自体20年でしたか、最低積立て年数。何かそんなような話を聞いたような気がするのですけれども、取りあえず二十歳で責任を負ってやっていたら途中で障害対応されても、その後の部分で、保障といってもそんなぜいたくな生活ができるほどは出ないのしょうけれども、ある程度生活できる最低限、生活保護世帯にならない程度の生活はできるようなことはやっていただけるのだらうと思います。障害児が、これも程度があるので、先ほど副町長の話にもありましたように、社会生活が自立で営めるのかどうかという部分で、等級等で分けてあるのだと思うのですけれども、予算的に上の障害介護給付事業という、これ介護給付というのはもう介護は必要、要するに一人で行えることに制限が多いという人たちの給付事業だと思うのですけれども、これも増加傾向にあるのだと。障害児給付事業も今回500万円増加しているということで、増加傾向にあるということですが、障害児の認定が前に比べると、精神疾患を含めてちょっと判断の基準が画一化してきているので、該当する子が増えているのかなと想像しているのですけれども、そういう認識でよろしいのかどうかという部分と、今後もこの先天性の障害が多いのか、先ほどご相談したように事故等で後天的に障害を負う状態が多いのかという部分についてはどのように把握されていますか。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 児のほうであると、すみません、先天性の方がほとんどになっております。小さい頃から発達の遅れが気になったりですとか、そういうことで発達支援ですとか放課後デーとかを使う方が増えてきています。障害者のほうにつきましては、途中で例えば脳梗塞になってしまって体が動かなくなってきたりとかということで、先天性というよりは、途中で体に障害、例えば脳梗塞ですとかそういう障害になってサービスを利用されたりですとか、あと鬱病ですとか精神疾患を患ってサービスを使う方が多いと思います。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 今こういった方に対して優しい社会づくりというのを目指して町も総合計画を立てているのだと思いますので、そういったPR、あるいは使える給付事業等広く広めていただいて、機能的な部分であれば動かすことによってある程度回復できるというのは、パラリンピック等を見ているとあれですし、精神的にもそういう部分で健常者と変わらない生活を送れるという可能性も出てきているわけですけれども、そういった部分の町の取組というのは、まだまだ少し遅れているかなとは思っています。やはり報道等を見ていると、パラリンピックに取り入れられている種目を小学生や中学生に体験していただいて、そういう認識を深める活動、広報活動というのをやっている地域が増えてきているのかなと思います。その部分に

ついては、まだ町として私が認識している限りは足りないかなと思っておりますので、そういう障害を持っている児者だけではなくて、やはり周りの人たちの見識というのでも少し高めていただいて、差別のない社会、暮らしやすい社会というのを目指す必要も、それを組み立てていくのも福祉課の役目の一つかなと思いますので、今回特に予算化している部分はないかと思うのですけれども、取り組める部分から取り組んでいただいて、これは教育委員会を含めての仕事になるかと思うのですけれども、ぜひそういった取組もよろしくお願いできればと思いますが、課長、何か一言お願いします。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 すみません、こちらにつきましては、先進地の状況等を調べまして、どんなことをやっているのかと、自分も勉強不足で知らない部分が多いので、先進地を調べてちょっと対応をしていきたいというふうには考えています。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

小野田委員。

○小野田富康委員 先ほどは失礼しました。市川委員の保育士の件と先ほどの根岸園長のお答えの中でもあったのですけれども、保育士が、毎年見ると募集はかけているけれども、なかなか入ってきてくれないと。募集がないというような話を聞いているのですけれども、町立の今の保育園で保育士の数というのは実際足りているのか、充足率はちゃんとしているのかというのがまず1点伺いたいのですけれども。

○亀井伝吉委員長 根岸園長。

○根岸久美子板倉保育園長 保育園の配置基準は国に即しまして、配置基準には合っている保育士の数なのですけれども、発達障害ですとか早番勤務、遅番勤務とかがありまして、配置基準ではちょっと賄い切れないような状況になっています。クラスによっては加配ということをしていますが、もう少し保育士にゆとりがあれば保育士たちの仕事も軽減できるのではないかなと思われま。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 幼稚園だと幼稚園の教諭ということで、保育士とはまた資格が違ってくると思うのですけれども、町内のそらいる保育園とまきば幼稚園ですか、認定こども園にもなるかと思うのですが、そちらの保育士さん、教諭のほうの充足率とかというのは分かりますか。

○亀井伝吉委員長 田子係長。

○田子好美子育て支援係長 先ほど根岸園長が申し上げたとおり、国の配置基準は必ず守っております。また、私立保育園ですので加算というのがありますので、それに応じて必要な人数は配置していると思っております。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 大変失礼なのですけれども、町立の保育園、保育士さんの高齢化と言っては失礼なのですけれども、実際そこその年齢のベテランの方が多くいらっしゃるって、本当に若い保育士さんいないよなというのが実感として感じている部分なのですけれども、やはり園児としてもベテランの方が見てくれるのが、一番安心は保護者とすればできる部分はあるのですけれども、やはり保育士さんの年代が変わっていくことによって子供がそれに、教育という部分なり保育の部分で感じる部分は変わってくるかと思うのですけ

れども、その辺はどのように今園長先生から見られるのか。

○亀井伝吉委員長 根岸園長。

○根岸久美子板倉保育園長 保育士の高齢化になってきているということですが、ベテランにはベテランなりの乳児とかの対応は、若い保育士よりも安心して任せられるということもあります。年長さんですとか活動的に活発なところは若い保育士と一緒に遊んでということもありますが、私たち保育士はどの年齢にも対応できるように、何歳になってもどの年齢の子も対応できるように毎日体力づくりをしまして、皆さんが元気に頑張ってくれています。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 たまたまうちの近所の子供というか専門学校に行って保育士の資格を取った、4月から板倉ではなくて違うところ、やはり保育園なりに勤めるというような話をちょっと聞いて、寂しく思ったりしているのですけれども、実際そういった都会のほうとか別の地域の保育園に行かれてしまう要因というのは、どの辺にあると考えていますか。例えば園舎が古いとか、もちろん地域性で田舎には住みたくないとかというのはいろいろ個人であるかと思うのですけれども、結構保育士の資格を取られる方はかなり人数多いかと思うのですけれども、そういった方がなぜ板倉の保育園には来ないのかというのが、どの辺に一番の原因があるかと考えていらっしゃいますか。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 私も秘書人事とも話すのですが、本当に原因が分からないのです。生涯保育士として勤めるというのでしたら公務員保育というのはいいのかなというふうには考えるのですが、初任給だけを見ると確かに民間保育園とか幼稚園のほうが高い。そして、東京ですと今力を入れていまして、家賃補助8万円とか、区によっては10万円とか、そういうので東京に行ってしまう子もいますし、ですが、なぜ今正規職員の保育士も募集をしていただきましたし、任用職員についても臨時職員ということで募集もかけているのですが、やはり来ない。あとは、県境にあって、橋を渡って埼玉に行くとき少し給料もよくなるとか、そういうのもあるのかなというので、原因については分からないのですが、そういうのもあるのかなというのしか自分はちょっと分かっていないです。

「板倉だけじゃない……」と言う人あり]

○小野寺雅明福祉課長 そうです。郡内でもやはり保育士不足していまして、千代田、邑楽なんかにつきましても正職以外にもう間に合わないということで、中には派遣の保育士を使ったりとかそういうので対応しているところもあります。全体的に保育士は不足しているということで、国も民間につきましても、処遇改善とか、昨年度につきましても9,000円の上乗せとかそういう対応をして、少しでも資格を持っている方が保育士として働いてくれるようにということで国も頑張っているところなのですが、全体的に少ないという状況です。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 毎年学校を卒業して保育士の資格を取る方は多くて、実際結婚して子供を産んでそのまま退職して、後は戻ってこないというような話を前回も聞いたことはあるのですが、戻ってきやすい職場なり戻ってきやすい処遇面、待遇面が大事なのかなと思うのですが、やはり初めて保育士の資格取って勤めるというときには、ある程度いろんな地域、もちろん給料のバランスとかというのを見るのだと思うの

ですけれども、その辺で一応公務員なので、正職になってくるともちろん決まりはあるのですけれども、何か色をつけるというのも変なのですけれども、やはり来てもらいやすい、今勤めている方とのバランスももちろん大事だとは思いますが、そういった面での処遇の改善というのは、やはりなかなか考えられないものですか。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 確かに初任給は安いのですが、民間と比べますと、10年勤めると本当に差が広がるというようなのは、民間の保育園との話合いでもありますので、長く勤めていただくには公立の保育園というのはいいのではないのかなと思います。あとは、民間ですとある程度面接だけで入れてしまうところが多めに比べて、公立の場合は1次試験、2次試験ということで、そういった一般教養等の勉強も加わるということで、ちょっとハードルが高い方もいるという話は聞きます。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 10年勤めればある程度の処遇アップになってきますよという、そういったアピールももっとしていかないといけないと思うのです。例えば募集かけるにしても、初任給がこれですけれどもどんどん上がって行って、実際10年たてば民間の保育園よりもいい待遇を受けられますよとか、皆さん長く勤めていらっしゃる方が結婚されて子供を産んで、また戻ってやっているというのは、そういったやはり最終的な処遇がいいからだ、そういった面をもっとアピールして、入ってくる時の最初のものではなくて、シミュレーション的にこのぐらいこうなりますという的なのもっとアピールして行って、本当に来てもらうものをつくっていくべきだと思うのです。せつかくの町立の保育園なので、やはりある程度責任ある公務員という立場で保育士さんがいてくれることによって、やはり親御さんは安心するのです。もちろん会計年度の方とかパートの派遣の方でも保育士は保育士なのでしょうけれども、やはり何かのときにはそういった町の公務員の立場の方が要はやってくれているという安心感もあるかと思うので、この募集に関しては力を入れてぜひやっていただきたいと思います。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

黒野委員。

○黒野一郎委員 先ほど根岸園長先生の話の中で、板倉、それから北保育園の関係で給食室の、先ほど来からずっと建物が古いとか早くという、現状はなかなか建物の建て替えも厳しい状況なのでしょうけれども、その中で先ほどアイデアとして給食の中で暑さ防止ということでいろいろ工夫をいただいているのですけれども、例えば夏の給食室の中のエアコンの温度、建物が古くていろいろ工夫しているけれども、温度が下がらないというのか、これは給食室が広くてエアコンの大きさが小さければどんどん、どんどん温度は上がってってしまうのですけれども、その辺のエアコンの大きさ、その辺はどんな状況なのですか。

○亀井伝吉委員長 根岸園長。

○根岸久美子板倉保育園長 先ほどの複層ガラスの件ですが、給食室ではなくて、給食室自体は今新しいエアコンが入っていますので、温度は二十二、三度にまで下がるようになっていきますので、給食室の前のクラスなのです。前の保育室が給食室の室外機が前のクラスのガラスに当たってしまって、保育室のガラス自体が熱を持ってしまうのです。その保育室のガラスを複層ガラスに変えるということで、その部屋は今年すぐ

い猛暑ということで38度ぐらいに外気がなってしまったときは、エアコンを使ってよしずをかけてみましても30度ぐらいにしかならず、子供の適温ではないということで、ちょっと室外機の空気を送るということで、ちょっと業務用の扇風機とかを借りて室外機を外に出したりして工夫したのですけれども、暑いのは保育室のほうなのです。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 私の聞き間違いで、大変失礼しました。ということの中で、1つの部屋なのか、先ほどの話の中でエアコンというのは大きさが違いますけれども、やはりこれを見ますとゼロ歳から3歳、両方とも過半数、半分以上が3歳までのほうが多いわけですよ。40人、20人と、こう。そうすると口もまだそんなに、しゃべるにもまだゼロ、1歳、2歳では。そうなれば暑さも感じる、暑い暑いと言えないかなと思うのです。先ほど話にあった室内がどの辺の部屋までがどのぐらいの温度で保っているのか、暑ければ、子供も口もあんまりしゃべれない状況であれば具合も悪くなるという、そういう状況も想定外ではなく現状を考えるとある可能性もあると思うのですけれども、その辺の室温の、今先ほど扇風機がどうのこうのという話が出ましたけれども、なかなか扇風機ではね。だけれども、先ほどの部屋の温度というのはどのくらいまで保てるのですか。

○亀井伝吉委員長 根岸園長。

○根岸久美子板倉保育園長 各部屋に温度計と湿度計がありますので、その年齢に応じた室温と湿度を保てるようにしてあります。エアコンもその給食室の前の部屋はどうしても暑くなってしまうりするのですけれども、ブラインドをかけたりして、できるだけ適温に持っていくようにしています。暑さ対策、熱中症対策としましては、3歳未満児には、もちろん午前中のおやつとして水分補給をしています。3歳以上児にしましても、1年を通して夏場はスポーツドリンク、冬場は麦茶を提供しまして水分の補給とかをしまして、熱中症対策はしています。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 今、熱中症対策という話の中で、そういう現実的に熱中症になってしまったとか具合が悪くなってしまったということで救急車を呼んだとか、そういう事例は両園の中であったのですか。

○亀井伝吉委員長 根岸園長。

○根岸久美子板倉保育園長 救急車を呼んだ事例なののですけれども、熱中症ということではなくて、熱を出すといけいれんを起こしてしまう子が1人いたのですけれども、昨年年長児で熱性けいれんで1人、救急車をお願いしたことがあります。ほかは熱中症で救急車を呼んだということはありません。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 ゼロ歳から5歳までですけれども、両親が勤めていて県外でも県内でも出ていると思うのです、仕事に。そういう中での緊急というのか子供がそういう状態になったときは、すぐ連絡取れる方法というのは、当然携帯とかあるでしょうけれども、すぐ来てもらうとか、いや、親を呼ばなくても大丈夫ということになれば夕方まで、お迎えに来るまで面倒を見ていろいろやっているケースもあるでしょうけれども、その辺は。

○亀井伝吉委員長 根岸園長。

○根岸久美子板倉保育園長 保護者の緊急連絡先といたしまして、1番から3番まで連絡先を、1番の優先

のところは母親の携帯ですとか、その人によって一番つながりやすいところを1番にしてあります。携帯の方もいらっしゃるれば職場のほうに連絡を取ってほしいという方もいらっしゃるしまして、1番、2番、3番まで決めてあります。2番が父親の携帯ですとか3番が祖父母の方とかになっている場合もあります。熱とかが出てしまったり緊急を要する場合は連絡をすぐ取りまして、保護者の判断でお迎えに来ていただいたりしています。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 では、最後に、それで先ほど親を呼ばなくても何とかなるという状況な場合は、夕方まで保育園で面倒を見て、別室か何かで手当てをしているとかという、そういう状況もあるかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○亀井伝吉委員長 根岸園長。

○根岸久美子板倉保育園長 遠くのほうに勤務されていて、すぐにお迎えに行けませんという方も中にはいらっしゃいますので、保育園には保健室が用意してありますので、布団を敷きまして熱さまシートを貼ったりとか、別に保育をしている場合もあります。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

延山委員。

○延山宗一委員 よろしく願いをいたします。予算書の119ページの児童館の運営事業で確認したいのですが、この明細によると厚生員2級の指導員の申請ということで、額的には非常に少ないのですが、予算をされています。そうすると、この指導員というのはそれ相応の有資格者という立場になるわけなのですが、どういうものを経験したものであれば、例えばそういうふうな資格が有するのか。また、まるっきり素人の人でもこの指導員の講習を受ければなれるのか、その辺のところをまず確認したいと思います。

○亀井伝吉委員長 江田館長。

○江田貴子児童館長 児童厚生員2級指導員というものが児童健全推進育成財団という財団が独自に認定する資格になっておりまして、そこが決めた研修を修了した後に申請をしますと資格が得られるというものになっております。基本的に児童館で働く者は何かしらの資格がないといけないことになっていまして、保育士ですとか幼稚園教諭ですとか社会福祉士ですとかそういうものが必要になってきますので、そういう資格がある上にこの財団の研修を受けることによって児童厚生員という資格が得られるということになっていま

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうすると、例えば保育士を経験していると。いろんなところで携わっている人だから、例えば児童館のこういうふうな子供たちに対応できるというものでもないということになるわけですね。

○亀井伝吉委員長 江田館長。

○江田貴子児童館長 児童館で働く上で児童厚生員の資格というのは必須ということではないのですが、児童厚生員といいますと保育士とはまた違う、児童館自体が小学生も対象としている施設でありますので、小学生に対する接し方であるとか、あとは板倉では少ないのですが、家庭に複雑な状況があるお

宅のお子さんが遊びに来た場合のそういう対応とか、そういうものも出てきますので、そういうことについての研修がこの児童厚生員研修で受けられるということになっています。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうしますと、例えば年齢的には非常に低年齢化の方からそこそこの小中学校、例えばそういう方もいるかもしれないのですけれども、あとはまた障害者も出てくるのかなと思うのですけれども、それに当然対応する、そういうマニュアルも当然つくられているのかなと思うのですけれども、そうすると勉強して学んで有資格者になって対応していくということで、そうするとやはり常時例えば何名の方がそういうことで児童館に待機していなければならないという、そういう細かいところまで定義されているのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 江田館長。

○江田貴子児童館長 最低2名は職員として常時いなければいけないので、現在は3名体制ですので、1名休暇というかお休みになっても対応はできる形にはなっています。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうすると、板倉町の児童館に勤めてくれる人、まず先ほど3名ということで話したのですけれども、全部有資格者で待機しているというような受け取り方でよろしいですか。

○亀井伝吉委員長 江田館長。

○江田貴子児童館長 現在は、3名全員が何かしらの資格は持っている者で運営しています。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 当然女性ですよ。

○江田貴子児童館長 はい、全員女性です。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうすると、年齢的な制限というのはないのだろうなと思うのですけれども、本人が一身上の都合とか、この場で、例えば定年なら定年の年齢までそこで子供たち、児童の扱いができるということでよろしいのですね。

○亀井伝吉委員長 江田館長。

○江田貴子児童館長 現在の職員が正職員が2名、会計年度任用職員が1名という配置になっているのですけれども、正職員は人事異動によりほかの部署に移る可能性は出てきます。会計年度任用職員につきましても、本人の意思でまた板倉町で会計年度任用職員をやりたいという方は働いているので、その会計年度任用職員に申し込む方も、ある程度の希望を出して申込みをしているのですけれども、その配置につきましては、人事のほうが決めているということになりますので、定年まで全員が勤められるということではないと思います。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 任用職員の場合は毎年ということで希望を出して勤められるということであるのですけれども、当然職員の方については、異動というのはこれつきものですから、その後しっかり体制づくりの中での異動というふうに対応していくのだと思うのですけれども、いずれにしても、やはり児童館ということは、子供たちにとっても必要性のあるものであるわけだし、今後もちろん先生方にも指導者、それもしっか

りと学んで、今後ともまたよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

青木委員、では、1回目、私。

ゼロ、2歳児の関係なのですが、45%の人が入所していないということで、待機児童ですけれども、どういう理由で入所していないのか。保護者さんの理由があつて入所できないのか。あと、施設のほうで理由があつて入所できないのか、その辺どうなのでしょう。

田子係長。

○田子好美子育て支援係長 ゼロ歳から2歳に関しては、保護者の方の意思で入所申込みをされていないということです。待機児童ではありません。保育園に入るには保護者の就労とか病気とか何かしら要件がないと入れませんので、そういった就労といった要件がない方というのが保育園に入っていない方のご家庭ということになります。

○亀井伝吉委員長 では、施設の関係ということではなくて保護者の関係ということですね。民間も同じということですね。分かりました。ありがとうございます。

では、時間あれですけれども、青木委員。

○青木秀夫委員 今、亀井さんの質問と関連するのですけれども、保護者というか母親の就労時間が足りないから入園資格がないと、要件を満たさないから入園できないと。小さいからうちで家庭で見ているのではなくて、本当は保育園に入れたいのだけれども、そういう親の就労時間が足りなくて、そういうルールがあるから、それを厳格に。というのは、私が聞きたいのは、今は定員の枠も少子化で非常に緩くて枠はあるのだと。入所枠はあるけれども、親のその就労条件が、時間数きちんと働いていないから、満たしていないから入所資格がないということで、そのルールを厳格に守るとそういうことになってしまうのでしょうか。現実はこの保育園も比較的定員の枠は余っているのではないかと思うのです。だから、余っていてもその要件、ルールを厳格に適用すると入所させるわけにはいかないということで断っているという、そういうのはこれは運用の問題なのですから、そういう現実も結構あるのではないのですか。

○亀井伝吉委員長 田子係長。

○田子好美子育て支援係長 入所の要件に関しては、就労時間が月64時間以上というのがありますので、こちらは必ず守らなくてはならないということになっています。施設に関しては、今定員が余っていることはありませんので、受け入れられないような状況になっています。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 定員がいっぱい受け入れられないのと就労時間が足りないから受け入れられないというのは違うでしょう。私が聞いているのは、例えばの話なのだけれども、定員の枠が余っているということがあるけれども、就労時間が不足しているから入所要件を満たさないから資格がないですよということもあるのではないですかと。そのルールを厳格に守ればそういうことになるわけ。だから、それは町の保育園だからそのルールを厳格に守らなくてはいけないのかもしれないですけれども、多少民間というか私立の保育園ならその辺のところは弾力的に運用するというか、条件を非常に緩く運用するということで、今60時間、64時間、

それは何、週、月ね。

〔「月です」と言う人あり〕

○青木秀夫委員 月60時間以上ではないと資格がないわけでしょう。だから、その辺弾力的に運用してやっているところもあるのかと思うのですけれども、その辺は町の保育園の場合は問題ないのですね。定員がいっぱいな、今はだから。さっき聞くと。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 ゼロ、1、2の保育に関しましてはもう決まりがありまして、民間に入ろうが町立に入ろうが、町の認定を受けないと利用できないということで、その認定基準が国が定めた64時間以上というふうになっていまして、保育認定が受けられないので、そういう方に関しては、どこの保育園も受け入れられないというようなことになっています。民間だからいいとかそういうのはございません。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そういうルールなのだ。町が1回チェックして、それから私立でも何でも入れると。何か今私もちよっと聞いた話では、こども園なんかで、突然町から例えば市町村の町から頼むよと来られるのだと、ゼロ歳から2歳までだと。そうすると困ってしまうのだとかと聞いていることもあるのです。そうすると、やはり職員のやりくりで突然言われても困るので、民間なんかだとぎりぎりの職員配置でやっているの、そういうときには今さっきちよっと言った人材派遣会社から急遽頼んでつないでやっていくのだと聞いたことあるのですけれども、1回あれか、全部入所する場合に、私立であっても町あるいは市が受け入れてから配ると言っておかしいけれども、あっちこっちに頼むわけか、そういうことなのだ。そういう仕組みになっているのね。だから、そんな話聞いたことあるのです。そういうゼロ歳から2歳の人は押しつけられるとかそういうのをよく聞いて、困っているとかというのを、私の友達がやっているこども園なのですけれども、よく聞くのですけれども、そういうことね。

○亀井伝吉委員長 青木委員に申し上げます。時間も参りましたので、その辺は個別で回答いただきたいと思います。

以上で福祉課の予算審査を終了いたします。

福祉課の皆さん、大変ありがとうございました。

休憩を挟みまして教育委員会事務局の審査を10時45分から行います。大変ありがとうございました。

休 憩 (午前10時31分)

再 開 (午前10時45分)

○亀井伝吉委員長 再開いたします。

ただいまから教育委員会事務局の予算審査を行います。

説明につきましては要点説明により簡潔にお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

小林教育委員会事務局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 お世話になります。それでは、ただいまから令和5年度の教育委員会事務局の予算概要について説明をさせていただきます。

説明順につきましては、最初に総務学校係、次に生涯学習係、中央公民館、北部公民館、南部公民館、東部公民館、わたらせ自然館、スポーツ振興係の順で説明をしていただきますので、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之総務学校係長 いつも大変お世話になっております。総務学校係、齊藤です。よろしくお願いいたします。令和5年度の予算の主な事業につきましてご説明させていただきます。

まず初めに、総務学校係の令和5年度予算の歳入につきましてご説明させていただきます。予算書の29ページをお願いいたします。29ページ、15款2項5目の教育費国庫補助金でございます。一番下です。5目の教育費国庫補助金の一番上、1つ目でございます。学校施設環境改善交付金として954万円を計上させていただきました。こちらにつきましては、東小学校体育館の屋根外壁改修工事に伴う国庫補助金でございます。その下でございます、次に僻地児童生徒援助費等補助金についてご説明いたします。こちらにつきましては、遠距離通学援助としてスクールバスの運行事業に伴う国庫補助金といたしまして1,467万4,000円を計上させていただきました。

歳入の説明につきましては以上でございます。

次に、令和5年度予算の歳出につきましてご説明させていただきます。予算書の189ページをお願いいたします。189ページ上から1つ目の10款1項4目いじめ問題対策事業についてご説明させていただきます。板倉町いじめ問題対策委員会の必要経費として5名分の委員報酬をはじめ会議費用を11万6,000円計上させていただきました。

次に、197ページをお願いいたします。197ページ上から1つ目の10款2項1目小学校給食事業についてご説明させていただきます。10節需用費、賄い材料費でございますが、給食無料化に伴う材料代といたしまして3,255万4,000円、18節学校給食費、弁当代替者対応補助金として20万8,000円を計上させていただきました。こちらにつきましては、食物アレルギーのため弁当を持参している児童に対しての補助金となっております。小学校給食授業全体の予算額といたしまして3,276万2,000円を計上させていただきました。

次に、上から2つ目の10款2項1目小学校スクールバス運行事業についてご説明させていただきます。12節スクールバス運行管理業務委託料として、北地区から西小学校までの2コース2台のバス及び南地区から東小学校までの2コース2台のバス、合計4コース2台のバスの運行に係る運行管理業務委託料として3,190万円を計上させていただきました。

次に、上から3つ目の10款2項1目小学校体育館改修事業についてご説明させていただきます。まず、12節西小学校体育館屋根外壁改修工事設計業務委託料といたしまして284万9,000円、同じく12節東小学校体育館屋根外壁改修工事管理業務委託料として114万4,000円、14節工事請負費としまして東小学校体育館屋根外壁改修工事請負費としまして2,556万4,000円を計上させていただきました。

次に、お手数ですが、201ページをお願いいたします。201ページ下から2つ目の丸でございます。10款3項1目中学校給食事業についてご説明させていただきます。10節需用費、賄い材料費としては、小学校給食事業と同様、給食無料化に伴う材料代といたしまして2,463万6,000円を計上させていただきました。

以上、雑駁ではございますが、総務学校係令和5年度予算につきましてご説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○亀井伝吉委員長 石川館長。

○石川由利子生涯学習係長兼中央公民館館長 生涯学習係長兼中央公民館館長の石川でございます。よろしくお願いたします。

歳入につきまして37ページを御覧ください。令和5年度県委託事業、人権教育指導者養成講座事業委託金7万8,000円の増額でございます。東毛4市5町が持ち回りで開催している事業でございますが、全額県費委託金で賄えるものです。

続きまして、歳出でございますが、生涯学習係総額で当初予算額2,707万5,000円でございます。

最初に、社会教育関係の説明をいたします。205ページを御覧になってください。一番下の丸、人権教育推進事業でございますが、19万4,000円の計上でございます。7万8,000円の増額でございます。歳入で説明したとおり、令和5年度県委託事業人権教育指導者養成講座事業の講師謝金でございます。年間10回の研修講座を予定しております。

続きまして、207ページを御覧ください。一番下の丸、文化財保存活用事業でございますが、370万9,000円でございます。9節修繕料ですが、指定文化財標柱修繕料でございます。松之木古墳、大塚山古墳の2本分です。また、重点施策の一つであります文化財整備の離山貝塚周辺整備事業です。貝塚は、群馬県には板倉町にしかない貴重な文化財です。また、離山貝塚の中の横穴墓も群馬県には板倉町の頼母子横穴墓群とほか4か所、高崎市に2か所、安中市、桐生市にあるだけです。地域の住民はもとより、県内外の方に知っていただくことで貴重な文化財を後世に残すための事業です。お手元に地図をお配りしました。説明板を3か所、周辺整備、主に散策路を造る事業になります。離山貝塚管理委託料50万円、離山貝塚整備工事費190万円を計上させていただきました。

続きまして、中央公民館関係でございますが、213ページを御覧ください。中央公民館管理運営事業でございますが、1,023万6,000円でございます。12節の委託料でございますが、公民館を維持管理するための法定検査を含む委託料でございますが、合計で751万5,000円でございます。この中で隔年で実施します建築物定期報告業務委託料16万5,000円が増額となっております。そのほか例年どおり事業費を計上しております。よろしくお願いたします。

○亀井伝吉委員長 伊藤館長。

○伊藤泰年北部公民館館長 北部公民館の伊藤です。よろしくお願いたします。ページになりますが、226ページ、227ページをお願いたします。227ページの説明欄でご説明いたします。

北部公民館管理運営事業になります。304万7,000円になります。こちらにつきましては、各公民館それぞれ同じような管理運営事業がありまして、北部公民館でも同様に、空調の点検、館内の清掃の委託料、それと施設の修繕料等が計上してございます。

次のページをお願いたします。上の丸から2番目をお願いたします。教育支援体制等構築事業になります。25万3,000円になります。こちらは公民館に集まろうということで、小中学生を対象にした自主学習の場所を公民館を開放して提供しております。あわせて、地域の住民の知識や技術を生かした体験教室の開催を行ってございます。主に講師の謝金、それと体験教室を行うための材料費等を計上しております。ほかの公民館でも同様にこの事業を計上してございます。

それと、4番目の丸をお願いたします。北部公民館図書システム運営事業22万5,000円になります。こ

ちらは、公民館で図書とDVDを貸出し業務に必要な図書システムの使用料と保守料の計上となっております。こちらにつきましても他の公民館で同様の計上をしております。ほかの事業につきましては、ほかの公民館で説明をいたします。

以上になります。

○亀井伝吉委員長 高橋館長。

○高橋徳男南部公民館長 南部公民館の高橋です。よろしくお願ひいたします。

予算書のページのほう223ページをお開きください。一番上の丸、南部公民館管理運営事業でございますが、245万8,000円を計上させていただいております。こちらのほうにつきましては、北部のほうで説明ありましたが、同様に公民館の施設点検、館内清掃等の施設維持管理委託料と施設の修繕料が主なもので計上させていただいております。

続きまして、225ページをお開きください。一番上の丸、学級講座開設事業44万4,000円ですが、こちらは生涯学習活動として地域住民に生きがいと新たな趣味を見つけていただくために各公民館で開催しております教室の講師謝金が主でございます。

続きまして、上から3つ目の丸です。図書の充実事業でございます。図書の充実事業44万5,000円ですが、こちらのほうは地域住民に教養及び暮らしに役立てていただくために図書、雑誌、DVDの貸出しを各町内公民館で貸出しを行っています。こちらのほうで新たに購入する費用を計上させていただきました。

以上でございます。

○亀井伝吉委員長 青木館長。

○青木小百合東部公民館長兼わたらせ自然館長 お世話になっております。東部公民館の青木です。よろしくお願ひいたします。私のほうからは、東部公民館及びわたらせ自然館関係につきましてご説明させていただきます。

初めに、東部公民館関係からご説明させていただきますので、予算書の219ページをお願ひいたします。一番上の丸印ですが、東部公民館管理運営事業246万6,000円でございます。主に施設維持管理委託料と施設の修繕に要する費用でございます。前年度と比べますと238万円の減額でございますが、減額の内容といたしましては、本年度公民館正面入り口付近のインターロッキングブロックの舗装修繕工事及び高木の剪定業務に要した費用の関係が減額となっております。

次のページをお願ひいたします。221ページです。学級講座開設事業、教育支援体制等構築事業、図書の充実事業、東部公民館図書システム運用事業につきましては、前年同様の事業と予算額をお願ひさせていただいております。

東部公民館につきましては以上となります。

続きまして、予算書の231ページをお願ひいたします。わたらせ自然館関係です。一番上の丸印ですが、自然館管理運営事業142万3,000円でございます。主に施設維持管理委託料と施設の修繕に要する費用でございますが、前年度と比べますと12万6,000円の増額でございます。内容といたしましては、わたらせ自然館のパンフレットの増刷と消火器の入替えに要する費用となります。

次に、各種教室開催事業、企画展開催事業、次のページになりますが、コンサート開催事業につきましては、前年同様をお願ひさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 根岸係長。

○根岸信之スポーツ振興係長 お世話になります。スポーツ振興係の根岸と申します。それでは、私のほうからスポーツ振興係について説明をさせていただきます。

スポーツ振興係予算書につきましては、234ページから239ページがスポーツ振興係となります。説明につきましては、予算書239ページをお開きください。こちらにつきましては重点政策事業でもご説明いたしましたが、社会体育施設管理事業でございます。こちらの事業といたしましては、海洋センター及び中央グラウンド、テニスコート、大蔵公園のグラウンド、渡良瀬運動場と旧北小学校、旧南小学校の校庭及び体育館の施設管理をする事業でございます。その中で、来年度海洋センターの改修設計業務委託費といたしまして200万円を計上しております。内容といたしましては、海洋センター、昭和58年にB&G財団から受けまして、もう40年が経過しております。その中で海洋センター、屋根の雨漏りの改修等、室内、エントランス部分と外壁の塗装及びトイレの改修等を計画し、設計業務を委託するものでございます。この設計ができましたらB&G財団で修繕助成金の申請を行うものとなります。

以上が重点施策のほうになります。そのほかですが、その下になります海洋センター等清掃業務委託料でございますが、37万8,000円ということでございますけれども、こちら海洋センター及び旧南小、北小体育館、アリーナの清掃業務委託料ということで37万8,000円となっております。そのほかの事業につきましては、前年度とほぼ同額の金額となっております。

以上、簡単でございますけれども、スポーツ振興係の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたしますと思います。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 針ヶ谷です。よろしくお願いいたします。予算書237ページと毎回、毎年ですか、体育館に集まるのは、あれは何でしたか、名前が出てこなくなっていましたけれども、その際に体育功績者の表彰を行っていたかと思うのですけれども、コロナ禍でその行事がなくなったものですから、我々の目につくところでそういう表彰が行われていなかったのですけれども、5年度についてはやるのでしょうかけれども、コロナ禍での動きについてまずお聞きしたいと思うのですが、4年度も2、3、4、何人ぐらいいらっしゃるって、どういう方法でこの表彰記念を授与してあるのかという部分について、分かる範囲でお願いします。

○亀井伝吉委員長 根岸係長。

○根岸信之スポーツ振興係長 毎年スポーツフェスティバルのときに体育功績者表彰と功労者表彰等を行っておりました。令和4年度につきましては、功労者等の該当者申請はございませんでした。功績者につきましては22名の申請がございました。その中でフェスティバル等の中止ということで、皆さんの前での表彰はできないしております。その中で、こちらにつきましては、小中学校につきましては、学校のほうで表彰をさせていただくということをお願いしました。そのほか、一般といいますか高校生以上でございますけれども、そちらにつきましては、すみません、事務局のほうで通知をさせていただきまして、ご自宅のほうへ届けさ

せていただいているというのが現状となっております。

以上でございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。これ人数はいずれにしましても、コロナ禍の対応としてはそういう対応をしていただいたということによろしいのですよね。結果が出た段階で、ある基準以上の方については、こういった形で町からの記念品の贈呈とともに表彰をしていただけるのですけれども、その結果を残す前、大会に出場する際に壮行会というようなイベントが新聞記事等でも報告されることがあるのですけれども、町にはそれについての規約とか、そういった部分が取決めがあるのかどうか。私が議員になってから壮行会という話を聞いたことないのですけれども、その辺の基準というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 根岸係長。

○根岸信之スポーツ振興係長 その大会等の壮行会というのは、町のほうの基準は設けておりません。国民スポーツ大会ですか、それに出場する選手は、県のほうから板倉町でこういった人がいますよということで名簿が送られてきます。それにつきましては、例年ですと町民体育祭のときにその発表をさせていただきまして、こういう方が群馬県の代表といたしまして国民体育大会に出場するということで発表させていただいています。また、その時点で、壮行金といたしまして体育協会から1人5,000円ということで報奨のほうをさせていただいている段階でございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 前の国体というものですよね。それに出場する選手については、名前の公表と奨励金の実施。庁舎に来ていただいて改めて町長と面談をしたりとか、そういった壮行の形は取っていないということですよ。特に小学生のスポーツ少年団のチーム、あるいは中学校の、板倉町は1個しかありませんので、板倉中学校でクラブ活動で郡大会を抜けて県大会に出場するケースが、毎年1チームずつぐらいは出ているのだと思うのです。それに対して町としてどういう対応をしているのか。遠征交通費等は学校から出ていますといえどもそれまでなののですけれども、改めてその県大会に出場するチームに対して何らかの取組があるのかどうか、お願いいたします。

○亀井伝吉委員長 根岸係長。

○根岸信之スポーツ振興係長 県大会等の出場につきましては、我々教育委員会、スポーツ振興課については、何の手当てもしていないというのが状況でございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 担当がやっていないのだから町自体もやっていないということですよ。これ関東、全国になれば何か規約はあるのですか。

○亀井伝吉委員長 根岸係長。

○根岸信之スポーツ振興係長 現在のところそういった規約はございませんので、今は体育協会のほうで今後検討していければと考えております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 スポーツ少年団に取り組む子供の数、あるいは中学校で部活動に取り組む数というの、

少子化の影響もあってそのチーム自体が維持できないような状態も考えられる中で、好成績あるいは好成績を取りに行っている段階で、町の応援が何もないというのは非常に寂しいことかなと思うのですけれども、担当局長のレベルではそれについてどのようなお考えをお持ちですか。

○亀井伝吉委員長 小林教育委員会事務局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 お答えいたします。

確かに針ヶ谷委員さんおっしゃるように、今まで町で県大会、またその上の大会に出場する場合の選手たちを激励する壮行会というようなものは開催していないというのが実態でございました。今後その壮行会を行うにもどのような場がふさわしいのか。例えば体育祭であれば国体の選手を紹介したり激励を行っているというところがありますし、スポーツフェスティバルの中では、先ほどご質問ありました体育功績者の表彰等も行っております。そのような場にタイミングとして紹介をして激励するような機会が設けられるのであれば、実施のほうも検討していけるのかなというふうには感じております。いずれにしても、体育協会のほうの役員さんのご意見を伺いながら対応していければなというふうに考えております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 これ体育協会云々ではないのです。町の方針なのです。町が子供をどう育てるかという気迫ですよ。町で応援してもらっているという状況を持って上の大会に臨むのとそうでないのと、モチベーションの差というのは想像できますよね。やはり町で応援してもらっているのだと。一回でも多く県で勝つのだと。あるいは関東に抜けるのだ、全国を目指すのだ。これは個人競技も団体競技も同じですよ。やはり脳内でそういう価値観を持たないと前向きに取り組めないというのは人間のさかなのです。やはり喜びを感じるという部分が一番やる気を出すのです。だから、そういう部分を町で何も手当てしていないというのは非常に遅れていると思います。副町長、どういうお考えですか。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 過去には町民体育祭の際に壮行式ですか、これはずっとやってきていましたけれども、今委員からそういうご指摘を受けたのが私としては初めてでして、ではどこまでそれをやっていくのかというのは、これは研究しなくてはいけないのかなというふうにも思っていますので、ご意見は拝聴をしておきたいと思います。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 大げさなことではなくて、やはり大会に出場するメンバーを町長室なりに訪問してもらって、町長が一言激励をする。何がしかの榮譽費なりなんんりの奨励金を出す、そういうことでいいのだと思うのです。改めてそういうこと、町民みんなにお知らせしてくださいというお願いではなくて、町としての取組を子供たちに、町が応援してあげているよ、あげるから頑張れよというのを示していただきたいということなのですけれども、そういうのも難しいですか、いかがでしょう。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 例えば小中学校で児童生徒が県大会とか関東大会、小学校なんか出場するということがありますよね。そういったときに、これまででは町を表敬訪問をされたとか、そういう実態が私には記憶がないのです。だから、学校サイドはどう考えているのか、その辺もちょっと確認をしてみたいなというふう

にも思います。時々新聞なんかで記事を見ますと、何かの大会に出場するので、どここの市の市長を表敬訪問したとかそういう記事が載っていますので、板倉でもそういうことがあってもおかしくないとは思っていましたが、ではそういったところは何か規定を持っているのかどうか、そこまでの考えが私も及ばなかったものですから、その辺については、今後よその事例等を調査もしてみたいなというふうに今現在思いました。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 小学校は今2校で合同チームになっているかなと思うのです。中学校の場合、中体連の形も5年度以降変わるような新聞報道もありましたけれども、多分県大会以上は学校で壮行会やっているといます。そこに町から出向くという形もあり得ると思うのです。だから、何らかの方法を考えて子供たちを激励してもらいたいというのが本音です。表敬というのは、成績を残した者が訪れるのが表敬でありまして、壮行ですので、何月、壮行会をやるので来てくださいというので調整をして、日にちを合わせてそこに集まって、町長なりから応援のメッセージをもらうというような、激励をもらうというのが壮行だと私は考えているのですが、ぜひそういった形で、そんなに大げさにやる必要もなく、形として子供たちが目に見える形で町が君たちを応援しているという形を整えていただければと思いますが、ぜひ前向きな取組をよろしく願いいたします。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

市川委員。

○市川初江委員 市川です。よろしく願いいたします。予算書の189ページ、説明欄の一番上のいじめ問題対策事業でございますけれども、これはいじめ対策委員の報酬5人分というご説明がございました。このいじめ対策委員は、その5人を学校に配置をしているわけでしょうけれども、5人とは半端だと思って。1人のところも。小中学校3校しかございませんけれども、どのような配置をしているのかが一つ。

そして、小中学校でいじめの状態はどうなのかが2つ目。

それから、登校できない小中学生はいるのかが3つ目。

それからもう一つは、4つ目は道德の時間で子供たちがいじめについてのそういう話合いをして、自らいじめをなくそうとしている、そういう傾向の動きはあるのかどうかということ、この4点お聞きしたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之総務学校係長 お答えします。

まず、1つ目の板倉町いじめ問題対策委員会の委員の内訳について申し上げます。委員については各学校に配置されているわけではなくて、いじめの問題が起こったときに対策委員会を開くといった形の委員になりますので、その事案が発生したときに招集される、一応年2回の報酬費として今回は11万6,000円を計上させていただいております、そちらの2回は、年2回定例で行うものでございます。

委員5人の内訳でございますが、まず1人目は法律関係ということで、弁護士さん関係を予定しております。2人目、医療としまして、お医者さんを考えております。3人目、心理としまして、スクールカウンセラー等を考えております。4人目といたしまして、福祉に関する方ということで、社会福祉士さんを考えて

おります。5人目といたしまして、教育関係ということで、元校長先生等々を考えております。委員長の報酬といたしまして、1回当たり9,500円、そのほかの委員さん4名に関しましては、1回当たり9,000円の報酬のほうを考えております。

1つ目のご質問については以上とさせていただきます。

2つ目につきましては、橘指導主事から回答のほうをお願いしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 橘指導主事。

○橘 友代指導主事 橘です。よろしく願いいたします。現在いじめ問題等で登校できない児童生徒はおりません。ゼロです。

それから、3つ目のいじめについて道徳の授業等でどのようなことをということなのですがけれども、いじめ問題については、年度の初め、本当に4月の段階で各クラスで、この学級がまずいじめをなくしていこうというところで話し合いを行いまして、学級の中でいじめ問題に対するスローガンのものを作成いたします。それを1年間の目標にして子供たちはいじめ問題に取り組んでまいります。途中、人権週間等の週間を経て、各学級でどのようないじめ問題に取り組んできたのか発表したり話し合ったりする時間がございまして。それから、2月、3月になりますと町全体でいじめ防止フォーラムがありまして、こちらに向けて全学校が、小中学校合わせて、生徒会、児童会が混じっていじめ問題について話し合うと。また、これを学級に戻ってきってから、どんな話し合いを行ったのか、また次年度にどんなふうにいじめ問題に、板倉町の児童生徒として、子供たちの気持ちの中で本人たちが取り組んでいくのかというのを考えていく時間というのを設けております。

以上になります。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 そうしますと、結構中心的に子供たちがスローガンをつくったり、いろんな会議で話し合ったりして、自分たちでいじめをなくそうということで動いているというか、成果が出ているということでございますね。そうすると、表向きには、いじめは小中学校、今ゼロでございませうか。

○亀井伝吉委員長 橘指導主事。

○橘 友代指導主事 いじめ問題として現在継続している問題は数件ございます。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 数件というのは中学校か小学校か、どちらなのでしょううか。

○亀井伝吉委員長 橘指導主事。

○橘 友代指導主事 小学校、中学校ともに本当に数件です。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 数件あるということはゼロではないということでございますよね。いじめというのは、見えないところで結構いじめが発生しているというものがございまして、大変見つけにくいのかなと思っておりますけれども、そういうところを目配り気配りして、見えないところを先生方も見ていかななくてはならない。また、子供たち自身も中心になってスローガンをつくったり、とてもいいことだなと思うのですけれども、ゼロに向けて頑張っていただければありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

荒井委員。

○荒井英世委員 209ページ、上の2つ目、文化的景観保護推進事業、海老瀬の通りの谷田川の通称もぐり橋、これについては、前々から申しているのですけれども、なかなか予算化されてこないというのがあって、これですけれども、町の重要文化的景観の中で重要な構成要素の一つだと思うのです。これの修繕ですけれども、そういった計画はないのでしょうか、今後も。

○亀井伝吉委員長 小林局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 お答えいたします。

ご質問の沈下橋の修繕でございますが、今現在では特にその修繕をやっていこうというような話は出ておりません。

以上です。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 この文化的景観保存活用委員とあります。これは何名ぐらいでやっているのでしょうか。その中で、先ほどの橋の関係ですけれども、そういった修繕の要望は出ていないのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 石川館長。

○石川由利子生涯学習係長兼中央公民館長 お答えします。

ただいま景観の保存委員さん4名いらっしゃいます。この委員会からそういったもぐり橋に関しての修繕とかという要請は出てきていないと理解しています。この会議自体が、問題のあったことに対して回答いただくというような組織になっておりまして、それについて今現在何か協議しているということは、今の段階ではございません。景観的に今後考える必要があるのかなという感じはしていますが。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、景観的に修繕ではないですけれども、若干の考慮する必要があるという形で認識していいのですか。

○亀井伝吉委員長 石川館長。

○石川由利子生涯学習係長兼中央公民館長 景観の構成要素になっております。なので、私の景観的な担当の考え方としますと、橋をどうこうするとかということではなくて、見た感じのものを、周りの雑木をどけたりとかという調整はしていかないのかなと思いますが、ちょっと河川の中なので、景観のほうだけでの協議では進めていけないのが今課題になっていると思います。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 町のほうでもその文化的景観の周遊でしたか、谷田川周辺の。そういうのありますよね。そうしますと入り口の部分で、例えばそこのもぐり橋付近から谷田川周辺をずっと行くと、当然堤防沿いに群馬の水郷まで行きますよね。そして、入り口としても重要な景観の一つなので、できれば、何年か計画でもいいのですけれども、最低でもどのくらい費用がかかるか、その辺を見積もる必要があると思うのです。あれをちょっと見ただけで雑木等が生えていますから、中へ入れないですよ。ただ、橋脚は大丈夫かなという感じはしないでもないのですけれども、上の歩く部分がありますよね。線路の板ですよ。だから、そ

ういうものを使っているの、その辺を含めて、一回どの程度にやれば修繕できるか、ちょっと調査ではないですけども、やる必要があるのかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○亀井伝吉委員長 小林局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 ただいまの沈下橋、もぐり橋の調査を少なくともして、今後どれくらいの規模がかかるのかとか、どんな修繕がいいのかとか考えたほうがいいのではないかとこの将来に向けてのご意見でございます。これにつきましては、いずれにしてもこれは重要文化的景観で指定を受けているものなので、どこまでそれでは手をつけたらいいのか、つけられるのかという問題もありまして、それは県ですとか文化庁ですとかそちらのご意見も伺わないと、安易に手を出すというのは、ちょっと後の問題が大きいのかなというふうに思いますので、いずれにいたしましても、これからその沈下橋の保存につきましては、県の文化財保護課や文化庁のほうにも問合せしながら検討を進めていくというぐらいでしか今のところは申し上げられませんが、ちょっとその辺を調べて調査をしていきたいなと思っています。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 少々補足させていただきますけれども、現状の沈下橋を修復するということになりますと、橋脚は下流側に向かって傾いています。そのほか木材が使われているということですよ。それで、一応、もう随分前なのですけども、それを修復するとしたらどれくらいかかるのか。これは大ざっぱな見積りだったのですけれども、1億円を超えます。文化的景観からいくと構成要素なのですけども、河川管理者からすると流下疎外物質なのです。簡単に言うと我々は板挟みです。どっちを優先するのだと。谷田川ですから、これまで大洪水が発生したことはないのかなと思いますけれども、河川管理者からすると、もうとっとと撤去してくれということ。ですから、局長は文化庁とかの話もしましたけれども、当然橋梁を手をつけるということになると、河川管理者とも協議が必要になるのですけれども、おそらく文化財サイドと河川管理者サイドでどちらもいいということにはならないのかなという状況で、これまでは中途半端で来ています。あまりにもそういった面でのハードルが高かったこともありますし、お金も思った以上にかかるということで、取りあえず今日まで何の手も出せずに来てしまっているというのが現状です。今後だからどんなことで手がつけられるかどうかも含めて考える必要があるのか、撤去するにも相当お金がかかると思いますので、実際町としては困っている状況です。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 その辺、河川関係とそれから文化財の関係、その辺の調整を取ってほしいと思うのですけれども、基本的にその沈下橋は、例えば水があふれた場合に、水が上を通るということで、そういった一つの機能を持っているわけなのですけども、例えば重要文化的景観の重要な構成要素の一つなので、例えば文化庁の国、県のその辺の補助関係、その辺も含めてちょっといろいろ調べていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○亀井伝吉委員長 小林局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 先ほど申し上げましたとおり、重要文化的景観の構成要素に手をつけると。改修とかするということになれば、これは県、国へ当然申請なり届出なり必要になってきますので、その中でできる範囲でということと、それからその補助関係、そちらについてもどういう補助制度があるのかも研究いたしまして、ちょっと考えていきたいというふうに思います。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

小野田委員。

○小野田富康委員 よろしくお願ひします。

予算書の191ページ、小中学校ICT環境整備事業についてちょっとお伺ひしたいのですけれども、GIGAスクール構想で1人1台タブレットということで始まっているかと思うのですけれども、子供たちについては覚えも早くて、興味があるものにはどんどん、どんどん積極的に使っていて、ほぼほぼ使いこなせたりはしているのだと思うのですけれども、やはりこれは使う教科なり使う先生によって授業に差が出てきたり、教育の場面によって、学校ごとであったり、差が出てきているのかなというのは思っているのですけれども、その辺は実際どのように感じていらっしゃいますか。

○亀井伝吉委員長 橘指導主事。

○橘 友代指導主事 お答えします。

GIGAスクール構想も3年目になりますので、先生方の技術の差ですとかそういったところは十分埋まっております。というのも、教育委員会含めて県、自治体、いろんなところから先生方のためのICT研修会というものが行われておりまして、板倉町独自でも板倉町の教育研究所でICTの研究を3年間やってまいりました。今年は成果発表の年ということで、各学校で一体どんな授業の中でどんなICT活用ができるのかということ各学校の調査研究員が調査研究し、発表し、実際にそれを使いこなすというようなところまで今年挑戦していきました。もちろん教科的になかなかICTの活用が難しい教科もございます。例えば国語の漢字の学習などでありまして、どうしてもノートに漢字練習をするというのが一般的ですし、それから自分の考えを書く場面で、なかなかICTを活用したものと、子供も低学年であるとなかなか書いたり打ったりするのも難しいということで、手書きのほうがよいなんていうこともあります。そういったところも含めてですけれども、今現在では各教科、各学年ともにできる限りのICT活用が行われているというふうに理解しております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 あと、ありがたいと思っているのですけれども、基本的に学校がコロナで休校になるという形で、前倒して進んできて、リモートの授業という形が理想だったというふうに思っているのですけれども、実際休校にならずとも、クラスでも例えば5人、6人のコロナ陽性者が1週間なり学校を休まなければいけないと。そういったときに、休校になればリモート授業をやるけれども、例えばそういったやれる教科だけでも休んでいる子供向けにリモート授業というのをやってはいないのですよね。たまたまうちの子供たちもコロナの陽性になってしまって、学校を休んでいる時期があったのですが、そのときにやっぱりリモート授業を何のために導入というか、タブレットを導入しているのかなというのがまずあったので、例えばインフルエンザでも学級閉鎖なりやっぱり何日間かこれからは休むというときには、使う授業、使わない授業というのがもちろんあるかと思うのですけれども、使う授業については、それをリモートでこの時間、もちろん熱があつて授業を受けられないとなったら、もちろんそれはしようがないのですけれども、実際やっている授業をリモートで受けられるところには送ってあげて、実際一緒に勉強なりができる環境というのは

ついていたのですか。

○亀井伝吉委員長 橘指導主事。

○橘 友代指導主事 お答えします。

実はもう既にリモートの学習は進んでおりまして、学級閉鎖をしている小学校に限ってですけれども、1時間目から5時間目まで授業の配信を行っております。それから、今不登校、完全なゼロで全く登校できないという子はいないのですけれども、そういったお子さんが、気になるような授業にちょっとのぞき見できるような体制ということで、授業中にオンラインを定点でずっと流しっ放しにするような、そんなことも試みております。実は中学校は移動教室でして、小学校ですと学級にずっとおりますので、学級に定点を置いてそのまま流しっ放しということは可能なのですけれども、中学校の場合には教室の移動が大分あります。理科なら理科室に行くですとか家庭科室に行く。かなりありますので、なかなか中学校では配信が、今の現状としては難しい段階です。ただ、そんな中学校でも、例えば合唱コンクールですとか大きな行事のときには定点で流して、当日お休みしてしまった生徒に対して配信を行うということはやっております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 これからなるべく中学校のそういった移動があるとしても、やっていただけるといいのかなというふうに思っています。

それと、整備事業で今回847万4,000円ということなのすけれども、昨年度もやはり820万何がしのお金がかかっているのですが、ランニングコストとしては、これは毎年ほぼこれくらいの額がかかってくるという理解でよろしいのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之総務学校係長 お答えいたします。

こちらの847万4,000円の経費につきましては、修繕料は主にタブレットの故障であるとか電子黒板の故障であるとかそういった修繕料となっております。そのほかにつきましては、どちらかという通信料でございましてとか端末の運用管理に係る委託料でございましてとか使用料関係、そういったものが大きく占めているような状況でありまして、そういったもの以外でかかっている修理費用150万円というものの以外は、ほぼほぼ保守に当たっているような経費と認識していただければと思います。よろしく願いいたします。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 タブレットを今持ち帰ってもいいよという形、持ち帰りにさせている形なのかな。まだ新しいうちはいいかと思うのですけれども、これがやはり何年も何年も貸与という形でやっているわけですから、最初のうちはやはり故障も少なければ壊れるのも少ないかと思うのですけれども、時間がたつ、年数がたってくればくるほどタブレットの破損なり紛失というのはもちろんあるかもしれないのですけれども、故障なりというのが出てくるかと思うのですが、その辺はもう更新更新という形で、例えば年に何台ぐらいを見込んで今後更新していきますというようなサイクルの予定表みたいなのは作ってあるのですか。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之総務学校係長 お答えします。

タブレットも、やはり小野田委員おっしゃるとおり使っているうちにどんどん故障が多くなったり、古く

システム自体もなっていくという点もございますので、おおむね5年間使ったら全部新しく更新を、新しい機械に考えております。その5年のうちに故障でありますとか使っているうちの不具合、そういったものがございましたら、東小学校、西小学校、中学校、それぞれ予備機を20台程度、計60台ぐらい用意していますので、緊急で交換というものにも備えられるよう予備機のほうも用意しております。また、予備機についても全て出てしまって修理が必要なものというのは、先ほど予算案で説明させていただきました150万円の修繕料で早急な対応をしていく考えでございます。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 おおむね5年で更新ということですが、これはやはり補助金とかというのはある程度もらわず、町の財源だけで考えているのですか。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之総務学校係長 これをタブレットを導入したとき、GIGAスクール構想というので国から補助金が来ておったものでございますが、今後の更新とかについては、国の補助が若干得られる可能性もありますが、ほぼ補助事業なしで単独の更新となっていくものだと考えております。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 大体何台で幾らぐらいを。これから子供の人数を減ってきたりという部分はあるかと思うのですけれども、逆にいいシステムを入れたりとかで。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之総務学校係長 今現在の機器がおおむね5万円ですので、1,000台入ると5,000万円といった、そんなところでございますかね。

○亀井伝吉委員長 小野田委員、よろしいですか。

ほかにございますか。

延山委員。

○延山宗一委員 よろしく願いいたします。197ページのスクールバス運行事業について確認したいと思います。昨年また一昨年と非常に燃料は高騰しているということで、当然スクールバス運行につきましても大幅に価格が上がるということで理解するわけなのですけれども、その運行事業に関しての燃料価格高騰に対しての今回の値上げということに対しては。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之総務学校係長 お答えします。

令和5年度スクールバス運行事業といたしまして3,190万円計上させていただきましたが、令和4年度、令和3年度も同額の事業計画となっております。燃料費高騰等に伴う委託料の見直し、値上げ等事業者のほうからも申出がないことから同額の計上とさせていただきます。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 値上げをせざるを得ないというのは分かります。この例えば値上げ、値上げの中で、極端に言えば便乗だよね。やはりそういうことも考えられるということにもなるかなと思います。決してそんなことはないという感じはしているのですけれども、今回の説明だと4コースということで説明、当然スタートのときから4コースということですよ。今のところそんな大きなトラブルもないように事業等も運行

されているということは、大変にありがたい結果ということになるのですけれども、この運行に対してやはり子供たちの意見、また問題点も当然発生してくるのかな。子供たちは大分少なくなってきたということも言えると。停留所の問題等も当然出てくるのかな。そういうふうな点について、現在のところどういうふう
に受け止めていますか。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之総務学校係長 お答えします。

現在は、南地区で飯野、大高嶋を回るコース、下五箇方面を回るコース、北地区方面は西岡、西岡新田、除川を回るコース、もう一コースは大曲でありますとか細谷、離とかを回る1コースの合計4コースでやっておりますが、現在スクールバスの発着場関係は、運行を行った当時とほぼほぼ変わっておりませんが、今後児童の減少等あって、そのスクールバスの発着場から乗る子がいなくなってしまうような状況になりましたら、やはりスクールバスの発着場を含めて検討しなくてはならないのかなと考えております。

また、現在40名とか乗って大型バスで運行している部分なんかも、やはり30名切ってくるようになりますと中型ですとかそういったバスでも間に合うようになっていくので、その辺も子供たちの人数を含めて様々な検討を行わなくてはならないものだと考えております。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 今係長がおっしゃるように、うちの横をいつも通るのですけれども、大型車両と中型車両ということで通過していく。時間帯によって若干の南に行くバスと、また西に行くバス、時間差はあるのですけれども、いつも見ながらぎゅうぎゅうでいっばいだということは、当然2台にしなくてはならない。しかしながら、だんだん、だんだん減少になっていくということは、そういう車両の対応も考えていかななくてはならないだろうなというふうに思ったわけなのですけれども。それと関連してなのですけれども、西小の関係で、このスクールバスの運行事業、スタートした段階で、西小の駐車場、バス専用駐車場、非常に手狭だということで、西小の駐車場の東側が、どっちかという雑草が生えているような空き地になっているということ、その場所について車両が進入できるような体制づくりをということで、いったんは立ち上がったのですけれども、いろんな各方面で予算が大分かかるということで、ちょっと待てというようなことを受け止めていたのですけれども、事故がないから。例えばこのままでいいやというのではなくて、非常に雨の日とかまた大きなイベントとか、そういうときになってくると非常に狭い駐車場で出入りが厳しいということになってきますと、やはりトラブルにもなっていくということ、そういうふうなのを踏まえた中で、その駐車場の拡張という問題はどの程度進んでいるのか。それとも今後その予定はないのかということも確認をしておきたいのですけれども。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之総務学校係長 お答えします。

西小学校東側、現在畑になっているところですか、その辺の駐車場の拡張計画というものが持ち上がっていたということは私も認識しております。しかしながら、現在の舗装駐車場の部分で何とか運用ができていくという状況もあります。また、今年度主要事業として挙げさせていただきました東小体育館の改修、令和6年度につきましては西小学校体育館の改修、今年度から詳細設計を含めまして計7か年計画で体育館の整備事業、改修事業を行うわけでございますが、やはりそういったまずは老朽化しているもののほうに予算を

分配したいという考え方もありまして、そういったものをまずは優先的にやらせていただいて、それでもやはり必要性があるものではあると認識はしておりますので、そういった老朽対策事業がある程度めどがつかましたら、駐車場部分の拡張も含めて再検討していかなくてはならないというのは、私個人としても認識しております。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 説明が後々ということで、かなり延びるのだなという気はいたします。やはり事があったらということなのですね。というのは、雨の日、非常に視界が悪かったりするときに、子供がバス専用駐車場の中でトラブルになった、例えばけがをしたとかというふうな人身事故が発生をする可能性もあるということもありますので、重要な事業、それが最優先というのは、それはもちろん分かるのですが、そういうきめ細かな対応も含めて今後とも検討していただければありがたいなと思っています。

以上です。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之総務学校係長 延山委員さんのほうからご意見がございましたとおり、十分な広さを確保できていない駐車場の状況でございますので、安全対策、安全管理、十分保護者、学校を含めて、十分気をつけながらバスの運行に当たりたいと思います。

以上でございます。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 先ほど来から教育関係の体育館の屋根とか東小、西小、海洋センター等と、思えば東小の体育館、これから7年間という予算の云々であるけれども、7年間というのは十分長いなという、幾ら補修でも三、四年ぐらいたと思うのですが、予算がないからという話ですけれども、でも7年というのは小学1年生に上がる子が卒業した後、体育館の補修が終わると思うのですが、その辺予算が云々ですけれども、その辺はいかがですか。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之総務学校係長 黒野委員さんのご質問にお答えいたします。

小学校体育館、東小だけを7か年かけるわけではなくて、東小を今年工事をして、来年は西小の工事をして、互い違いにやっていくような形ですので、トータル東小、西小の工事を終えるまでにかかるのが7か年ということで、今年度まずは東小の外部の詳細設計を終えまして、令和5年度に東小の外部を改修いたしまして、それと同時に令和5年度、西小学校の外部の改修の詳細設計をさせていただいて、令和6年度に西小学校の体育館の外部の改修工事をさせていただいてという形で、全く何もやらない年度はなくて、令和6年度は西小学校の体育館の外部を工事を行ったと同時に、今度は東小と西小学校の体育館内部のトイレ関係、こちらトイレも古くなっておりまして、トイレの洋式化ですとか床のドライ化、または身障者トイレが現在ありませんので、そちらの整備の設計を令和6年度、東小、西小を同時に行う計画となっております。令和7年度につきましては、西小学校、東小学校、令和6年度にトイレの改修工事の設計を終えた翌年、令和7年度、2校の体育館のトイレの改修工事を実施します。令和8年度につきましては、東小学校体育館、主に内部の改修、内部の鉄骨ですとかサッシ、または照明器具のLED化、そちらの詳細設計を令和8年度東小学校を行いたいと思います。その翌年の令和9年度、東小学校の体育館の内部の改修工事を行いたいと思っ

ております。その令和9年度に西小学校体育館の内部改修の設計を同時に行いまして、令和10年度、いよいよ最終年でございますが、西小学校体育館の内部の改修工事ということで、こちらサッシ関係、内部鉄骨関係、内部の塗装関係、照明のLED化関係を行って完結とする考えでおります。

○亀井伝吉委員長 係長、今言ったのを漫画でもいいから工程表で表にしてください。そうすれば一目で分かるから。説明しているのだと全然分からない。長くて。お願いします。

黒野委員。

○黒野一郎委員 大変細々なご説明ありがとうございます。話していることは分かるのですが、北小も南小もなくなれば、予算化も以前よりはそっちに行っていないから、今行ったり来たりというので長くなるという、予算も少ないからということも分かりますけれども、ぜひ1年でも2年でも納期が早く終わるようにご努力いただいて、私はお願いをしていただければいいかなと思うのですが。

その中で、先ほど海洋センターの話が出たのですが、体育館云々で。設計業務で200万円が計上されていますよね。これはB&Gのほうからは、その200万円についてというか、業務委託の設計云々についてはそういうお願いを出していないのですね、これについては。

○亀井伝吉委員長 根岸係長。

○根岸信之スポーツ振興係長 令和5年度については、設計業務委託ということで財団のほうの助成の対象にはならないものですから、こちらのほうは町単独のほうで設計を委託しまして、設計ができましたら財団のほうにこの金額がかかるので、半額の助成をとということで申請をするものでございます。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 では、話をしたのですね。この件についての話は。

○亀井伝吉委員長 根岸係長。

○根岸信之スポーツ振興係長 次年度に話はしていこうと思います。予定がありますよということは伝えております。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 この239ページ、毎年こういうふうな社会体育館の海洋センターの云々が予算というのか整備、設備、出てきているのですが、初めて質問をこの件で総体的にはするのですが、海洋センターができてもう40年、何々で、毎年あっちが悪くなった、こっちが悪くなったということになってきたわけです。当時は、出来上がってから10年たったら全部財団から板倉町に渡しますよと。当時できる前は1億円近くの杭打ちをして、それから始まった、出来上がった海洋センター。あの辺はずっと沼地ですから。出来上がったわけなのですが、1億円も杭をかけて、それがどんどん、どんどんこういうふうな老朽化してきているから補修なのなのですが、この全体の中でB&Gのほうからは年間助成金、補助金、それらに幾らか出ていると思うのですが、昔は海洋センターの職員が沖縄のほうに研修に行ったり、何級取ってきたとか、そういう中の実績でその補助金という、もう会議も、現在はおそらく多分1か月に1回ぐらいは報告書を出しているのですが、聞くところによるとA、B、C、Dぐらいではないけれども、行って、あまり会議に出ないとランクが下がるとか、そんな話も聞いているわけなのですが、これは総体的なB&Gからの助成金というのか云々は出ているのですか、今現在は。

○亀井伝吉委員長 根岸係長。

○根岸信之スポーツ振興係長 今現在は町の持ち物ということで、B & G財団のほうからの補助金等は一切もらっておりません。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 では、全く出ていないのですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○黒野一郎委員 というのは、例えばこの体育館の倉庫の中には卓球台とか、ほかにいろいろあるわけですが、それも40年過ぎていけば、だからそれもやはり町のほうの中で補充というのかを入替えをするので、海洋センターB & Gのほうからは、その部品も備品もないですね、その助成は。

○亀井伝吉委員長 根岸係長。

○根岸信之スポーツ振興係長 現在のところ備品等の補助等もございません。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 ちょっとずれるのですけれども、この前水道の関係の水漏れ、その辺で何十万円も、2年だか3年だか発見というのは、どこの場所という原因が分からなかったわけですが、その辺あれから月日がたって、どの辺が水漏れだという原因が分かったのですか。

○亀井伝吉委員長 根岸係長。

○根岸信之スポーツ振興係長 これにつきましては、実際町の指定工事屋さんに調べてもらったのですが、特定ができなかったという部分があります。漏水の調査を専門業者に委託しまして、箇所については特定ができて、それについても今月の頭、3月の頭に修繕することができました。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 修繕ができたということになると、もうオーケーということなのですよ。令和5年度に対する予算で、そこを何十万円か何百万円か分からないけれども、工事しなくても、今言った確認してそこが発見されたから、もうそこで予算はオーケーなのですか。

○亀井伝吉委員長 根岸係長。

○根岸信之スポーツ振興係長 予算については4年度の修繕費で賄って修繕をいたしました。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 予算はどのくらいかかったのですか。

○亀井伝吉委員長 根岸係長。

○根岸信之スポーツ振興係長 1回、水道屋に場所の特定ということで試掘を1か所、2か所してもらいました。それでもちょっと分からなかった部分がありまして、その部分は埋め戻しをして補修をしました。実際、漏水調査をしまして、箇所が特定できたところも実際掘って修繕ができました。その3か所というか合わせますと56万円ぐらいで修繕費用がかかっております。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 では、水漏れに使った費用と工事もとんとんぐらいなのですね。工事のほうが高くなったのですか。そんなことはないのかな。

○亀井伝吉委員長 根岸係長。

○根岸信之スポーツ振興係長 実際工事代のほうがちょっと高くなっていると思います。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 ぜひ海洋センター等々を含めて、社会体育課の中でもいろいろあるわけですが、例えば239ページの一番下のこの光熱水道の六百何万円、700万円近いわけですが、こういうを含めて、海洋センター含めた皆さん方いろいろご努力しながらやっていると思うのですが、かなりエリアが広く、遠く渡良瀬川の中でもスポーツができるようなところがあるわけなのですが、なかなか管理不足、あっちもこっちもあるわけなので、ぜひ予算化含めながら早めに対応しながら、先ほどの水漏れもそうですけれども、どこかなどこかなというよりも、50万円かかっても今後そういうのがなければだんだんと少なくなるわけですから、ぜひ早めに早めの中で、確認しながらやったほうが、予算は多くかからなくても、経費はかからなくてもできる可能性もありますから、その辺ご努力いただいて、お願いしたいと思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

針ヶ谷委員、2巡目よろしいですか。なければちょっとすみません。

小学校でスケボー禁止にしたということを父兄の方に伺ったのですが、その経緯。

それと、これは特にニュータウンの中の公園なのですが、大きな声を出して遊んでいる、それがうるさいからと思うのですが、大きな声を出さないように。子供たちはゲーム機を持って行って、うちの中でゲームをやるのではなくて、公園でゲーム機を使って遊んでいると、そういうお話を聞きました。この辺をお願いいたします。

橘指導主事。

○橘 友代指導主事 お答えします。

ニュータウンの中でこのことが主なのですが、スケボーだけではなくて、リップスティックと呼ばれるような片足で乗るような、昔はケリンチョとかとおっしゃいましたか、そういったものを公道で乗るのを禁止ということにしてあります。もちろん家の庭ですとか公園の中でもできる部分では可能です。それから、公園の大きな声、それからゲーム機、これは全て関係していることなのですが、非常に苦情が多いのです。近隣の住民からかなり苦情が、はっきり言ってもう毎週のように来ます。特にニュータウンのところは道と道路が一体化したような部分がありまして、どうしても子供たちは公園に行くまでも、わあとか集まっていく、その声もうるさい。それから、「コロナ禍なのに5人以上で集まっているのか」、こういった電話もあります。それから、ゲーム機なのですが、外のあずまやのようなところでゲームやお菓子を持ってきてやると。子供たちは対戦のゲームなんかをオンラインをやったりするのです。外でゲームをしているということも、近隣の住民の方からはかなり苦情がございまして。特にあずまやなどは休憩スペースですので、そこを小学生が占拠みたいな形、占領してお菓子のごみなどを散らかして帰る、こういった苦情もあります。小学校でもそのことに関しては十二分に担任、それから事あるごとに指導しているわけなのですが、なかなか難しい部分もありまして、スケボー等は禁止させていただいております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 公道は誰が考えても危ないので、当然だと思います。では、公道ではなくてどこか公園とかそういうところでスケボーとかそういうのが行えるところを提供とか提案とか、そういうのをやっていただきたかったのです。それと、子供たちだから大声出して騒ぐというのは、これは当たり前

なので、それを住民の方がちょっと我慢してもらって、あとは行く末は間接的には子供たちにお世話になるのですから、その辺も考慮していただく大人になってもらいたいと思うのですけれども、その辺どうお考えですか。

橘指導主事。

○橘 友代指導主事 本当におっしゃるとおりで、学校側としても子供たちがたくさん集まって公園で遊ぶですとか、そういったことは本当に当たり前のことですね。学校の中でも子供たちの笑い声が聞こえて笑顔があって、それでこそ教育という現場なのですけれども、やはりなかなか分かっていただけない近隣の住民が若干名、同じ方なのですけれども、いらっしゃるといって、なかなか難しい部分です。申し訳ありません。

○亀井伝吉委員長 町全体で考えていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

2巡目、では針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お願いします。昨今公表されました子供の出生数、国の施策、方針からは、5年ぐらい前倒しで減少しているというような報告になっております。町内もそれにたがわないかなと思っておりますが、以前から教育長に対して小中一貫校についての検討についてお願いをしてありました。教育長自体も前向きに取り組むというような答弁をいただいておりますけれども、近々にやはりそういった状態が見込める、各小学校で単クラスになる可能性、1クラスになる可能性も出てきている昨今で、小中一貫校に対するの取組について検討委員会等を立ち上げるようなお話があったのですけれども、今現状どうなっているのか報告をお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 斉藤係長。

○斉藤弘之総務学校係長 現在においては、各学校全て単学級のような状況に陥っていないという点もありまして、検討委員会の立ち上げまでには至っておりません。例えば小学校で、どちらかの学校が全て単学級に陥って6年間クラス替えがないような状況、また1クラス当たり1桁のお子さんの数、そういったものになることが見込まれるときこそ検討委員会をまずは立ち上げて、ある一定の方向性について検討を行っていかなくてはならないものだとして認識しております。現在におきましては、そのような状況にないということで、まだ検討委員会等検討していない状況でございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 小学校統合もそうなのですけれども、結局計画をして実際に起こるまでしばらくの時間、最低でも3年から5年ぐらいはかかるわけですね。では、今学校に未就学児の出生状況を見ても、将来的にその単クラスというのは想定できないということで取り組まないという考え方でよろしいのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 小林局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 ただいまのご質問なのですが、やはり今出生数、この先5年とか過去5年の出生数を見ますと、かなり減ってきているのが事実でございます。このままの減少でいくと5年先には単学級になってしまうのかなというような状況が想定されております。その中で、今現在においては、小中一貫の先進事例を教育長と事務局におきましては、視察を行ったり、いろいろな課題ですとかそういうものがどういうところにあるとか、そういう今検討をしているというのが状況になっております。検討委員会の設置ですが、これもやはりこの先の児童数、生徒数の状況を推定しながら、やはり遅くとも計画年度の3

年以上前には学校の検討委員会を立ち上げて進めていく必要があるというふうには当然考えているところでございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 先進地の視察は教育長から返答をいただいているわけですが、4年度はどこに行かれたのですか。

○亀井伝吉委員長 斉藤係長。

○斉藤弘之総務学校係長 令和4年度につきましてはコロナ禍という状況にありまして、視察は行ってないような状況でございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 では、令和5年度はどこを計画していますか。

○亀井伝吉委員長 斉藤係長。

○斉藤弘之総務学校係長 お答えします。

あずま小学校というところが小中一貫の先進地ということで、そこを視察する予定だったのですが、コロナが第7波ですか、感染爆発ということで、相手様も視察はご遠慮いただきたいという見解となってしまったことから、見送ったという事実がございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 類にたがわず少子化がどんどん進行して、町としても少子化対策、今回の重要事項というのですか、取組には少子化対策は入っていないのですけれども、全体的には少子化対策をやっていく方向で計画を立てるのだと思います。効果が出ればいいのですけれども、なかなか効果が出てこないというのは皆さんお感じのことだと思いますし、現在の5歳からゼロ歳児の出生数を見ても、やはり将来的にもし親の仕事の都合で転居でもあれば、もう絶対にそういう状態になり得ることも想定できるはず。要するに、もう5年ぐらいしか余裕の時間がないのかなと思うのです。やりますよ、では検討しましょうという、やはり一手、二手ずつ遅れてくる可能性があります。検討委員会を立ち上げたから絶対やらなければいけないということではないと思うのです。状況が改善すれば取り組まなくてもいいことですし、先進地を見て、それをああよかったねで終わるのではなくて、やはり自分たちのどこにそれを生かしていくのかという、その箱がないと先進地を見学する意義もないのだと思うのです。そういうことも含めまして、やはりそういう検討をする場、検討委員会という名称でいいのかどうか分かりませんが、検討する場は立ち上げていただきたいと思うのです。そこで、では今度はこっち視察してみよう、あちはこういうこと、違うことをやっているらしいからそこを視察してみようと。板倉町は、ではどういう形が合うのかねというのが検討委員会だと思いますので、先進地はだんだん増えてきています。見学する場所もたくさんあると思いますが、板倉町に合う合わないというのも出てくるかと思えます。独特だと思うのです。板倉町の町の地形というのですか、どこに学校を置くのか、どういうふうな通学方法を選択するのかということも含めて、やはり板倉オンリーの考え方を持たないと板倉の小中一貫というのは到達できないのだという想像をしています。これはいろいろ皆さんの考えがあるかと思うのですが、ですので、できるだけ早く検討を始めていただきたいという要望を持っておりますけれども、事務局長、いかがでしょうか。

○亀井伝吉委員長 小林局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 検討委員会の設置につきましては、いわゆる現在現状をよくまた把握をする必要があると思いますので、その現状把握、それから将来に向けての推計を含めて調査研究を進め、またその適切な時期に設置ができればなというふうに思っておりますので、今ここでいつとは申し上げられませんが、今から調査研究を進めながら適切な時期に設置をしていければというふうに思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 まだ大丈夫だよという余裕のある時期によく情報を集めて検討するほうが頭が整理できると思います。せっぱ詰まってあそこまでやらなければいけないとなると、これを妥協し、あれを妥協し、これを妥協し、では用意ドンでスタートする形になりかねません。スタートしてからあそこが悪いな、ここが悪いなという不満が出てくるのだと思いますので、余裕のあるうちに検討を始めて、ベースを持って、その時代に合った、状態に合った、どこに手を加えればいいのかという改善をしていけば一番いい形でスタートできるかと思います。本当に将来を見越して必要ないのであれば私はこういうこと申し上げませんけれども、今の出生数の推移を見ると、どうしてもやはり五、六年でもう既に必要になってくるのではないかなと私の頭の中では推察をしておりますので、教育委員会もそういう方向でぜひ検討を始めていただければと思いますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

本間委員。

○本間 清委員 各公民館にお聞きしたいのですが、今まで学級講座または企画展、いろいろ企画してやってきたと思いますけれども、ここ3年間、コロナでこういったイベント類はかなり縮小されてしまったのかなと思いますけれども、今年これからは大体コロナも落ち着いて、おそらく予定どおりできていくのかなと思いますけれども、この3年間の空白期間といいましょうか、その間に何かこういうことをやったら面白いだろうな、こういうことをやったら人が集まるだろうなという、そういう何かお考えになったものはあるでしょうか。あくまでも個人的な思案で結構ですけれども、何かありましたらお聞きしたいと思います。できるかできないかは別にしてです。

○亀井伝吉委員長 伊藤館長からお願いします。

○伊藤泰年北部公民館長 お世話になります。北部公民館の伊藤です。私が公民館に来たのが令和4年度、今年度からですので、前年度、前々年度の内容的には、コロナで特に何も教室とかができなかったというふうに伺っています。今年度につきましては、そんな中でも規模を縮小して、北部公民館ですと北部公民館祭りであったり芸術観賞会、落語の独演会をやりました。そのやったときに、やはり今までできなかったのが続いていたので、すごく皆さんの笑顔があふれていて、すごく盛り上がったと自分は感じております。なので、コロナ前と同じような状況で、教室であったりイベントなどを開催できれば、すごく地域が盛り上がるのかなというふうに思っております。なので、またコロナ前に戻れるように利用団体の方々と協議をしながら前向きに実施を進めていければいいかなというふうに思っております。

あと、教室につきましては、いろんな全国または近隣市町村で、各公民館それぞれ独自のをやっております。

すので、人気の高いものを調査研究をして、北部公民館でもできるようにやっていければいいなというふうに思っております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 次に、高橋館長。

○高橋徳男南部公民館長 南部公民館も同様にコロナ禍の時期に私のほうは職務してきたわけなのですが、やはり教室については密になるということと蔓延防止、まん防があったということで使えない時期もありました。あわせて、料理関係については開催できない状況が続いておりました。それなので、一番人気のあるパンだったり料理教室の教室については、令和5年度については、社会教育事業計画にのせさせていただきますので、開催する予定でございます。また、利用団体の毎年やっています公民館祭りというものが2年、3年、4年と開催できないという状況になっておりました。南部公民館では、昨年度につきましてはミニ展示会ということで、発表ではなく利用団体が1年間でつくったものを展示会ということで開催させていただいて、かつその利用団体のグループで活動しています着つけ、とんぼ玉の講習会だったりクラフトの教室だったり、植竹先生による書写会の席書会なんかも開催させていただきまして、縮小化した上での、食べ物を使う模擬店だとか発表会というのはできなかったのですが、利用団体で話し合いをさせていただいて、できる範囲の中でイベントをやっていくということで開催をさせていただいたような状況です。

一応そちらの中で、コンサート事業については講堂を使うということで、利用団体で協議した上で、できなかった時期も、ジャズコンサートが3年間できておりません。それについては、5年度については開催する予定でございます。あわせて、できないということだったので、郷土を知る講演会ということで、地元の宮田毅さんを基に関所を回るということで、郷土を知る講演会を開催させていただきまして、集まっていた事業を展開させていただいております。

今後の展望なのですが、私が思うについては、公民館利用団体以外でも、地域住民の方で活動していただいている方もいらっしゃるかと思います。これを機に地域で活動している子供会だったり、40代ぐらいの人が使っていただくような公民館の地域づくりをしていきたいと思っておりますので、その点、令和5年度についての課題事業として、目標として展開していきたいと思っております。

以上でございます。

○亀井伝吉委員長 次に、青木館長。

○青木小百合東部公民館長兼わたらせ自然館長 私が東部公民館のほうに昨年度から配置になりまして、ちょうどコロナ禍の中で配置になって、本当に昨年度、一昨年度につきましては、公民館の大きなイベントが全て中止になってしまったということですが、そんな中でも地域の方々がコロナで苦勞をされていることが多い年だったと思うのですが、皆様方の学びを止めないようにちょっと公民館のほうでも考えまして、一応教室、講座の計画のほうは立てさせていただいてはおります。そして、今年度令和4年度につきましては、おかげさまで教室、講座のほうの開催は順調に行うことができまして、ほとんどコロナ前と同じ回数、同じ事業の教室開催はできている状況でございます。

そして、今年度につきましては、北部公民館と南部公民館と同様に東部公民館のほうでも、お祭りというのはちょっとできなかったのですが、発表展示会というのを開催することができまして、やはり発表会、日頃公民館活動をされているサークルの方たちが一生懸命練習をされて、その成果を発表できる場がで

きてよかったですという声もたくさんいただいて、皆さんが本当に笑顔でイベントを開催することができましたし、3月5日の日曜日には3年ぶりに利用団体のほうと連携を図りまして、規模は小さいのですが、落語会などを開催することができまして、皆さん本当に久しぶりにみんなで笑顔で笑っていただいて、楽しかったですということで、とても好評を得ていただきまして、来年度もよろしくお願ひしますという声もいただいておりますので、地域の方々のニーズに合わせた行事や教室、講座等を令和5年度におきましても開催して、皆様が公民館に足を運んでいただきまして、学びの場が提供できるようにと考えております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 最後に、石川館長、お願ひします。

○石川由利子生涯学習係長兼中央公民館長 お世話になります。学級講座の関係で、令和3年度5回、21人の参加に比べて、2月末時点で、令和4年度43回、543人、まだ半分にも達しないのですが、人数的には会場の人数を減らしたり、いろいろな方法で開催回数はある程度増えてきております。その中で、新しい年度でこれからやっていかななくてはならないこと2点ばかりございます。実は文化協会と文化財関係に属する団体がございまして、高齢化により継続ができないような状況になっています。小学校に出向いて行って里神楽とかをやると、子供たちは目をきらきら輝かせています。そういった後継者の育成ができる教室を開催することが1点。

それと、このコロナ禍で中央公民館、ほかの公民館、Wi-Fiを設置していただいております。今後、世の中のあるふれる様々な情報を活用できる基礎的な能力をつける情報リテラシー教育ということで、情報弱者をなくすような教室を開催していければと思います。先ほど学校のほうで、公園でゲームをやっているということなのですが、そういった情報を使って、とちぎ国体でeスポーツとか開催されています。そういった子供たち向けのeスポーツの教室等も先日開催されました。継続して実施していく必要があるのかなと考えております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 最後に、本間委員。

○本間 清委員 もう時間ありませんので、各公民館の館長さん、今お話をお聞きしまして、各独自の考え、また行動をしようとしていると思います。ぜひ公民館に集まろうというかけ声を基にやっていただければ大変ありがたいと思います。

また、それプラス、最初申し上げましたように、何か一つでも新しいものをまたやっていく、そういったことを考えていただければ町民の方にもきっと喜ばれると思いますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○亀井伝吉委員長 以上で教育委員会事務局の予算審査を終了いたします。

教育委員会事務局の皆様、大変ありがとうございました。

この後、昼食休憩を挟んで税務課の審査を行います。

再開は1時30分からいたします。

休 憩 (午後 零時35分)

再 開 (午後 1時30分)

○**亀井伝吉委員長** それでは、再開いたします。

ただいまから税務課の予算審査を行います。

説明については、要点説明により簡潔にお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

高瀬課長。

○**高瀬利之税務課長** 税務課です。よろしくをお願いいたします。私のほうからは予算の概要につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございますけれども、予算書の10ページをお願いいたします。一番上の段になります。令和5年度の町税につきましては、20億4,792万1,000円の収入を見込んでおります。令和4年度と比較いたしますと8,764万2,000円の増で、率にいたしまして4.5%の増となっております。増収の主な要因といたしましては、法人町民税及び固定資産税の増収を見込んでおります。法人町民税におきましては、製造業等の業績が回復傾向にあり、昨年の法人税の調定の実績等を踏まえまして増収を見込んでおります。また、固定資産税におきましては、板倉ニュータウン産業用地への企業進出に伴う工場等の新築などによる増収を見込んでおります。

続いて、歳出でございます。予算書の83ページをお願いいたします。83ページ、説明欄でございます。2款2項2目賦課徴収費になります。説明欄は中段から下になりますけれども、令和5年度における主な歳出の内容でございますけれども、住民税及び固定資産税の賦課に関する電算業務や町税の納税、収納管理に係る電算業務の委託料が主な歳出となっております。予算額につきましては3,588万9,000円で、令和4年度と比較いたしますと580万6,000円の減、率にいたしまして13.9%の減となっております。各業務によっては多少の増減ありますけれども、減額の主な要因としましては、3年に1度の評価替えに係る不動産鑑定業務の終了や課税客体調査業務における航空写真撮影の終了、また地方税共通納税システム拡大業務の終了など、単年度の業務が終了したことにより減額となっております。

私のほうからは以上でございますけれども、詳細につきましては、次第の順に各係長のほうからご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○**亀井伝吉委員長** 岡島係長。

○**岡島宏之住民税係長** 住民税係所管の予算についてご説明します。

すみません、また歳入のほうからなのですが、12、13ページを御覧ください。一番上の段、個人町民税、町民税現年度課税分につきましては、予算額5億8,970万2,000円でございます。前年度比577万3,000円の増額となり、約1%の増でございます。

続いて、下の段、法人町民税現年度課税分につきましては、すみません、予算額1億6,103万2,000円でございます。前年度比4,231万2,000円の増額となり、約35%の増でございます。

次のページ、14、15ページを御覧ください。一番上の段、軽自動車税の環境性能割につきましては、予算額344万円でございます。前年度比121万7,000円の増額となります。次の段、種別割でございますが、現年度課税分としまして予算額5,213万9,000円でございます。前年度比、こちら53万2,000円の増額となり、約1%の増でございます。

続いて、下の段、町たばこ税でございますが、予算額8,168万6,000円でございます。前年度比221万7,000円、

2.7%の増でございます。

続いて、歳出予算についてご説明いたします。すみません、また83ページを御覧ください。説明欄中段の丸ですが、町民税賦課業務でございます。予算額884万9,000円を計上しております。こちら前年度比12万5,000円の増額となります。主にシステムの計上となっております。

続いて、次の85ページを御覧ください。説明欄上から4つ目の丸になります。軽自動車税賦課業務でございますが、117万1,000円でございます。前年度比100万4,000円の減額となります。この減額は、軽自動車税の電子化に係る導入業務が単年度で終了したことによります。また、下の段、たばこ税賦課業務でございますが、こちら予算額48万円でございます。前年度比44万2,000円の増額であります。この増額は、地方たばこ税の電子申告に対応するための導入経費となっております。

以上、住民税系の予算の説明となります。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 固定資産税関係につきましてご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、歳入のほうからご説明させていただきますので、予算書の12、13ページをお願いいたします。主な歳入であります固定資産税現年度課税分及び国有資産等所在市町村交付金のみについてご説明させていただきます。

初めに、1款2項1目1節の固定資産税現年度課税分でございますが、土地、家屋、償却資産を合わせた固定資産税の予算額は10億7,375万5,000円、前年度比4,054万2,000円、3.9%の増となっております。

次に、2目国有資産等所在市町村交付金でございます。主に国の交付金であります渡良瀬遊水地と県企業局が設置しております太陽光発電設備等に係る交付金になりますが、予算額は7,468万7,000円、前年度比225万1,000円、2.9%の減となっております。減額につきましては、主に償却資産の減価償却によるものとなっております。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出のご説明に移らせていただきます。予算書の82、83ページをお願いいたします。初めに、一番下の丸印の固定資産税賦課業務でございますが、予算額248万5,000円、前年度予算額に対しましては20万円の増額となっております。主な業務といたしましては、固定資産税事務電算業務委託料221万6,000円でございます。こちらの内容といたしましては、固定資産税の納税通知書及び納付書の作成、償却資産申告書の作成、各種調査報告書類等の作成に係る費用でございます。

続きまして、予算書の84、85ページをお願いいたします。上から1つ目の丸印の評価替え業務でございますが、348万7,000円、前年度予算額に対しましては256万3,000円の減額となっております。主な業務といたしましては、評価替え路線価整備業務委託料215万6,000円でございます。こちらの内容といたしましては、令和6基準年度評価替えに向けまして、市街化区域内の362路線の路線価評価を行うための費用でございます。

続きまして、2つ目の丸印の課税客体管理業務でございますが、予算額299万5,000円、前年度予算額に対しましては242万9,000円の減額となっております。主な業務といたしましては、課税客体調査業務委託料176万円でございます。こちらの内容といたしましては毎年度の業務となりますが、土地及び家屋の経年移

動修正を行いまして、固定資産情報管理システムに反映させる費用でございます。

簡単ではございますが、資産税係の説明につきましては以上になります。

○亀井伝吉委員長 川部係長。

○川部昌弘収税係長 私のほうから収税係所管の予算について説明をいたします。

予算書の12ページ、13ページをまたよろしく願います。収税におきましては、各税目の滞納繰越分が所管となります。まず、13ページの2段目、個人町民税滞納繰越分、予算額500万円となります。前年に比べ220万円の減となっております。

続きまして、4段目、法人町民税滞納繰越分、予算額10万円、前年同額となっております。

続きまして、下から2段目、固定資産税滞納繰越分につきましては、予算額600万円となっております。

次のページをお願いいたします。次の15ページの上から3段目になります。軽自動車税滞納繰越分、予算額38万円となっております。前年と同額となっております。

続きまして、37ページをお願いいたします。37ページの説明欄の上から3段目、県税徴収取扱費交付金ですが、予算額2,320万円でございます。これにつきましては、個人住民税につきまして、町民税と合わせて県民税も町で徴収してございまして、その取扱いに関わる交付金を県のほうから交付金として2,190万円、それと役場窓口で自動車税の納付を受け付けることによりまして、いただいた額の2%、約30万円を計上しております。

続きまして、歳出に入らせていただきます。85ページをお願いいたします。85ページの説明欄の一番下の段、町税徴収管理業務でございます。予算額につきましては1,594万6,000円でございます。主な支出につきましては、システムの使用料、あとはコンビニ収納事務の手数料、あとは共通納税のサービス利用と、あと還付金の歳出還付によるものが主に歳出の項目を占めております。

以上で収税係のほうの所管の説明を終わらせていただきます。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村委員。

○今村好市委員 毎年質問させていただいておりますが、町税の本年度8,700万円増ということなのですが、先ほどの説明だと法人町民税と固定資産税が伸びるという前提で調定をしたということなのですが、前年予算の比較なのですけれども、決算についてはまだ出納閉鎖されていないのでしょうか、今年度の決算見込みというのは、町税全体でどれぐらいになるのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 高瀬課長。

○高瀬利之税務課長 決算という形にはまだ、計算は当然できないのですけれども、令和4年度の当初予算に対して補正を12月にさせていただきましたけれども、その補正の額を合わせますと、最終的な予算が20億7,300万円程度おおむねなるわけなのですけれども、そういった形が基本になるのかなというふうに思っております。よろしいでしょうか。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 それは、決算見込みで20億7,000万円ということになる予測、予定ですよ。

○亀井伝吉委員長 高瀬課長。

○高瀬利之税務課長 あくまでも当初予算に補正を足した額というような形でございます。決算の見込みということではなくて、当初予算に補正の額を足した最終的な予算現額というのですか、その金額が先ほどの20億7,300万円程度という形になります。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 それは3月の補正ですよ。

○亀井伝吉委員長 高瀬課長。

○高瀬利之税務課長 昨年12月に補正をさせていただきましたけれども、その金額、当初予算に補正の額を足したもので、最終的な予算現額というのが20億7,300万円ということでございます。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 12月ですからほぼ調定額というのはもうある程度動かない額で、あとは収納率だけの話なので、大体の決算見込みというのは出るのではないのかと思うのですけれども。

○亀井伝吉委員長 高瀬課長。

○高瀬利之税務課長 調定額の合計をしますと、先ほどの額よりちょっと上へ上がりまして、20億9,500万円ですか、こんなような金額になります。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうしますと、当初予算にどれぐらい補正をしたか、大体1億円ぐらいかなとは思いますが、この予算編成時期になりますと毎年考えるのですけれども、その前年度予算、その前の年の予算対今年度予算の比較というのは、比較的表に出てくるのですけれども、決算額をどのように次の年度の予算に反映したのかというのがよく分からないところがあるのですけれども、調定をする上において、全体の枠として決算額をどのように参考にして新しい年度の調定なり見込みをしているのか、取りあえずその辺を伺いたいと思います。

○亀井伝吉委員長 高瀬課長。

○高瀬利之税務課長 まず、各税目ですけれども、前年度の先ほど言われたように調定額、前年度、今年度令和4年度の調定額を参考にして、今までもありましたように不確定要因、また収納率、そういったものを考慮した額で今年度令和5年度の予算を考えております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 それは、イコール決算見込額という解釈でよろしいですか。決算の見込額を参考にして、様々な要因をそこに加えて新年度の収入、調定予定額といいたまいますか、それで収入額を計算しているという理解でよろしいですか。

○亀井伝吉委員長 高瀬課長。

○高瀬利之税務課長 そのとおりでございます。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 その中で、法人町民税の伸びも、おそらくその前年度の収入見込額を参考にして、法人税の伸び等については、検討されて伸ばしているのだと思うのですけれども、固定資産税については、調定の基準日というのが多分1月1日なのですよね。だから、1月1日になると大体、税率が変わらない限り固定資産税というのはある程度かなり細かく見込めるのではないかと思うのですけれども、その辺はどうなので

しょうか。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 当初予算を算定をしていくに当たりましては、11月の半ばから11月の下旬、この時期にかけて計算を積み上げて、当初予算の金額のほうを固めていってございます。ただ、1月1日現在になりますと、もう既に予算の状況が進んでおりまして、あくまで数字のほうは11月末の時点での数字を計上しているような形です。それぞれ土地、家屋、償却資産、調定見込額を算出するに当たりましては、土地につきましては今後の次点修正、土地がどう動くのかというのを予測して、それを見込んだ上で不確定要因98%、昨年度までは95%を見ていたのですけれども、98%に上げまして、さらに収納率の98%を掛けた数字を土地の予算額として計上してございます。家屋につきましては、3年に1度の評価替えの年ではございませんので、既存家屋の積み上げ、そちらに群馬県が見た評価分、町が見た家屋の評価分、そういったものを足したものを家屋の予算として計上してございます。償却資産につきましては、毎年度減価償却が既存の償却資産にはございますので、それを反映させて償却資産のほうにつきましては計算してございます。ただし、新規の償却資産につきましては、数字がちょっと分からないため、計上はしていない状況です。家屋と償却資産につきましては、今までどおり不確定要因は98ではなくて95%のままで見て、収納率につきましては98%を掛けているような状況です。昨年度と違う点につきましては、土地のみほぼほぼ確定ができるということで、不確定要因の率を上げているというような形で計上してございます。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 予算編成上、やはり歳入財源を確定をしないとなかなか歳出財源が見込めないということがありますので、11月中ぐらいには歳入を確定をしないと、おそらく財政担当からの話だと思っので、そうしますと1月1日の基準日なのだけれども、実際はいろんな要素を見て、11月には歳入を見込むというシステムになっているのだと思うのですけれども、では実際に、単純に概算で結構なのだけれども、11月頃を見込んだ固定資産税の歳入見込額と、1月1日を過ぎて、2月なのか今時点なのか、その時点ではどれぐらいの差が出てきているのですか。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 ほぼほぼないものと考えてございます。差につきましては。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 では、その11月に見込んだ数字というのは、かなりいろんなものを加味して、もうもともと固定資産税はそんなに動くものではないから、97%ぐらいの精度で変わらないぐらいの見込みをしているということなのですね。

それと、全部の税目に対して収納率、前は95%だったのでしょけれども、98%に上げているのですけれども、これは全部の税目に対して98%なのか、過去の収納率を、後で聞こうかと思うのですけれども、コンビ二等の納税ができるようになってから収納率多分上がっているのだと思うのですけれども、そういう関係があつて95から98にしたのか。あるいはその税目によって、これは99%ぐらい収納できるよとか、これについては95ぐらいではないとちょっと無理かなとか、そういう判断ではなくて、一律98%というやり方なのですから、これは結構正しい数字なのですか。もっと細かく分析をしていないのですか。

○亀井伝吉委員長 高瀬課長。

○高瀬利之税務課長 収納率でございませうけれども、大体おおむね97から8ぐらい、どの税目もそれぐらいの間で来ています。多分そういうことで、一律で98というような形にしているものだと考えております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 では、1%か2%の差なのでしょうけれども、収納率が一番高い税目というのは何なのでしょう。一番やはり収納率が悪いというのは何の税目なのでしょう、ちょっと参考に。

○亀井伝吉委員長 高瀬課長。

○高瀬利之税務課長 一番収納率が高いといたしますと、法人税が99.34%、一番低いところでいきますと軽自動車税でおおむね95.6%というような状況であります。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 法人町民税が確かに高いのは何となく分かるのですけれども、軽自動車税は何で途中で移動だとか車入替えだとかいろんなものがある、なかなかうまく入ってこないというのがあるのですか。

○亀井伝吉委員長 岡島係長。

○岡島宏之住民税係長 軽自動車税のほうですと、4輪ですと車検がありますので、納税していないと車検が通らないというところはあるのですけれども、町ナンバーにつきましては、課税しても車検とかそういったところがないものですから、そこら辺でおそらく町ナンバーのほうが悪いのかなというふうにちょっと思っております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 確かに車検という一つのあれがない限りにおいては、納税証明書をつけなくてもどうでもいい話なので、ではバイクだとか農機具だとか、そういうものの収納率が下がってきているというのはあるのですか。何となく分かります。

もう一点、コンビニ収納ができるようになったので、そのコンビニを使うことによって収納率が全体としては上がっているのですか。

○亀井伝吉委員長 川部係長。

○川部昌弘収税係長 コンビニのほうは令和2年から始めまして今年で2年目になるのですが、コンビニで納めてくるのが、ここ数年、大分皆さんコンビニ収納ということに慣れたので、三、四年はそんなに大きくは変わっていない、ちょっと厳密にまだパーセンテージとか出していないところなのですが、コンビニ収納のほうは上がってきていると思います。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 上がっているのはいいと思うのです。では、今後この98%は、これ以上はなかなか歳入見込み、調定額に対してこれ以上の収納率というのは、予算編成上は安全を見てなかなかこれ以上は上げられないというのが現実なのですか。

○亀井伝吉委員長 高瀬課長。

○高瀬利之税務課長 そういった実績というか数値を見ますと、98より上げるというのはなかなかちょっと心配な点は大きいかなと思います。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 分かりました。いずれにしても、税収、町の財源、いわゆる税収と交付税がこれで6割以

上を占めておりますので、この辺の歳入をきちんと見込むことが、毎年のおそらく予算編成上、これは言うまでもなく大事なことだというふうに思いますので、あまり安全を見過ぎなくとも、地方公共団体の会計の仕組みからすると、見過ぎるといのはあまりよくないのかなということで、プロがやる話なので、できるだけきちんと見込んで、収入財源を盛った上で町民サービスをいかに予算化をしていくという、当初予算でしていくというのは大事だと思いますので、今後ともこの辺についてはシビアにお願いしたいなということをお願いをして質問を終わります。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 すみません、先ほどのちょっと今村委員のご質問の中で補足させていただきたいのですが、固定資産税の算出根拠になりますけれども、収納率を95%から98%ではなくて、その前段の不確定要因を今まで95%で見えていました。それに98%の収納率をさらに掛けて予算の数字のほうを計算してきたのですが、今回は土地に関してのみ不確定要因の今までの95%ではなくて98%に上げて、さらに収納率は同じように98%全て掛けたという計算結果になっております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 固定資産税以外にも不確定要素で、その前に95%掛けているの。それに収納率98%掛けている。

○亀井伝吉委員長 高瀬課長。

○高瀬利之税務課長 ほかの税目も同じ95%、不確定要因は見ております。先ほど鈴木係長のほうからも話がありましたように、できるだけ正確な数字を出していきたいということで、今回は固定資産税の土地に関しては、5%ではなくて2%というような形で、少しでも正確に出そうという考えの下、変えております。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 固定資産税で昨年度でしたか、東洋大学の未使用用地分に関して、過去5年間に遡って固定資産税徴収というようなのが話題になったかと思うのですが、一応大学については、今学校の用地扱い、校舎等で使っている部分については、だけれども、そこから固定資産税は上がっていないのだと思うのですが、そうすると来年度末で学校自体が移転をしたときにどういう扱いになるのかというところが、分かっている範囲で教えていただければと思うのですが、分かりますか。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 先ほどのご質問なのですが、令和3年度の時点で、過去5年間に遡りまして過年度分を東洋大学の未利用地ということで課税をかけさせていただきました。令和3年度からは当初課税分としてその未利用地分を課税をかけさせていただいています。令和4年度も同様に同じ土地につきましてかけさせていただきます。令和5年度につきましても変わりませんので、同じようかけさせていただきます。東洋大学の撤退になりますが、たしか令和7年度からということだと思いますけれども、そうしますと、令和6年の1月1日現在ではまだ学校の用に供しているということで、従来どおりの課税の6年度はかけ方というのが従来の考え方になります。令和7年度からに関しましては、当然賦課期日というのが令和7年1月1日現在の状況でということになりますので、その部分につきましては、今まで見ていなかった未利用地以外の学校用地、いわゆる宅地になる部分、それと建物、それと償却資産が申告され

ば償却資産分、それを合わせて令和7年度から課税するというのが固定資産税上の通常の考え方になります。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 今後、県も町も東洋大学との検討に入るのだと思うのですけれども、そこが再利用計画があって、学校であれば今のままになってしまうのかなと思うのですけれども、その他の利用であれば、今係長がおっしゃったように7年1月1日の現状で課税対象になってくるといふ考え方でもよろしいのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 東洋大学の跡にやはり学校法人が入れば、固定資産税の非課税ということで課税は全てかからないという形が基本的な考え方です。そのほかに、学校に代わる例えば一般の企業ですとか工場ですとかそういったものが入ってくるということになれば当然課税の対象になりますので、固定資産税もかかってくるといふことにはなりますが、それにはニュータウン地区計画ですとか、そういった要件的な縛りもあるかと思っておりますので、その辺は実際に話が進んできた段階で判断せざるを得ないのかなというふうに考えております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 今未収分で大体の金額というのは出ているのですか。現在課税対象になっていない部分、学校法人の使用面積あたりで、それが使用されなくなったときにどれぐらいの課税になるのかというのは、計算はまだしていない。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 建物に関しましては令和3年度、4年度で全て県のほうにお願いをいたしまして評価済みでございまして、ほぼほぼ数字のほうは出ているような状況です。宅地に関しましては、来年度その宅地の部分に係る価格等調査をいたしまして、ある程度数字が見えてくるような形になります。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

青木委員。

○青木秀夫委員 今村さんが言ったように、固定資産税は1月1日が課税基準になるわけでしょう。そうすると、その時点で分かるわけですよ、その年度の。例えば令和5年度の固定資産税の賦課基準は1月1日で決定するわけでしょう。そうすると、それを早く通知するということもできるわけですよ。今、板倉町だと第1回目は、分割で払うのはいつだっけ。7月頃。6月頃通知が来ると思うのだ。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 固定資産税の納税通知は5月の上旬に毎年……

〔「5月上旬か」と言う人あり〕

○鈴木貴宏資産税係長 はい。納期につきましては、5月末と7月末と9月末と11月末の4期になります。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 佐野市なんかすごく早いのだよね。知っていますか。4月1日時点ぐらいに発送してくるというから、もう4月の2日か3日ぐらいには納付通知が届くのだよね。だから、何か佐野市というのはそういうのが厳しいので有名で、NHKのテレビなんかでもやって、各自治体が収納率すごくいいのだとかと

いうので、聞いて知っているでしょう。視察に各自治体から来ているなんていうのを、前NHKの特集なんかで見たことあるのですけれども、すごく今厳しい、極端に言うとサラ金並みにばんばん取立てが厳しくて、俗に言う競売でも何でもかけてしまうぐらいなつもりでやっていくというようなことをやっているみたいだけれども、そういうのは聞いていますか。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 すみません、詳しくはちょっと把握していないのですけれども。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 NHKのテレビでやっていたのですけれども、全国的にも有名で、何か各自治体からその参考に視察に来ているとか。確かにすごい早いのだよ。固定資産税の4月1日付か何かで発送しているみたいに、すぐ来るよね。私もちょっと佐野に関係したものを持っているのですが、昔はあまり遅れてもそんなにうるさくなかったのだけれども、すぐ最近は差押えますよとか何とかと通知が来るのだよね。だから、いつの時代からかそれが厳しくなったのだけれども、ああいうふうにすると収納率もよくなるみたいね。そんなに厳しくやると。参考までに、近くだから、何かいろいろ研修ではないけれども、教わりに行くといいかなと思うのですけれども、参考までに。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 ありがとうございます。固定資産税の賦課期日、確かに1月1日なのですけれども、償却資産の申告期限というのが1月31日なのです。それまでに各企業等が償却資産を持っている分を申告課税ということで申告を出してくるのですけれども、そこから出てきたところからこちら側では精査をしますので、どうしても1月1日の時点では価格がまだ決まらないということになります。それを3月の末までに全て価格を決定していきまして、4月1日に皆さんにお見せできる縦覧という形を取らせていただきますので、そこまでに価格は決定されますが、1月1日現在ではちょっとまだ価格は決定はしていないということです。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 償却資産に関してはちょっと難しいのだ。固定資産に関しては1月1日に決定するでしょう。それが動かないのでしょうか。何、償却資産の場合は1月31日以内に決定して、それを縦覧させるの。その縦覧期間はあるの。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 地方税法で縦覧というのが設けられておりまして、毎年4月1日から第1期目の納期の期限まで、5月31日になりますけれども、そちらの期間は誰でも、個人情報は見られないのですけれども、ほかの資産と比べたり、評価額ですとかそういったものは縦覧というのができるという制度が整えられております。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 縦覧期間があったからってそれが変更するということはないのでしょうか。一般の住民とか関係者が見ることはできるのでしょうかけれども、見たからといって、それを何か注文がついたから変更するということはないのでしょうか。課税が変更になるとか。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 その縦覧を見て、例えばちょっと価格がほかに比べてやはり単価的にちょっと高いのではないかと、そういったものであれば、固定資産の固定資産評価審査会というのがあるのですけれども、そちらのほうに異議申立てみたいなのはできる制度は、一応全国のございます。ただ、こちらも家屋評価ですとかそういったものは、いろいろ周り価格を積み上げて、正式に評価を積み上げていっておりますので、話がされたとしても、そのような説明でご理解をいただくような形で努力はしております。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 いろんな話が込み入ってしまったのですけれども、私が錯覚したのは、だから納税通知が遅れるということにはならないのでしょうか。さっきの説明を聞くと、それがあから4月1日の納税通知の発送は遅れるのだというふうに理解してしまったのだけれども、そういう仕組みがあるのは分かるよ。そういう異議申立てするような。それとは別に、1月1日、償却資産については1月31日時点の評価基準で納税通知は出せば出せるのでしょうか。その縦覧とは別個の問題として。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 縦覧とは別個として、そういったことは可能かと思えます。ただ、ちょっとスケジュール的なものもございますので、今回は、いつも5月のゴールデンウィーク明けぐらいに発送を予定していたのですけれども、少しでも早くちょっと考慮をいたしまして、もう本当に5月の初めぐらいには固定資産税の納税通知を送れるように今年は考えているところです。

○亀井伝吉委員長 青木委員、よろしいですか。

○青木秀夫委員 はい。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

荒井委員。

○荒井英世委員 滞納関係ですけれども、個人町民税滞納繰越分が500万円、固定資産税滞納繰越分が600万円と計上してありますけれども、それぞれのちょっと件数を教えてください。

○亀井伝吉委員長 川部係長。

○川部昌弘収税係長 件数のほうはちょっと今、数えないと未納者の件数は出てこないもので、ちょっと調べてから報告させていただきたいと思うのですが、減にした理由につきましては、前年と前年の未収金の関係がありまして、未収金に滞納率を30%掛けましてこの500万円というふうに出させていただきました。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 滞納率30%で。

○川部昌弘収税係長 はい。固定資産税についても、同じように令和4年度の未収金に滞納繰越分の収納率を乗じて、17%平均で、ここ二、三年の収納率を見させていただいて、そういう形で予算のほうは計上させていただいたことになっております。

件数につきましては、今一覧では出ているのですが、ちょっと数までは申し訳ございません。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

○荒井英世委員 はい。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 では、以上で税務課の予算審査は終了いたします。
税務課の皆さん、大変ありがとうございました。

○閉会の宣告

○亀井伝吉委員長 以上をもちまして本日の予算決算常任委員会を閉会いたします。
次の予算決算常任委員会は、明日15日の午前9時から行います。
本日は大変にお疲れさまでした。

閉 会 （午後 2時25分）

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第4号）

令和5年3月15日（水）午前9時開会

1. 開 会
2. 挨拶
3. 審査事項

（1）健康介護課

介護高齢係 / 保険医療係 / 健康推進係

- ・ 予算説明
- ・ 質 疑

○出席委員（12名）

亀 井 伝 吉	委員長	本 間 清	副委員長
小 野 田 富 康	委員	森 田 義 昭	委員
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也	委員
荒 井 英 世	委員	延 山 宗 一	委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫	委員
市 川 初 江	委員	今 村 好 市	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

中 里 重 義	副 町 長
玉 水 美 由 紀	健康介護課長
小 野 寺 昌 幸	介護高齢係長
栗 原 正 明	保険医療係長
山 岸 章 子	健康推進係長

○職務のため出席した者の職氏名

荻 野 剛 史	事 務 局 長
小 野 田 裕 之	庶務議事係長

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○亀井伝吉委員長 おはようございます。ただいまから、予算決算常任委員会を開会いたします。

○議案第14号 令和5年度板倉町一般会計予算について

○亀井伝吉委員長 本日は、課局別審査及び予算案全体に対する総括質疑を行います。

委員の皆様、執行部の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに健康介護課の予算審査を行います。

説明については、要点説明により簡潔にお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 おはようございます。健康介護課です。よろしくお願いいたします。

健康介護課は3つの係で構成されておりまして、その会計は一般会計のほか、3つの特別会計を所管しております。係ごとに申し上げますと、介護高齢係が一般会計と介護保険特別会計、保健医療係が一般会計と後期高齢者医療特別会計及び国民健康保険特別会計、健康推進係が一般会計を所管しております。

介護医療の特別会計につきましては、大きな変更は予定しておりません。健康推進係につきましては、コロナの対応が続いておりますが、新たな事業、住民サービスに取り組みたく、今般概要をご説明申し上げてまいったところでございました。

予算の詳細につきましては、それぞれの係長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 おはようございます。介護高齢係、小野寺です。私からは、一般会計及び介護保険特別会計をご説明いたします。

まずは、一般会計の歳入からご説明いたします。予算書32、33ページをお願いいたします。32、33ページ中段、2目民生費県補助金、2節高齢者福祉費補助金81万6,000円でございます。一般会計の高齢者福祉関連事業の歳出に対する県補助金でありまして、4つの事業が対象となっております。

次に、歳出でございます。予算書99ページをお願いいたします。中段、福祉タクシー利用補助事業でございます。1目社会福祉総務費のうち、本事業が介護高齢係所管となっております。

続きまして、予算書102、103ページをお願いいたします。2目高齢者福祉費2億9,571万2,000円、前年度比109万円の減でございます。本ページから105ページにかけて、在宅の高齢者を対象とした福祉関連事業、町高齢者全般を対象とした敬老事業及び介護保険特別会計繰出金の予算を計上しております。事業費の増減は、各サービス利用見込み者の増減が主な理由でございますので、説明を省略させていただきます。

一般会計の説明は以上となります。

続きまして、介護保険特別会計についてご説明いたします。予算書中、緑色の中表紙4枚目、国民健康保険特別会計の次が令和5年度介護保険特別会計予算となります。

同予算書の6、7ページをお願いいたします。歳入歳出合計は13億1,951万6,000円、前年度比3.8%減となります。令和5年度介護保険特別会計の特徴につきましては、次の3点が挙げられます。1、令和3年度から

令和5年度までを期間とした第8期介護保険事業計画の最終年度であり、次期計画の策定年度であること。2、7ページの歳出において、歳出の95%を占める第2款保険給付費及び第5款地域支援事業費について、介護保険事業計画策定に基づく保険給付費等の見込量より過去2年間の保険給付費等の実績に比重を置き、予算計上したこと。3、地域支援事業期計画のテーマを育もう、支え合いの力とし、新型コロナウイルス感染症収束見込みを踏まえ、集合型の事業を再開する計画を立案したこと。以上3点でございます。

以上で、介護高齢係が所管する一般会計及び特別会計の説明を終了します。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 お世話になります。保険医療係の栗原です。先ほど課長が申し上げましたとおり、保険医療係では、一般会計と後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計の3つの会計所管しております。持ち時間が5分ということですので、簡潔に説明させていただきます。

まず、一般会計になりますけれども、一番最初のほうこれの101ページのほうを御覧ください。一般会計につきましては、時間の都合上、所管している歳出の事業及び予算の読み上げのみとさせていただきます。こちら101ページの一番下になりますけれども、国民健康保険特別会計繰出金、こちら1億5,328万9,000円となっております。

続いて、109ページをお願いいたします。こちら一番上になります。福祉医療費支給事業1億1,727万円、その下になります。後期高齢者医療事業1億9,535万2,000円。

続いて、127ページをお願いします。上から4つ目の丸になります。こちら養育医療費支給事業になります。44万2,000円です。

続いて、129ページ、次のページになります。一番下になります。後期高齢者健診事業、こちら899万円になります。

次のページをお願いします。一番上になります。後期高齢者人間ドック等検診費助成事業70万円となっております。

一般会計の歳出につきましては以上です。

続いて、後期高齢者医療特別会計になります。こちら一般会計の次の会計が後期高齢者の特別会計となっております。こちらの6ページ、7ページをお願いします。こちら左側のページが歳入になりますけれども、一番下の行になりますけれども、歳入合計が本年度予算2億451万4,000円、その右になります。前年度予算額1億9,508万円、その右、943万4,000円の増ということで4.8%の増となっております。上のほう見ていただきますと、1款の後期高齢者医療保険料と4款の繰入金の影響ということで、全体的に増となっているところでございます。

右のページが歳出になります。予算額につきましては、歳出合計は歳入と同額になっておりまして、主に増加になっている要因としましては、2款の後期高齢者医療連合納付金の増によるものでございます。

続いて、国民健康保険特別会計になります。後期の次の会計が国保特会になります。同じくこちらも6ページ、7ページをお願いいたします。まず、左のページが歳入になりますけれども、同じく一番下の行になります。本年度予算額が20億1,586万2,000円、その右、前年度予算額20億6,408万7,000円、その右4,822万5,000円の減、2.8%の減ということになっております。こちらの減の要因としまして、主に1款の国民健康保険税と4款の県支出金の減によるものでございます。

次、右のページが歳出になりますけれども、合計は歳入と同額となっております。こちら主に2款の保険給付費と3款の国民健康保険事業費納付金の減によるもので減ということになっております。

以上で、簡単でございますけれども、保険医療系の説明を終わります。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 健康推進係の山岸です。よろしく申し上げます。令和5年度の新規事業及び既存事業の変更部分について説明してまいります。

予算書の127ページをお願いします。歳入につきましては、事業費の補助となっておりますので、事業に合わせ説明してまいります。127ページ、下から4つ目の丸、新型コロナウイルスワクチン接種体制事業からご説明させていただきます。令和5年3月8日付で、国から令和5年度についても、臨時特例予防接種として1年間延長されるという指示がありましたが、予算編成当初は今年度末で終了見込みだったため、令和4年の残務整理分として、予防接種健康被害調査委員会の開催及びコールセンター対応、その他事務の残務整理分として予算を計上をさせていただきました。

続きまして、その下、がん治療者医療用補整具購入費助成事業でございます。群馬県内においては、令和2年度で約6,000人の方ががんに罹患する、そしてそのうち就労可能年齢の方は7%、約420名前後でございます。国立がん研究センターが公表しているがん患者の5年生存率は、平成24年度の推計値は68%ということで年々上昇しています。がんの治療を受けながら、就労や社会参加を両立することが可能になりつつありますが、脱毛や皮膚障害をがんの治療では生じる場合があるため、外見の変化に悩みを抱える方も多い状況であります。そのため、ウィッグ等の補正具を必要とする方に対して、購入費の一部を助成するものでございます。

続きまして、その下、小児若年がん治療者在宅療養支援事業、こちら新規事業でございます。こちらにつきましては、40歳以下の若い世代のがん事業者のうち、特に在宅において療養を選択される場合に、国の制度のはざまになってしまい、ほとんどの支援策がない状況にあります。親御さんに頼れるか、お子さんがいるかなどいろいろニーズが異なりますが、在宅で療養したい願いがあっても、経済的負担や支援において十分でない状況にあることから、家で療養サービスを利用したときの利用料金の一部を助成するものでございます。本事業は、介護保険制度に準じた内容となります。サービスの利用料の1割が自己負担、残り9割部分を県と町で2分の1ずつ負担するものでございます。

続きまして、その下、出産・子育て応援事業でございます。国の制度改正によりまして、令和5年1月に専決予算にて開始させていただいた事業になっております。5年度も継続で進めていくものです。妊娠期から子育て期まで、相談支援体制の充実を図ることを目的に給付金の支給を行うものでございます。また、子育て応援アプリを導入して、今まで以上にきめ細やかな情報発信と相談の受付、関係部局との連携強化に図ってまいります。

次のページをお願いします。一番上の丸、健康増進事業、その下の健康増進事業補助についてご説明申し上げます。各種検診や事後指導に関する事業でございますが、令和5年度の変更部分が3点ございますので、ご説明申し上げます。1点目が骨密度検診についてです。検診の実施方法は、集団検診ということで保健センターで実施してまいりましたが、町内の医療機関で受診できる方法に変更をしました。この検診につきましては、対象者が35歳から70歳までの5歳刻みの女性ということになっていましたが、5年に1度の検診で

ありながらも、年に2日間集団検診でしか実施できないという体制でございました。医療機関に委託できることで、受診期間が8か月間確保でき、医療が必要と判断された方は治療につながりやすいメリットがあると考えます。受診勧奨を行いながら、受診率向上につなげてまいります。また、予算上は変わりありませんが、胃内視鏡検査でございますが、こちらも法律で2年に1度と受診が定められていましたが、今までは奇数年齢の方ということで、制限をかけていたのですけれども、内視鏡検査の申込みのときに、去年の受診歴が確認できるということから、奇数年齢の枠を取り払うこととしました。こちらとしましては、歳入としまして、33ページの健康増進事業費補助金210万6,000円を予定しております。最後に、下から2番目の産婦健診事業でございますが、産後2週間をめどに1回分の健診料金を助成してまいりましたが、次年度から産後1か月以内に2回分の助成を行いまして、産後の不安定な時期の不安を軽減できるように支援してまいります。こちら29ページ、母子保健衛生費国庫補助金の中から、産後ケア事業と併せまして103万9,000円を歳入で予定しております。

以上、健康推進系の説明を終わります。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小野田委員。

○小野田富康委員 今の改めて、99ページの福祉タクシー利用補助事業についてお伺いしたいのですけれども、あまりこれ使い勝手がよくないともらう方から話聞くのですけれども、利用率は今どれくらいになっているのか、教えてください。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 福祉タクシーの利用率でございますが、心身障害者、交通弱者及び自主返納者合わせた利用者割合、利用率割合につきましては、今年の3月10日現在、73.4%となっております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 思ったより逆にいいのかなと今思ったのですけれども、使われない分というのが結局は残りの26.6%なりあるということで、結局使わない方だと身内の方とか親戚の方とか、近所の方に例えばどこか出かけるとき送っていつてもらったりとかという形になるかと思うのですけれども、この使われなかった分のタクシー券、これ例えば板倉町の商工会の商品券に振り替えるとか、そういった事業で、例えばその送ってくれる方にタクシー券代わりに返すではないのですけれども、そういったことで使い切ってしまうというのができるかと思うのですけれども、その辺のお考えはどうなのでしょう。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 本事業は、目的といたしまして交通弱者に対する支援となっておりますので、また代替案となりますと、他課等の検討となりますので、この場で検討できませんと言えない状況ではございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 では検討してください。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 おはようございます。針ヶ谷です。ちょっと予算書にはないことなのですが、2点ほど確認をさせていただきたいのですが、まず1点目なのですけれども、先ほど来から、つい最近、マイナンバーカードの保険証化、マイナンバーカードに保険証のあれを義務づけると、紙媒体をなくす方向まで出てきたのかなと。最初両立だという話だったのですけれども。そうした場合に、発行元は発行手続の手伝いは環境課のほうでやっているのですが、保険証が付随してくるとなると、どこの課の担当になるのだというような話、こちら使い側からしても、分かりづらい部分があるのかなとは思っているのですけれども、将来的に保険部分は、では健康介護課だよ、発行については環境課だよと、そのすみ分けができるのかどうか、あるいはどちらかで担当してしまうのかどうかという部分については、今のところどのようなお考えなのかという部分。

もう一点は、ヤングケアラーという状態があります。これは、介護という言葉が入ってくるわけですが、これも教育委員会なのか、福祉課なのか、介護という部分で健康介護課なのかという部分で、担当課が分かれるのかなと思っています。ただ、対象者はもう限定的なので、どこかが専門的に当たったほうが対応はしやすいかなと考えていますが、その辺について今町ではどのような対策を考えているのか、2点確認をお願いします。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 まず、最初のマイナンバーカードの保険証利用の関係についてお答えいたします。

実際のところ、国からそういった通知等が来ているわけではなくて、結局のところは新聞報道ですとか、そういったところから想像する情報という形になるのですけれども、結局はマイナンバーカードで保険証として使えない方の場合は、何か資格証明書みたいなものを出すというような形になっているかと思うのですけれども、そちらが今聞いている感じだと、1年ということなので、イメージ的には今の国民健康保険証がちょうど1年なので、そのようなもののイメージかなというふうなところを今のところは想像しているところでして、今までと見た目とか様式が分かりませんが、そういったものが変わるだけで、発行するのはこちらの保険医療係で発行することには変わりなくて、事務的にもそうさほど変わりはないのかなと。ただ、その辺のところ、今後国のほうで詰めていくことになると思いますけれども、例えば申請制になるとか、いろいろそんな話も出ていますので、その辺のところはまだ今のところ分からないので、国の情報等注視をしまして、行っていかうかと思えます。

それで、マイナンバーの発行自体につきましては、今と同じ発行をするときに、保険証として利用できるひもづけというのは交付の際にパスワードの設定も一緒に、ちょっとチェックをするだけですので、その辺の手続的には今と変わりなく、戸籍年金係のほうで行っていくものと思っております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 私からは、ヤングケアラーにつきましてご説明をいたします。

委員さんおっしゃったとおり、現在のところ担当部署は決まっておられません。ただ、本日、上毛新聞の1面にもこのヤングケアラーの記事が載っておりました。県といたしましては、今年度調査をいたしまして、当町でも介護部署にアンケート調査参りました。その結果、板倉町で1名ヤングケアラーがいるという回答

を私のほうでいたしました。今後はその結果、教育委員会ですとか、福祉課とも共有させていただきましたが、主担当、副担当も決めつつ、3課、2課1局で共同いたしまして、まずはヤングケアラーの支援ですとか、あとは実態把握というものに当たっていきたいと思っております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 まず、保険証の件なのですが、結局今までは別々というか、マイナンバーカードがないときには保険証が定期的に送られてきて、それを使う。国民健康保険。あと、あれですか、国民健康保険以外の保険もひもづけしてしまう考えその辺も全然明らかではないのですか。幾つかありますよね。社会保険だとか厚生がありますけれども、そういう保険も含めて、全部ひもづけする状況になるのかどうか、今私の頭の中で国民健康保険しか入っていないのですけれども、情報があればお願いします。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 今現状、既にマイナンバーカードで保険証利用をするというのにチェック欄をつけると、もう保険証としてマイナンバーカードの情報が連携しますよという形になるので、それは国保だろうが社保だろうが関係なく、要するに国保の場合は役場から要するに国のサーバーといいますか、そういうところに情報が上がっていて、社会保険の場合、そちらの社会保険のほうからサーバーに情報が上がっていて、マイナンバーカードでそこを連携するという形になるので、だから改めてチェックだけで、例えばこの人、私の場合は国保の番号がこうですよと登録をするわけではなくて、あくまで連携だけするようにするという仕組みになっていますので、基本的に全ての保険証という形になっております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 あと、国民健康保険だと、1年でしたっけ今、3年でしたっけ。切替えは1年ですよ。切替えがあるではないですか。あれは自動的に行ってくれるのか、あるいはどうなのですか。今は新しいのが送られてきて、古いやつを破棄する形、返却しないで破棄する形で整っているわけですが、自動更新ということになると、何も気にしなくてもいいのかなと。あるいはその間に何か手続があるのかなと、そういう細かい部分についてまだ国のほうから全然来ていないという感じですか。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 今現時点でも既に連携というのができていますので、更新されればその情報が役場のほうからサーバーに登録していますので、マイナンバーカードを持っている方につきましては、特段何もせずに自然に更新された情報を見に行けるというような形になっているところでございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 あと、病院側のシステムというか、装置の問題がまだ残っているのかなと思うのですが、町内幾つか医療機関あるわけですが、そういう部分について、補助金を国が考えているのかどうか、この間は補助金出すみたいなこと言っていた関係者も言ったようなのですが、そういう取組というのは町のほうには情報来ていないのですか。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 機械の設置について、国のほうから補助金が出ているものと認識をしています。具体的に幾らというところまでは承知、把握しておりませんが、そういったことで、補助金が出てい

るというふうに承知しております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 そういふふうな意向が国のほうから出ているということは、そっちのほうに進むのでしようから、やはり町の環境を整える責任はあるのだらうと思いますので、できる限りのことで早急にその環境を整えていただければと思いますので、お願いをいたします。

ヤングケアラーの件ですけれども、今係長の報告だと1人確認できているということなのですけれども、兄弟が多くて、兄弟の世話をするという部分についても、ヤングケアラーの対象になっている部分があって、今少子化で単化というか、子供の数が1人、2人という部分で兄弟が少ないということを考えれば、その兄弟間のケアラーというのはあまり多くないのかなと思うのです。逆に言うと、先ほど言っていましたように、山岸係長の事業報告でありましたけれども、若年性でやはり大病を患って障害を持って、その介護に当たるという場合が考えられるかなと思うのです。そういう対象が増えれば、やはり家族で面倒をまず見る、自宅介護という形になるかと思っておりますので、対象が増加する方向にあるのかなと思っております。ですので、係長おっしゃったように、方法、局面からするといろんな局面が、教育環境の充実、生活環境だとか、あと介護環境だとかと、1つの課では対応できない部分が非常にあるかと思うのですが、やはり所管を決めておいて、それで分担していくという方法になるかと思うのですけれども、副町長、その辺いかがですか。町の考え方としては。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 この関係については、教育委員会事務局と先ほど答えの中で出ていましたけれども、ヤングケアラーですから、義務教育の学校、あるいは高校の高校生が該当するのかなという感じはしていますので、ただその辺で、現在準要保護世帯の児童の関係なんかは福祉課と教育委員会で協調して対応していますけれども、それと同じような形になってくるかなというふうに考えています。ただ、問題は支援の内容にもよるかなと思っておりますので、その辺これからやはりいろいろ調査したり精査しないといけないので、今のところこの方向というのはちょっと言いづらいのかなと思っています。ですから、そういった面で町内に1名該当がいるということですから、該当者の実態だとかも詳細を確認をしながら、やはりそのほか今後複数の方が出てくる可能性もありますので、併せていろいろな想定なりをしながら、どこで受け持たせるのかは調整をしていきたいなというふうに思っています。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 やはり情報は、民生児童委員さんの報告ですとか、あるいは学校機関の報告ですとかというところから上がってきやすいのかなと思うのですけれども、先ほど副町長おっしゃったように、その状態によってはどこの課が対応したほうがより効果があるかという部分があると思います。ただ、やはり所管を決めておいたほうがいいのかと思うのです。そこで情報を取りまとめて、そこから枝葉分かれるような、どうする、こっちやるあっちやるということではなくて、ここからこうしてください、ああしてくださいという流れをつくっておいたほうが手当てがしやすいかなという気がしていますので、今後、今現状1名ありますので、それをきちんと手当てしていただくのと含めて、増えない方向と、あと出てきた場合にきちんと対応できる方向を考えていただければなと思っておりますので、よろしくをお願いをいたします。

以上です。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 介護保険関係ですけれども、ちょっと申し訳ないのですけれども、先ほど3つの特徴と言いましたけれども、もう一回言ってくれます。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 それでは、令和5年度の介護保険特別会計の特徴、再度申し上げたいと思います。まずは、1点目でございます。令和3年度から令和5年度までを期間とした第8期介護保険事業計画の最終年度であり、次期計画、第9期計画の策定年度であること。2点目といたしましては、歳出におきまして、歳出の95%を占めます保険給付費及び地域支援事業費につきまして、実績ベースで予算計上をしたこと、3点目といたしまして、地域支援事業計画のテーマを育もう、支え合いの力として、新型コロナウイルス感染症収束見込みを踏まえ、集合型の事業を再開する計画を立案したこと。

以上3点でございます。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 分かりました。

まず1つ目ですけれども、保険料、これが前年度と比較して230万円ちょっと上がっていますよね。まず、被保険者数どのくらいか。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 被保険者数、第1号被保険者、つまり65歳以上の方となりますが、2月末現在、直近でございますが、4,919名となっております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 先ほど特徴の中で3つ挙げてもらいましたけれども、第9期の次年度の計画、それで予算書を見ますと350万円計上してありますよね。それはいいのですけれども、その地域支援事業の関係ですけれども、これも700万円近く増額してありますよね。ここにかなり重点化しているって感じなのですけれども、先ほどの説明の中で、集合型の事業と言いましたよね。具体的にどういうあれなのですか。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 こちらの集合型の事業でございますが、コロナ前につきましても、基本的には公民館等に集まって介護予防事業を実施していたというのが実情でございます。ですので、コロナ前に戻すという形で事業を展開しております。参考までにですが、来年度新規事業といたしまして、幾つかこの集合型の事業を企画しております。何点かちょっと紹介をさせていただきたいと思います。1つ目が介護予防サポーター、つまりボランティアの方の活動を盛んにしていく1つの事業といたしまして、板倉クリーンウォークというのを考えております。こちらは、介護予防サポーターが月に1回集まりまして、町内各公民館等から歩きながら、ごみ拾いをするという事業でございます。自身の介護予防、健康づくりも踏まえまして、あとは環境美化というところを踏まえた事業となっております。これまで介護予防サポーターにつきましても、活用の方法がなかなかなく、また介護予防サポーターが集まってどういった事業をしていきたいかという機会も設けることがなかなかできませんでした。そういった中で、今年度介護予防サポーターの定例会を実施したところ、町にも貢献し、自分にも貢献できる何か事業がないかなというところで、こちらの板倉ク

リーンウオークというのを考え、事業化しております。

続きまして、出張認知症サポーター養成講座でございます。こちらにつきましては、認知症サポーター養成講座は定例的に行っておりましたが、やはりコロナ禍で事業が実施できませんでした。そういった中で、今年度試験的に個人のお宅にお伺いして、認知症サポーター、つまり認知症に関する普及啓発ですとか、対応方法、こういったところを学んでいただく講座というのを実施をいたしました。令和5年度につきましては、定例的にこのサポーターの養成講座を行うのではなく、要請があればその場所に飛んで行って、認知症サポーターの養成講座を実施するという形を考えております。

以上、2点紹介させていただきました。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 まず、その板倉クリーンウオークですよね。これ月1回のごみ拾い、要するに介護予防サポーターの横の連携を取るという意味なのですよね。介護予防サポーターって今何名ぐらいいるのですか。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 現在、154名育成をしております、その中で活動ができますよとお答えいただいた方が93名おります。

以上です。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 もう一つですけれども、認知症の関係ですけれども、認知症サポーター、これが例えば個人宅を訪問するわけですか。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 こちら要望があれば、個人宅にお伺いするという仕組みでして、実際令和4年度も1か所自宅にお伺いしております。そのときは、近所の方が何名かそのお宅に集まりまして、そこで認知症サポーターの講話をしたという実績がございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、認知症の関係ですけれども、その町内の例えば対象者というのは把握しているのですか。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 この認知症の方の数でございますが、町内で何名という非常に難しい、算定するのは非常に難しいというところがございます。ただし、こちらが確実に把握できるものといまして、要介護認定を受けている方、この方たちがどれぐらい認知症を有するのかというデータはございます。参考までにお伝えいたしますと、こちらが今年の8月15日現在となっておりますが、65歳以上の方、要介護、要支援認定数623名に対しまして、認知症と思われる方が360名、約6割いらっしゃるという、こういったデータはございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 360人、6割の方がという形ですよね。例えば各施設に入っている方もいますし、あとは

各在宅でいる人もいますよね。問題はその在宅でいる人ですよ。そういったところには、例えば認知症サポーター、そういった方が一応どこどこにいらっしゃるというのは把握していて、そこからやはり例えば定期的に訪問するわけですか。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 誰が認知症というのは、個人情報之最たるものになりますので、こちらにつきましては、認知症サポーターの方ですとか、介護予防サポーターの方に情報提供をするというのは、現在のところ考えておりません。しかし、例えば認知症の方がこういったサポーターの方に来ていただき、お話し相手でしたり、ちょっとした外出支援していただきたいという、そういったご要望がありましたら、こちら地域包括支援センターと介護予防サポーター、もしくは認知症サポーターで協議をいたしまして、ご自宅でお伺いしていくような仕組みづくりをしていきたいと思っております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 最後になりますけれども、そうしますと、例えば認知症の方本人がそういった形で相談を出すというより、その家族の方がいますよね、周辺の方が。そういった方が例えば相談を役場のほうに申し出るというのが多いわけですか。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 認知症の方の把握といたしましては、やはり介護の認定をしていただく、そこが一番数としては把握しやすい状況になっております。また、ご近所の方ですとか、民生委員さんから、この方ちょっと言動がおかしいということで、包括支援センターでしたり、介護高齢係にご連絡をいただくこともございます。ただし、介護認定を受けた方につきましては、認知症と把握しやすいというところがございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

延山委員。

○延山宗一委員 よろしく願いいたします。

105ページになるのですが、障害児の地域生活支援についてお伺いをしたいと思うのですが、この生活支援ということはいろんな面で、例えば相談支援、また意思疎通の支援とか、いろんな角度から支援をしているということなのですが、そういうふうな中の広報を見ますと、障害者の虐待、一時保護支援ということが載っているわけなのですが、それは当然予算を取って対応しているということなのですが、本町ではどのような体制が取られているのか、まずお伺いをしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 委員、申し訳ありません。障害児対策については福祉課が所管です。もちろんお子様に関しましては、保健センターで健診等で障害以前のところ、もしくは障害があるのではないかみたいなところは健診の中で把握したり、あるいは療育指導につなげたりということで、保健センターで把握し、子育て支援係につなげるような流れです。また、障害者に認定されたという方については、社会福祉係のほ

うで担当していただいておりますが、それぞれ担当するところで把握したものというのは役場内で連携は取れていると思っています。申し訳ありません。

○延山宗一委員 失礼いたしました。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

今村委員。

○今村好市委員 健康介護課、福祉関係の予算の全体の中でちょっと確認をさせていただきます。2024年問題、これ全国的にいろんな形で問題が起きてくるだろうという予測の中で進められておりますが、まだ来年ですから、24年は。今年は、板倉町予算の中で社会福祉なり健康介護なりの予算の中にはあまり反映されていないのかなという状況だというふうに思っております。予算の概要の中にも2024年問題の前年、突然2024年になってくるわけではありませんので、団塊の世代の人が2024年から急激に増えていくということで、その辺からいろんな対応は変わっていくのではないのか、大変になっていくのではないかという問題だと思しますので、1年前、2年前については、多少その辺の75歳に到達する人たちも増えてきているのかなと思うので。全体の予算を見ても、いわゆる介護保険の特別会計についてはマイナス、後期高齢者医療についてはプラスということで、これはまさに影響があるのかな。国保についてもマイナス、高齢者福祉もマイナス、予防費は増えているという、そんな来年度の予算の形態なのですが、直接見込みといいたまいますか、人口の変化によるいろんな福祉や医療や介護の対応に対する今年度予算への措置、その部分についての対応というのは、何か予算の中に反映されているのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 委員おっしゃるとおり、団塊の世代が75歳を到達するというので、社会的にはかなり前から騒がれていました。ですので、例えば介護予防の点から、介護保険を増やさないためにということで、ここ数年来予防事業にはかなり力を入れてきたつもりです。コロナ禍がありましたけれども、力を入れてきました。必ずしも予算が必要ではなく、実動部隊として職員がちょこちょこ現地に出てというような事業は展開してきていました。そこら辺が介護保険料の県下でも低いほうというような維持ができてるところかなと思っています。また、医療に関しましても、増えているところと減っているところがございますので、75歳到達の方は今後少し増えていきますが、やはりちょっと言い方がいかがでしょうか、85歳前後のところからは、やはり寿命というのがあって、そこからあまり増えていかないのです、人口が。ですので、ここ何年かのところは増えますが、それ以降はまた減ってくるというようなところでございます。ですので、予算に直接反映がない、あるとすれば、例えば高齢者の介護慰労金が少し、介護慰労金や、あるいは一般の敬老祝金などがかなりちよっこ数年増えますが、また3年、4年、5年後ぐらいからはまた通常に戻ってくるのかなという予測をしています。ですので、直接来年に向けて予算をとというような考えでは予算は立てなかったところです。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 後期高齢者医療だけが伸びているのですけれども、これは費用が、費用というか、負担をする部分が増えたから多少増えたのですよね、群馬県。その関係なのですか。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 先ほどの会計全体から見た今後の傾向みたいな形の話になってしまうのですが、おおむね今後75歳になる方がどんどん増えていくという形で、国民健康保険に入っている方も当然75歳になると抜けていく形になりますので、今年の予算もそうなのですが、後期特会のほうが増えて、国保特会のほうは人数が減っていくので、減っていくというような傾向が今後しばらく続いていくのかなと、要は国保の人数が減っていくと、後期の人数が増えていくと。今回の後期のほうの人数が増えた関係につきましては、被保険者数の伸びというところがやはり影響しているところが大きいかと思います。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 医療全体とすると、国保と後期高齢者特別会計があるのですが、そのバランスを見ると、そんなに板倉町については被保険者は増えないという、片方は増えるけれども、片方は減りますよという、そんな傾向なので、そんな急激に何か特別に対応しなくてはならないというのはあまり考えなくてもいいという、今の時点ではそういう状況なのでしょう。

それと、介護についても、高齢者が増えるわけですから、介護については完全に年を取って亡くなる方が減るということと、75歳到達をして、介護が必要な人が増えてくるという状況は、逆に増えるのではないのかなと思うのですが、それについては予防医療というか予防介護、そういうものを積極的にやることによって、急激に介護保険なり、介護者が増えるという見方はあまりしていないのでしょうか。次の計画を、今後の3年の計画はつくるのでしょうか、その辺の見方によっては多少変わるのかと思うのですが、どのように推計を考えているのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 まず、後期高齢者の会計と国保会計の関係なのですが、イメージ的には国保会計から移っていくというところで、総体的には変わらないようなイメージはあるのですが、やはり最近では自営業の方とかも減ってきている状況がありますので、どちらかという総体的には移るというよりは国保の被保険者数はそれ以上に減っていく傾向にあるような感覚を持っております。ということで、被保険者数が減ってくると、県の推計上でも1人当たりにかかる医療費というのは比較的増えているイメージになっていますので、被保険者が減ってくると、今現状は、今回の予算もそうなのですが、歳入歳出の足りない部分は基金のほうから繰り入れて帳尻を取っているところがありますけれども、こちらの基金のほうが増減傾向に転じていくことになってくると、やはり保険税、国保税の見直し等も考えていかなくてはならないということになると思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 それでは、介護保険につきましてご説明いたします。

今村委員さんおっしゃったとおり、今後介護保険につきましては、認定者の増加に伴う給付費の増というのが見込まれます。というのも、板倉町の一つの特徴と、高齢者の特徴といたしまして、前期高齢者、いわゆる65歳から74歳までの高齢者が後期高齢者、75歳以上の方よりも多いという今現状がございます。ということは、年を経るに従って前期高齢者から後期高齢者になっていきますので、その分介護認定を受ける率は高くなっていくかなと思われま。参考までに75歳以上全体の認定率につきましては、こちら厚生労働省で発表しておりますが、75歳以上全体の認定率が31.5%、つまり3人に1人が認定を受けるという状況に

なってまいります。この辺の推計も踏まえまして、第8期計画は策定いたしました。第8期計画につきましては、認定者数はほぼ計画どおりというところでしたが、給付につきましては予測値より大分低く実績が出ております。こちら特に施設介護給付費、こちらが減少しております。その分在宅の介護給付費というのは増加しております。9期計画策定するに当たりましては、この8期計画の特徴を踏まえつつ、人口構成もさらに加味いたしまして、策定していく次第でございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 国民健康保険なり後期高齢の特別会計については、特に後期高齢、国保も被保険者が減ってくるということと、そうすると収入財源が少なくなる。高額な医療費がかかってくるということになると、国保税の上げる時期というか、上がる時期というのはそんなに間近ではなくて、かなり先で上がるという推計をしているのかどうか、その辺を聞きたいのですけれども。

あと、介護のほうについては、介護認定率が非常に高いのですけれども、給付費が低いというのは、どういう現象なのでしょう。介護度が高い人が少ないと。介護度の低い人が多いという見方なのでしょう。その辺も含めて、これから次の計画の中で介護費用の費用については上がるのか下がるのか、下がることはないのですけれども、いつ頃になればまた3期中で、4期か今度、4期中で上げなくてはならないという見方をしているのか。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 国保税の税率改定の見通しに関してなのですけれども、実際のところ毎年この予算を編成をするに当たりまして、昔の国保特会と今の国保特会の考え方ちょっと違うのが、昔の町が主体となってやっていたときは、イメージとしまして医療費でかかる分保険税を集めると、当然国の補助金とかもありますけれども、医療費にかかる分について国保税で賄うというようなイメージだったのですけれども、今県と市町村で一体となってやっていますので、要するに町が県に対して負担金ということで納めて、かかった医療費については県から同じくかかった医療費分の補助金が来ますので、医療費が増えるというのは、県全体で考えれば、各市町村から負担金を集める増加要素にはなりますけれども、そういったところで、毎年県の推計に基づきまして、例えば板倉町は幾ら事業費納付金というものを納めてくださいよという数値が11月頃に示されますので、一応その時点で来年の予算上で、今の現状の交付税で納付金を納めるに足りるかというような毎回その毎年それを計算してまして、あとは何とか今の基金がこれだけあるからと、あとは例えば去年の繰越金から多少積めたとか、そういったところを勘案して、何とか来年はこれで上げずにいけるだろうというようなことも毎年ちょっとやっているもので、それなので、それが足りなくなってくると判断した場合は、早急に国保税を改定するような検討に入って、翌年度予算に反映させていかなければならないというような状況に、スケジュール的にはなっております。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 今村委員さん、今おっしゃったところで、1つちょっと異なるところがございます。介護認定率は群馬県内で一番低い状況でございます。そうですね。直近ですと、令和4年11月現在でございますが、全国でも下から数えて25番目という状況になっております。今回第8期計画の中で推計をいたしました。実際給付費が低かった理由の一つといたしまして、やはり認定率が低いというところに尽き

るのかなと思っております。そちらを踏まえまして、第9期の見込みでございますが、おおむね横ばいなのかなという推計はしております。こちらは、施設介護給付費よりも在宅介護サービスの給付費のほうが現在も上回っておりますので、この傾向が第9期3年間も続いていくのかなと思われまます。総じて、全体の給付費というのは横ばいなのかなと思っております。そういったところを踏まえますと、第9期の保険料でございますが、こちらは実際に来年度、推計見込みの中を出していく形になりますが、大幅な上昇というものはないのかなと思われております。参考までに第8期につきましては、コロナ禍ございましたので、他の市町村もコロナ禍に配慮いたしまして、本来は保険料を上げたいところでしたが、現状維持というところが多かったようでございます。当町につきましても、コロナ禍もございましたが、給付費の伸びというのが抑えられるかなというところで、基準額5,300円、こちらは県内で2番目に低い金額、基準額となっておりますが、こういった形で群馬県内でもまた低い保険料で推移できるのではないかなと想定はしております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 国保についても広域化したということで、財政的には少しやりよくなったのかなという、単純に一町村が急激に流行性の風邪だとか極端にはやってしまうと厳しい状況がすぐ来てしまうので、その辺が少しこう緩和されたり、県の全体で国保税考えているから、その辺の指示が来てからということで。そうすると急激な国保税の上昇というのはあまり考えられなくてもいいという理解でよろしいですね。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 後期後期高齢者の医療につきましても、県全体で保険料が決まって、同一の保険料になっているのですけれども、国保についてはまだちょっと仕組みが違ってまして、どこの町でも同じ保険税率ということではなくて、あくまで例えば板倉町で幾ら納付金を納めてくださいといったときに、例えば明和さんは幾ら納めてくださいとなったときに、それに賄えるだけの保険料が必要とするということで、保険料はその町で今の仕組み上は決めていますので、全体的に例えば医療費が県全体で上がってきたりすると、要するに県もその分会費を集めないで足りなくなってしまうのでということになりますので、そうすると負担金が多い、増額されてくると。そうした場合は、それに対応するような保険税を徴収しないと、会計がやりくりができなくなってしまうのでということになりますので、それは今現状で見てもすぐに上げる状況にないとかということではなくて、また来年は来年という形になってしまいます。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 医療給付を、その町村で抑えるということが、その保険料に対しての関連が出てきてしまう話ですよ。それとは関係ない。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 医療費は、その負担金を、町が県に納める納付金というのですけれども、その納付金が県全体でかかる医療費を見ているものですから、例えば板倉町が、あまりそういうのもないかもしれないですけれども、極端に言えば板倉町は医療費がすごく何かの事情で上がってしまったと。だけれども、県全体で見たら上がっていないということになれば、負担金が多くなる、逆に下がってくるわけです。ということで、その町の医療費が国保税に直結するわけではなくて、県全体で見ても要は医療費が増加傾向になってくれば、当然負担金が増えてくるので、それに対応する交付税が必要になると、そういうことになり

ます。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうすると、市町村別に負担金を県が指示をして、おたくは幾らですよというのはちょっとおかしいよね。それは統一されるのでしょけれども、いずれは。まだされていないということだけなのでしょう。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 いずれ統一の方向に向かっているわけなのですが、まだ今の時点ですと明確に今の後期みたく、群馬県どこに住んでいても、例えば所得割が同じ何%で均等割が何%でというのが決まるというのはまだ先の話ということになっております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 では、当分の間については、2024年問題の影響を大きく受けるというのは、群馬県なり板倉町の国保会計についてはあまり考えられないと。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 その人口的なもので、どうかというところもあるのですが、結局は医療費がどれだけ1人当たりがかかってくるかということもありますので、やはり流行、例えば今コロナも鎮静化している状況ですが、これがまた仮にもっとまた再流行とかなってきたりすると、それなりに増えたりするというところもあるかと思っておりますので、2024年問題が直接は影響しないかもしれませんが、ほかの要素で比較的今は1人当たり医療費が増加傾向にありますので、そういったところが影響する可能性はありますということです。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 介護保険、まさに優良町でありますよね。そんなに多かったかなというのはちょっと認識をしていなかったもので、そういうことについてはおそらく予防医療だとか、予防介護を積極的に先ほど課長がもう何年前からコツコツとやっていると。これ健康寿命を上げるということもあったのでしょから、その辺の結果がいわゆる介護率の低さにつながっているということなので、これ町民にもうちょっとやはりきちんとPRをして、全国では板倉の介護の状況はこうですよと、だから介護費用も群馬県でも非常に安いですよとか、そういうことでぜひ健康については介護にならないように気をつけてくださいというのは、しっかりこうPRをしたほうが私はいいいのかなというふうに思うので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 ご助言ありがとうございます。こちら認定率につきましては、昨年度の「広報いたくら」の秋口にトップページで紹介をさせていただきました。また、介護の現状ですとか、介護予防、健康づくりの件に関しましては、各地区のサロンですとか、通いの場、先ほど荒井委員さんおっしゃった認知症の関係の出前講座、こういったところで周知はしております。ただ、もちろん周知がこれで十分だとは思っておりませんので、様々なところで周知をしていただきまして、引き続き県内でも全国でも認定率が低い給付も低い町として頑張っていけるように推進していきたいと思ひます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

市川委員。

○市川初江委員 よろしく願いいたします。

見積書の87ページ、出産子育ての応援事業なのですけれども、赤ちゃんが生まれると何回か訪問して下さって、ご相談に乗ってくださっているだと思えるのですけれども、コロナの中この3年間大変だったろうなということをやっと思ったのです。どのような工夫をなされて訪問していたかが1点。

それから、何回訪問するような形ができているのか、それから申し込まなくても行政のほうから日にちを決めて訪問するのかなどか。

それと、行ったときにはどんな悩み事とかそういうものが多いのか。

それと、最後に、ご両親と同居の方も同じように訪問なさるのか。この4点ですか、お願いいたします。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 訪問について、まずご説明したいと思います。コロナ禍での訪問時の工夫ということですが、まず事前にお電話をして、訪問をやっているのですけれども、大丈夫でしょうかというところで確認を取りまして、担当者1名で時間は短くしています。まず、相手の方のご了解を得て訪問するという形を取りました。時間のほうは短く、事前に伝えられること、例えば予防接種はこんなのですよとか、健診はこんなのですよということちょっと事前に電話等でお話しておいて、直接伺ったときはできるだけ短く済むようにというような工夫をしておりました。また、やはり防護服なんか着て行かれませんので、きちんと職員のほうも訪問した先ではエプロンをつけて、清潔面のほうでは気をつけるという形を取っていたところです。また、訪問を希望されない方は、直接保健センターに来ていただいて、時間を取りまして、個別の保健指導という形を取ったということもあります。基本的には事前にお電話をして、どんな形がよろしいでしょうかというような内容をしております。今のところ妊娠時、妊娠届があった後面接して、妊娠後期にもちょっとお電話をしているのですけれども、ご希望の場合には訪問をしたり、保健センターのほうに来所していただいて相談を受けるといった形を取っております。あと、訪問につきましては新生児、出産してから訪問しております。やはり生まれてからは体重が気になりますので、計測しながらちょっと来ますかなんということでお話しています。申込みをしなくても、勝手に電話をして、こちらでどうですかって言って、申込みなくても訪問のほうは行けるような体制を取っているところです。また、訪問時に同居のご家族が立ち会う場合もございます。旦那さんも一緒のときもあります。

あと、悩み事につきましては、今妊娠届出時に全員面接をしているのですけれども、例えば1人目のお子さんのときにはもう相談先が分からなかったのですけれどもということだったのですけれども、一人一人丁寧に面接することで、産後の手続とか心配事が相談できるのでありがたいですというような方もいらっしゃいます。あとは、悩みを話せる人がいないので、話せる場所というのは見つかったのかなんていうところで、妊娠届出時にきちんと関わることで、これからも継続的にこちらは関わっていきますよということをお伝えするのですけれども、そんなことでその後の支援はスムーズにつながっているのかなんかと思っております。あとは、保育園のこととか子供の遊び場の情報を知りたいというようなニーズも多くて、生活に密着した悩み事みたいなことが多いかなと思っております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 本当に気遣いをいただいて、ご相談に乗っているのだなと思ってちょっと安心いたしましたけれども、本当に初めて赤ちゃん産むと不安がいっぱいで、まして今はもう核家族で、おじいちゃん、おばあちゃんがないものですから、大変この事業は大事なことだなというふうに思います。今後とも支えになっていただければ、親代わりようになっていただくのがいいのかなと今お話聞いたら思いましたので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

青木委員。

○青木秀夫委員 先ほど介護保険のことでちょっとお聞きしたいのですけれども、板倉町は給付費が少なくて何か優良自治体だということ聞いたのですけれども、この介護保険の利用したいということで、いわゆる待機者というか、待っている人もいると思うと、そういう方はどうなのでしょう、その状況については。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 介護保険の待機者でございますが、在宅サービスと施設サービスに、介護保険大きく分けられます。在宅サービスにつきましては、基本的には、お待ちいただく方はいらっしやらないかなというところでございます。施設につきましては、町内のちょっと事例でお話しさせていただければと思うのですが、町内で入所、入居ができる事業所が7か所あります。定員がそれぞれの合計を合わせますと192名となっております。うち町内の方で入居している方が108名で、定員に対する入所者割合が56.3%という状況でございます。そういった中で、待機者でございますが、毎月各入所、入居施設から待機状況というのをいただいております。その中で、最も多いのが介護老人福祉施設、つまり特別養護老人ホームでございます。こちらで報告の数字を申し上げますと119名となっております。他の入居施設につきましては、ゼロから3名という状況でございます、特別養護老人ホームが圧倒的に待機者が多いという状況でございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 結局利用できなくて待機している人がいるから、保険のほうの負担率が低いということも1つの要因になっているのではないですか。できればその施設を利用したいと、入所したいという人が今相当、それなりに人数随分いるようすけれども、それは何か重複というかあっちこち申し込んでいるから、同一人物が2か所とか3か所とか申し込んでいるケースはあるかと思うのだよね、こういう場合は。だから、実質中身は百何人、100人ぐらいいる中の本当は30人かもしれないと。その辺のことつかんでいるのですか。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 こちらの待機者の内容でございますが、先ほど委員さんおっしゃったとおり、重複して入所の待機待ちをしている方もいらっしやいますし、ほかの施設に入居しながら、特別養護老人ホームのほうに待機待ちをしている方もいらっしやいます。そういった中で、群馬県ではこの特別養護老人ホームに限りまして、入所申込み状況調査というのをやっております。こちらが直近ですと、令和4年5月1日現在でございますが、板倉町につきまして緊急性を要する特別養護老人ホームの申込者数が33名となっております。こちらにつきましては、町内の特別養護老人ホームに限らない数値でございます、緊急性を要

する方が33名いらっしゃるという状況が出ております。なお、特別養護老人ホームと同じような入所施設のほうに利用者が移行する傾向がありまして、県全体の申込み状況調査、入所申込み状況調査を見ましても、毎年申込者数は減少しているという状況でございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それで聞きたいのは、その個人負担の費用の問題なのですが、その特別養護老人ホーム、そこは100%保険が利くわけね。それで、個人負担もその人の所得に応じて負担するのでしょうか、その特別養護老人ホームのほかに、私よく分からないので覚えられないのだけれども、いろんなケースの介護保険つき何とか有料何とか老人ホームとか、あるいはこれ全く100%個人負担の有料老人ホームとか、そういう高額なところもあるのでしょうか、これは介護保険とは別なののでしょうか、この保険が一部ついた老人ホームと、いろんなケースがあるのですけれども、それ費用というのはどのぐらい違うのか、前のちょっと聞いたのですけれども、まず再度大ざっぱでいいですから、例えばミモザ荘みたいな特別養護老人ホームですと、普通の人はこのぐらいの負担になりますよと、こういう場合はどのぐらいになりますよとあって大ざっぱで、細かいこといいですから、覚えられないからちょっとまた。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 それでは、参考までに町内にあるサービス種別で、大まかな利用料をお伝えしたいと思います。特別養護老人ホームにつきましては、個室と大部屋がございます。個室ですと約11万円でございます。大部屋ですと約10万円でございます。

続きまして、グループホームといまして、認知症の方で体が元気な方が家族のように生活するといった施設がございます。こちら町内に3か所ございますが、おおむね平均しますと、月額15万円となります。

続きまして、有料老人ホームになります。こちらは、重度の方もご利用ができる施設になっておりますが、こちらが約16万円となっております。

最後に、サービスつき高齢者向け住宅と申しまして、このサービスは主に相談ですとかお食事、こういったものを提供するサービスでございます。介護につきましては、外部から提供するという形になるのがサービスつき高齢者向け住宅と申しますが、こちらが約17万円となっております。

以上でございます。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、特別養護老人ホーム、ちょっと個室で11万円、大部屋と言うけれども、これ2人部屋とかそんな程度なの。4人部屋とか。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 個室以外という形になりますので、2人、さらには4人という形になります。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、大体料金が変わらないよね。個室がいいといった場合に、個室というのはあまりないのですか、これ。個室利用したいという場合。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 ご本人様、ご家族様の要望にもよるところでございますが、少しでも安くお願

いしたいという形であれば、多床室という大部屋を希望される方いらっしゃいまして、どういったお部屋でもいいから入所したいというご希望があれば、個室に行くというケースもございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 例えばこの特別老人保護の10万円、11万円ですけれども、これは個人負担、個人負担でサービスについての個人負担、よく聞くのだけれども、プラス何か部屋代とか、食費、これは保険利かないのだとかと聞いているのですけれども、そうするとこれプラス入所すると、部屋代とか食事代というのはプラスされるのですか。これ保険利かないわけ、実費ね。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 先ほど申しました特別養護老人ホームの料金につきましては、原則3種類ございます。まずは、基本料金、続きまして居住費、お部屋代、最後に食費でございます。この基本料金、居住費、食費を合わせた金額が11万円ということになります。この中で保険適用されるのか、基本料金分になります。

○亀井伝吉委員長 すみません。係長、そういう細かいのは、昨日も言ったのですけれども、一覧表にして、回答してもらえますか。ほかにも質問したい方がいますので、細かいのは後にしてください。

○青木秀夫委員 いいや、最後、悪いから。その10万円、11万円の中には、食費とか部屋代も入っての11万円ね。それが分かれば、取りあえずいいです。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

黒野委員。

○黒野一郎委員 では、簡単に。127ページ、山岸さんところかな、中段の下に新型コロナの関係の事業で、その下に調査員という書いてありますよね。どういう方で、やはり何回か会議とかそういう開く予算なのですか。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 予防接種健康被害調査委員会というのが町のほうで開催するのですけれども、まず予防接種を接種した後、もしかしてこれはその予防接種によるようなもので、身体の変化があったのではないかということでご相談が多くあるのですけれども、この予防接種健康被害という制度があるのですけれども、国のほうで制度があるのですけれども、まず町のほうで調査委員会を開いて、それで国のほうへ申請を上げていくというものなのですが、調査委員さんのまずメンバーなのですけれども、保健所長さん、まず医師なので、保健所長さんと、あと町内の医師2名にお願いしています。そのほかに、群馬県のほうで推薦していただきました専門の先生ということで5名の先生にお願いして、調査委員会のほうを開く予定になっています。会議のほうは、会議のほうなのですが、このまま続けます。令和4年度なのですけれども、健康被害調査委員会のほうが2名の方の申請がございまして、1回、コロナ禍でしたので、書面会議ということで開催しております。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 分かりました。

そういう中で、先ほど栗原係長が言ったコロナがまだ収束、下火になってきているという話も出ています

けれども、今日も上毛で、昨日が199かな、栃木と行ったり来たり数字が、東京は1,000名と言っていたけれども、こういう体制の中で、やはり亡くなっている人が群馬県だって毎日2人、3人いますよね。だから、少なくなってきたといっても亡くなっている人がいるということは、収束はしているけれども、やはり心配というのか、慎重にいろいろな面でやったほうがいいかなと思うのですけれども、そのような中で町のほうでは今後この見通しというのか、その辺のところがお考えがあればひとつどなたか。

○亀井伝吉委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 皆様ご存じのとおり、コロナ禍が本当にここ数年ぐらい先が見えず、どたばた、どたばたというような状況でございます。ただこのほどまた国が次の予防接種の概要をお示しされましたので、新年度はそれに向けてもう今からも準備を始めていかななくてはということで、予防接種のほうは準備を進めます。

それと、感染につきましては、マスクが事実上の解禁になってしまいましたが、折を見て周りに配慮したマスクの着用のご協力をみたいな呼びかけはしていきたいと思っております。委員会のほうで針ヶ谷委員からも少しご意見とご助言いただきましたので、今回検診の案内通知の中にはご協力などをお願いして、あとは折を見て、また個人の感染対策というのはPRしていきたいなと思っております。なかなか直結するこれだという1個だけの対策ってなかなかないものですから、個人の判断に任せるとかが多くなってしましますが、なるべく小まめにPRしていければと思っております。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 今までも中央公民館でいろいろとやってきましたけれども、そういう体制で準備というのは、いつでもということないけれども、期間多少あるでしょうけれども、やれる体制はいつでもという、を整えられるということですよ。

○亀井伝吉委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 今回予算を立てる時点では、来年度の予防接種等々の予定がまだ国から何のお示しもなかったのです。ですので、また今後細かいこと、補助金がどのくらい来るのかとか、そういうところも含めまして、あとは医師の体制がありますので、医師会と調整して、場合によっては補正予算等々またお願いしていくことになると思いますので、よろしく願いいたします。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 ぜひお互いいろいろ、亡くなっている方もいらっしゃいますから、それなりの緊張感を持ってやっていけばいいと思っておりますけれども、ぜひそういうことでよろしく願います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

本間委員。

○本間 清委員 願います。

これは、各個人の意識の問題だと思うのですけれども、例えば私たちは体の悪い人、不自由な人、これを見まして、障害者だと言いはすると思えます。それは言葉ですからこれでいいと思うのですけれども、これを漢字にしますと、故障の「障」に害するの「害」、そして者、この予算書にもそのように漢字にした障害者というふう書いてあります。今の時代の主流としましては、やはり害するという言葉遣いはこれは決

して適切ではないということで、適当な漢字がまだ見つからないと見えまして、平仮名にして、障がい者という文字に置き換えていると思いますけれども、この辺のお考えはどのようなのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 健康介護課独自でというものではないと思いますが、その害の文字を使う、使わないにつきましては種々ありまして、多分この予算書に載っている言葉というのは、法律のそのまま、国の通知のそのままを使っていると思います。ですので、今後また検討の余地があれば、町での呼び名、通称ですか、そういうところは検討する余地があるかと思いますが、単純にうちの課だけという問題ではないかなと思っています。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 先日、NHKの討論会を見ているときに、やはり字幕スーパーにこの漢字そのものが出てきたので、私はちょっと唖然としたのです。先ほど申しましたように、この言葉遣いは必ずしも適切ではないということで、取りあえず今害が平仮名になっています。こういったことがこれからは認知されるのが私はよろしいのではないかなと思ひまして、やはりこれは自治体、国から発信するべきだと思いますけれども、いずれこういう流れになっていくのかなと思いますので、その辺もちょっとお考えいただければと思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 健康推進係でお願いをしたいと思ひます。健康増進事業なのですけれども、先ほどの説明によりますと、骨密度の関係が変わったということと内視鏡の関係が変わったのだというような説明がありました。骨密度に限っては猶予期間ということで、その検査をして、内容等については当然そこで薬が処方されるということで理解はできるのですけれども、内視鏡については年齢、例えば何年何年ということで見られるということなのですけれども、それについてももう少し具体的にお願いをしたいと思ひます。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 内視鏡につきましては、国の法律に基づいて実施しているのですけれども、毎年受けなくていいですよということになっています。対象年齢が50歳以上の方であること、あと受診の間隔なのですけれども、2年に1度でいいですよということになっています。その2年に1度ということで、町のほうで受診票の年齢に対して、偶数年齢の方とか、奇数年齢の方ということで、コロナ禍でちょっと1年、令和3年でしたか、中止になりましたので、偶数年齢の方から奇数年齢の方ということで、受診票の年齢を見て、対象となる方を決めてたのですけれども、なかなかやはり受診票……

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 変わった点について、ここが変わったということで。いつまでと違った点ね。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 すみません。その奇数年齢、偶数年齢をなくしまして、50歳以上の方で全員対象としますということで、去年受けていない人、町の内視鏡検査を受けていない人を対象にしますという形に変えました。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうしますと、例えば今年受診したいなということになった場合に、医療機関で検査を受けて、その内容等を知らせるといことになるわけなのですか。当然配布はないわね、いつでも受けられるということは例えば受けてもいいですよとか、例えば受けなさいという指示はないわけだし、個人的に医療機関が対応して、かかった費用と申請するということになるのですか。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 説明に言葉が足りなくて申し訳ありませんでした。胃の内視鏡検診なのですけれども、まず5月の広報と一緒に受診票をお手元に届くかと思えます、対象の方に。そのときは集団検診の胃のバリウム検査の受診票が入っているのですけれども、内視鏡を受けられる方は申込みをお願いしますということで、事前に保健センターに申込みをいただきまして、検診ができる医療機関、館林邑楽医師会と契約をしていますので、受診検診ができる、受診ができる医療機関のご案内、あと注意事項とご案内という形を取っております。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そのすると、そのカードで医療機関で対応するというようなことなのですね。今、コロナ禍ということで、検診の受ける方とかに変動があるのかなと思うのですけれども、このまま3年間のコロナで受診率とか、例えば人数そのものとどんな状況で推移しましたか。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 胃がん検診につきましては、胃のエックス線検査と内視鏡検査を含めまして、令和元年度が受診者834名、8.4%でした、受診率が。令和2年度につきましては、626名ということで6.3%に下がっています。令和3年度につきましては、少し持ち直しまして7.8%、令和4年度ですが、まだ途中の段階なので、令和4年度についてはまだちょっと出していないところでございます。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 聞くと、やけに数字が1桁ということで、まず関心がないというか、ほかの医療機関で検診受けているのかそれは分からないのですけれども、ちょっと低い数字で驚いたなと気がするのですけれども、やはり自分のほうも体自分で見守るといことだと思うのですけれども、そのほうを受診の低さをどういふうに町と捉えていますか。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 この町の健診なのですけれども、会社で受診をされる機会がある方もいらっしゃると思います。その方については把握をしております。町の健診の受診者ということですので、母数は40歳以上の方が対象として出てきてしまうので、この受診率なのですが、もう少し、会社ですとか、その他の機会で行っているという方があれば増えるかとは思いますが、なかなかどのように思いますと言われるとちょっと難しいところなのですけれども、やはり先ほどもお話ありましたように、医療費の問題ですとか介護の問題の話の中で、やはり若いうちからの健康づくりが非常に大切である、あと検診、受診をして、自分の健康を確認していただくということがまず基本かなと思っています。そのために、受診しやすい健診の体制というのをつくっていかなくてはいけないと思ひまして、今回の胃の内視鏡検査につきましても、2年に1度ということで、少し受診しやすい体制を取ります。あとは、来年10月なのですけれども、1日で基本健診と胃と胸のレントゲンと大腸がん、そのほかに女性のがん検診、乳がん、子宮がんも1日で同じ時間帯に

同じ場所でできる総合健診の日を設けました。少しでも皆さんに受けやすくなるような、そんな体制をつくっていければと思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 受診しやすい状況をつくっているということで、パーセント少しでも上げて、自己管理できるようになればなと思います。分かりました。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

最後に。町民からの意見があったのですが、スポーツジム、健康増進のためにどこかでできないか、南小なんか開きましたので、そういうところを利用してできないかという意見がありました。検討していただいて、前向きにお願いしたいのですが。

玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 介護予防のほうからいきますと、福祉センターに、数多くありませんが、機械を設置してできるようになっています。毎日10名から人が利用させていただきます。こちらに例えばそのスポーツだけとなりますと、入場料の関係がありますが、もしご要望が多いようであれば、その辺は社協とのやり取りで考慮したいと思っています。また、町全体のスポーツとなりますと、以前は海洋センターに機械があったのですけれども、それも老朽化で多分今撤去されているかと思っています。ですので、全体、介護予防だけではなく、健康づくりの面はスポーツ推進等々と連携して何かやっていければなというふうに思っています。必ずしも機械が必要と思いませんが、要望があればということでちょっと検討はしていければなと思っています。

○亀井伝吉委員長 前向きにご検討をお願いしたいと思います。

ほかになれば、終了させていただきます。

11時からの再開とさせていただきます。健康介護課の皆様、大変ありがとうございました。

休 憩 (午前10時40分)

再 開 (午前11時00分)

(2) 総括質疑及び委員会採決

- ①議案第14号 令和5年度板倉町一般会計補正予算について
- ②議案第15号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について
- ③議案第16号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計予算について
- ④議案第17号 令和5年度板倉町介護保険特別会計予算について
- ⑤議案第18号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計予算について

(3) その他

4. 閉 会

○出席委員（12名）

亀 井 伝 吉	委員長	本 間 清	副委員長
小 野 田 富 康	委員	森 田 義 昭	委員
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也	委員
荒 井 英 世	委員	延 山 宗 一	委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫	委員
市 川 初 江	委員	今 村 好 市	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原 実 町 長
中 里 重 義 副 町 長
赤 坂 文 弘 教 育 長
峯 崎 浩 総 務 課 長
伊 藤 良 昭 企 画 財 政 課 長
高 瀬 利 之 税 務 課 長
川 田 亨 住 民 環 境 課 長
小 野 寺 雅 明 福 祉 課 長
玉 水 美 由 紀 健 康 介 護 課 長
橋 本 貴 弘 産 業 振 興 課 長
塩 田 修 一 都 市 建 設 課 長
丸 山 英 幸 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
小 林 桂 樹 教 育 委 員 会 長 教 務 局 長

○職務のため出席した者の職氏名

荻野剛史	事務局長
小野田裕之	庶務議事係長
本田明子	行政庶務係長兼 議事局書記

○亀井伝吉委員長 それでは、再開いたします。

本委員会へ付託されました令和5年度各会計の当初予算について、4日間をかけて審査してまいりました。ただいまから総括質疑及び委員会採決を行いますので、委員及び執行部の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、各委員におかれましては、総括質疑でございますので、個別事項の質疑ではなく、予算全般についての質疑をお願いいたします。

初めに、議案第14号 令和5年度板倉町一般会計予算についての総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お疲れさまです。針ヶ谷です。各課におかれましては、予算審議の対応お疲れさまでした。ありがとうございました。総括ということで幾つかお聞かせいただければと思います。

まず、今年度の主要重点施策ということで11事業が挙げられました。内容を見ると、町にとって重要なことで、重点的、あるいは拡充ということで取り組むべきことかなと思うのですが、全体を見まして、大きい問題である少子化対策の色合いがちょっと薄いかなというような印象を持ちました。

そこで、企画財政課長にお尋ねを申し上げます。歳入の部分で増額が見込まれた状況で事業提案があったのだと思いますが、それで町長のヒアリングでこうなっていくのかなと想像するのですけれども、その見積り決定をする段階で、各課から重点項目、事業提案があるかと思うのですけれども、定期的に年間こなさなければいけない事業、あるいは何年かに1度定期的にこなさなければいけない事業、あるいは何かを対策で特別に今年度やらなければいけない事業と幾つか種類が分かれるかと思うのですけれども、そういった中で、重点施策については、もうこれトップダウンで町長から提案されて確定するのか、あるいは各課からの提案を基に町長が判断するのかなという部分なののですけれども、その辺の事業決定の流れについてはどのようになっていますか。

○亀井伝吉委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 お答えいたします。

こちらは、審査のときにもその説明をさせていただきましたけれども、まず令和4年10月24日付で、町長から各課局長宛てに令和5年度の当初予算編成方針が通知をされます。その方針に基づいて、各課担当者がまず提案を各課内でするわけでございます。その次の段階におきましては、財政担当のヒアリングを行います。この時点で、予算編成方針で示されました重点事業、具体的には4、町長の基本政策として、新年度予算計上について重点的に検討する事項、こちらの事業が確実に提案されているか否かについては、財政担当のほうから、改めて確認をしている状況でございます。最終的には、町長ヒアリングを経まして、重点的に検討する事項について今回決定したわけでございますが、やはりその町長ヒアリングを重ねていく間に、特に観光事業についてはやはり非常に難しい重要な課題だということで、実際の予算計上させていただいた事業については、少し枠が大きくなったといいますか、ポイントを絞ったところまでなかなかいかなかったというような実態がございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。まず、町長側から施政方針ということで、各課で検討に入るといふ流れでよろしいでしょうか。ありがとうございます。といいますのも、4年度に取り組みましたイルミネーション事業というのがあるのだと思いますけれども、ああいうのって町で提案をしなくても、町民要望として上がってくる可能性もあるのかなと思うのです。そういう部分では、町民の発議、あるいはそれを受けて議員発議で各課に相談をかけて、予算化までつなげていく方法もあるのかなという想像をするわけです。でも、今の流れからすると、既にもう町長の施政方針を基に、受けた後に提案するというのはちょっと提案しづらくなるのかなというところも想像するのですけれども、今までそういった部分で予算化したというような事例というものは過去あるのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 委員、例といたしまして、イルミネーション事業を取り上げていただきましたけれども、こちらにつきましても、コロナ禍様々なイベントが中止になったというような状況がございまして、特に板倉まつり、花火の3年連続で中止という中、一部の自治体では場所を明かさず、時間も限定、見るのは自宅からというような形で、花火の打ち上げが今年度行われたところでございました。そのような中で、板倉まつりの代替になるような、町民の皆様が喜んでいただけるような、にぎわいが少しでも持てるような事業ということで検討した結果、令和4年度についてはイルミネーション事業を行ったわけでございます。こちらについては、花火の打ち上げですと一瞬で数百万円が消えていくというのが現実的なのですけれども、長い時間、長期間にわたりまして、なるべく多くの町民の皆さんに楽しんでいただけるようなと、今回LED電球も買取りにさせていただきます、当初から大きな花火ではないですけれども、大きなイルミネーション事業という大々的にということよりも、まだコロナ禍というのもありましたので、徐々に少しずつでも増やしていければなというところで、イルミネーションの電球確保してございますので、令和5年度についても買い増しをしながら、少しずつ広げていきたいというようなことは今現在検討してございます。

先ほど私の答弁で、町長の基本政策として、新年度予算計上について重点的に検討する事業、これは特に提案が上がっているかどうかについては確認をいたしますけれども、いわゆる経常的に続けなければならない事業というのが町の中には多々ございます。そのほかに各担当が、経験した中で町民の皆さんの意見を吸い上げて、こういう事業を行ったらどうかというようなものについては、各担当でそれぞれしたためてございますので、財政のヒアリングのときにもそういう事業の提案があれば、積極的に財政のほうも相談に乗っているというようなことでございまして、町長から指示があったものだけをやるというふうなことではございませんで、日々感じていること、町民の皆さんからの意見を聞きながら、各担当がそれぞれ工夫して事業の提案を行っているというようなところでございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。結果として内容を見ると、税収分については増加という部分で、結局トータルとして総予算的には4年度よりもちょっと減少という形で見積り立てていらっしゃる状態だと思うのです。ただ、単純に考えると、増収が見込まれるのであれば、事業拡大できるものももっとあったのかなという短絡的な想像、もっと各課から、お金がないので諦めたけれども、今年はこれをやらせてくれというような意見が多く出たのではないのかなという想像の下の質問なのですけれども、その辺の現状は今年4年度と5年度の予算立てに対してのそういった違いというのはあったのかどうか、お願いします。

○亀井伝吉委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 お答えいたします。

まず、各担当のほうから予算計上をしてきますけれども、それを財政担当のほうで、まず最初にヒアリングを行います。これまで大きな事業について提案があった場合については、歳入の状況からして、今年度1年間で行う事業としてはちょっと難しいというようなこともヒアリングの中で行うのですけれども、そういう大きな事業については、例えば5年計画で実施しようだとか、今回の小学校の体育館の整備なんていうのはまさにそのとおりなのですけれども、今年度のヒアリングにおきまして、各課から大きな事業が提案されて、それを切ったというような状況はございませんでした。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。確かに限られた予算の中で、どういう成果を残していくか、毎年の積み上げで、先ほど課長おっしゃったように小学校対応で7年間計画を立てるとか、そういう方策も必要になってくるかな。少ない予算で大きい成果を上げるための工夫というのは各課、課長を含め、皆さん考えていただいているかなと思いますけれども、そこにやはりこれからは、この間も町民との意見交換会議会で持たせていただきまして、様々なご意見をいただきました。そこをやはり町につなげていくのも議会の役目かなとは思いますが、そういった部分でやはり積極的に予算化できるものは予算化して、事業の取組をしていただければなということで大まかな流れを確認させていただきました。ありがとうございました。

以上です。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

荒井委員。

○荒井英世委員 これ予算案の概要を見ますと、重点事項として、針ヶ谷委員も言いましたけれども、防災と公有施設管理修繕、それから観光振興と文化財の整備活用というのが大きく出ていますけれども、防災は当然これ町民の大きな要望の一つですから必然的だと思いますけれども、新たに観光振興と文化財の整備活用、これが出てきたわけです。これにつきましては、まちの魅力の発信、それからそれに伴う交流人口の拡大とか、ひいては移住定住、そういったものにつながっていくと思うのです。今後こういったものはすぐには成果を出てこないと思うのですけれども、継続的に実施することによって、成果がどんどん積み上がっていくという感じがするのですけれども、こういった切り口ですけれども、町長としてこういった方向性で今後も推進していくお考えなのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 非常に常に難しさを感じながら、常に考えているわけです。しかし、議員さんも12人いらっしゃって、様々な提案をしていただいているとも思っておりません。我々がやっていることをほじくりほじくりぐらいな、ある意味ではチェック機能、提案機能はほとんど私個人で言えばあまりいただけていないというようなイメージがありまして、それだけ議員さんは気楽だなどという感じは、失礼ながら個人的には思うときもございます。しかし、議会は議会としての役目もあるわけですから、議会の批判よりも自分はどうやっているのだということは常に考えるわけでありまして、先ほどの例えば針ヶ谷委員の質問等にあっても、町長が考えたことぐらいきり事務方はやらないのかとか、もっとはっきり言えばそういう質問なのです。あるいは町長の独断でやっているのかとか、町民の声は聞いていないのかとか、町民の声を一番聞いている

のは私ではないのでしょうか。議会の皆さん10人の意見を聞いていますし、それから日頃そういう姿勢で何よりもいるのが自分だと、それは自負をしておりますから。ただし、聞いても、これは一定程度計画をしなければできないもの、あるいはその年度で、極端に言えば、単年度でやれるものとか分類すればいろいろあるわけでありまして、それらを含め、副町長、あるいは時には教育長、分野ごとに、あるいは毎週の課長会で自分の考えも述べ、あるいは庁内の各課が抱える各種団体の会議から出てくるものとか、全ての網羅を判断をしながら正直やっているということで、これは今皆さん、町会議ではなくて町長になっていただいて、今と同じことが言えるかどうか、頑張っていたきたいと思うのです。外野にいるときと、本当のこと言って、我々は預かっているのですから、批判だけでは済まないわけです。そういうことを踏まえた上でやっているということで、基本姿勢は今後はどうかということですから、私は私の基本姿勢で、そういう姿勢で頑張るということで今までやらせていきました。例えば防災や今年に限っては観光振興とか、もちろん目玉をつくることは簡単なのです。だけれども、今現在たったこれだけのことでも財政的にお金の話を結構使え使えと言いますが、お金を使うには準備も要るし、職員のいわゆるその総合的な力というのかな、力というよりも総合的なパワーだよ、限界があるわけですよ、末端たどっていけば。1つの課とはいっても、だから例えば太田市と板倉町を比較すれば、ほぼ大筋でやっていること同じことをやっているわけですけども、太田市は末端にいても4人や5人、何千人という職場の職員がいるわけですし、そういう意味で小さい行政というのは大変だと、我々も大変だけれども、職員の皆さんも最後はおそらく1人か2人になってしまうわけです。例えば企画財政課、課長は束ねているけれども、どんどん、どんどんこうやっていってこの部分、この部分はそちらでやれ、そちらでやれと、それを事務分掌というわけですが。ですから、1人か2人で上げてきたものは、どちらかというとな非常に狭い。しかも、役場の職員も含めて、もともとがもう経験が実業界から入ってきている人いないのですから。農業、土木、教育何したって、誰もいない。みんな事務屋ができるというだけ。その事務を教え込まなければできないという流れの中で、仕組み的にそんなに下から上がってきているものをただ見ているだけでは、町民の皆さんの要望もこれは全然上がってきていないような形になるなど職員だけでは。なおかつその職員の比率が昔から比較すれば、圧倒的に今の30代ぐらいになるとあれでしょう、やむを得ない、最終的に試験をして採っているのですから、やむを得ないといえはやむを得ないのでけれども、町外の比率が非常に高くなってきている。これも将来心配ということも含め。したがって、我々もそれぞれ各課長にも町民の皆さんの言っていることを自分のこととして、あるいは後輩で、あるいは自分の部下で足りないところは、自分の子供と同じように憎まれずに例えば指導するという場合もあるし、できればそういう形が望ましいのですけれども、憎まれても時によればこうなってもらいたいということを強く言ったり、いろいろそういう意味で全体の資質を上げながら、下の皆さんの言うことをできるだけ吸い上げろということも含め、自分ではこれ以上言ったり、これ以上町長がトップダウンでやると、逆に下の考える力とか、いわゆる自力ではい上がるという力を失わせるのではないかという、そのこれ以上のぎりぎりがどのラインだろうということを常々考えながら、指導者が強ければ指導されるほうは口を開いて待っているだけ。指導者が弱ければ、もしかしたら何とかしなくてはということで、それはどこの町政でもそういうことあり得ると思うのです。思ったほど町長が指示をしない町長、今度はまたそのうち変わるでしょうからですが、私と同じタイプの町長がいるとは思いません。そういったときに職員がどう感じるか、あるいは議員の皆さんがどう感じるか、幾ら求めてもその町長は次の改選までやるわけですからということ

も含め、私とすると最大限の情報収集が基本であるということを含めて、常々考えていますので、例えばこの間の議会の、先ほどいみじくもいろんな問題が出たと言っていますが、それは逆に我々自身にも、議会が批判されていることでなく、我々に同じく我々も言われているような考え方で、しっかりと受け止めるということを含めて、そういった話も課長会議等々にも申し上げておまして、例えば防災についても観光振興についても先ほど言った少子化対策についても、やっていることはあらゆる方向から考えて、郡内でも少子化対策、あるいは福祉的にも決して薄くはないと。でも、やればやるだけ効果があるかもしれないし、やっても効果が出ないかもしれない。それは例えば子供はお金で産むのかどうか。愛情がなくてもお金さえ出せば子供を産んでくれるのかどうかとかしよっちゅうそんな話をしておりますし、それはいわゆる条件を整備するということはお金がかかることですから、条件を整備すれば子供が生まれるというのだったら簡単だと思っています。傾向としては、成熟した社会で充実した対策が取られれば取られるほど、少子化の傾向は強くなるという方やそういうものもあるわけですよ。先進国は子供の数が少なく、発展途上国は10人でも20人でもつくって。だから、本当の笑い話ではないですけども、少子化を克服するのに、空き家をどうするからいわゆる若い人たちに昔ではなかった補助制度を幾ら入れても、果たして子供が生まれる保証があるかどうかなどということも含めて、新聞記者ともセクハラすれずレパワハラすれずレの話まで正直させていただいております、それらの総合的な形で、課長、あるいは予算の関係で言えば、副町長、あるいは総務課長、財政課長等々と相談をしながら、大筋で予算を立てるということです。いずれもやればやるほど移住定住が進むのだろうと思うという先ほど荒井委員言いましたけれども、対策を立ててもこの地域で移住定住が進むのだろうかという、本当のことを言うとそういう疑問も正直思っています。この地域の一番ハンディは何なのか。明和町、千代田町との差は館林市の差は何なのか。若者はこの町を離れる理由は何なのか。千代田だって、明和と板倉だってそんなに医療の数も変わりません。板倉のほうが個人の開業医も多いし、もちろん最盛期から持てばお店の数は相対的に減り、いわゆる総合的な大型スーパーが2店舗にはなってしまうんですが、明和見たって、千代田見たってみんなそういう傾向でしょう。そういうものでは多分ないだろうと私は思っていますが、いつも話をします、右手で幸せになる追求をしながら、左で不幸にならない追求をするわけです。不幸にならない追求というのは、その話を考えないと不幸になってしまう可能性があるのですよ、それは我が町で言えば防災。防災の話のをこれほどやっている町がほかにないのです。もっと言えば、あるとすれば、例えば私は常に比較しているのが、境町、あそこもほぼ100%水没する町です。例えば何が違うかということ、町長も年が若いし、若い町長がやっているということ、橋本君という。だから、発想がまず違うのかどうか。それから、ふるさと納税一つしても、最近千代田町なんていうことを言っているけれども、あれはご承知のとおりサントリービールの関係だけですけども、境町は米とか普通のおおむね一般の町で特色のない町と同じような町で、ふるさと納税を何十億円、日本でも指折りの上げている。それももう3年も4年も前から研究させていますよ、まねできるものにしなさいとか、一応同じ条件、同じ規模、同じ例えば悩みを持つ町を常に比較を見て、比較をしているということと、また全く逆のこの間みたいに観光事業などを展開をするときは、本当は全く違う、この間質問も出ましたけれども、延山君か何かから。周りの近隣たって同じような条件の町で、周りから魅力があるのかどうか、それよりも遠くから引っ張ったほうがとか、そういったことも当然考えるわけですが、この間はこの間で、その観光事業についてはまずは第1回目失敗はできればできないと。だけれども、失敗、成功の分岐点はどこにあるのか。そうすると、

計画したに対して応募率がまずは一番だろう。応募率ということになれば、どのくらい逆算して求められるかとか、いろんな計算もしながら、この間お話ししたような内容で、成功したいがために取りあえず今回は逆に日頃付き合いのある中から、義理や人情やお付き合いの延長線上まで、多少含ませながら、1つの事業を初めてやるのにご協力もいただきたいということも近場だからこそ言えるし、いろいろ、次はさらに広げていくにはどうするかとか、常に物事はそういうことをやっているわけでありまして。いずれにしても、何をやるにもこうやったら間違いなくこうなるという結果が見えているものであれば、どこの町も誰もが間違いなくそれをやればいいのですが、少子化対策、あるいは空き家対策、騒いでる割合に実態はどのくらいを分岐点に成功か不成功かということを行っているというのも、私が読んでいる限りは九州のほうのある市が年間で何千件というそういう空き家が発出してくるのに、10件ぐらいで仲人が成立できれば、それは日本の国の中で、我々が読む専門誌、町長が読む専門誌の中で紹介されてくるのですから、それが成功例の、隠れてその裏にもう少し大きい成功例もあるかどうか分かりませんが、そんなものだとすることを考えるとき、幾ら騒いだってそんな簡単に結果なんか出てこないのだろうと。まずもっと言えば、皆様方が自分の子供、空き家を出さないために努力をしていただくことが一番いいのです、俺んちも含めて。だけれども、せがれが親と一緒に同居したくない、古いうちには住みたくない、新しいうちを造って、古いうちは親が住んでいればそのうち空き家になってしまうのです。それをどうお考えとくかこちらが聞きたいとか、空き家を、古くなったうち、臭いがついて、非常に古臭い、中には非常に少数ですが、昔の生活に魅力を持ってわざわざ水洗トイレがあるけれども、外行ってスコップで穴を掘って排便もしてみたいなんて人も世の中にいますから。という、本当の少数に限ってを我々は対象にはできないということも含めて、そういう意味では、その地理の面も含めて、完全な山間地とか、完全な都会とかでない本当の中間的な、言い換えると何度もあるけれども、特別の魅力がこれは、これだけは特別というのが割合少ないところが比較的、それが最も多数なのですが、ふるさと納税でも何でも苦しんでいるというところでもありましょし、少子化対策も何も近ければ近くへみんな子供は東京へ憧れて都市化で出ていってしまいますが、いつか青木秀夫議員が人間は本能的に下から上へ登る、コイみたいな魚みたいな本能持っている、それは事実だと思っておりますが、それも、でも否定はできませんから、板倉町から館林行くことを望んでいる人はいても、館林から板倉に来る人が何人いるか調査せよということも言ったこともあります。そういう総合的なものが絡んだ上での決断で、なおかつ限りがあり、お金を一気に使えといってもマンパワーが足らなくて使えない、要するに使うことの設計もできていけないという場面もあったり、そういう意味では苦しみもそれなりにあるのだということもご理解いただきながら、それでもあれは駄目、これは駄目と言っているのでは、それ町長の腹の中を聞けばそんなことやって意味はないだろうと思うとかということ、多分いっぱいみんなの前で言うと。だけれども、そんなこと言っていたら、では、あんた何のため町長やっているのと言われますから、可能な限り、失敗もすることも恐れずに、お金も、だから慎重に皆さんに会議にかけるといことで、私は多分近隣の町長の中でも私ほど見かけは体形が腹が出っ張っているからどう見るかは別としても、民主的で人の話は基本的にはよく聞くほうだろうと思っておりますし、決断はどちらかという早いほうだというふうにも思っております。そんなことも含めて、ご不満の点はいっぱいあろうかと思いますが、そういう意味では意見を聞かせていただきながら、足りないところは伸ばしていき、でも幾ら言われても、それは議会の多数の皆さんがそう思うかどうかもしっかりと形成をした上でということが、例えば配付してもよろしいのですが、板倉町

の財政の、いつも言われますが95%でもまだ余ってなんて話がいつも今村議長から出ますが、郡内も昨日調査をさせましたから、その前に何回も調査ぐらいすると言っているのですけれども、見れば一目瞭然、特別板倉町が変わったことやっているわけでもないし、お金をためようと思って大幅にカットしているわけでもありません。でも、変わったことをしてまでお金を使えと言うのだったら、皆さんに責任を取ってもらってやりますよということで、例えば保育園の関係なんかも確かに指摘のとおりも、調査活動をするとかしないとか2年ぐらいも言っていますから。だから、そろそろ本格的にということで、この間一歩前進したというか、ほとんど議員さんのご指摘のご想像のとおりで進ませます。できれば今年1年ぐらいの中で、調査活動、そして新しい検討委員会と名前つけるか、名前はいずれにしても、そういった着手をし始めるところまで持っていければなというこの間お約束もしたつもりでもあります。そういう意味で、例えば、長くなりますが、おととい川場村へ村長が今度4月に選挙なので、私を慕って、3年前、4年前に来ていただいたので、ピラを届けてきましたが、川場村は40億円の庁舎です。板倉の人口は半分ぐらいだと思うけれども。あれば何でもできるのです。だけれども、うちの町はニュータウンも幾ら努力してもいっばいにならない、大学も逃げていってしまう、それは町長が腕が悪いとか言えばそれで一言で終わるかどうかわかりませんが、本当に努力はしていないということではないのです。全て県からの資料も、必要があれば見せますけれども、県とのやり取りも含め。ということで、地域的な問題もあったり、まねをしたくてもできない部分もあったり、かといって、吉岡村、榛東村、我が町がこの庁舎を造る前に議会で視察に行きましたが、その時点で榛東村も20億円ぐらいの庁舎を造っていますが、やっぱり節約し、ある程度そのほかのものも造らなくてはならない、小学校も保育園もやれ何もかれもというのがあるから、40億円の庁舎も造らず、20億円でも使い過ぎなんて言われていますけれども、そういう財政運営をさせていただいているところでもあります。ぜひそういう意味では、気に入らなかつたら、自分で町長立候補してやっていただきたいというふうに思うところも正直あるわけです。そういう意味では、役場の中も町長が独裁でなんてやれば、職員はみんな後ろ向きになってしまいますし、そんなこともない、おかげさまで十何年か勤めさせていただいていますし。一つ一つ着実に計画はしたものは実現もさせていただいているということも含めて、そういう意味では、ただどちらかというところでもトップダウンのほうが強いかな。それは、やっぱりそういうふうにしてきてしまったのかなという反省はあります。だから、トップが強過ぎて、自分の考え方を先述べてしまうと、意見が出ないみたいなものがあるでしょう。黙って黙って我慢して、何も言わずに自分の力は抑えておいて、皆さんに好きだけ言わせた後に言わせるというのが、もしかしたら力のない人を育てるという方策かもしれませんが、それには時間も必要だし、待つてられないということもあるわけですので、今は自分で納得のいく形でやらせてもらっています。全然答えになったかどうか分からないけれども、そういう意味では、全て最終的には今の現状よりも少子化の問題も移住も、あるいは定住も含め、減ることを喜んでる人は誰もいない。一番真剣に考えているのは、だって、あれ、町長悪いのだと言えばそれで一言で片づいてしまうから。それを言われたくないために、できるだけ対応を頑張っていますが、ご承知の状況の結果であるということで、それを政策が悪いとかと言われれば、それはそれでいい政策を提案していただければよろしいと。提案権も全て議員さんも持っているのです。12人の頭もあるし。ぜひよろしく願います。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 政策的に悪いとか不満等があるという形ではなくて、今回の観光振興と文化財の整備活用、

これ新規事業として入ってきたわけですね。これは、今後の切り口としては、継続する事業としては評価しているわけです。ですから、そういった意味で、例えば板倉町のいろんな魅力の発信の部分とか、交流人口の拡大、そういった部分でこういった事業は今後も継続していくのがいいのではないですかという形なのですけれども、その辺で町長の姿勢を聞いただけです。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 端的に言うと、平地観光というのは、この二、三年か、もしくは四、五年ぐらいが、言われ始めて10年ぐらいたちますけれども、平地観光。それは、やっぱり日本の国が基本的にはもう八方塞がりになって、内人も駄目、外人も駄目みたいな流れの中で、苦肉の策として平地観光振興策を、例えば時の政権の都合でという見方もあるのです。どこの町も同じようなことをやっているわけですから、桜堤と同じかなと考えているのですよ、私は。だって、さっき言ったように、うちの町が観光振興を、今荒井委員には評価をさせていただいていますけれども。バス1台だって集まるかどうか分からないところから出発するわけでしょう。ほかに栃木県なんか何もしないうって昔からの徳川家康がつくった、今の人がやったものではないよ、あれ。だけれども、そういう群馬の草津、みなかみ、伊香保、あれ今の政治家がみんなこうなるだろうとつくったものではないわけ。ですから、もともと出発点も違う流れの中で、もともとそういう恵まれたところが観光地と称されてきたのを、平地観光で特定のところだけが栄えたでしょうがないから、国民の目を、その最たるものが例えば川越とか、平地でも城下町があったり、割合に東京から近い距離の中で散策で日帰りで帰れるとか、そういったものが各地に広がればよいという国の政策が平地観光、それによって例えば散策コースの中でお店寄ったり、またそば屋がもうかる、カレー屋が売れる、ソフトクリーム屋が売れるみたいな形で、絵図面を描いてあるのだらうと思っていますけれども、私はそんなに期待もしていないし、だから、そう言う町長失格になってしまうかもしれないけれども、全部が観光地になるなんてあり得ない、普通一般論で言えば。それを政策がこうだからというので、国や上のほうのつくった政策に踊らされて、みんなそういうふうになるのかなということで、同じようなことやっていたら、むしろ全く桜堤と同じで、自分ちの桜堤はいっぱい金をかけて植えているのに、地元の観光、住民はどこ行きます。人んちの桜見に行くのでしょうか。だから、狂っているということなので、歯車が。という感じを正直思っています、ただ、今回観光地振興等にスポットを当てたというのは、最低限の人んちに比べると、自慢できるようなものが雷電神社と天神様とあと何だかだと、その道に荒井委員さんなんかはその道に非常に深いものもあるから、いや銅鏡があるの埴輪があるの、いろいろそれはその人にすれば、ほかの町に負けないものがいっぱいあるとは言っても、観光バスで見てみるかまでのものではこれはまだ今の時代ではないというふうに考えています、そういう意味では観光の振興の材料は非常に少ないけれども、何でもみんながやっているのに何もやらずに、何もならないのでは町長の資格はないじゃんということも含め、だからやれることをやってみようということで、特にここ最近見ていると、新しいものは育てようとしているのだけれども、古いものはどんどん、どんどん捨てているわけですね。捨てるって言ってはあれなのですが、忘れてしまっていると。そういう意味で、時折例えば貝塚の管理人の飯塚さんのところなんか私もちろんご縁もありますから、寄ってお茶なんか飲みよると、町長、こうだあ、板倉町の将来をももちろん必要だけれども、過去も同時にしっかりと守っていかないとというようなことも含め、一部も共鳴するところもちろんありましたので、やっぱりそんなこともひっくるめて、取っかかりとして、まず例えばこの間言った大きなお金がかけられな

いのだよ、あそこは。くぎ一本打てないのだから。ですが、その流れの中で、可能な範囲で知恵を使って、極端に言えば三県境ぐらいなものだと思っているわけ。行ってみたら、この先の山が、山の中ちょっと入って行って、この下に埋まっているのかと想像するだけ。だから、写真でできるだけそういうものを過去の写真を使って提示せよとか、精いっぱい努力した形ということで、そういったものをずっとこの10年、そんなに芽生えもしないと思うけれどもなという、この地域で幾らか頑張っても観光振興についても、でもしっかりと手をつけてみようということも含めて、そういうことで始めた。だから、これをずっとやるとも思っていない、私は。私はもうそれよりも、ずっとやってきているから。今までやるのだったらもうとっくに、第一優先型で。だからこれから新しい町長でも出てきたら、第一優先を何するのか。それで、町民が遺跡だけで食っていけるのかどうかとかいろんな批判が出てくるわけですから、それはそれでやっていただきたいと思うのだけれども、そういう意味では当面今年は大い形として、防災も、だってこんな防災だってやらなくても済む町はいっぱいあるから。圧倒的にやらなくても済む町が多いでしょう。でも、板倉町はどんなに人口が減ろうが、だからよく言うのです。防災の話をする、自分の子供もうち造るときは、父ちゃん、俺館林に造りたいよと言うのではないんかねと。それを止める方法があるのだろうか。保育園を造れば子供がこの町へ残るかどうかわからない。これは、そういうレベルではないと思っていますから。とか、でもそれを言っていたのでは始まらないから、可能性はできるだけ追求するという、保育園も新設ももうそろそろ時期だからしょうとか、そういう判断に至っているところであります。1人でしゃべっていて時間がなくなってしまうから、一応これでやめますということで、できるだけ続けながら、また古いものもちゃんと出していくと。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございます。

青木委員。

○青木秀夫委員 この間、予算審議の中で、今村議長からちょっと提案というのか、指摘があったのですが、それでも、それでそのときに、これは都市建設課からいただいたのかな、大規模指定既存集落の図面と、そういう指定集落内の建物の要件という。その中に工場とか事務所とか、あるいは倉庫、店舗そういったものを建設可能だという資料頂いたのですが、その辺のことでちょっとお伺いしたいのですが、確かに工業団地を造成するとか、そういったものはなかなか難しいし、時間もかかると思うので、できればこの小さいことなのでしょうけれども、こういったことも各自自治体の裁量で、前向きに運用すれば可能な部分があるようにこれ見受けられるのですが、できるだけこの指定集落内の建物など、小規模であっても、1つでも2つでもできれば、これは町の活性化になるわけですから、またいつも言う多少なりとも税収のアップにもつながっていくわけですから、ぜひこういうものは、この間今村議長がかなり詳しく職員の方に質問して指摘されたので、重複するのですが、ぜひ今村さんが指摘したように、これを前向きに運用するという考え方を、これ自治体の裁量権でこれかなり右にも左にも行くのかなというふうに私は思っているのです。ですから、ぜひこれ前向きに運用してもらって、1つの2つでもこの小さな工場でも店舗でもできるような形で進めていただきたいなと思っております。

それともう一点、ついでに指摘して、指摘と言ってもは大げさになりますけれども、あそこの産業団地も倉

庫などがぼつぼつ完成して運用されるような、大型倉庫のような見受けられるのですけれども、そうしますと、やっぱりこの大型のトラックが出入りが増えてくると思うのです。そこで、皆さん、感じていることだと思うのですけれども、354の小保呂の信号のところですか、あそこの信号の改良、あれはもちろん国道で県道ですから、町道ではないですけれども、おそらく大型車がいろいろあそこへ出入りするようになると、あのところが渋滞というか、いろいろ問題が生じてくるのかなと思うのです。それを改良するとなると、また5年、10年先の話になってしまうので、その辺の群馬県に働きかけて、早めに改良するように働きかけるということをひとつ努めていただければと思うのです。必ずあそこのところは、大型車を進入禁止でもすれば別ですけれども、しない限り、それぞれの運転士が近道したいということになると、あそこ……

○亀井伝吉委員長 個別的な意見になりそうなので、簡単にまとめてください。

○青木秀夫委員 その辺のところも考えていただければと思うのですが、その2点簡単に答弁いただければ。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 都市建設課のヒアリングのときに、今村議長から都市計画推進事業とはということでご案内があったということと、それらをいいあंबいに事業して、今の現状打破の、ニュータウンは別として、大規模集落地で対応ができるようなところについては、真剣に検討したいわという問題提起をいただいたということは承っております。正直言って、大規模指定集落地の指定とかそういったものに対して、私も正直これ初めて聞いた言葉なのです。そういう意味では、町長としていかなものかというふうに批判をされることも当然承知をするわけですが、担当課長やそれらは、中里副町長等々についてはこの道のもちろんプロで来たわけですから、当然そういったことも含めて、可能性というのは常に考えているのだろうと思っています。その一例としては、例えば板倉の川入東の土地改良、あれは土地区画整理かな、そこら辺なんかだっって、例えばもしかしてあそこら辺に進出してみたいというようなお話があれば、可能なかどうかとか過去もちろんこだわらずにいろんな可能性を、原宿の24区の前辺りもどうかとか、いろいろ、そのほかにいわゆる今のニュータウンの企業用地がおおむね決着がついたら、次はどこを開発予定地にするのかというのは、私の就任時点から点線に入れてあると、それはもっと具体的に言えば粕谷のほうとか、北側とか、何か所かそういったものもつくってあるのですが、いずれにしても、役場の跡地にしても、役場の跡地はけりがつきましたですけれども、ニュータウンそのものが売り切っていないという今までの経緯もありましたし、例えばセブンイレブンが進出したいとあって、新セブンイレブンもオーケー、地主もオーケー、だけれども県が許可しないとか、ニュータウン外でもいっぱいそういう用地もないことはないということ承知をしておりますが、たまたまセブンイレブンなどは進出意欲があったということも含め、そういった物色は何回かしていながら、出来上がった形は当初の入ったときの形でなく、違う場所をやむを得ないから造ったとかいろいろあって、都市計画の指定集落地の指定ということがどういうふうに今のニュータウンの状況と整合性が取れるかということについては、多分何らかの問題点はあるのかなとは思っておりますが、今までも特別そういった指定の集落地ということであったかどうかは別にして、企業があそこら辺に進出したいということについては、その企業さんとお会いをしてできる限りの対応をしているということでもあろうかと思えます。例えば原宿でいうと旭光精密、その近隣の農地を一緒ににじみ出しで売り地を広げること、町もサインを表して、一緒に目的が達成するような法的な力添えもしてきたということもありまして、これからご承知のようにニュータウンももう少しということまで来ております、面積が相当まだあるのですけれども、線路

沿いが。ですが、これもそこそこの今商いのテーブルにのっている部分もありますので、それらと並行しながら、こういったものをどのようにさらに使い勝手をよくするにはするべきか、法的整備とかそういうものがさらに必要ないのかとか、町としての整備や法的整備みたいなものはどうするのかということも含め、一番得意分野で今村氏も過去企画課長等もやられて、そういったものが一番たけていると思いますので、引き続き助言をいただいて、板倉町のために尽力をいただければというふうにも思って、こういう初めて聞く名前だけでもということで恥ずかしながら、そんなところでは承ったということでもあります。また、だからこれが終わった後、これについては担当課長や副町長とも検討を加えたい。あんた、副町長で知っているのだから、あんたも答弁があったら答えて。大規模集落地だ。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 この間の今村議長からの質問に関してですけれども、いずれにしてもおっしゃるとおり、これからの人口減少等の時代が続くわけですから、そういった面ではこの辺の土地利用等についても、町も何らかの方針なりを出さなくてはいけないかなというふうにも思っています。ただ、やはり大規模指定集落といえども、一定の要件がありますので、何でもできてしまうというわけでもないですし、中学校区内に在住在勤の期間が10年以上とかそういった条件もありますから、そういったものを踏まえて、可能なものはそこに立地ができるのだろうということもあります。そういった事例が出てくれば、町としても可能な限り支援をしていく必要があるのかなというふうにも思っていますので、その点をご理解をいただきたいと思いません。

以上です。

○亀井伝吉委員長 以上で質疑を終結させていただきます。

議案第14号 令和5年度板倉町一般会計予算について採決を行います。

原案のとおり採決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についての総括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 質疑を終結いたします。

議案第15号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計予算についての総括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 質疑を終結いたします。

議案第16号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

原案のとおり可決するものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和5年度板倉町介護保険特別会計予算についての総括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 質疑を終結いたします。

議案第17号 令和5年度板倉町介護保険特別会計予算について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計予算についての総括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 質疑を終結いたします。

議案第18号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計予算について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総括質疑を、また委員会採決を終了いたします。

なお、ただいまの審査結果につきましては、定例会最終日の17日の本会議においてご報告申し上げます。

○閉会の宣告

○亀井伝吉委員長 以上をもちまして予算決算常任委員会を閉会いたします。

ご協力大変にありがとうございました。

閉 会 （午後 0時00分）